

第6次NACCS詳細仕様 中間報告（案） 参考資料

参考資料Ⅰ．更改専門部会・WG開催実績



Ⅰ-1．航空更改専門部会及び合同WGにおける検討項目一覧①

	開催日	議 題
第3回 更改専門部会	平成26年8月1日	・第6次NACCS入札結果について ・第6次NACCS詳細仕様検討項目について ・仕様検討の進め方について ・今後の予定（スケジュール）について
第8回 合同WG	平成26年8月27日	・利用者ID体系の見直し＜1＞ ・NACCS専用口座廃止 ・輸出入申告業務における多欄数化 ・航空保安基準（KS/R A）対応について ・クレームノーティスのシステム化について＜1＞ ・eAWBの現状とNACCS対応について
第9回 合同WG	平成26年9月29日	・納期限延長におけるリアルタイム口座対応 ・通関士審査業務の新設＜1＞ ・見本持出し関連業務の見直し＜1＞ ・1MAWBあたりのHAWB件数の拡大（輸出・輸入）＜1＞
第10回 合同WG	平成26年10月21日	・利用者ID体系の見直し＜2＞ ・WebNACCS対象業務の変更 ・事項登録業務・確認業務の追加＜2＞（通関関連） ・海上システムにおける航空貨物取扱の廃止
第11回 合同WG	平成26年11月14日	・SWの検討結果報告 ・SIR/I V A関係 ・損害保険業務のシステム化 ・輸出入申告における入出力項目の見直し ・輸出取止め再輸入手続きのシステム化 ・事項登録業務・確認業務の追加＜3＞ ・1MAWBあたりのHAWB件数の拡大（輸出・輸入）＜2＞

I-1. 航空更改専門部会及び合同WGにおける検討項目一覧②

	開催日	議題
第12回 合同WG	平成26年 12月11日	・第6次NACCSにおける接続処理方式等について ・端末パッケージソフトの改善 ・パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了 ・第6次NACCSにおけるバックアップ機能 ・添付ファイル最大サイズ及び最大電文長の見直し ・特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化 ・通関書類の添付対象申告手続きの見直し ・蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（海上のみ） ・廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等 ・ドキュメント通関（輸出入）のシステム化 ・ジョイント入力の廃止 ・スプリット扱いとなる輸入混載貨物の搬入確認業務の見直し ・個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件 ・クレームノーティスのシステム化について<2> ・1便あたりの旅客数の拡大 ・スプリット便数の拡大（輸出・輸入）
第13回 合同WG	平成27年 1月15日	・利用者ID体系の見直し<3> ・ダイヤルアップ回線の提供終了 ・第6次NACCSにおけるセキュリティ対応 ・システム制限値（データ保存期間）の変更 ・通関士審査業務の新設<2> ・LDR単位の搬入総個数の表記 ・詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件
第4回 更改専門部会	平成27年 2月3日	・第6次NACCS詳細仕様（案）について ・今後の予定（スケジュール）について

I-2. 海上更改専門部会及び合同WGにおける検討項目一覧①

	開催日	議題
第3回 更改専門部会	平成26年 8月1日	・第6次NACCS入札結果について ・第6次NACCS詳細仕様検討項目について ・仕様検討の進め方について ・今後の予定（スケジュール）について
第8回 合同WG	平成26年 8月28日	・利用者ID体系の見直し<1> ・NACCS専用口座廃止 ・輸出入申告業務における多欄数化 ・事項登録業務・確認業務の追加<1>（海上保税運送申告）
第9回 合同WG	平成26年 9月30日	・納期限延長におけるリアルタイム口座対応 ・通関士審査業務の新設<1> ・見本持出し関連業務の見直し<1>
第10回 合同WG	平成26年10月21日	・利用者ID体系の見直し<2> ・WebNACCS対象業務の変更 ・事項登録業務・確認業務の追加<2>（通関関連） ・海上システムにおける航空貨物取扱の廃止 ・見本持出し関連業務の見直し<2> ・B/L番号体系変更時のRSSO1業務の実施可能化
第11回 合同WG	平成26年11月14日	・SWの検討結果報告 「SIR/IVA関係」、「損害保険業務」、「ACL関係」、 「CY搬入・危険物明細書」、「港湾統計」、「入出港<1>」 ・輸出入申告における入出力項目の見直し ・輸出取止め再輸入手続きのシステム化 ・事項登録業務・確認業務の追加<3> ・貨物重量項目の桁数拡大 ・1B/Lにおけるコンテナ本数の拡大 ・汎用申請手続きの個別業務化 ・保税運送承認番号の複数件入力

I - 2. 海上更改専門部会及び合同WGにおける検討項目一覧 ②

	開 催 日	議 題
第12回 合同WG	平成26年12月11日	・第6次NACCSにおける接続処理方式等について ・端末パッケージソフトの改善 ・パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了 ・第6次NACCSにおけるバックアップ機能 ・添付ファイル最大サイズ及び最大電文長の見直し ・特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化 ・通関書類の添付対象申告手続きの見直し ・蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（海上のみ） ・廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更等 ・業務名称の変更 ・SWの検討結果報告 「入出港＜2＞」
第13回 合同WG	平成27年1月15日	・利用者ID体系の見直し＜3＞ ・ダイヤルアップ回線の提供終了 ・第6次NACCSにおけるセキュリティ対応 ・システム制限値（データ保存期間）の変更 ・通関士審査業務の新設＜2＞ ・B/L番号の入力仕様の見直し ・詳細仕様検討の結果実施しないこととした案件
第4回 更改専門部会	平成27年2月3日	・第6次NACCS詳細仕様（案）について ・今後の予定（スケジュール）について

参考資料Ⅱ. 第8回WG提案資料

- Ⅱ-1. 利用者ID体系見直し＜1＞
- Ⅱ-2. NACCS専用口座の廃止
- Ⅱ-3. 輸出入申告における多欄化
- Ⅱ-4. 航空貨物保安制度改正への対応
- Ⅱ-5. クレームノーティスのシステム化＜1＞
- Ⅱ-6. e-AWBの現状とNACCS対応について
- Ⅱ-7. 事項登録業務の新設＜1＞（海上保税運送申告）

1. 利用者ID体系見直しの概要

- ✓ 現行（第5次）NACCSにおいて、利用者ID体系は「利用者コード5桁」＋「利用者識別番号3桁」の8桁となっているが、以下の理由により将来的には発給可能な利用者IDが枯渇する懸念がある。

- 先頭2桁の営業所コードの枯渇
- 出港前報告制度による海外利用者の増加
- APSのweb業務のみを行う利用者（webAPS利用者）への対応



- ✓ このため、次期（第6次）NACCSにおいて、利用者IDの桁数の見直しを行い、10桁体系に変更することで、将来的に発給可能な利用者IDが枯渇しないようにする。

II-1. 利用者ID体系見直し<1>

2. 現行の利用者ID体系

(1) 現行（第5次）NACCSにおける利用者ID体系

- 利用者ID（8桁）＝ 利用者コード（5桁）＋ 利用者識別番号（3桁）
- 利用者コード（5桁）＝ 営業所コード（2桁）＋ 企業略称（3桁）

1	A	N	A	C	0	0	1
枯渇する懸念あり							
営業所コード (2桁)		企業略称 (3桁)			利用者識別番号 (3桁)		
将来的に枯渇する可能性あり							
利用者コード (5桁)							
利用者 I D (8桁)							

- ✓ 営業所コード（2桁）は、現行（第5次）において枯渇する懸念がある。
- ✓ 利用者コード（5桁）は、将来的に枯渇する可能性がある。
- ✓ 利用者識別番号（3桁）は、現行（第5次）において不足はない。

(2) 出港前報告制度 申請者ID体系

A	A	N	N	N	N	N	N
英大文字固定 (JJ JE等)		数字（3桁）			固定（001&Y01）		
申請者 I D（8桁）							

(3) WebAPS 利用者ID体系

A	A	A	N	N	N	N	N	N	N
英大文字固定 (PQW 又は AQW)			※	通番（6桁） (000000～999999)					
利用者 I D (10桁)									

※ 振分記号（1桁）
A～Z

3. 次期利用者ID体系（案）

（1）第6次NACCS 利用者ID体系（案）

- 利用者ID（10桁）＝ 利用者コード（7桁）＋ 利用者識別番号（3桁）
- 利用者コード（7桁）＝ 営業所コード（3桁）＋ 企業略称（4桁）

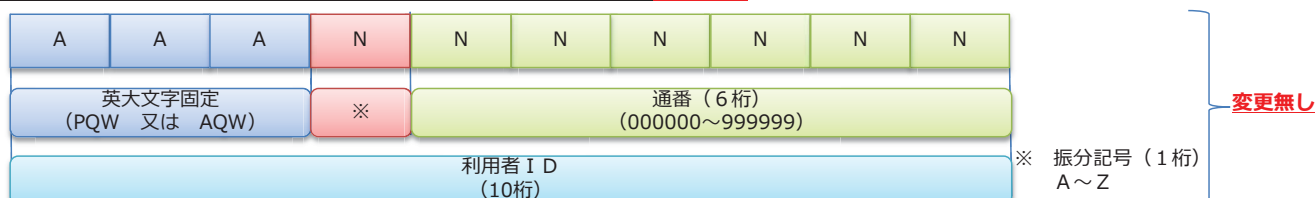


- ✓ 枯渇する懸念がある営業所コードを2桁→3桁、企業略称を3桁→4桁、利用者コードを5桁→7桁へ拡張することとする。
- ✓ 現行NACCS利用者が次期NACCSを引き続き利用する場合は、現在の利用者IDの継続利用を前提として、システム移行時に、上記のとおり現行営業所コード（2桁）と企業略称（3桁）の間に全て **A 1** 等の固定値を埋め込む形でデータ移行を行う。
- ✓ 関係省庁様の利用者IDについても10桁化が必要となるが、具体的な体系や移行方法等については、個別に対応する。

（2）第6次NACCS 出港前報告制度 申請者ID体系（案）



（3）第6次NACCS WebAPS 次期利用者ID体系 ← 変更無し



4. 利用者ID体系変更等に伴う影響について

(1) NACCSヘッダの構成変更

利用者ID体系の変更に伴い、NACCSヘッダの構成を下記のとおり変更します（EDI仕様書の変更）。

項目名	変更前		変更後	
	桁	位置	桁	位置
制御情報	3	0	3	0
業務コード	5	3	5	3
予約エリア	21	8	21	8
利用者コード	5	29	7	29
識別番号	3	34	3	36
利用者パスワード	8	37	8	39
予約エリア	174	45	174	47
電文引継情報	26	219	26	221
予約エリア	8	245	8	247
入力情報特定番号	10	253	10	255
索引引継情報	100	263	100	265
予約エリア	1	363	1	365
システム識別	1	364	1	366
予約エリア	27	365	25	367
電文長	6	392	6	392
デリミタ	2	398	2	398
合計	400		400	

(2) その他

利用者ID体系の変更に伴い、メールボックスID等の変更も必要となるが、これら利用者ID体系変更に伴う影響については、次回以降のWGにおいて提案する。

II-1. 利用者ID体系見直し<1>

5. DI用利用者IDの廃止

(1) DI用利用者ID

ダイレクトインターフェース方式（航空）では、自社システム側で電文（情報）の振り分け等を可能とするため、利用者からの要望に応じて、NACCS利用者コードとは別にDI用利用者IDを払い出している。自社システムからはDI用利用者IDでログインし、NACCS側で本来のNACCS利用者コードに変換のうえ業務処理を行い、再度、DI用利用者IDに変換して送信を行う機能を提供している。（EDI仕様書「付録6. 各種コード（3）DI用利用者ID」を参照のこと）

(2) DI用利用者IDの廃止

第6次NACCSでは、ダイレクトインターフェース方式を廃止することから、これに併せて、DI用利用者IDの提供及び利用は廃止する。

6. SMTP用利用者IDの廃止

(1) SMTP用利用者ID

SMTP双方向方式において、前述の「DI用利用者ID」と同様の用途に使用することを目的として、「SMTP用利用者ID」の提供及び利用を可能としている。（EDI仕様書「付録6. 各種コード（4）SMTP用利用者ID」を参照のこと）

(2) SMTP用利用者IDの廃止

これまでの第5次NACCSのシステム稼働期間中、SMTP用利用者IDの提供及び利用の実績はない。また、第6次NACCSにおいても、特段本機能の必要性は認められない。については、第6次NACCSでは、SMTP用利用者IDの提供及び利用は廃止することとしたい。

1. NACCS専用口座の廃止

NACCS専用口座について、以下のとおり見直しを行う。

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	NACCS専用口座の廃止	
2. 現行仕様	関税等の即納における納付方法は以下の4種類となっている。 ・直納 ・MPN利用 ・口座振替（専用口座） ・口座振替（リアルタイム口座）	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	・銀行利用者の事務負担、銀行システム維持管理費等を軽減させる。 ・リアルタイム口座振替による納付が増加してきている。 ・リアルタイム口座振替に対応する銀行が増加してきている。	
4. 次期仕様	納付方法のうち、口座振替（専用口座）を廃止する。	
5. その他	平成28年度末までに専用口座を廃止する方向で検討する。	

II-2. NACCS専用口座の廃止

2. 口座振替方式の現状（1）

（平成26年8月20日現在）

	専用口座振替	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	昭和53年8月	平成20年10月
対応金融機関	銀行：48行61支店 ⇒ 44行55支店	銀行：45行全支店 ⇒ 60行全支店 信用金庫：0信用金庫 ⇒ 194信用金庫
サービス提供時間（最大※1）	年中 06：00～21：00（※2）	年中 00：00～24：00（※3）
入出金	入金のみ可（出金不可）	入出金可
口座用途	NACCSによる関税等納付のみ	一般口座のため、NACCSによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	翌日反映	即時反映
領収証書	発行可能	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略（NACCSから振替完了通知書の出力が可能）
各方式に対する評価	口座への積増しの反映が翌日等、一部機能において利便性に劣る	口座への積増しが即時に反映される等、総じて利便性に優れる

※1 NACCSが提供している時間帯の中で最長の時間帯を掲載。

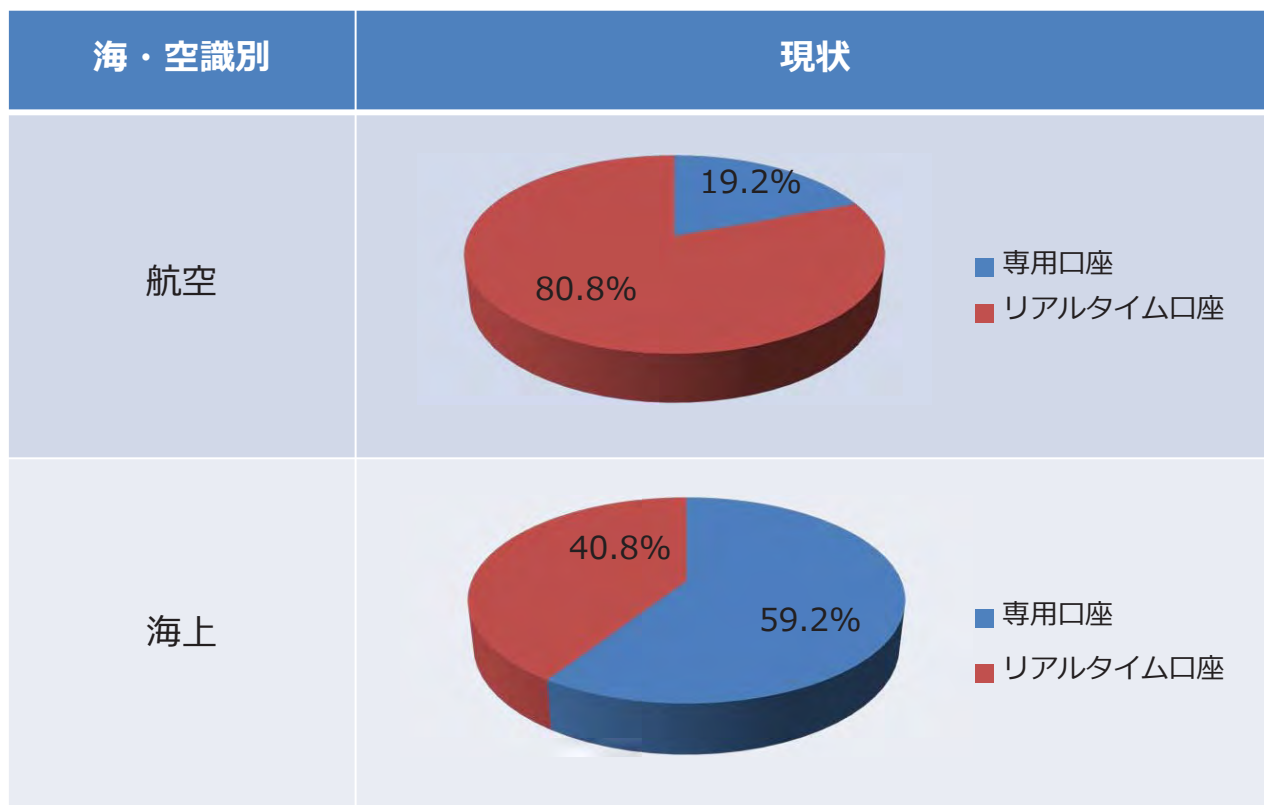
※2 銀行グループ毎に異なる。

※3 銀行毎に異なる。また、以下のMPNのサービス時間外を除く。
1月1日 20：15～1月2日 05：40
6月、9月の第3日曜日 00：00～05：40

2. 口座振替方式の現状（2）

NACCS専用口座とリアルタイム口座使用実績比率

（平成26年5月19日～7月31日実績）



Ⅱ-2. NACCS専用口座の廃止

3. 専用口座振替廃止のメリット

専用口座振替を廃止することによって、以下のメリットが考えられる。



4. オンライン業務・管理資料の廃止

専用口座振替を廃止した場合、以下のオンライン業務、管理資料が廃止される。

○廃止対象オンライン業務

業務コード	業務名
I B A	口座照会
P A Y	ペイメント情報照会
B A A / B A A 0 1	口座照会/口座残高証明額訂正
D L S 0 5	納付書情報（口座）再出力依頼情報登録・変更

○廃止対象管理資料

業務仕様書コード	管理資料名
I 0 7	納付書集計データ
I 0 8	連記式領収済通知書情報
I 0 9	連記式領収控情報
I 1 0	歳入金等受入報告表情報
I 1 1	口座振替用納付書送付書情報

Ⅱ-2. NACCS専用口座の廃止

5. NACCS専用口座の廃止前後の影響

NACCS専用口座の廃止は平成28年度中を予定しているが、具体的な廃止日は各銀行により異なると思われる。仮に平成29年3月末で専用口座を廃止した場合のNACCS業務への影響等については以下のとおり。

1. NACCS専用口座利用可能期間

区 分	～平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月	平成29年5月～
	NACCS専用口座の利用（振替）可能期間		NACCS専用口座の利用（振替）不可期間	
① ➢輸入申告等(②、③を除く) ➢修正申告 ➢とん税等納付申告	→			
② ➢引取申告 （申告種別「H」「N」） ➢特例申告 （申告種別「T」「V」）	→	→		
③ ➢引取・特例申告	→	→		

※システム的な制御ができないため、3月でも申告時に専用口座を選択できてしまう。

3 / 31 口座振替処理自動起動

- ① 輸入申告等（引取、特例申告を除く。）、修正申告及びとん税等納付申告については、平成29年3月31日までNACCS専用口座による口座振替が可能。
- ② 引取申告（IDA業務等の申告種別「H＝輸入（引取）申告」、「N＝特例委託引取申告」）後の特例申告（IDE業務等申告種別「T＝特例申告」、「V＝特例委託特例申告」）については、平成29年3月31日までNACCS専用口座による口座振替が可能。
- ③ 引取・特例申告（IDA業務等申告種別「J＝輸入（引取・特例）申告」、「P＝特例委託輸入（引取・特例）申告」）については、平成29年2月28日までNACCS専用口座による申告が可能。3月31日に特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）が自動起動する。

※ NACCS専用口座廃止日までに納税まで完了する必要があります。

2. NACCS専用口座廃止日（例：3/31）を跨った申告等の影響及び対処方法

① 輸入申告／とん税等納付申告

➤輸入申告（B Pを除く）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録（IDA等）前	事項登録（IDA等）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録（IDA等）後、申告（IDC等）前	申告（IDC等）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
申告（IDC等）後、審査終了前	審査終了時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
口座不足で許可保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。

➤輸入申告（B P）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録前	事項登録（IDA等）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録後、B P申請前	B P申請（IDC等）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
B P申請後、B P審査終了前	B P審査終了は正常終了する。その後のI B PまたはI B P審査終了時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
B P審査終了後、I B P審査終了前	I B P審査終了時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
I B P審査終了後 口座不足で保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可）となる。	<u>業務実施者による変更はできないため、 直納またはM P Nへの変更を税関に申し出る。</u>

II-2. NACCS専用口座の廃止

① 輸入申告／とん税等納付申告（つづき）

➤修正申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
事項登録（AMA）前	事項登録（AMA）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（AMA）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
事項登録（AMA）後、申告（AMC）前	修正申告（AMC）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（AMA）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
申告後口座不足で保留	保留解除（COW）業務での再引落しはエラー（口座使用不可）となる。	<u>修正申告は申告後の変更はできないため、 直納またはM P Nへの変更を税関に申し出る。</u>

➤とん税等納付申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
申告（TPC）前	TPC実施時にエラー（口座使用不可）となる。	TPC業務により納税方法識別を専用口座以外にする。
口座振替後	影響なし。	対処不要。

② 特例申告（引取申告後）

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
引取申告（IDC）前	引取申告は正常に終了する。 特例申告（IDA01）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
引取許可後、特例申告前	特例申告（IDA01）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	申告変更事項登録（IDA01等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
特定日（※）前の特例申告後	特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）自動起動時にエラー（口座使用不可）となり直納に切り替わる。	直納で納付する。 または、MPNへの変更を税関に申し出る。
特定日（※）後の特例申告後	影響なし。	対処不要。

（例）特定日前後の特例申告への影響

専用口座廃止時の状態	～平成29年2月	平成29年3月	平成29年4月	平成29年5月～
	NACCS専用口座の利用（振替）可能期間		NACCS専用口座の利用（振替）不可期間	
		(特定日)	(特定日)	(特定日)
例1) 引取申告前			▲-----> X 引取申告	X 特例申告 業務実施時にエラーとなる。
例2) 引取許可後、特例申告前		▲-----> X 引取申告	X 特例申告 業務実施時にエラーとなる。	
例3) 特定日（※）前の特例申告後		▲-----> ▲ 引取申告 特例申告	X 4/30特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）で口座振替がエラーとなる。	
例4) 特定日（※）後の特例申告後	▲-----> ○ 引取申告	特例申告 口座振替が同時に実施され正常終了する。		

（※）特定日は引取申告の翌月20日

Ⅱ-2. NACCS専用口座の廃止

③ 引取・特例申告

専用口座廃止時（3/31）の申告の状態	4月以降に後続業務を実施した場合の影響	業務実施者の対応
申告前	引取申告（IDA）実施時にエラー（口座使用不可）となる。	事項登録（IDA等）業務により納税方法識別を専用口座以外に変更する。
申告後	特例申告口座一括引落とし処理（2KZ）自動起動時にエラー（口座使用不可）となり、直納に切り替わる。	直納で納付する。 または、MPNへの変更を税関に申し出る。

3. 専用口座を使用した申告が仕掛り中の状態で第6次NACCSが更改した場合の影響

NACCS専用口座の利用可能期間中にNACCS専用口座を使用した申告が仕掛り中の状態で、第6次NACCSが更改した場合は、前記2と同様の影響があるが、前記2の対応により基本的に後続業務を実施することができます。

なお、前記2の対応ができない場合は、税関に申し出てください。

◎ 留意事項

- NACCS専用口座の廃止は、平成28年度中を予定していますが、移行時の混乱をできるだけ回避するため、可能な限り早い段階でリアルタイム口座振替方式への切り替えをお願いいたします。
- NACCS専用口座の廃止は、銀行の切り替えスケジュールに依存しますので、各銀行の切り替えのタイミングで個別に留意事項を整理し、利用者の皆様にNACCS掲示板等でお知らせする予定です。

1. 輸出入申告における多欄化の概要

輸出入申告業務については、欄数の拡大要望が寄せられているが、システムの性能及び利用者の利便性等を考慮した場合、現状の申告業務について一律に欄数を拡大することは、適当ではないと考えられる。

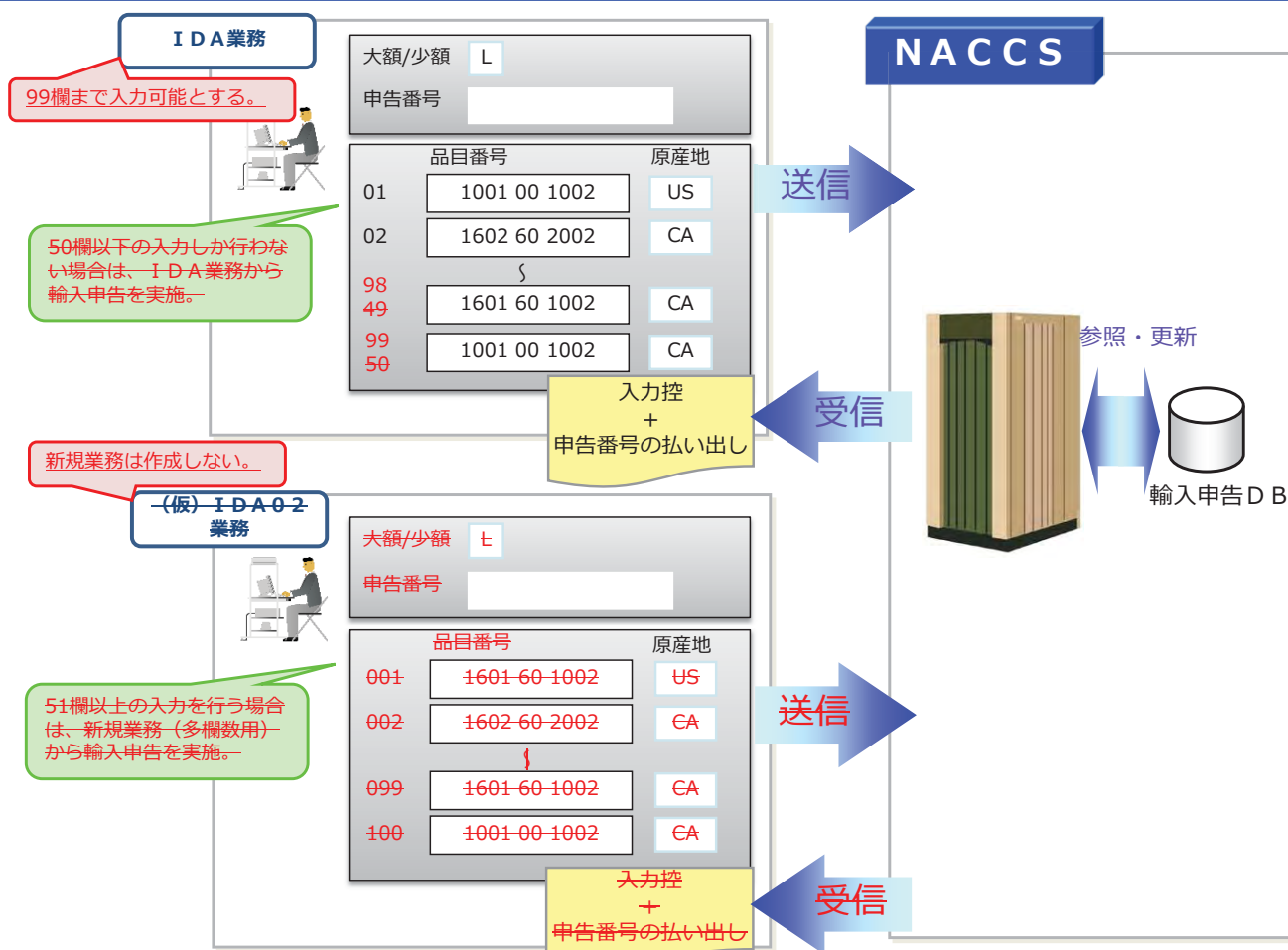
このため、輸出入申告業務の欄数拡大への要望に対しては、次のとおり対応する。

(基本仕様との変更点を下線で追記。)

【欄数拡大への対応方針】

- ◆ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「輸出申告事項登録（EDA）」業務の入力欄数は、現行システムと同様の50欄を予定している。
⇒ IDA業務及びEDA業務の入力欄数を99欄まで拡大する。
- ◆ 一方、欄数拡大の要望に応えるため、現行のIDA業務、EDA業務とは別に、多欄数用の申告事項登録業務を新規に作成する。
⇒ 新規業務は作成しない。
- ◆ ただし、新規の多欄数用の申告事項登録業務は、IDA業務、EDA業務よりも処理が遅くなる可能性がある。
⇒ 既存業務を99欄まで拡大してもシステム処理に影響がないことが判明。
- ◆ 多欄数用の申告事項登録業務の入力欄数は100欄を基本とする。
⇒ 入力欄数は99欄までとする。

Ⅱ-3. 輸出入申告における多欄化



2. 基本仕様の方針を見直した理由

新規業務の作成について

基本仕様の検討時点では、現行業務（IDA、EDA等）の入力欄数を拡大した場合、NACCSの処理能力低下が懸念されたため、50欄を超える入力欄数専用の業務を新たに作成することとしていたが、検証の結果、現行業務の入力欄数を100欄程度まで拡大しても、NACCSの処理能力に影響がないことが判明したため。

入力欄数の変更について

入力欄数の最大値については、100欄を基本とするとしていたが、入力欄数を100欄とした場合IDA業務等の出力情報（輸入申告入力控情報等）の「欄番号」欄の桁数を2桁から3桁に変更する必要が生じ自社システム利用者のシステム開発に影響する可能性があるため99欄とした。

※なお、自社システム利用者が51欄以上の申告を行いたい場合は、自社システムを本仕様に合わせて改修する必要がある。

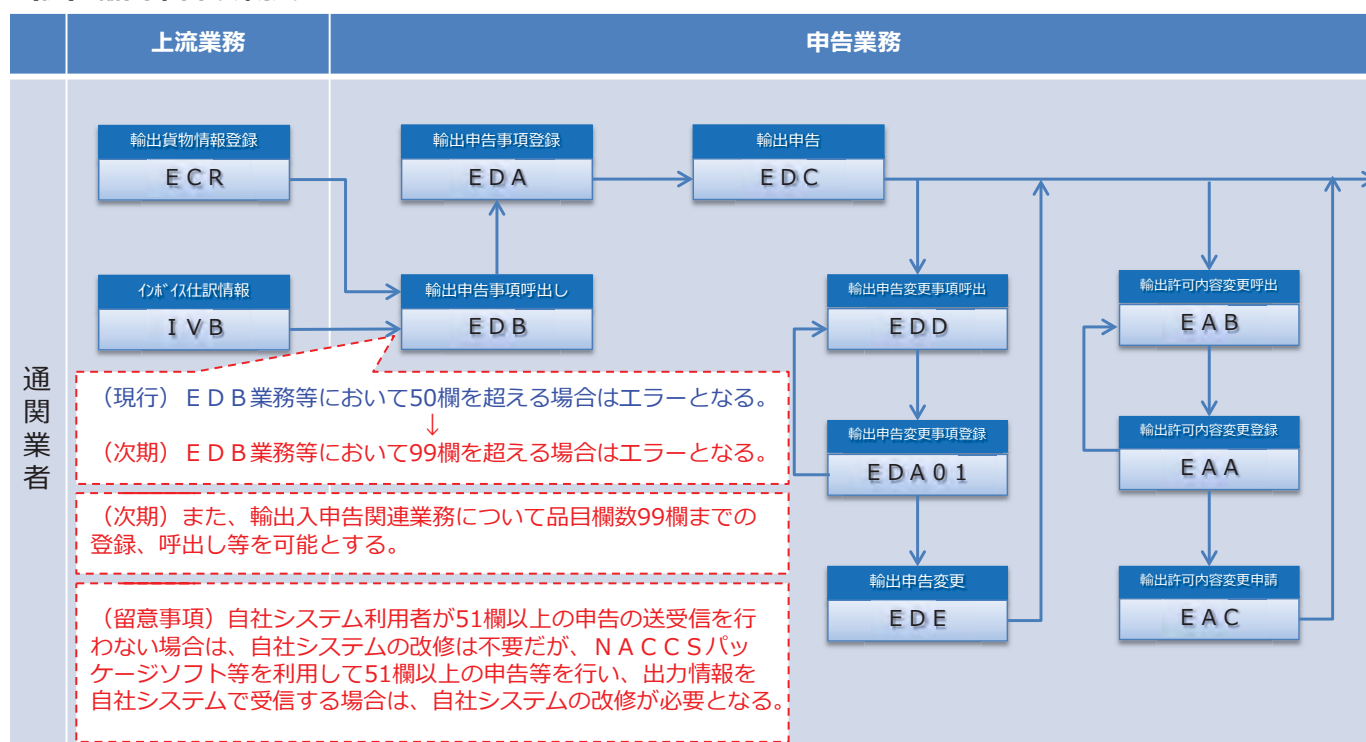
Ⅱ-3. 輸出入申告における多欄化

3. 業務フロー（案）

現行の輸出入申告等においては品目の入力欄数が50欄までとなっており、50欄を超える場合は、B/L等を分割して2申告に分けるか、マニュアル（書面）にて対応している。

次期においては、品目の入力欄数を99欄まで拡大し、利用者の利便性を図る。

（例）輸出申告の業務フロー



4. 変更対象業務（案）

品目の入力欄数を99欄まで拡大することにより、システム内部処理を変更する主な業務は以下のとおり。

業務コード	業務名	業務コード	業務名
I D A	輸入申告事項登録	E D A 0 1	輸出申告変更事項登録
I D B	輸入申告事項呼出し	E D D	輸出申告変更事項呼出し
I D C	輸入申告	E D E	輸出申告変更
S W A	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	E A A	輸出許可内容変更申請事項登録
S W B	シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し	E A B	輸出許可内容変更申請事項呼出し
S W C	シングルウィンドウ輸入申告	E A C	輸出許可内容変更申請
S W X	シングルウィンドウ申告・申請呼出し	C E W	輸出申告搬入後処理
I D A 0 1	輸入申告変更事項登録	I E X	輸出申告等照会
I D D	輸入申告変更事項呼出し	E D X	輸出申告変更（A E O通関業者用官署変更）
I D E	輸入申告変更	E D Y	輸出申告変更（官署変更）
I I D	輸入申告等照会	E A M 0 1	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）
D L I 0 1	当初輸入申告情報呼出し（蔵出輸入申告等）	C C L	船積確認登録
R O W	リアルタイム口座再引き落とし依頼	C L A 0 1	搭載完了登録（便単位）
I D X	輸入申告変更（A E O通関業者用官署変更）	C L B 0 1	搭載完了登録（A W B単位）
E D A	輸出申告事項登録	C L F 0 1	搭載完了強制終了登録
E D B	輸出申告事項呼出し	C L H 0 1	混載貨物搭載完了登録
E D C	輸出申告		

Ⅱ-4. 航空貨物保安制度改正への対応

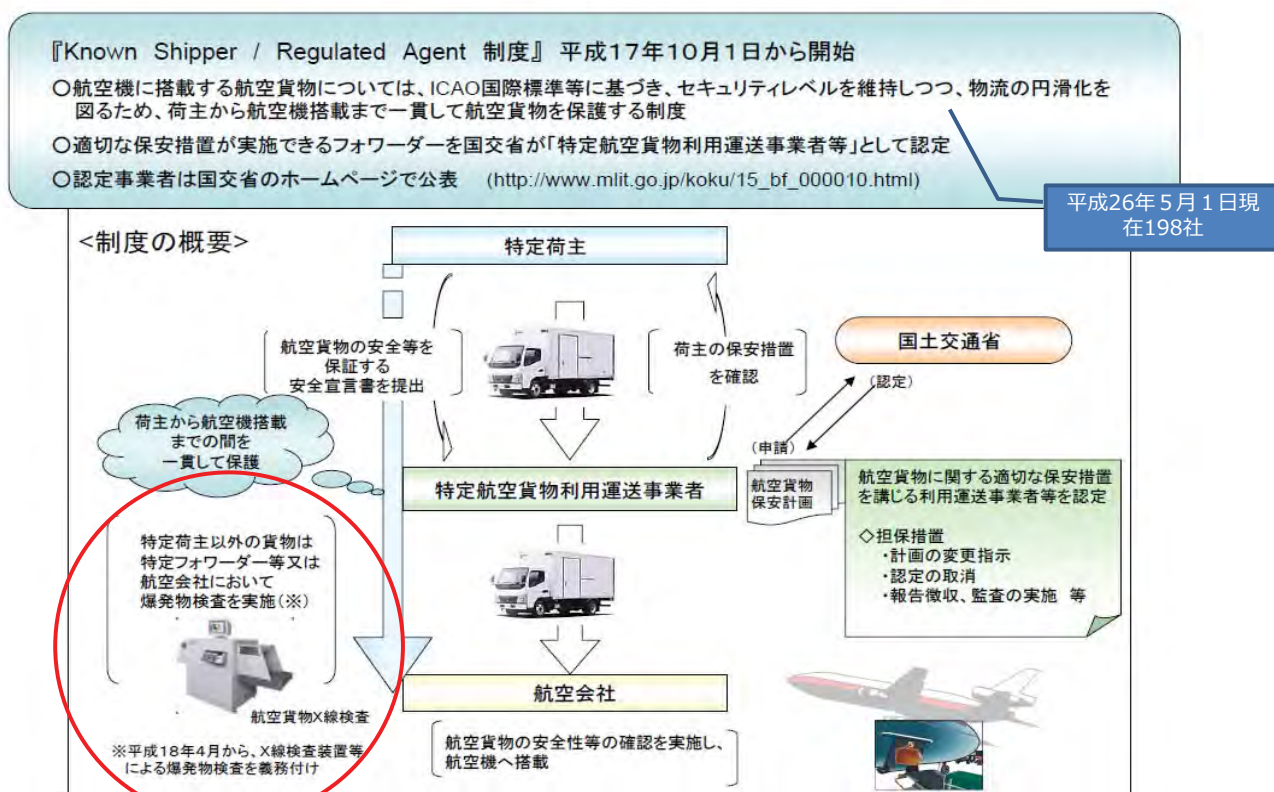
1. 概要

航空貨物保安制度の改正に伴うN A C C Sの対応要否について検討する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	航空貨物保安制度の改正（新K S / R A）に伴うN A C C S対応の要否について	
2. 現 状	新K S（Known Shipper）/ R A（Regulated Agents）は平成24年12月1日から米国向け旅客便を対象に、平成26年4月1日からは全ての国際旅客便を対象に適用されている。当該制度改正に対して、現行N A C C Sでは特段の対応を行っていない。	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	平成24年11月21日開催の第5回航空合同WGにおいて、「新制度へ対応するためN A C C Sの活用が考えられる。」旨の提案がなされたものである。	
4. 次期仕様	関係者からのニーズを確認した上で、最終的にシステム化を行うか否かWGにおいて検討を行う。 なお、基本仕様書では「輸出貨物情報登録（C D B）」業務等における項目の見直しについて行うことを提案している。	
5. その他		

2. 旧KS/R A制度の概要

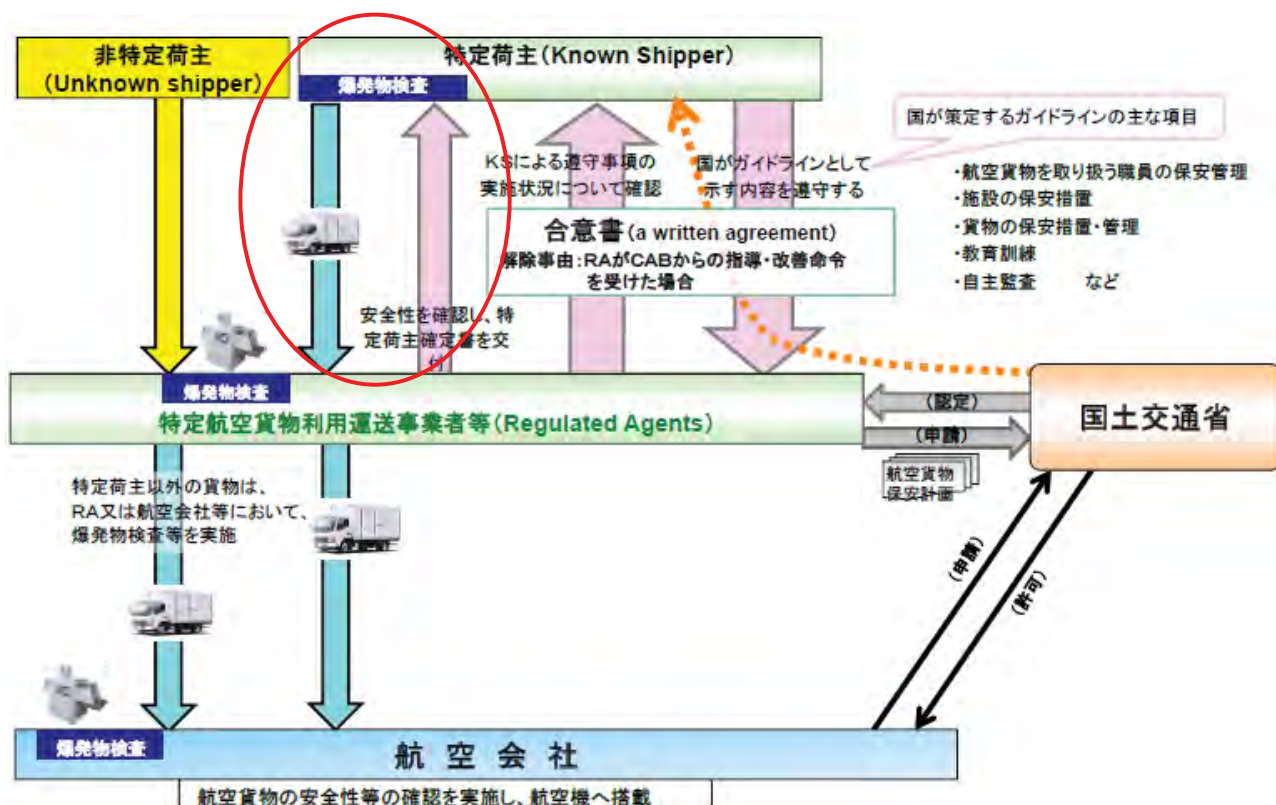
Known Shipper / Regulated Agent 制度について(概要)



II-4. 航空貨物保安制度改正への対応

3. 新KS/R A制度

平成24年12月1日から米国向け旅客便に対して、下図の新制度が導入されている。また、同制度は平成26年4月1日から、米国向け以外の旅客便に対しても適用されている。



4. 本制度において関係者に求められる対応

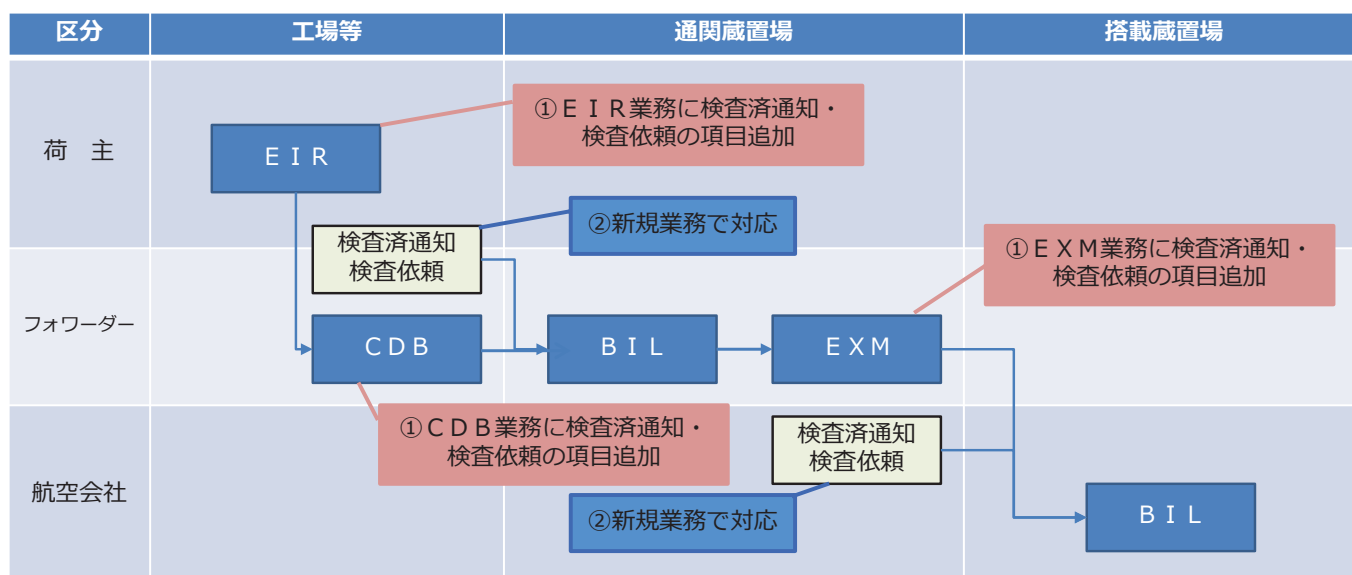
新K S / R A制度は、平成26年4月から全ての国際旅客便において適用されており、関係者は下記の対応を取ることが求められている。

区分	対 応
原則	国際旅客便に搭載される航空貨物は、すべて保安検査（爆発物検査）を実施しなければ搭載できない。
K S (Known Shipper)	・ 特定荷主の認定を受けるための手続き ・ 安全を確認した旨、または爆発物検査を実施済である旨のR Aへの通知 ・ 爆発物検査をR AまたはA Lに依頼するための依頼書の発行 ・ 自ら行う爆発物検査の実施
R A (Regulated Agents)	・ 特定荷主の認定を確認するための手続き ・ R A認定のための手続き ・ 安全を確認した旨、または爆発物検査を実施済である旨の確認とA Lへの通知 ・ 爆発物検査をA Lに依頼するための依頼書の発行 ・ 爆発物検査依頼に基づく爆発物検査の実施
A L (Air Line)	・ 安全を確認した旨、または爆発物検査を実施済である旨の確認 ・ 爆発物検査依頼に基づく爆発物検査の実施

II-4. 航空貨物保安制度改正への対応

5. N A C C Sにおける対応

新制度導入に伴い、N A C C Sにおいて「爆発物検査済みか否か」等の情報を関係者間で共有する仕組みを提供するため、①既存業務への項目追加、或いは②新規業務の開発等の対応を図ることが考えられる。



【検討課題】

既に新制度は平成26年4月から導入され、関係者間では新制度に沿った運用が行われている。このため、現在の運用状況をWGにおいて確認し、N A C C Sにおいて何らかの対応が必要か否か改めて判断する必要がある。

1. 概要

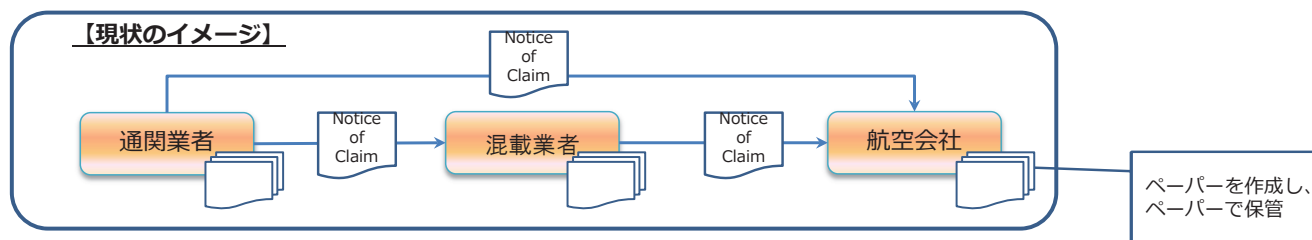
現在、紙ベースで処理が行われているクレームノーティス（※）について、NACCSにおいてシステム化を図ることにより、書類作成や保管作業等の軽減化を図ることについて検討する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	クレームノーティスのシステム化	
2. 現 状	航空フォワーダーは、貨物に対するクレームに対応するため、貨物の状況に関する書類を作成（自社システム、パソコン、外注）し、関係者間で紙ベースで取り交わしている。クレームノーティスは2部発行され、航空会社、フォワーダー双方で2年間保管を行っている。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	システム化に対する要望がある。	
4. 次期仕様	関係者からのニーズを確認した上で、最終的にシステム化を行うか否かWGにおいて検討を行う。 なお、現時点で想定する業務フロー等は以下のとおりである。	
5. その他		

（※）クレームノーティス = Preliminary Notice of Claim

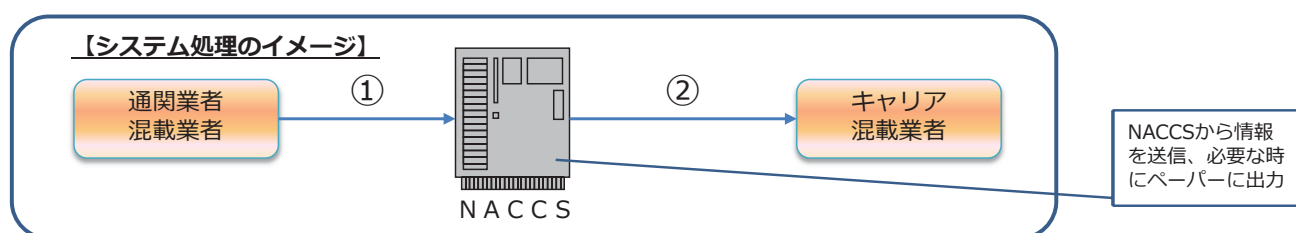
Ⅱ-5. クレームノーティスのシステム化<1>

2. クレームノーティスのシステム化イメージ



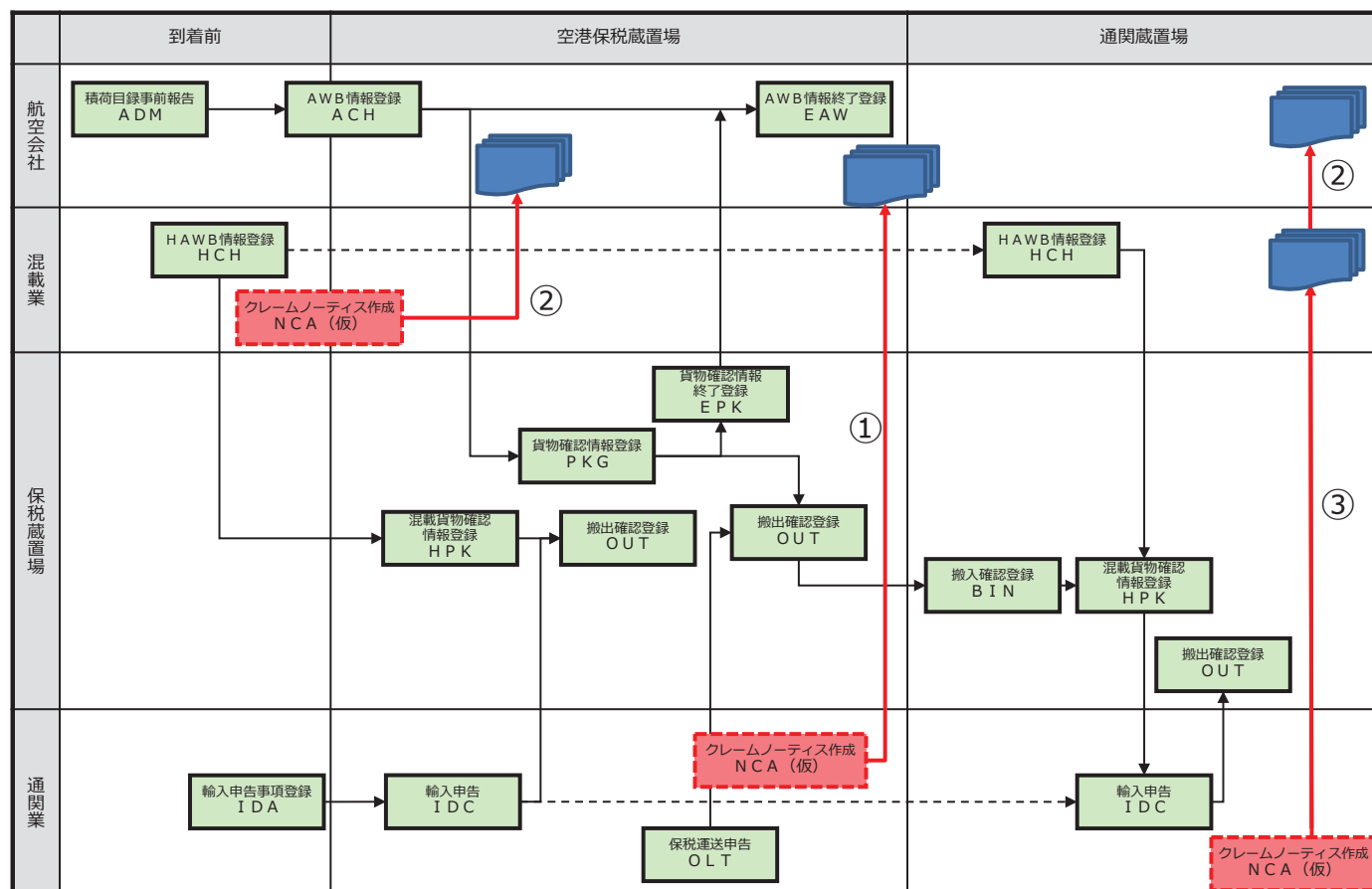
- ① 通関業者⇒キャリア
ダイレクト（スルー）AWBの場合。発行のタイミングは保税蔵置場からの搬出後
- ② 混載（BB）業者⇒キャリア
成田ではHOUSE単位、関空ではマスタ単位で提出
- ③ 通関業者⇒混載（BB）業者
通関業者から見て、いわゆる「他社混載自社通関」のケース。発行のタイミングは保税蔵置場からの搬出後

【システム処理のイメージ】



- ① 混載業者、通関業者は、Notice of Claimを出力させたいタイミングでNACCSのNCA（クレームノーティス作成（仮）、以下同じ）業務を入力する。
- ② 入力された貨物情報を参照し、情報を編集し指定されたキャリア、混載業者及び入力者へ出力する。
- ③ 出力された情報に誤りがある場合の訂正業務、受領確認については、運用を含め検討する。

3. 業務フロー



Ⅱ-5. クレームノーティスのシステム化<1>

① 出力帳票イメージ

To: 相手先名 Date: 発行日
Ref: 発行元REF番号

Notice of Claim

Dear Sirs & Madam,

We regret to inform you that **Damage / Lost / Damage & Lost** was found in connection with the shipment below mentioned.

(House) AWB No.: 各項目はHCH情報など充当して出力
Master AWB No.: 各項目はHCH情報など充当して出力
Flight Number: 各項目はHCH情報など充当して出力
Airport of loading: 各項目はHCH情報など充当して出力
Airport of discharging: 各項目はHCH情報など充当して出力
Arrival date: 各項目はHCH情報など充当して出力
Bond out date: 各項目はHCH情報など充当して出力
Description of goods: 各項目はHCH情報など充当して出力
No. of packages: 各項目はHCH情報など充当して出力
Gross weight: 各項目はHCH情報など充当して出力
Remarks: ※入力自由のメモ欄にするか他の情報を充当するか要検討

We hereby declare that we reserve the right to file a claim with when the details and amount are ascertained.

Sincerely yours,
発行元会社名
マネージャ名、役職

CC: 荷受人名
通関業者名 (発行元と同じ場合は省略)

To: 発行元会社名

We acknowledge receipt of your notice for the shipment above mentioned.

② 検討課題

- ・関係者間の調整
航空会社、通関業者、混載業者、損害保険会社等
⇒関係者にシステム化のニーズがあるか
⇒システム化した場合の書類（情報）としての有効性についての検証が必要
- ・入力単位（1件単位 or 複数件単位）
- ・照会業務、管理資料の必要性
- ・帳票出力項目
- ・保存期間（2年間？）
- ・出力方法

1. 概要

第2回航空合同WG（平成24年7月26日開催）において、「航空会社においてe-AWBの推進が積極的に進められており、NACCSにおいても何らかの対応が求められるのではないかとする趣旨の発言がなされたため、第6次NACCS更改に向けて検討すべき事項があるか、再度、WGにおいて確認することとする。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	e-AWB（Electronic-Air Waybill）推進とNACCSとの関係	
2. 現 状	IATAを中心としてペーパーレス化の推進を目的として、e-AWB（e-Freight）の普及が加速的に進められている。	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	【ワーキングにおける委員の発言骨子】 e-AWBの導入を進めているが、これによりAWB情報もHAWB情報もデータで貰うようになる。現在は方式としてFWB、FHL情報は、EDIFACT方式での通信だが、e-AWBではXML方式になっていく。この1、2年で他社もe-AWB化すると考えられるが、今後は、EDIFACT方式からXML方式になるのは時間の問題である。次期NACCSにおいても何らかの対応が求められるのではないかと。	FWB/FHL：マスタAWB及びハウスAWBを電子データ化したものであり、IATAのCargo-IMPとして定められている。
4. 次期仕様	関係者から現状やニーズを確認した上で、e-AWB化の進展とNACCSとの関係についてWGにおいて整理を行い、何らかの対応が必要であれば、具体的な検討を行う。	
5. その他		

Ⅱ-6. e-AWBの現状とNACCS対応について

2. e-AWBについて

1975年のモントリオール第4議定書においてAWBのペーパーレス化が規定され、IATAとしても航空貿易関係書類のペーパーレス化を実現すべく、AWBの電子化等の検討を開始し、現在は「e-freight」プロジェクトとして推進を行っている。航空貨物の運送においては、航空会社、フォワーダー、荷主、税関、倉庫業者など多くの関係者が関与することから、必然的に多くの書類が必要となる状況となっている。

「e-freight」は、これら多岐に亘る関係者間においてやりとりが行われている、現状の「紙」の書類に代わって、電子データを用いることによって、ペーパーレス化、コスト削減、セキュリティ向上等を図るというプロジェクトとなっている。

なお、初期段階における取組みとして、2009年から航空会社とフォワーダーとの間におけるAWBについて電子化を行う「e-AWB」のトライアルが実施されている。

また、2013年4月からは包括的な契約（Multilateral Agreement※）の導入も開始されており、2013年8月現在で、IATA Multilateral Agreementを締結している航空会社は34社、フォワーダーは109社となっている。

※Multilateral Agreement

IATA Multilateral e-AWB Agreementは、これまで紙媒体だったマスターAWB（航空貨物運送状）の電子化（ペーパーレス化）に関する包括協定であり、同協定へ参加することにより、全ての協定参加航空会社との間で電子化に関する個別契約が不要となる。



上記のとおりe-AWB（e-freight）が積極的に推進されている現状を踏まえ、NACCSにおいても何らかの対応を図ること、或いは、関与することにより、航空貿易書類のペーパーレス化等に寄与することが考えられるか、WGにおいて検討を行うこととする。

1. 事項登録業務の新設の方針

現状

現状、海上保税運送申告（OLC）を含めた、以下の申請業務について事項登録業務が存在しない。

- 本船・ふ中承認申請（HFC）
- 海上保税運送申告（OLC）
- 輸出自動車情報登録（MOA）
- とん税等納付申告（TPC）

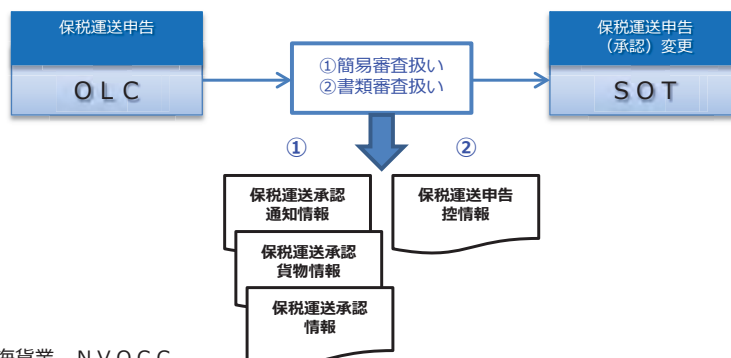
方向性

海上保税運送申告（OLC）をはじめとする上記手続きについて事項登録業務・確認業務の追加を検討する。

Ⅱ-7. 事項登録業務・確認業務の追加＜1＞（海上保税運送申告）

➡ 現行の申告フロー

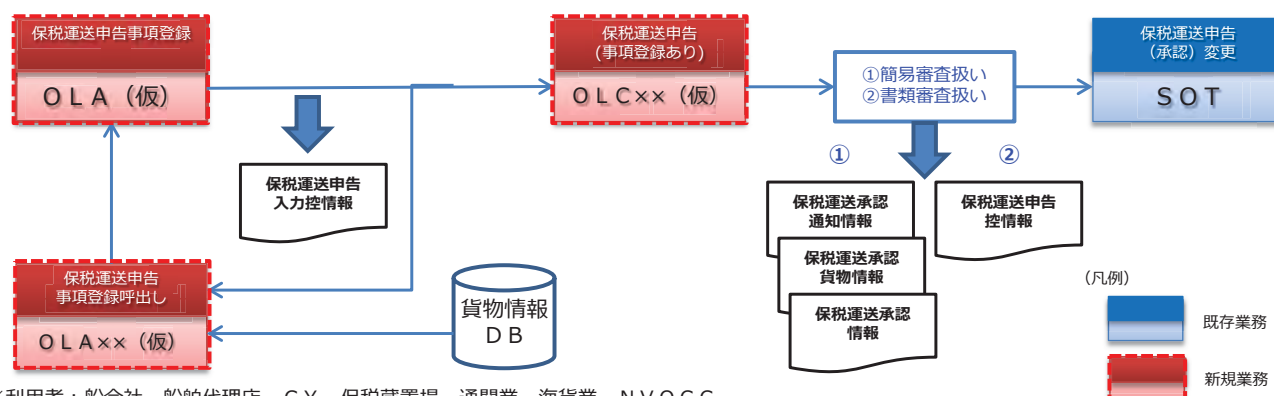
現行においては事項登録業務がないため申告しようとする内容をあらかじめ確認することができない。



※利用者：船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC

➡ 次期の申告フロー（案）

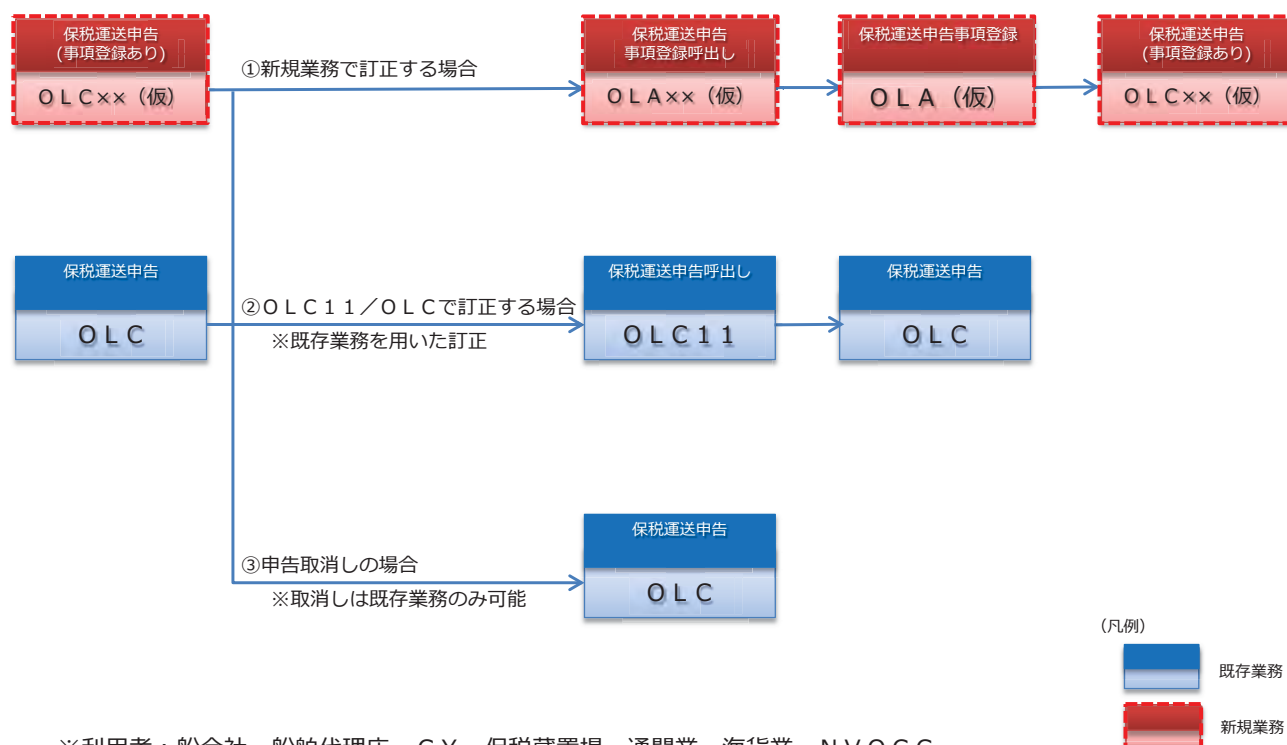
次期においては現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申告内容を事前に確認できるようにする。



※利用者：船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC

次期の申告自動起動前訂正フロー（案）

現行の保税運送における搬入時申告、搬入時個別運送、搬入時特定保税運送または開庁時申告について、当該申告の自動起動前であれば、OLC11業務による保税運送申告情報の呼出しと、OLC業務による訂正が可能であるが、次期ではこれに加えて新規業務による保税運送申告情報の呼出しと訂正を可能とする。



Ⅱ-7. 事項登録業務・確認業務の追加＜1＞（海上保税運送申告）

新規機能の概要	
1	事項登録業務であるOLA（仮）業務を新設し、保税運送申告情報の事前登録・保存を可能とする。
2	OLA（仮）業務の利用は選択可能とし、従来通りの業務（保税運送申告業務（OLC））での保税運送申告も可能とする。
3	呼出し業務であるOLAxx（仮）業務を新設し、OLCxx（仮）業務実施前に、OLA（仮）業務でシステムに登録済みの保税運送申告情報、またはシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	OLA（仮）業務による事項登録後、事項登録時専用の申告業務であるOLCxx（仮）業務を新設し、事項登録内容を利用した保税運送申告を可能とする。
5	OLA（仮）業務にて登録した保税運送申告情報は、OLCxx（仮）業務実施までの間に訂正できる。
6	OLCxx（仮）業務において搬入時申告、搬入時個別運送、搬入時特定保税運送または開庁時申告を選択した場合、当該申告の自動起動前であれば、OLAxx（仮）業務による保税運送申告情報の呼出しと、OLA業務による訂正を可能とする。
7	OLA（仮）業務、OLCxx（仮）業務で登録した内容は、「保税運送申告照会（IOL）」業務において照会可能とする。

参考資料Ⅲ. 第9回WG提案資料

- Ⅲ-1. 納期限延長におけるリアルタイム口座振替対応
- Ⅲ-2. 通関士審査業務の新設＜1＞
- Ⅲ-3. 見本持出し関連業務の見直し＜1＞
- Ⅲ-4. 1MAWBあたりのHAWB件数の拡大（輸出・輸入）＜1＞



Ⅲ-1. 納期限延長におけるリアルタイム口座振替対応

第9回WG資料

1. 概要

輸入申告等における納期限延長に係る納付方法として、リアルタイム口座振替方式の利用を可能とする。

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	納期限延長の納付方法として、リアルタイム口座振替対応について検討する。	
2. 現行仕様	納期限延長における納付方法は、以下の2種類となっている。 ・直納 ・MPN利用	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・リアルタイム口座振替による納付が増加してきている。 ・リアルタイム口座振替に対応する銀行が増加してきている。	
4. 次期仕様	リアルタイム口座振替での納期限延長の納付方法を追加する。	
5. 対象納付方式	以下の納期限延長方式を対象として検討する。 ・包括納期限延長 ・個別納期限延長 ・特例申告納期限延長	

2. リアルタイム口座振替方式の現状

(平成26年8月20日現在)

	リアルタイム口座振替
サービス開始時期	平成20年10月
対応金融機関	銀行：45行全支店 ⇒ 60行全支店 信用金庫：0 信用金庫 ⇒ 194信用金庫
サービス提供時間 (最大※1)	年中 00:00～24:00
入出金	入出金可
口座用途	一般口座のため、NACCSによる関税等納付以外にも使用可能
口座残高の積増し	即時反映
領収証書	マルチペイメントの仕組み導入に伴い、領収書の発行は省略 (NACCSから振替完了通知書の出力が可能)
各方式に対する評価	口座への積増しが即時に反映される等、総じて利便性に優れる

※1 銀行毎に異なる。また、以下のMPNのサービス時間外を除く。

1月1日 20:15 ～ 1月2日 05:40

6月、9月の第3日曜日 00:00 ～ 05:40



Ⅲ- 1. 納期限延長におけるリアルタイム口座振替対応

第9回WG資料

3. 検討事項及び対応可否

納期限延長の納付方法におけるリアルタイム口座振替の利用を可能とするにあたり、以下の事項についてあらかじめ当社と開発ベンダーとの間で検討した結果、包括延納におけるリアルタイム口座振替を可能とした場合、NACCSのシステム処理に多大な負荷がかかる可能性があるため、本案件については対応しないこととしたい。

また、個別延納については件数が少なく振替処理が分散されることから、システム処理への影響は無いが、費用対効果の面から対応しないこととしたい。

検討事項

- ①包括延納について納期限日に引落し処理を自動起動し、金融機関に引落し依頼電文を送信する事によりリアルタイム口座から納付を可能とする機能。
- ②納期限日に口座引落し自動処理を開始する時刻及び、処理について。
- ③各金融機関で設定した、1回の自動引落し可能な上限金額の対応について。
- ④口座残高不足等に対応する事を考慮した場合、自動引落しを行う日は、納期限日で問題は無い。
- ⑤当初設定された納期限延長の納付方法からの納付変更処理機能について。
(例：即納→リアルタイム口座、MPN→リアルタイム口座など)
- ⑥一括納付書等の管理資料及び口座利用明細を、利用者に出力する仕組みについて。

上記①及び②の検討事項が、NACCSのシステム処理に多大な負荷がかかる可能性が判明。

4. 包括延納の自動口座振替によるNACCSへの影響

現行システムで包括納期限延長を利用して直納又は、MPN方式にて納付されている件数は、数万件／月。この件数を納期限日に自動引落とし処理した場合、以下のとおりNACCSに多大な負荷が掛る事が判明した。

①納期限延長方式の内、包括納期限延長及び特例申告納期限延長においては、一か月分の申告をまとめて指定日に一括納付番号を払い出し、納期限は3ヶ月後の末日になる。この特性の為、納期限である毎月月末に自動引き落とし処理が集中し、システム負荷が高くなる。

②毎月月末の自動引落とし処理内容と処理能力は、以下の通り。

- － 金融機関へ口座引落としと依頼電文を送付する。
- － 口座引落とし完了後、担保DBにアクセスして担保の回復処理を行う。
- － 処理能力には、一定の制限がある。

仮に現在、直納又は、MPN方式で納付されている件数を処理する事になった場合、約2時間以上処理が継続し、通常の申告業務で担保を使用する処理との競合が懸念されシステム負荷が高くなる恐れがある。

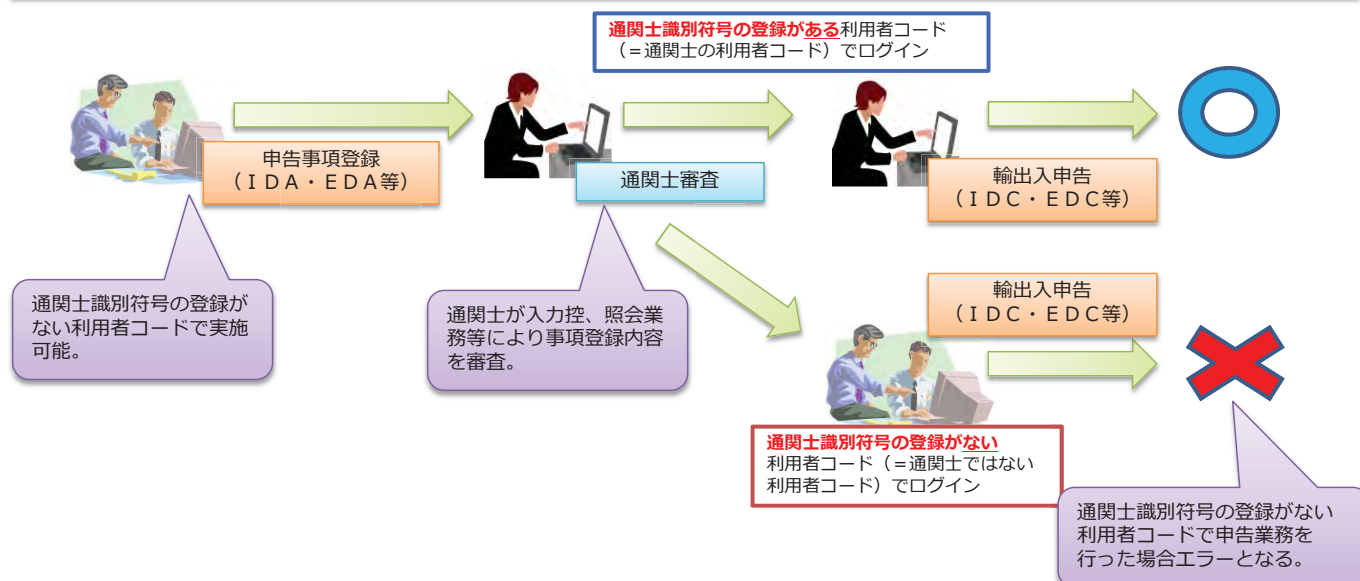
(※個別納期限延長方式では、影響は無い。)

Ⅲ- 2. 通関士審査業務の新設<1>

1. 輸出入申告の現状及び対応案について

<現状>

輸出入申告は通関士識別符号(=証票番号)が登録されている利用者コードでなければ実施できない。



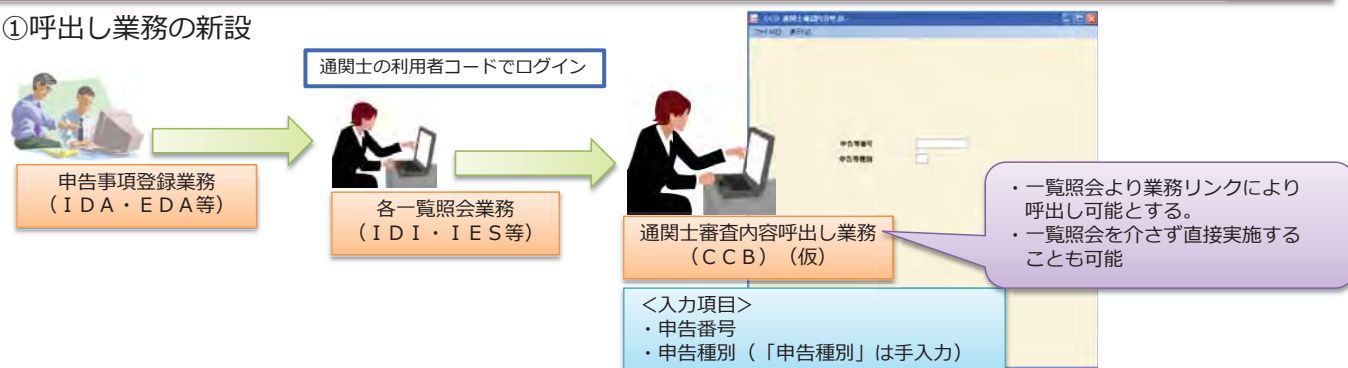
<次期>

通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

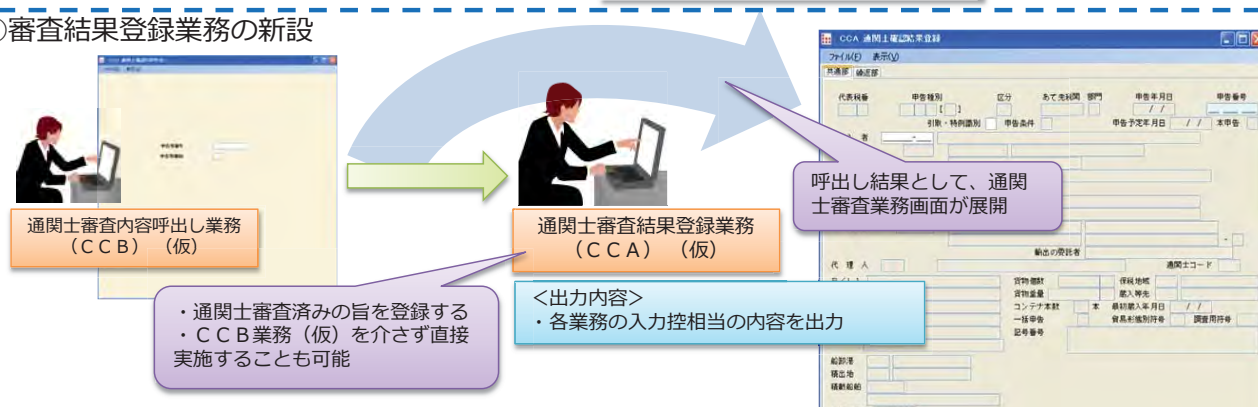
2. 通関士審査業務の新設（申告呼出し業務・審査結果登録業務の新設）

- ① 事項登録された申告情報のうち、通関士審査が必要な申告について呼び出しできる業務を新設
 ② 当該呼出し業務から呼び出された申告について、通関士審査の結果登録業務を新設

① 呼出し業務の新設



② 審査結果登録業務の新設



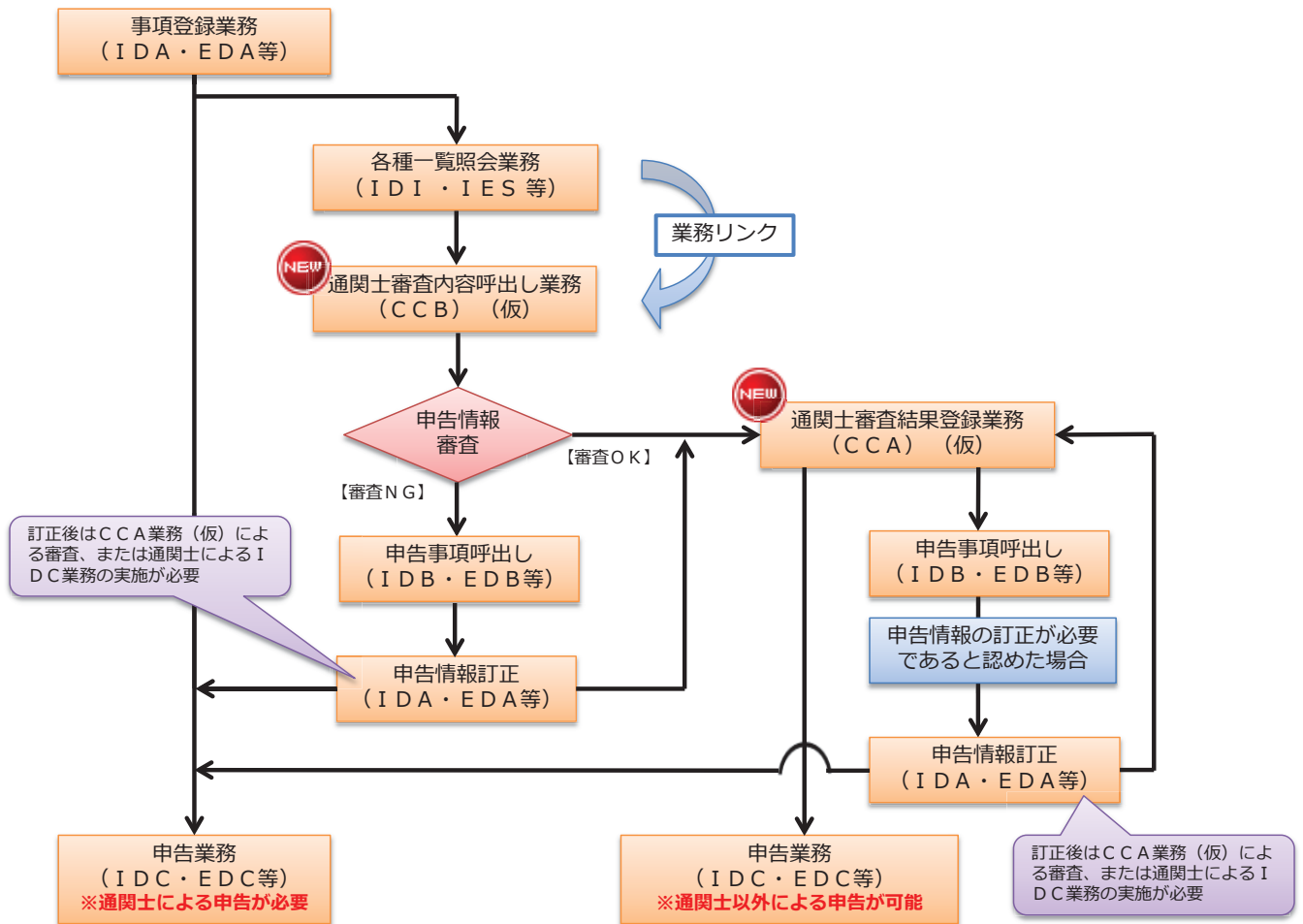
※通関士審査業務画面は申請手続き種別に応じた画面を出力します。(対象手続きについては次スライド参照)

Ⅲ- 2. 通関士審査業務の新設 < 1 >

3. 通関士審査対象の手続きについて（案）

現在、検討中の対象手続きは以下の通りです。

項番	対象となる申告・申請手続き（案）	
1	輸入	輸入申告 (IDC/SWC)
2		石油製品等移出 (総保出) 輸入申告 (MWC)
3		輸入マニフェスト通関申告 (MIC)
4	輸出	輸出申告 (EDC)
5		輸出許可内容変更申請 (EAC)
6		輸出マニフェスト通関申告 (MEC)
7		輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請 (MAF)



Ⅲ-3. 見本持出し関連業務の見直し<1>

<現状>

「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」及び「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消（MMC）」業務が実施された場合と、「見本持出確認登録（MMO）」業務が実施されなかった場合の区別がつかない。

- 例：登録許可番号A：見本持出許可後に、MMC業務が実施されたもの
登録許可番号B：見本持出許可後に、MMO業務が実施されたもの
登録許可番号C：見本持出許可後に、MMC業務・MMO業務の何れも実施されていないもの

航空輸出貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可年月日	登録許可番号	...	見本持出年月日	持出先	...
M	xxxx	A			xxx	xxx
M	xxxx	B		20140901	xxx	xxx
M	xxxx	C			xxx	xxx

AとCの区別がつかない

※上記表示例は管理資料S13のもので

<次期>

見本持出許可後に「見本持出取消（MMC）」業務が実施された場合は、新規項目に見本持出許可取消年月日を出力する。

航空輸出貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可年月日	登録許可番号	...	見本持出年月日	許可取消年月日	持出先	...
M	xxxx	A			20140902	xxx	xxx
M	xxxx	B		20140901		xxx	xxx
M	xxxx	C				xxx	xxx

新規項目により、AとCの区別が可能

※上記表示例は管理資料S13のもので

1. 変更対象業務(輸入)

航空輸入貨物において、1MAWBで登録可能なHAWB件数を現行の最大3,000件から最大5,000件へ拡大する。変更対象業務は以下のとおり。

業務コード	業務名
HCH01	HAWB情報登録
HPK	混載貨物確認情報登録
CHA	HAWB情報訂正
1HA01	HAWB貨物本申告自動起動1

また、以下の業務から自動起動されるHAWB本申告自動起動の件数も最大3,000件から最大5,000件へ拡大する。

業務コード	業務名
ADM01	積荷目録事前報告
ACH	AWB情報登録
CAW	AWB情報訂正
OIN	搬入確認登録（システム対象外保税運送）
OUT	搬出確認登録（一般）
KAM01	貨物移動情報登録

2. 変更対象業務(輸出)

航空輸出貨物において、1MAWBで登録可能なHAWB件数を現行の最大3,000件から最大5,000件へ拡大する。変更対象業務は以下のとおり。

業務コード	業務名
HDF01	混載仕立情報登録
BII01	個別搬入確認登録
ULA	積付結果登録（AWB・HAWB単位）
ULM01	積付結果登録（MAWB単位）
EXA01	搬出確認登録（AWB・HAWB単位）
EXM01	搬出確認登録（MAWB単位）
EXR02	搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録
1BL	搬入確認（多数件処理）
1XU	搬出確認登録（ULD単位多数件処理）
1XC	搬出確認取消（多数件処理）
1CU	搭載完了B（多数件処理）

※HAWB登録件数制限値チェック件数が最大3,000件から最大5,000件に変更となることでLDR情報の電文長がシステム制限値(500K)を超える場合がある。その際は超過分を分割して出力する仕様とするが次期のシステム制限値を確認した後に対応を決定する。(およそ3,700件程度で到達の見込み)

参考資料Ⅳ. 第10回WG提案資料

- Ⅳ-1. 利用者ID体系の見直し＜2＞
- Ⅳ-2. WebNACCS対象業務の変更
- Ⅳ-3. 事項登録業務・確認業務の追加＜2＞（通関関連）
- Ⅳ-4. 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止
- Ⅳ-5. 見本持出し関連業務の見直し＜2＞
- Ⅳ-6. B/L番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化



Ⅳ-1. 利用者ID体系の見直し＜2＞

第10回WG資料

利用者ID体系変更等に伴う影響について

（1）NACCSヘッダの構成変更

NACCSヘッダの構成について、第8回に提案した内容から以下のとおり変更します。

項番	項目名	変更前		変更後 (第8回提案時)		変更後	
		桁	位置	桁	位置	桁	位置
1	制御情報	3	0	3	0	3	0
2	業務コード	5	3	5	3	5	3
3	予約エリア	21	8	21	8	21	8
4	利用者コード	5	29	7	29	7	29
5	識別番号	3	34	3	36	3	36
6	利用者パスワード	8	37	8	39	8	39
7	予約エリア	174	45	174	47	176	47
8	電文引継情報	26	219	26	221	26	223
9	予約エリア	8	245	8	247	8	249
10	入力情報特定番号	10	253	10	255	10	257
11	索引引継情報	100	263	100	265	100	267
12	予約エリア	1	363	1	365	1	367
13	システム識別	1	364	1	366	1	368
14	予約エリア	27	365	25	367	23	369
15	電文長	6	392	6	392	6	392
16	デリミタ	2	398	2	398	2	398
合計		400		400		400	

第8回WGからの変更点

枠で囲まれている項目について、桁数又は桁位置を変更。

- ✓ 桁数変更（2項目）
→ 予約エリア（項番7,14）
- ✓ 桁位置変更（7項目）
→ 電文引継情報（項番8）
予約エリア（項番9,12,14）
入力情報特定番号（項番10）
索引引継情報（項番11）
システム識別（項番13）

(2) メールボックスID体系の変更

次期（第6次）NACCSにおいて、利用者IDを10桁に変更することに伴い、
メールボックスIDも10桁へ変更します。

A. 現行（第5次）NACCSにおけるメールボックスID体系（8桁）

- ✓ シングルサインオン利用者：利用者コード（5桁）＋ 利用者識別番号（3桁）
 ※ シングルサインオン利用者のメールボックスIDは利用者IDと同じ
- ✓ その他の利用者：事業所コード（6桁）＋ 01等（2桁）
 ※ 事業所コード（6桁）：企業略称（3桁）＋通番（3桁）



次期（第6次）NACCSでは、
 利用者IDと同様10桁に揃えます。

B. 次期（第6次）NACCSにおけるメールボックスID体系（10桁）

- ✓ シングルサインオン利用者：利用者コード（7桁）＋ 利用者識別番号（3桁）
 ※ シングルサインオン利用者のメールボックスIDは利用者IDと同じ
- ✓ その他の利用者：事業所コード（7桁）＋ 001等（3桁）
 ※ 事業所コード（7桁）：企業略称（4桁）＋通番（3桁）

(3) オンライン業務への影響

- ① 利用者ID体系の変更に伴い、全業務のヘッダ情報を変更します。
- ② 個別のオンライン業務における利用者コードまたは利用者IDを入力する項目については、桁数を拡大します。（対象業務：[142](#)、詳細は別紙1「変更対象業務一覧（オンライン）」参照）
- ③ 入力項目と同様に出力項目に利用者コードまたは利用者IDが出力される項目については、桁数を拡大します。
 （対象出力情報：入出港・とん税150, 輸入[2105](#), 輸出[666](#), 輸出入共通250, 輸入食品監視12, 植物検疫6, 動物検疫14、詳細は別紙2「変更対象出力情報一覧（オンライン）」参照）

(4) バッチ業務（管理資料）への影響

- ① 全管理資料のファイル名が変更となります。

A. CSV形式の管理資料情報ファイル名

「出力情報コード」＋「対象年月日」＋「宛先利用者コード」＋「輸出入者コード等」＋「コピー元利用者コード等」＋「作成年月日時分秒」＋.csv

（注）（「・・・」）の項目は必要なファイルのみに挿入。

B. パソコン用パッケージソフトで取り出された管理資料情報のファイル名

（取り出し後にパッケージソフトがファイル名を変換して保存する）

「業務仕様書番号」＋「管理資料情報名（日本語）」＋「対象年月日」＋「宛先利用者コード」＋「輸出入者コード等」＋「コピー元利用者コード等」＋「作成年月日時分秒」＋.csv

（注）（「・・・」）の項目は必要なファイルのみに挿入。

- ② 個別の管理資料の出力項目に利用者コードまたは利用者IDが出力される項目については、桁数を拡大します。（対象管理資料：[54](#)、詳細は別紙3「変更対象管理資料一覧」参照）

1. 第2回合同WGにおける提案

第2回合同WG（平成24年7月26日）において、以下のとおり、Webインターフェース対象業務の拡大を行うことを提案している。

区 分	概 要	
1. 個別検討事項	Webインターフェース対象業務の拡大	
2. 現行仕様	CY搬出入業務、APS業務においてWebインターフェース業務を提供している。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	① 利用者から、入出港業務（海上）及び照会業務（航空・海上）について、Webインターフェースによる業務提供の要望がある。 ② 業種・業務によっては現行パッケージソフトが提供する高度な機能や操作性を必要としないケースがある。	
4. 次期仕様	経済性や機能性を考慮したうえで、以下の業務を対象としてWebインターフェースの対応を図る。	
5. 対象業務	入出港業務（海上）	・利用者からWeb化を望む声が多い。 ・入出港業務のみを行う者であれば、Web業務のみを利用することで全ての業務処理を行うことが可能となる。 （パッケージソフトを使用する必要がない）
	照会業務（航空・海上）	・利用者からの要望を確認のうえ、Web業務の対象とする照会業務を確定する。 ・全照会業務のWeb化は実施しない。（経済性の観点）
	既存Web業務	・既存のWeb対象業務については、基本的に継続する。

IV-2. WebNACCS対象業務の変更

2. Webインターフェースに係るアンケート結果

平成26年9月にWG委員を対象として、Webインターフェースの対応に係るアンケートを実施した結果は、以下のとおり。

1. 項目別回答結果

① 回答状況		② 携帯端末の有無		③ 有りの内訳		④ NACCS利用想定端末		⑤ 端末OS	
回答数	40	有り	28	ノートPC	23	ノートPC	17	Windows	22
全体	64	無し	26	タブレット端末	13	タブレット端末	15	Android	10
回答率	63%			スマートフォン	18	スマートフォン	16	iOS	13
						利用予定無し	25		

2. 想定される携帯端末の利用シーン（抜粋）

(1) 非ルーティンワークでの利用

- ・基本的にオフィスが使えない災害等の事態を想定するが、将来的には在宅勤務なども想定される。
- ・緊急時の社外での照会業務や、休日（夜間等含む）の緊急対応。
- ・通関業者・通関士としては、携帯端末利用シーンは考えられない。無理やり使う事を考えるなら、検査などで急に必要になった時間外申請くらい。出先で急用のために携帯端末を使う事は現時点では想定不可。
- ・出張等、出先で確認することが想定される。
- ・会社休業日に臨時開庁で輸出入申告をする場合において、申告状況確認やトラブル時の対応に使用する。

(2) ルーティンワークでの利用

- ・営業訪問先での通関許可情報、包括納期延長での担保残額、荷主符号（輸出入者コード）の確認など。
- ・貨物の状況確認、輸出入申告の許可状況、及び業務の進捗状況を確認する際に利用。
- ・蔵置場で個数確認後に搬入確認をその場で入力することが可能。
- ・照会業務（IAW、ICG、IID等）
- ・船舶代理店業務（VTX11、VTX12、IVS等）
- ・船舶代理店業務で、事務所から遠く離れた本船内での利用を想定。
- ・RSSO1やPURの業務が携帯端末で利用する事が出来ると、ドレー会社（ドライバー）がCY（ゲート）の混雑状況を見て、貨物の搬出入がリアルタイムに実施出来る。

3. その他のご意見（抜粋）

- ・タブレットは通信速度遅く、使用頻度は低くなるとおもわれる。スマートフォンはセキュリティに不安。
- ・携帯端末が紛失した場合のセキュリティ対策。
- ・世の中の流れとしては、所謂「ノマドワークスタイル」が注目されて来ているが、やはり「業」としての通関業者としては、セキュリティの問題や、対応する通関士達の様々な管理（勤務、守秘義務、育成等々）といったものに現時点では大いに不安を感じている。
- ・社内の情報セキュリティ方針に基づく業務ルーティンを徹底すると、携帯端末の利用業務は「情報検索」だけである。
- ・タブレットの利用は、ヤード・船内など屋外が想定されるのでN A C C Sパックの様にセンターからセキュリティを担保した専用端末を発売してはどうか。
- ・携帯端末では画面が狭くて見えにくい。
- ・通関業法で通関事業所として登録されている場所以外での申告が認められるのであれば、携帯端末の使用について前向きに検討したい。
- ・現段階では携帯端末の使用予定及び支給はないが、具体的な利便性が確認できれば、導入する可能性がある。
- ・携帯端末のOSで業務処理のスピードがユーザーの満足するレベルになることが必要。OS、通信回線の帯域確保、などITインフラ、ネットワークインフラの確立が必要ではないか。
- ・携帯端末利用を是非進めて頂きたい。
- ・仮に行なえる業務に制限が設けられるとしても、機動性の向上は大きな魅力である。
- ・携帯端末でN A C C Sが使用できるようになっても、事務所内のパソコンでの作業を継続すると思う。



4. アンケート結果に見る方向性

- 携帯端末については、非常時・夜間・休日・外出先から利用等、緊急対応的に利用することを想定する利用者が多く、一部の業務を除き日常のルーティン業務において利用することには消極的である。
- 照会業務及び海上における入出港業務については、ニーズが高い。
- セキュリティの確保に懸念が示されている。（携帯端末自体のセキュリティ、社内セキュリティポリシーとの関連等）

IV-2. We b N A C C S 対象業務の変更

3. We b インターフェースの導入に係る基本的な考え方

1. We b インターフェースについては、基本仕様において提案したとおり、新たなユーザインターフェースとして対象業務の拡大を実施する。（対象業務は別紙のとおり限定的なものとし、第6次N A C C S稼働後の利用実態等を踏まえ、対象業務の拡大を改めて検討する。）
2. We b インターフェースについては、P C、タブレット及びスマートフォンにおける利用を検討するが、スマートフォン用に特化した画面の提供については実施しない。
3. ただし、上記端末の利用については、現行N A C C Sと同等以上のセキュリティの確保を前提（少なくとも、n e t N A C C Sにおいて採用しているデジタル証明書相当、利用者I D及びパスワードによるセキュリティレベルを確保）とする。
なお、具体的なセキュリティ対策については、ネットワーク提供ベンダーの決定を待って検討を進めることとし、検討の結果、端末の種類によってはセキュリティの確保が困難と判断されるケースも考えられるが、その場合は、一部端末の利用を認めないこととする。
4. We b インターフェースにおいて利用可能なOS、ブラウザについては、費用対効果の観点から、以下の種類に限定する。

対象機器	OS	ブラウザ
P C	Windows 7 (SP1) Windows 8.1※1	Internet Explorer※2 Chrome※2 Firefox※2
タブレット/携帯端末	iOS※3	Safari (iOS標準ブラウザ) ※3
	Android※3	Android標準ブラウザ※3

※1: Windows 8.1の後継OSであるWindows 10への対応については、今後の動向を踏まえて検討する。

※2: P Cの各ブラウザの対応バージョンについては、今後の動向を踏まえて検討する。

※3: タブレット/携帯端末のOS・ブラウザの対応バージョンについては、今後の動向を踏まえて検討する。

官業務に係るWe b インターフェースについては、別途検討する。

1. 現行提供業務

海空	業 務 名	業務コード	対応OS	ブラウザ	主要セキュリティ
海	空コンテナピックアップ一覧作成	P U L	Windows XP Home (Service Pack3) Windows XP Professional (Service Pack3) Windows Vista (BusinessまたはEnterprise) Windows 7 Professional	I E 7 I E 8	・デジタル証明書 ・利用者認証 (ID・パスワード) ・通信の暗号化 (HTTPS)
	ピックアップオーダー照会	I P U	同上	同上	同上
	空コンテナ引渡情報登録	P C D	同上	同上	同上
	利用者情報登録	U R Y	同上	同上	同上
	申請者ID発給業務 (申請者ID発給)	R E A	Windows7 Windows8	I E 7 I E 8 I E 9	・CAPTCHA認証 ・利用者認証 (ID・パスワード) ・通信の暗号化 (HTTPS)
	申請者情報変更・取消業務 (同上)	R E B	同上	同上	同上
	申請者ID/パスワード再送付 (同上)	R E E	同上	同上	同上
	申請者IDメンテナンス業務 (同上)	R E F	同上	同上	同上

《別紙》Web対象業務一覧（２）

1. 現行提供業務（動物検疫関連）

海空	業 務 名	Web上の業務コード (NACCS PKG上の業務コード)	対応OS	ブラウザ	主要セキュリティ
海空	輸入畜産物検査申請事項登録	I L A 0 1 (I L A)	Windows7	I E 9	・CAPTCHA認証 ・利用者認証 (ID・パスワード) ・通信の暗号化 (HTTPS)
	輸入畜産物検査申請	I L A 0 2 (I L C)	同上	同上	同上
	輸入畜産物検査申請一覧照会	I L A 0 3 (I L I)	同上	同上	同上
	輸入畜産物検査申請情報照会	I L A 0 4 (I I L)	同上	同上	同上
	輸入畜産物検査申請入庫状況登録	I L S 0 1 (I S S 0 1)	同上	同上	同上
	輸出畜産物検査申請事項登録	E L A 0 1 (E M A)	同上	同上	同上
	輸出畜産物検査申請	E L A 0 2 (E M C)	同上	同上	同上
	輸出畜産物検査申請一覧照会	E L A 0 3 (E M I)	同上	同上	同上
	輸出畜産物検査申請情報照会	E L A 0 4 (E I M)	同上	同上	同上
	動物輸入事前届出事項登録	I A R 0 1	同上	同上	同上
	動物輸入事前届出	I A R 0 2	同上	同上	同上
	動物輸入事前届出一覧照会	I A R 0 3	同上	同上	同上

1. 現行提供業務（動物検疫関連）

海 空	業 務 名	Web上の業務コード (NACCS PKG上 の業務コード)	対応OS	ブラウザ	主要セキュリティ
海 空	動物輸入事前届出情報照会	I A R 0 4	Windows7	I E 9	・CAPTCHA認証 ・利用者認証（ID・パスワード） ・通信の暗号化（HTTPS）
	動物輸入事前届出取止	I A R 0 5	同上	同上	同上
	輸入動物検査申請事項登録	I A A 0 1 (I O A)	同上	同上	同上
	輸入動物検査申請	I A A 0 2 (I O C)	同上	同上	同上
	輸入動物検査申請一覧照会	I A A 0 3 (I O I)	同上	同上	同上
	輸入動物検査申請情報照会	I A A 0 4 (I I O)	同上	同上	同上
	輸出動物検査申請事項登録	E A A 0 1 (E O A)	同上	同上	同上
	輸出動物検査申請	E A A 0 2 (E O C)	同上	同上	同上
	輸出動物検査申請一覧照会	E A A 0 3 (E O I)	同上	同上	同上
	輸出動物検査申請情報照会	E A A 0 4 (E I O)	同上	同上	同上
	犬等輸入事前届出	I D R 0 1	同上	同上	同上
	犬等輸入事前届出情報照会	I D R 0 2	同上	同上	同上

《別紙》Web対象業務一覧（4）

1. 現行提供業務（動物検疫関連）

海 空	業 務 名	Web上の業務コード (NACCS PKG上 の業務コード)	対応OS	ブラウザ	主要セキュリティ
海 空	犬等輸入事前届出取止	I D R 0 5	Windows7	I E 9	・CAPTCHA認証 ・利用者認証（ID・パスワード） ・通信の暗号化（HTTPS）
	輸入犬等検査申請事項登録	I D A 0 1 (I Q A)	同上	同上	同上
	輸入犬等検査申請	I D A 0 2 (I Q C)	同上	同上	同上
	輸入犬等検査申請情報照会	I D A 0 3 (I I Q)	同上	同上	同上
	輸入犬等検査申請取止	I D A 0 5	同上	同上	同上
	犬等届出・輸出入検査申請一覧照会	C D A 0 1 (I Q I)	同上	同上	同上
	輸出犬等検査申請事項登録	E D A 0 1 (E Q A)	同上	同上	同上
	輸出犬等検査申請	E D A 0 2 (E Q C)	同上	同上	同上
	輸出犬等検査申請情報照会	E D A 0 3 (E I Q)	同上	同上	同上
	輸出犬等検査申請取止	E D A 0 5	同上	同上	同上
	総合電子申請	O E A 0 1	同上	同上	同上
	総合電子申請一覧照会	O E A 0 2	同上	同上	同上

1. 現行提供業務（動物検疫関連）

海 空	業 務 名	Web上の業務コード (NACCS PKG上の 業務コード)	対応OS	ブラウザ	主要セキュリティ
海 空	総合電子申請情報照会	O E A 0 3	Windows7	I E 9	・CAPTCHA認証 ・利用者認証（ID・パスワード） ・通信の暗号化（HTTPS）
	検査場所指定申請事項登録	I S A 0 1	同上	同上	同上
	検査場所指定申請	I S A 0 2	同上	同上	同上
	検査場所指定申請一覧照会	I S A 0 3	同上	同上	同上
	検査場所指定申請情報照会	I S A 0 4	同上	同上	同上
	検査場所指定申請呼出し	I S A 0 5	同上	同上	同上
	検査場所指定申請手続中止	I S A 0 9	同上	同上	同上

《別紙》Web対象業務一覧（６）

1. 現行提供業務（植物検疫関連）

海 空	業 務 名	Web上の業務コード (NACCS PKG上の 業務コード)	対応OS	ブラウザ	主要セキュリティ
海 空	輸入植物検査申請事項登録 (植物等輸入検査申請事項登録)	I P A 0 1 (I P A、I P C)	Windows7	I E 9	・CAPTCHA認証 ・利用者認証（ID・パスワード） ・通信の暗号化（HTTPS）
	輸入植物検査申請 (植物等輸入検査申請)				
	輸入植物検査申請一覧照会 (植物等輸入検査手続処理一覧)	I P A 0 3 (I P I)	同上	同上	同上
	輸入植物検査申請個別詳細 (植物等輸入検査現況照会)	I P A 0 4 (I I P)	同上	同上	同上
	輸入植物帳票出力	I P A 0 8	同上	同上	同上
	輸出植物検査申請事項登録 輸出植物検査申請	E P A 0 1	同上	同上	同上
	輸出植物検査申請一覧照会	E P A 0 3	同上	同上	同上
	輸出植物検査申請個別詳細	E P A 0 4	同上	同上	同上
	輸出植物帳票出力	E P A 0 7	同上	同上	同上

2. 第6次NACCSにおける拡大対象業務（1）

海空	業 務 名	業務コード	海空	業 務 名	業務コード	海空	業 務 名	業務コード
海	船舶基本情報登録	V B X	海	入港届等B呼出し	V I T 1 1 ※	海	出港届等呼出し（内航船）	J O T 1 1 ※
	船舶基本情報訂正	V B Y		移動届	V M R		入港料減免・還付申請	K I T ※
	船舶基本情報訂正呼出し	V B Y 1 1		移動届呼出し	V M R 1 1		入港料減免・還付申請呼出し	K I T 1 1 ※
	船舶運航情報登録	V T X 0 1		出港届等	V O X		船舶運航動静通知	K M T ※
	乗組員情報登録	V T X 0 2		出港届等呼出し	V O X 1 1		船舶運航動静通知呼出し	K M T 1 1 ※
	旅客情報登録	V T X 0 3		出港届等B	V O T ※		海側施設使用許可申請	K S T ※
	船用品情報登録	V T X 0 4		出港届等B呼出し	V O T 1 1 ※		海側施設使用許可申請呼出し	K S T 1 1 ※
	船舶運航情報登録呼出し	V T X 1 1		入出港届等照会	I V S		陸側施設使用許可申請	K L T ※
	乗組員情報登録呼出し	V T X 1 2		船舶基本情報登録（内航船）	J B X ※		陸側施設使用許可申請呼出し	K L T 1 1 ※
	旅客情報登録呼出し	V T X 1 3		船舶基本情報訂正（内航船）	J B Y ※		ファイル申請	K F T
	船用品情報登録呼出し	V T X 1 4		船舶基本情報訂正呼出し（内航船）	J B Y 1 1 ※		乗員上陸許可申請	C R W 0 3
	入港前統一申請	V P X		入港前統一申請等（内航船）	J P T ※	CRW03業務は V P X 及び V P T 業務 への統合により廃止		
	入港前統一申請呼出し	V P X 1 1		入港前統一申請等呼出し（内航船）	J P T 1 1 ※			
	入港前統一申請B	V P T ※		入港届等（内航船）	J I T ※			
	入港前統一申請B呼出し	V P T 1 1 ※		入港届等呼出し（内航船）	J I T 1 1 ※			
	入港届等	V I X		移動届（内航船）	J M R ※			
	入港届等呼出し	V I X 1 1		移動届呼出し（内航船）	J M R 1 1 ※			
	入港届等B	V I T ※		出港届等（内航船）	J O T ※			

注：※の付与されている業務については、パッケージソフトでは提供しない。

《別紙》Web対象業務一覧（8）

2. 第6次NACCSにおける拡大対象業務（2）

海空	業 務 名	業務コード	海空	業 務 名	業務コード
海	貨物情報照会	I C G	空	輸入貨物情報照会	I A W
	コンテナ情報照会	I C N		輸出貨物情報照会	I G S
	積荷目録状況照会	I M I		混載貨物仕立状況照会	I M A
	輸入申告等照会	I I D		輸入申告等照会	I I D
	輸出申告等照会	I E X		輸出申告等照会	I E X
	輸入申告等一覧照会	I D I		輸入申告等一覧照会	I D I
	輸出申告等一覧照会	I E S		輸出申告等一覧照会	I E S
	とん税等納付申告	T P C			
	不開港出入許可申請	C P C			
	船舶コード照会	I V K			
	船舶管理情報照会	I V C			
	不開港出入許可申請照会	I P P			
	入出港日別一覧照会	I V D			
	船舶・航空機資格変更届	K P C 0 1			
	船舶・航空機資格変更届呼出し	K P C			
	船舶・航空機資格変更届照会	I K P			

1. 事項登録業務の新設の方針

第2回合同WGにおいて提案した、プログラム変更要望に対する対応の一つとして、申請業務のうち事項登録業務の存在しない手続きについて、事項登録業務・確認業務の追加を検討する。

（基本仕様書 IV-5 新規業務および機能拡充 1.プログラム変更要望に基づく新規業務（2））

現状、事項登録業務が存在しない申請業務のうち、事項登録業務・確認業務の追加を検討することとしている手続きは、以下のとおり。

- 本船・ふ中扱い承認申請（H F C）
- 輸入マニフェスト通関申告（M I C）
- 輸出マニフェスト通関申告（M E C）
- 海上保税運送申告（O L C）※1
- 輸出自動車情報登録（M O A）※2
- とん税等納付申告（T P C）※3

（参考）本WGにおける検討にあたっての補足事項

- ※1 海上保税運送申告（O L C）については、第8回WGにおいて提示しております。
- ※2 輸出自動車情報登録（M O A）については、事項登録業務・確認業務を追加するメリットが認められないことから、対応しないこととします。
- ※3 とん税等納付申告（T P C）については、サブWG（入出港）で検討します。

IV-3. 事項登録業務・確認業務の追加＜2＞（通関関連）

2. 新規機能の概要

	機 能 の 概 要
1	事項登録業務を新設 し、申告・申請情報の事前登録・保存を可能とする。
2	新規業務を利用するかどうかは 選択可能 とし、従来通りの業務の実施も可能とする。
3	通関士審査が必要である輸出入マニフェスト通関の事項登録業務については、通関士審査結果登録業務（C C A）の対象とする。
4	呼出し業務を新設 し、申告・申請業務実施前に、事項登録業務でシステムに登録済みの申告・申請情報、またはシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
5	事項登録業務用の申告・申請業務を新設 し、事項登録内容を利用した申告・申請を可能とする。
6	事項登録業務を用いて登録した申告・申請情報は、申告・申請業務実施までの間、訂正可能とする。 なお、訂正においては、従来通りの呼出し業務及び申告・申請業務も実施可能とする。 （例：M I A（事項登録）→M I D（呼出し）→M I C（事項登録内容を訂正し、併せて申告））
7	事項登録業務で登録した内容は、 従来通りの照会業務において照会可能 とする。

3. 事項登録業務・確認業務追加の対象手続き

本船・ふ中扱い承認申請、輸入マニフェスト通関申告及び輸出マニフェスト通関申告について、以下の事項登録業務等を追加する。

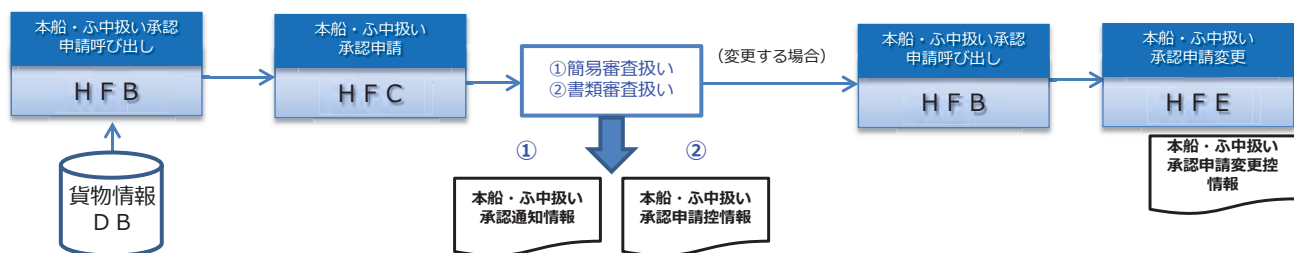
手続種別	従来通りの業務	新設する業務		
		事項登録業務	申告業務	呼出し業務
本船・ふ中扱い承認	本船・ふ中扱い承認申請 (HFC)	本船・ふ中扱い承認申請事項登録 (HFA)	本船・ふ中扱い承認申請 (HFC20)	本船・ふ中扱い承認申請事項呼出し (HFD)
	本船・ふ中扱い承認申請変更 (HFE)	本船・ふ中扱い承認申請変更事項登録 (HFA01)	本船・ふ中扱い承認申請変更 (HFE20)	
輸入マニフェスト通関	輸入マニフェスト通関申告 (MIC)	輸入マニフェスト通関申告事項登録 (MIA)	輸入マニフェスト通関申告 (MIC20)	輸入マニフェスト通関申告事項呼出し (MIB)
	輸入マニフェスト通関申告変更 (MIE)	輸入マニフェスト通関申告変更事項登録 (MIA01)	輸入マニフェスト通関申告変更 (MIE20)	
輸出マニフェスト通関	輸出マニフェスト通関申告 (MEC)	輸出マニフェスト通関申告事項登録 (MEA)	輸出マニフェスト通関申告 (MEC20)	輸出マニフェスト通関申告事項呼出し (MEB)
	輸出マニフェスト通関申告変更 (MEE)	輸出マニフェスト通関申告変更事項登録 (MEA01)	輸出マニフェスト通関申告変更 (MEE20)	
	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請 (MAF)	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請事項登録 (MAA)	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請 (MAF20)	

IV-3. 事項登録業務・確認業務の追加<2> (通関関連)

4. 本船・ふ中扱い承認申請業務フロー

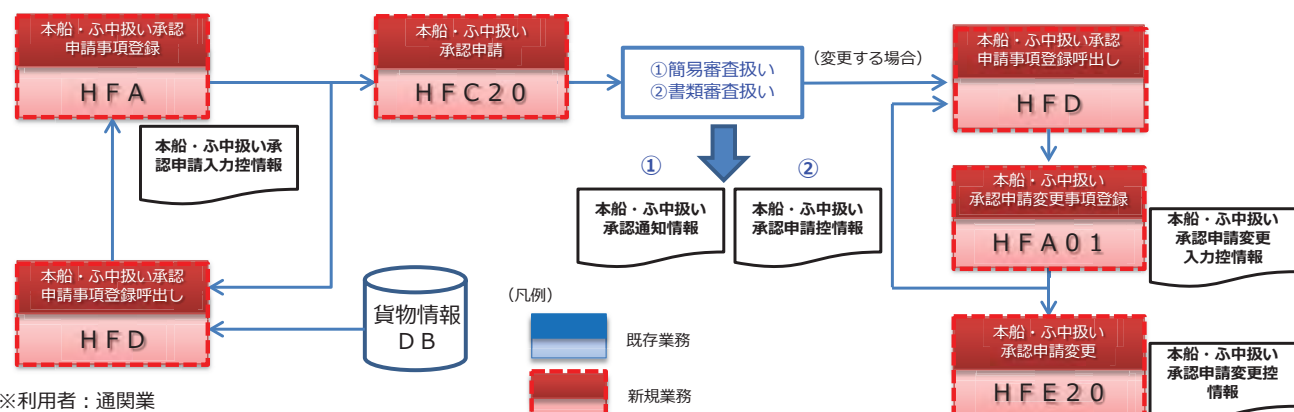
➡ 現行の申請フロー

現行においては事項登録業務がないため、申請しようとする内容をあらかじめ確認することができない。



➡ 次期の申請フロー (案)

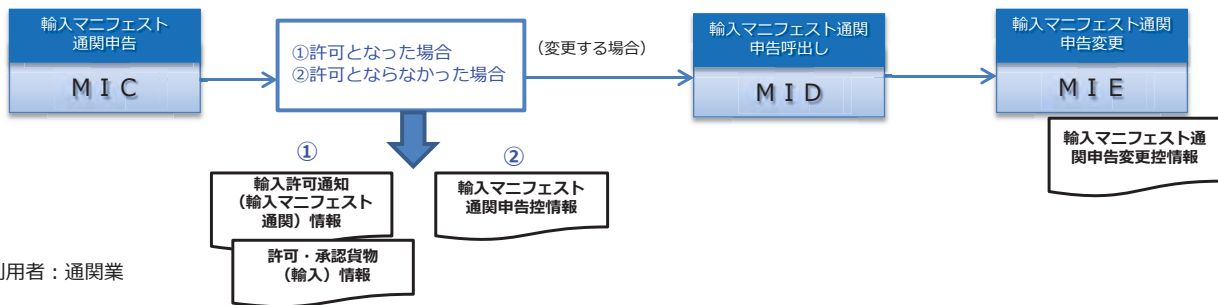
次期においては現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申請内容を事前に確認できるようにする。



5. 輸入マニフェスト通関申告業務フロー

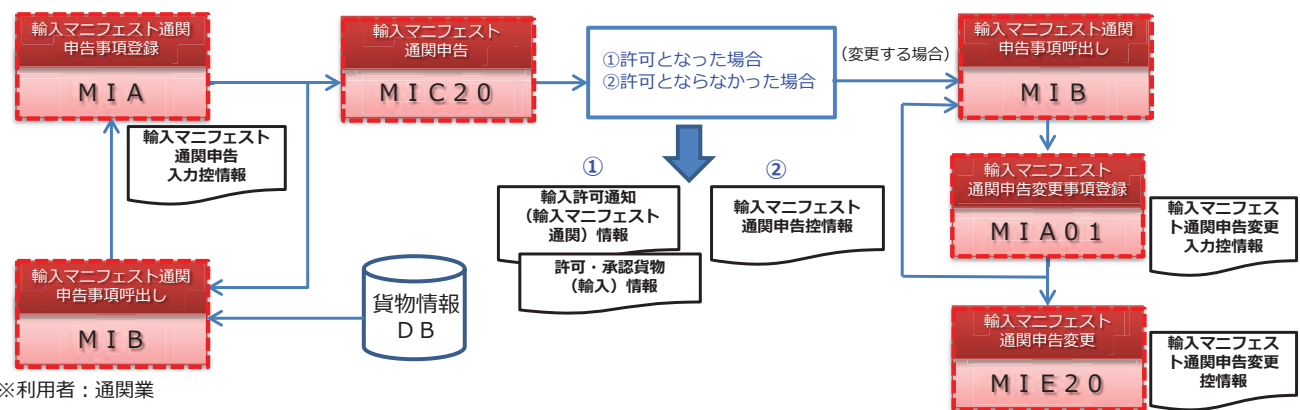
→ 現行の申告フロー

現行においては事項登録業務がないため、申告しようとする内容をあらかじめ確認することができない。



→ 次期の申告フロー (案)

次期においては現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申告内容を事前に確認できるようにする。

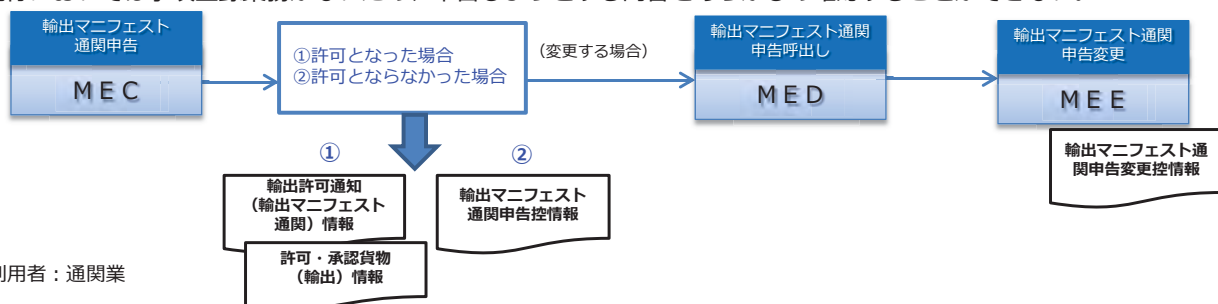


IV-3. 事項登録業務・確認業務の追加<2> (通関関連)

6. 輸出マニフェスト通関申告業務フロー

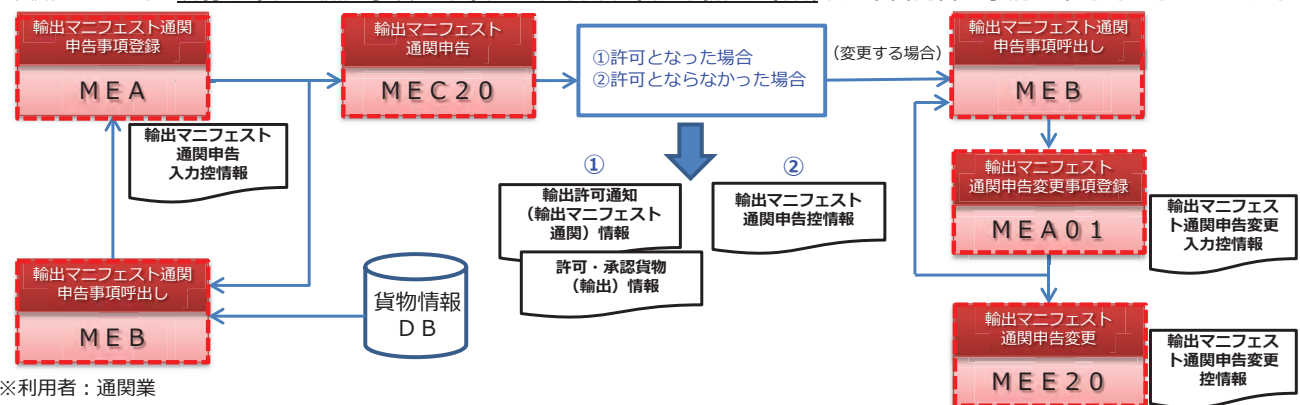
→ 現行の申告フロー

現行においては事項登録業務がないため、申告しようとする内容をあらかじめ確認することができない。



→ 次期の申告フロー (案)

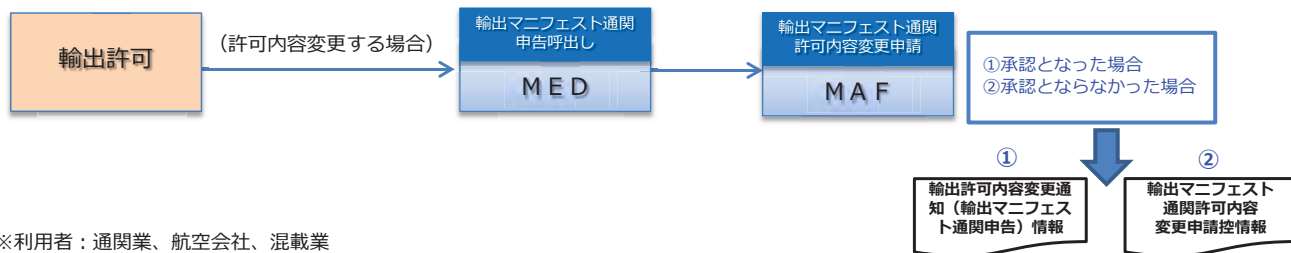
次期においては現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申告内容を事前に確認できるようにする。



7. 輸出マニフェスト通関許可内容変更申請業務フロー

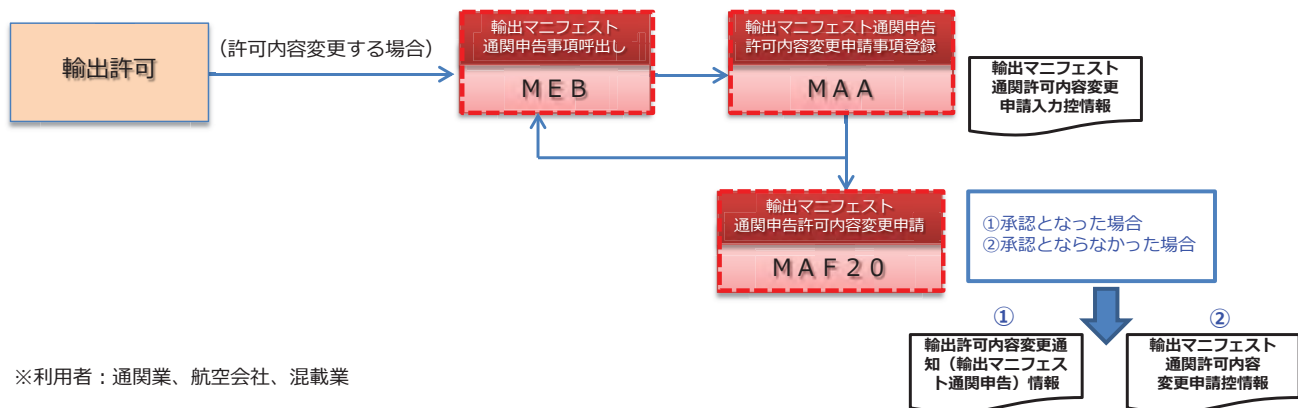
現行の申請フロー

現行においては事項登録業務がないため、申請しようとする内容をあらかじめ確認することができない。



次期の申請フロー (案)

次期においては**現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成**し、申請内容を事前に確認できるようにする。



IV-4. 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止

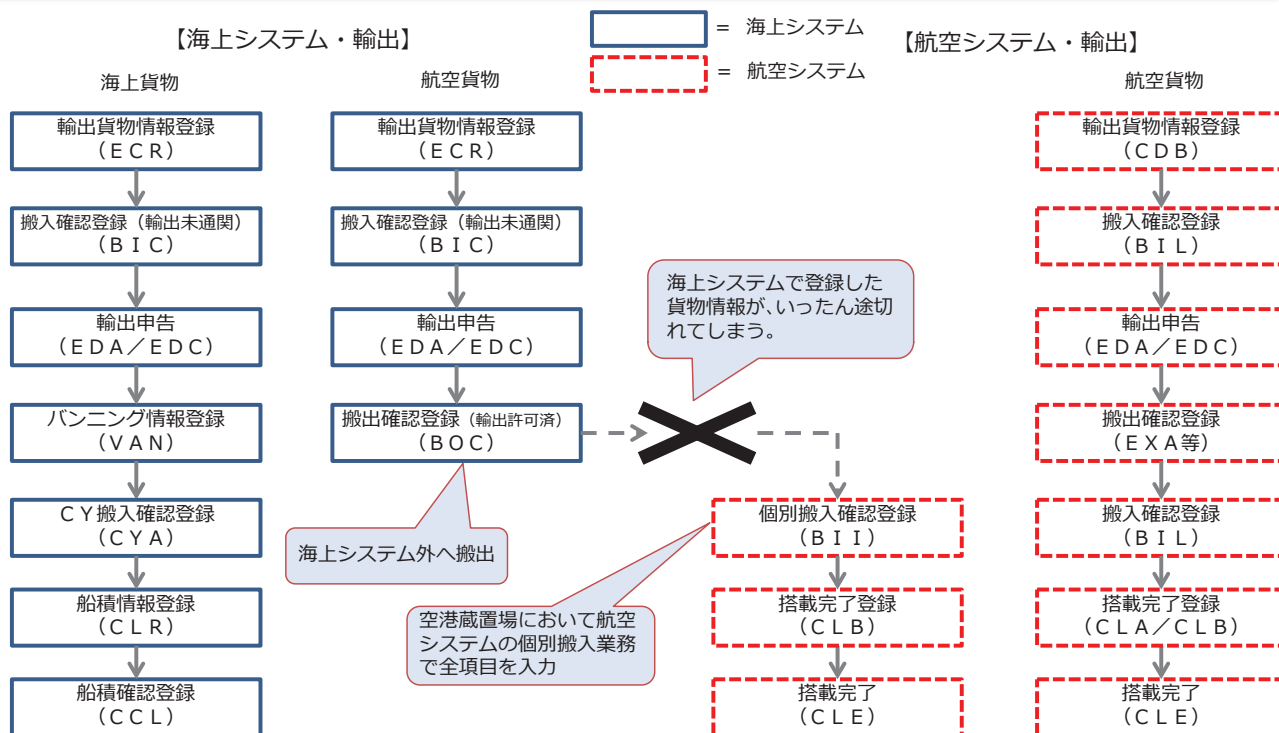
1. 見直しの方針

第2回合同WGにおいて提案した「海上・航空貨物情報連携の考え方」に対し、WG委員から提出された意見等を基に検討した結果、「海上システムにおける航空貨物の取扱いについて」は、以下のとおり見直しを行う。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	海上システムにおける航空貨物の取扱いについて
2. 現行仕様	- 航空システムでは航空貨物のみの取り扱いであるのに対して、海上システムでは海上貨物及び航空貨物の取り扱いが可能である。 - 海上システムでは、航空貨物を登録して輸出入申告まで行うことが可能である。
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	- NACCSは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであり、航空貨物を海上システムで処理する結果、一連の流れの中で貨物情報の分断が発生するため、本来のメリットが損なわれる状況となっている（航空貨物は航空システムで、海上貨物は海上システムで一貫処理することによって、本来のメリットが享受できる。） - 現在、航空システムを導入していない空港地区において航空システムを導入することによって、電子化がより一層進展するとともに事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。 - 現行システムは、海上システムにおいても航空貨物の取扱いを可能とするために、その輸入申告業務等において付加的な機能を必要としており、開発コストの負担増を招いている。
4. 次期仕様	① 海上システムで航空貨物を扱う機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することとする。 ② イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保することとし、必要な機能追加を実施する。 - 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合 - 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合
5. その他	

2. 輸出貨物における問題点等の整理

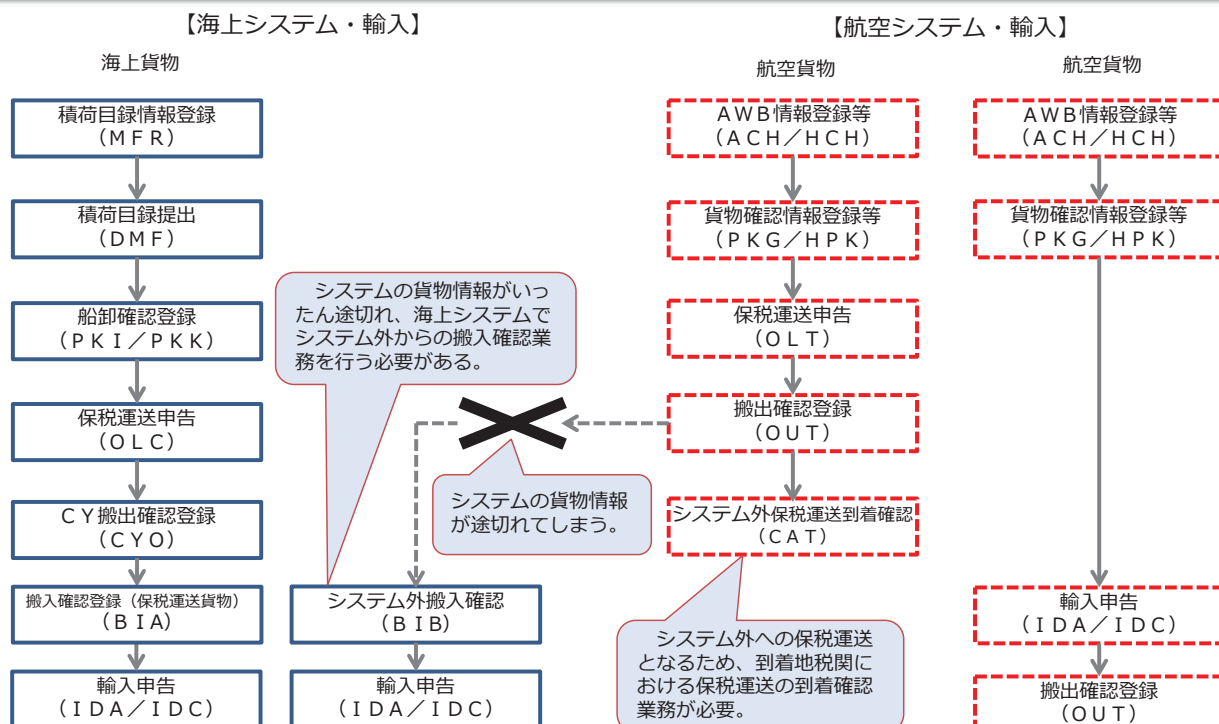
海上システムで航空貨物を登録し輸出許可まで受けた後、空港蔵置場に向けて保税運送し、空港で搭載業務を行う場合、搭載蔵置場ではシステム外からの搬入扱いとなる。システム外搬入業務による航空システムへの入力作業が必要なため、誤入力のおそれがあるとともに、搬入時の登録作業に時間を要するなど、システムのメリットが十分に活かされていない。



IV-4. 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止

3. 輸入貨物における問題点等の整理

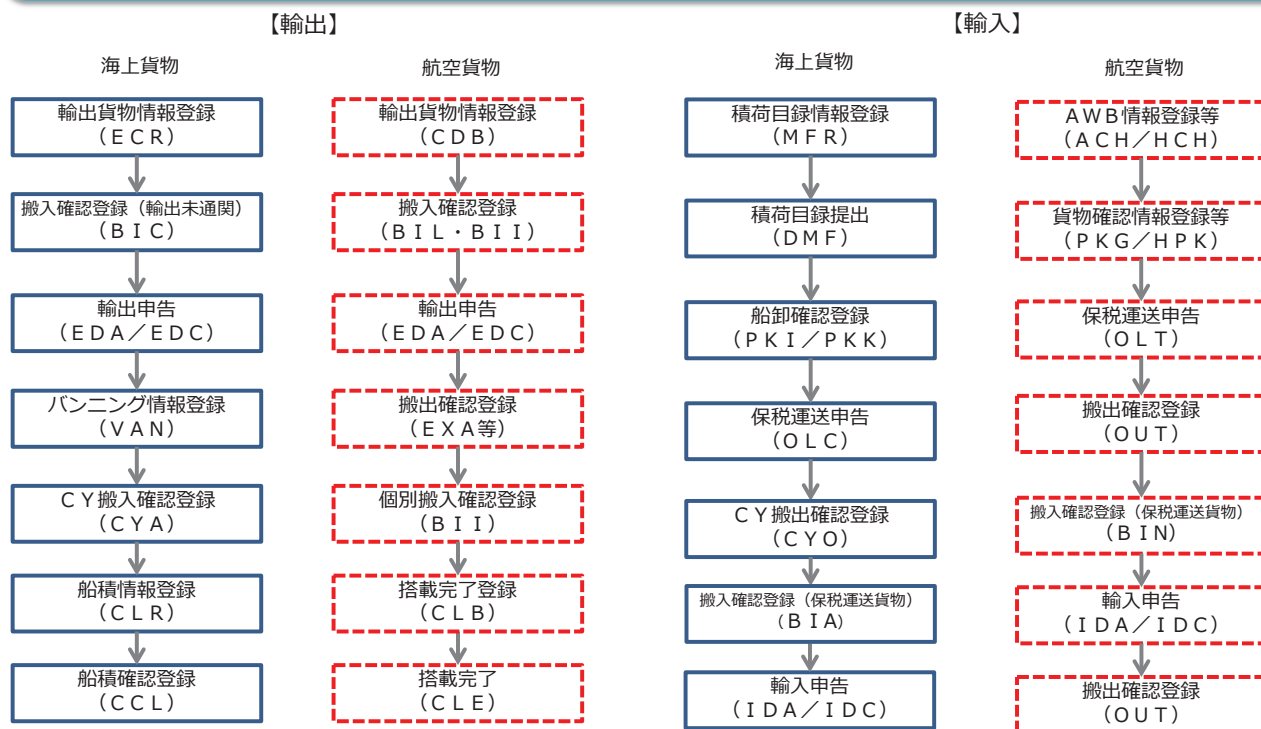
航空貨物として到着し航空システムで貨物情報登録をした後、空港外の蔵置場に向けて保税運送し、輸入通関・許可を受ける場合、海上蔵置場ではシステム外からの搬入扱いとなる。海上システムでは、システム外搬入確認業務による入力作業が必要となるため、誤入力のおそれがあるとともに、搬入時の登録作業に時間を要するなど、システムのメリットが十分に活かされていない。



4. 次期NACCSにおける海上・航空貨物情報連携の方針（案）

海上システムにおける航空貨物の取り扱いを廃止し、航空貨物は航空システム、海上貨物は海上システムで処理する。

⇒ このため、現在、海上システムで航空貨物を扱っている利用者は、輸出入に関する業務を航空システムで実施するための対応が必要となる。



IV-4. 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止

5. 基本方針案にかかる仕様変更（案）

前記4. 海上・航空貨物情報連携の方針（案）に沿って、以下の業務において航空貨物にかかる情報の入出力の仕様変更を実施する。

業務コード	業務名	業務コード	業務名
	（輸出業務）		（輸入業務）
ECR	輸出貨物情報登録	BIB	システム外搬入確認
ECR11	輸出貨物情報登録呼出し	CYB	システム外CY搬入確認
BIE	システム外搬入確認	CYB01	システム外CY搬入確認
BIF	輸出貨物情報訂正	CYD	システム外CY搬入確認
BIF11	輸出貨物情報訂正呼出し	CYD01	システム外CY搬入確認
RCR	積戻貨物情報登録	CYE	システム外CY搬入確認
IEC	輸出貨物搬入予定照会	SAI	輸入貨物情報訂正
EDA	輸出申告事項登録	SCR	簡易貨物情報登録
EDA01	輸入申告変更事項登録	IDA	輸入申告事項登録
EAA	輸出許可内容変更申請事項登録	IDA01	輸入申告変更事項登録
PAE	許可・承認等情報登録	IID	輸入申告等照会
UEA	別送品輸出申告事項登録	MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録
UAA	別送品輸出許可内容変更申請事項登録	MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録
	（輸出入共通業務）		
ICG	貨物情報照会		

6. イレギュラーケースへの対応

航空貨物は航空システム、海上貨物は海上システムで処理することが大前提となるものの、イレギュラーケースである以下の2ケースについては、システムにおける連携機能を提供し、利便性を向上させる。

【イレギュラーケース①】

当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合

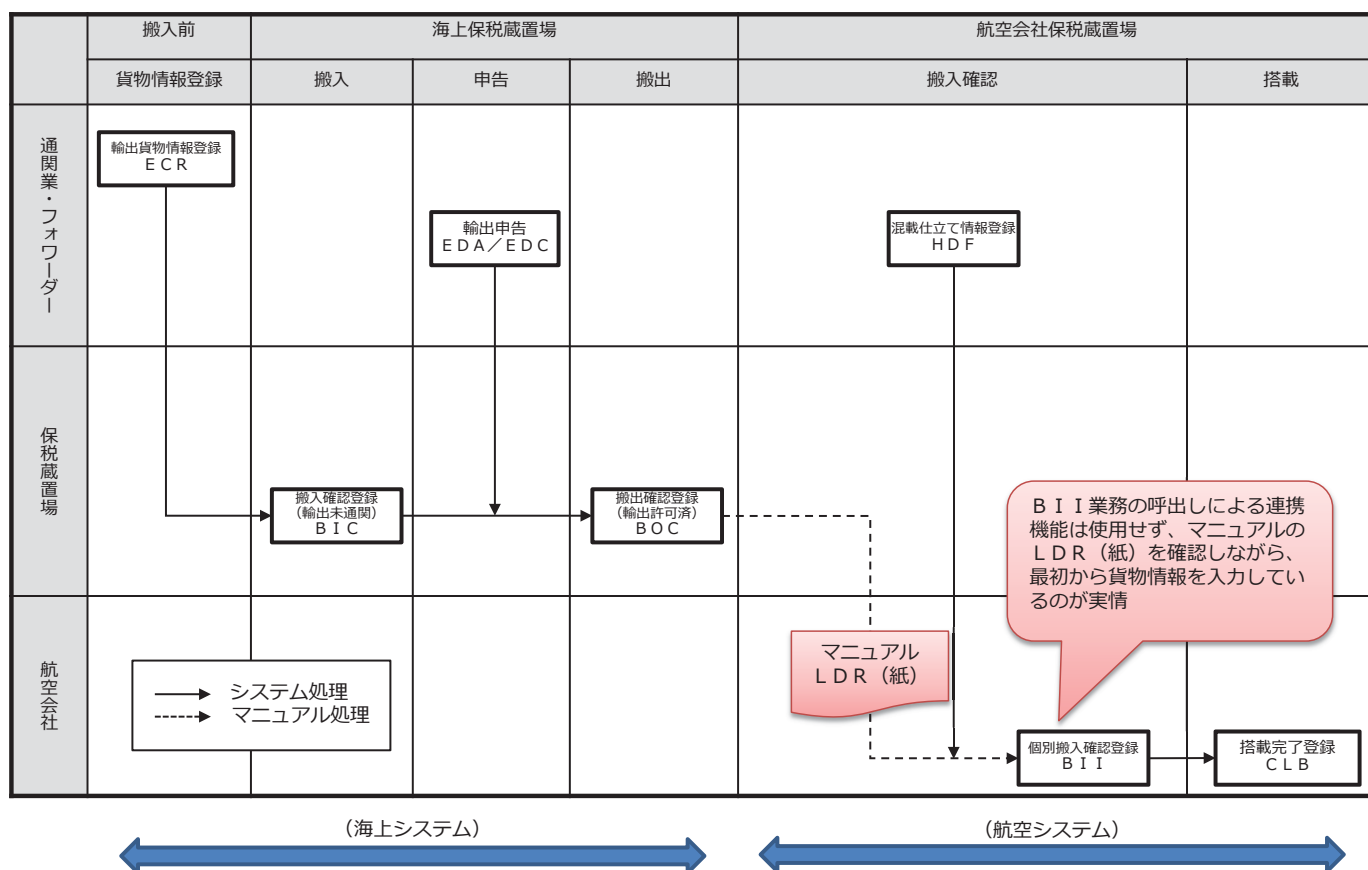
【イレギュラーケース②】

船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

IV-4. 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止

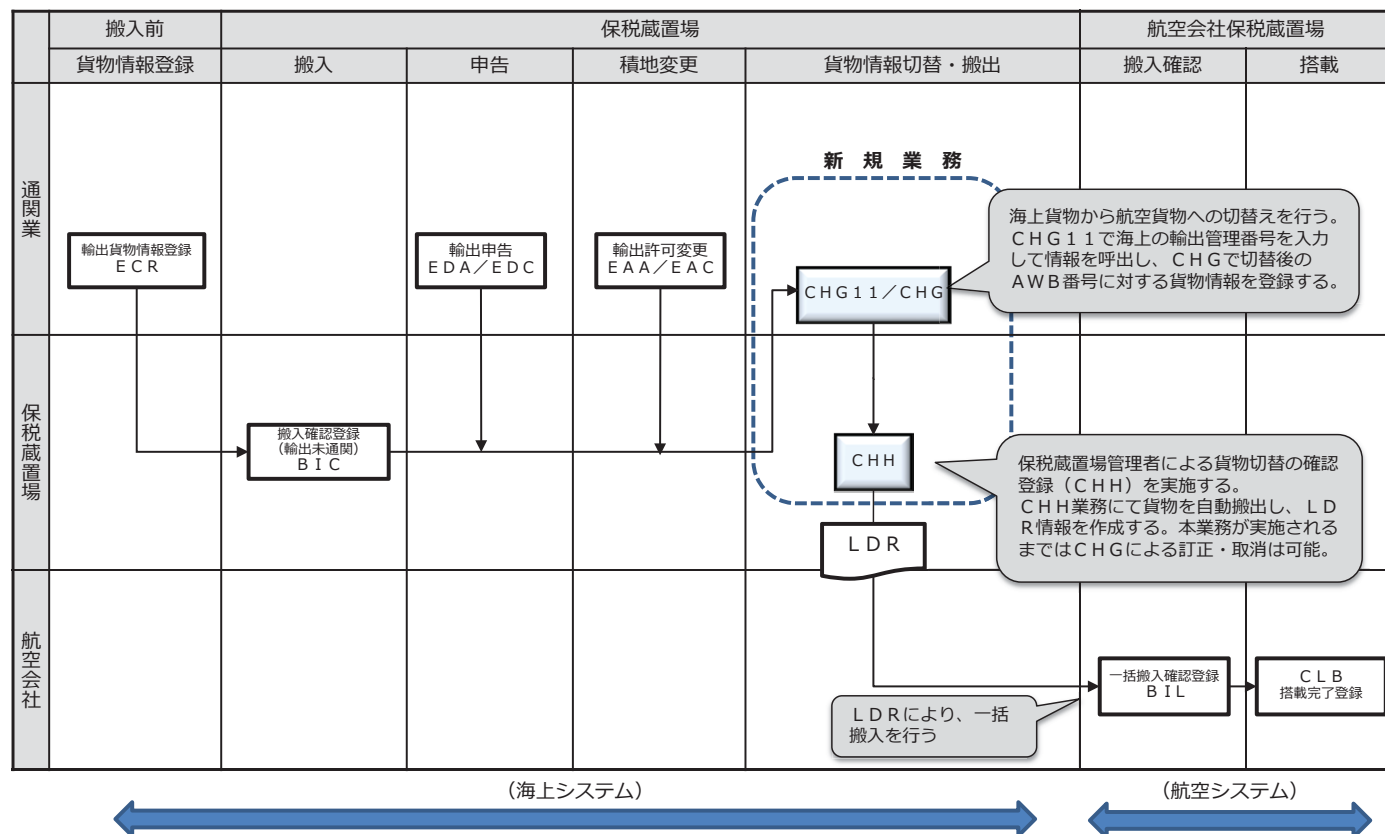
7. イレギュラーケース① 〈現行フロー〉

当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合



8. イレギュラーケース① 〈次期フロー〉

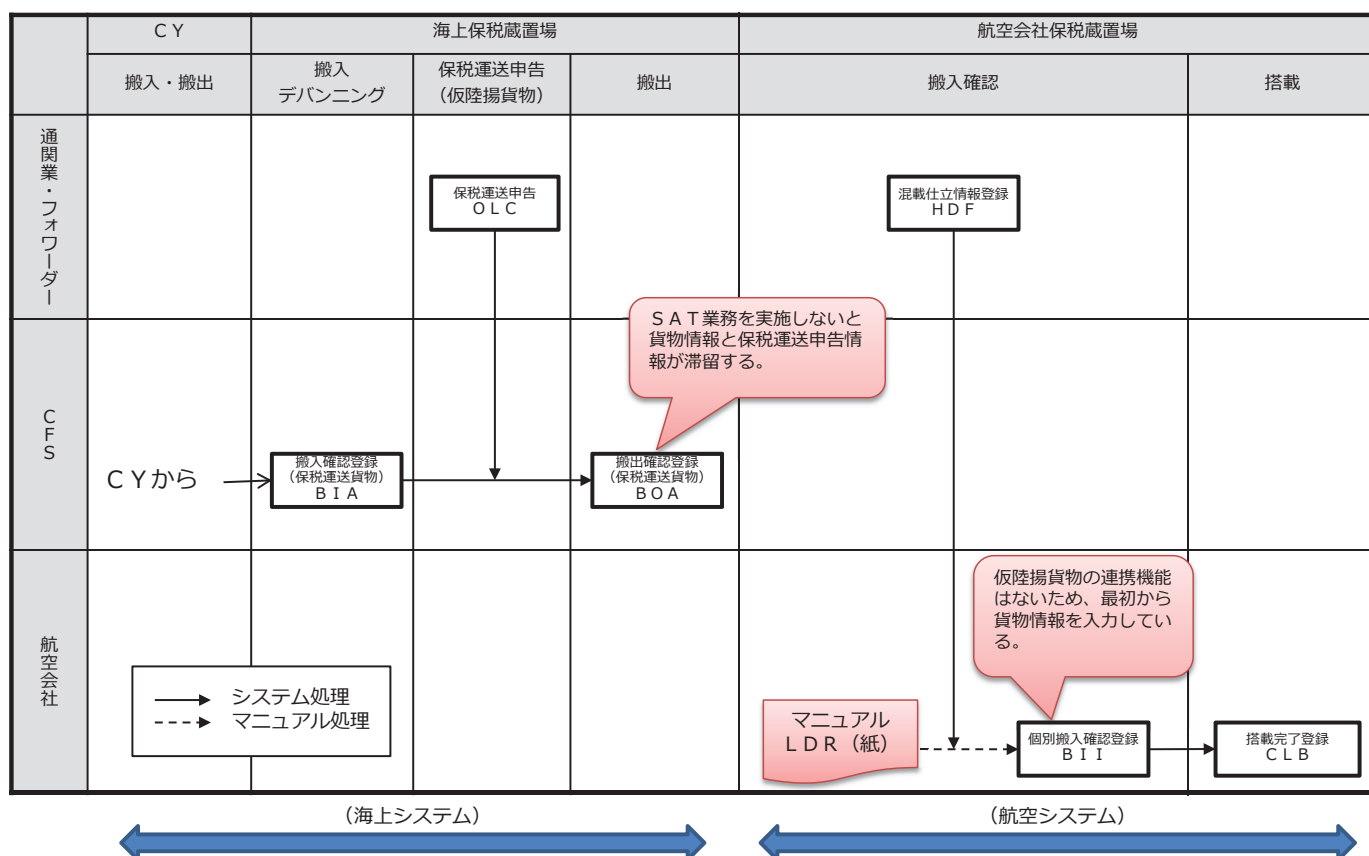
第6次NACCSでは、海上貨物から航空貨物への切替え及び搬出等を可能とする連携業務を新設する。



IV-4. 海上システムにおける航空貨物取扱の廃止

9. イレギュラーケース② 〈現行フロー〉

船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合



第6次NACCSでは、海上貨物から航空貨物への切替え及び搬出等を可能とする連携業務を新設する。



業務コード	主 な 機 能	入力者
CHG11 (貨物情報切替登録呼出し)	①新規登録時の呼出し 海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 ②訂正・取消の呼出し CHG業務にて登録した航空貨物（AWB番号）を入力して、情報を呼出す。	保稅蔵置場 通関業 海貨業 NVOCC
CHG (貨物情報切替登録)	①新規登録 輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。 なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については『一括搬入確認登録（BIL01）』業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 ②訂正 CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。 なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正を可能とする。 ③取消 輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消を可能とする。	保稅蔵置場 通関業 海貨業 NVOCC
CHH (貨物情報切替確認情報)	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。 航空貨物情報についてはLDR情報を出し、貨物の搬出を行う。 また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。	保稅蔵置場

<現状>

「G05 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可後に「見本持出取消（MHC）」業務が実施された場合と、「見本持出確認登録（MHO）」業務が実施されなかった場合の区別がつかない。

例：登録許可番号 A：見本持出許可後に、MHC業務が実施されたもの
 登録許可番号 B：見本持出許可後に、MHO業務が実施されたもの
 登録許可番号 C：見本持出許可後に、MHC業務・MHO業務の何れも実施されていないもの

貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	・・・	見本持出日	持出先	・・・
M	xxx	A			xxx	xxx
M	xxx	B		20140901	xxx	xxx
M	xxx	C			xxx	xxx

AとCの区別がつかない

<次期>

見本持出許可後に「見本持出取消（MHC）」業務が実施された場合は、新規項目に見本持出許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	・・・	見本持出日	許可取消日	持出先	・・・
M	xxx	A			20140902	xxx	xxx
M	xxx	B		20140901		xxx	xxx
M	xxx	C				xxx	xxx

新規項目により、AとCの区別が可能

※ 本件は第9回WGにおいて提案済みである。

IV-5. 見本持出し関連業務の見直し<2>

見本持出関連業務の見直し（オンライン業務）について、以下のとおり提案する。

区 分	概 要
個別検討事項	見本持出関連業務の見直し・オンライン業務
現行システム仕様	見本持出許可後に「見本持出確認登録（MHO）」業務が実施されていなくても仕分け、輸入申告等の業務が実施可能である。
見直しの経緯 （利用者の要望等）	見本持出許可後に仕分け、輸入申告等の業務を実施すると、MHO業務が実施できない。

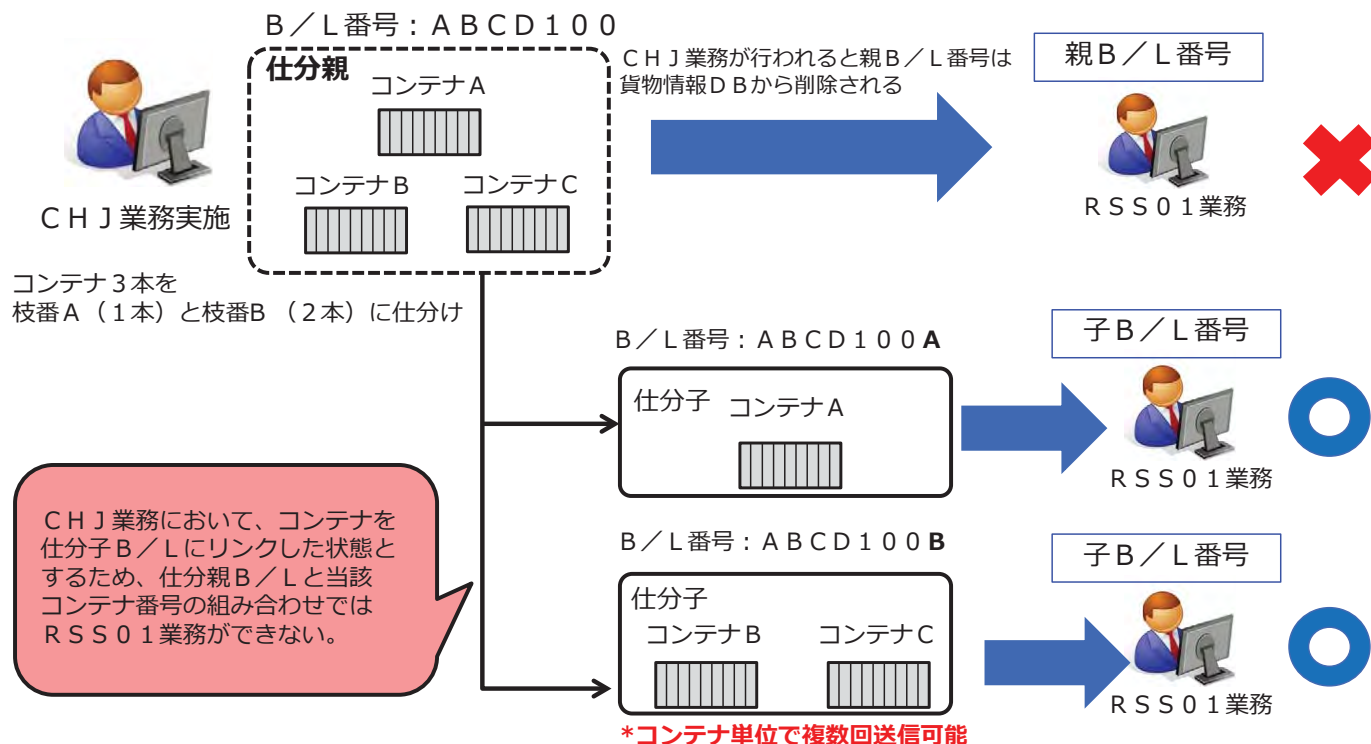


次期システム仕様

見本持出許可後にMHO業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録（IDA）」、輸出申告事項登録（EDA）」業務等の実施時に、ワーニングを表示する。

現行

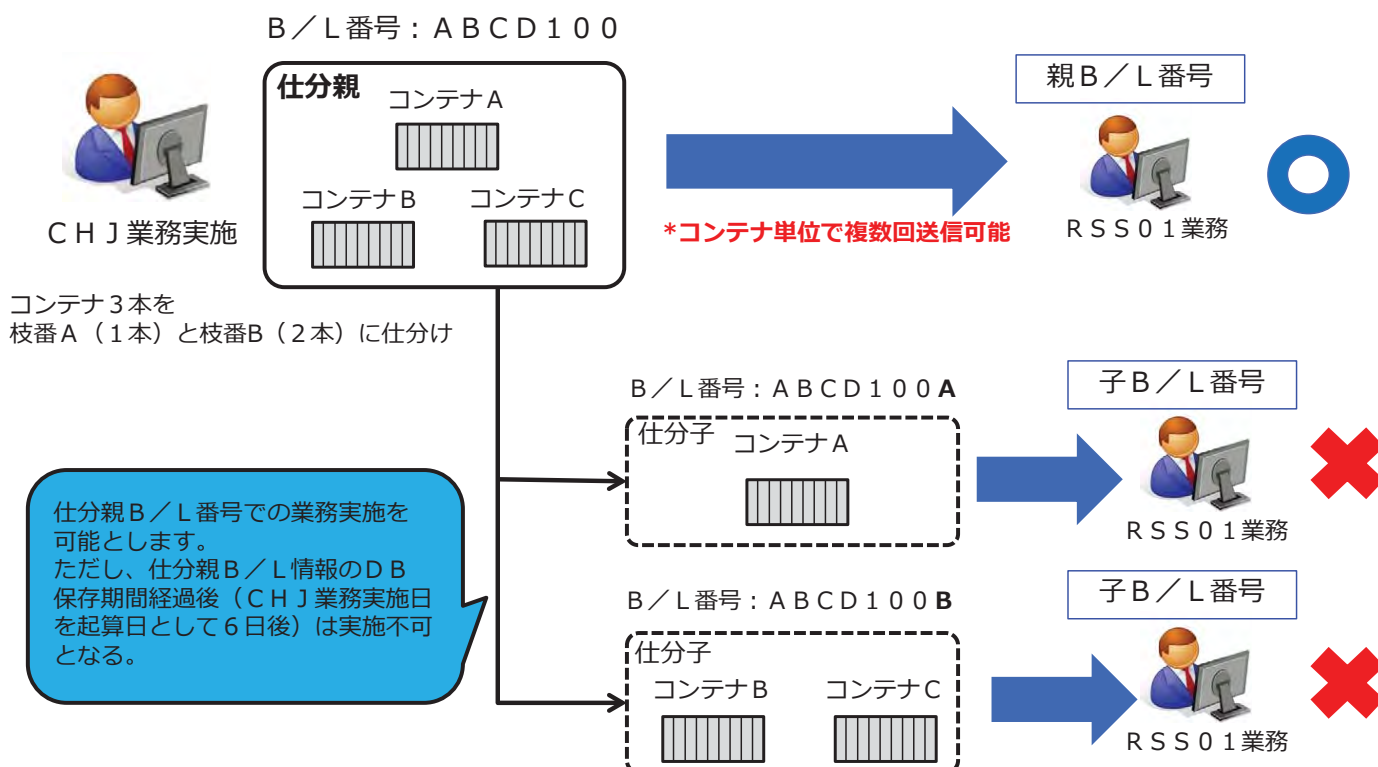
「CHJ（貨物情報仕分け）」業務により登録された情報**仕分け親B/L番号**での
 「RSS01（輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）」業務および
 「RSS11（輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）呼出し」業務は実施不可



IV-6. B/L 番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化

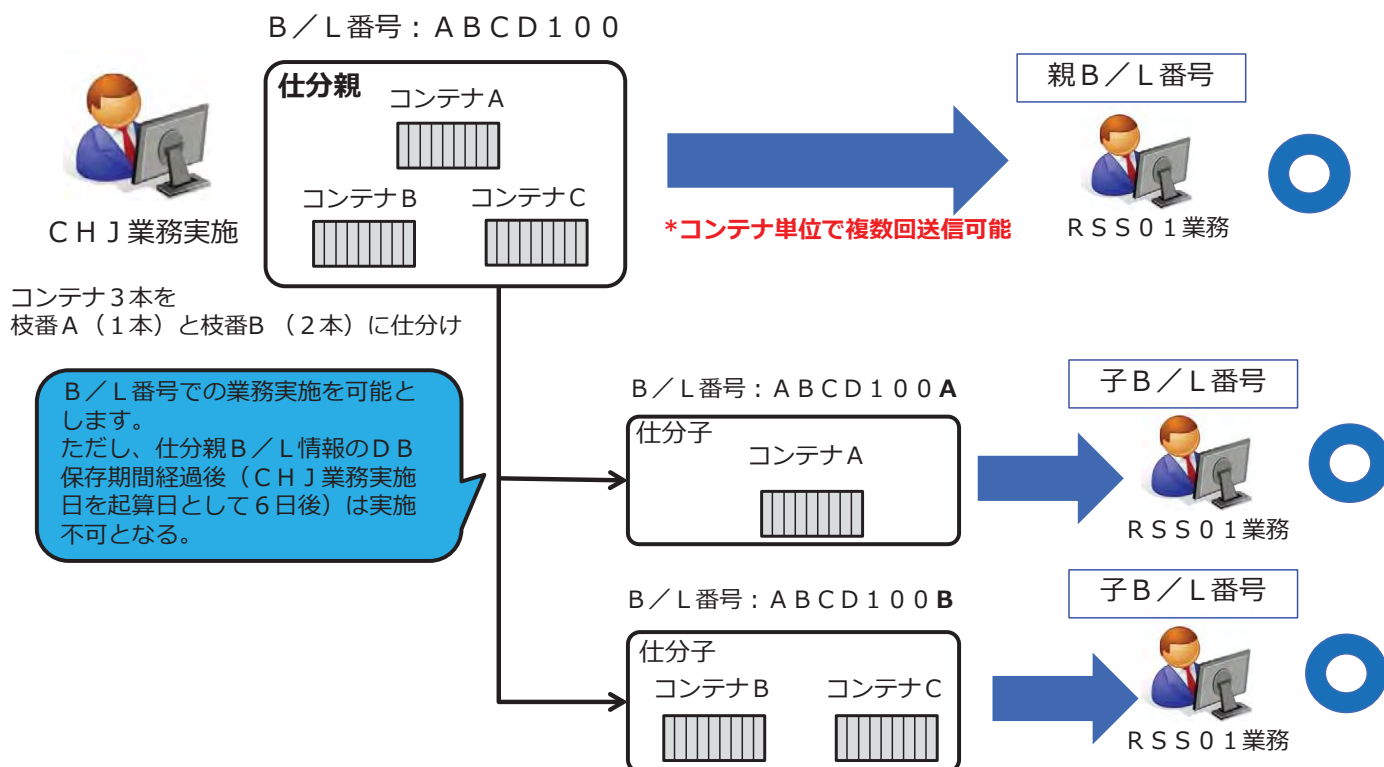
次期案①

CHJ業務により登録された情報**仕分け親B/L番号のみ**RSS01業務および
 RSS11業務を実施可能とする



次期案②

CHJ 業務により登録された情報仕分け親B/L番号と子B/L番号でRSS01業務およびRSS11業務を実施可能とする



IV-6. B/L 番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化

オンライン業務における変更点

CHJ 業務により登録された情報仕分け親B/LでのRSS01業務を実施可能とする。
ただし、貨物情報DBの保存期間経過後（CHJ業務実施日を起算日として6日経過後）は実施不可となる。

関連業務における変更点

業務コード	業務名称	変更点
RSS01	輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）	情報仕分け親B/L番号が入力された場合でも業務実施可能となるようにチェック処理を変更する。
RSS11 （RSS12）	輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）呼出し （輸入コンテナ引取予定情報選択（ID通知）呼出し）	
RST01	輸入コンテナ引取予定確認情報通知（ID確認）	貨物情報DBチェックにおいて、RSS01業務で登録されたB/L番号が情報仕分け親の場合は、貨物情報DBが存在しない場合でも業務実施可能となるようにチェック処理を変更する。
RST11	輸入コンテナ引取予定確認情報通知（ID確認）呼出し	

参考資料V. 第11回WG提案資料

- V-1. サブWG検討結果1：輸出関連業務及びインボイス業務の改善
- V-2. サブWG検討結果2：損害保険業務のシステム化
- V-3. 輸出入申告における入出力項目の見直し
- V-4. 輸出取止め再輸入手続きのシステム化
- V-5. 事項登録・確認業務の追加＜3＞
(マニフェスト通関申告等の取り止め)
- V-6. 1MAWBあたりのHAWB件数の拡大＜2＞
- V-7. サブWG検討結果3：次期ACL業務
- V-8. サブWG検討結果4：CY搬出入・危険物明細書（中間報告）
- V-9. サブWG検討結果5：港湾統計
- V-10. サブWG検討結果6：入出港（中間報告）
- V-11. 貨物重量項目の桁数拡大
- V-12. 1B/Lあたりのコンテナ件数の拡大
- V-13. 汎用申請手続業務の個別業務化
- V-14. 保税運送承認番号の複数件入力



V-1. サブWG検討結果1：輸出関連業務及びインボイス業務の改善

第11回WG資料

SIR・IVA関連サブWGについては、平成26年8月から4回にわたって開催し、以下のとおり取り纏めを実施した。

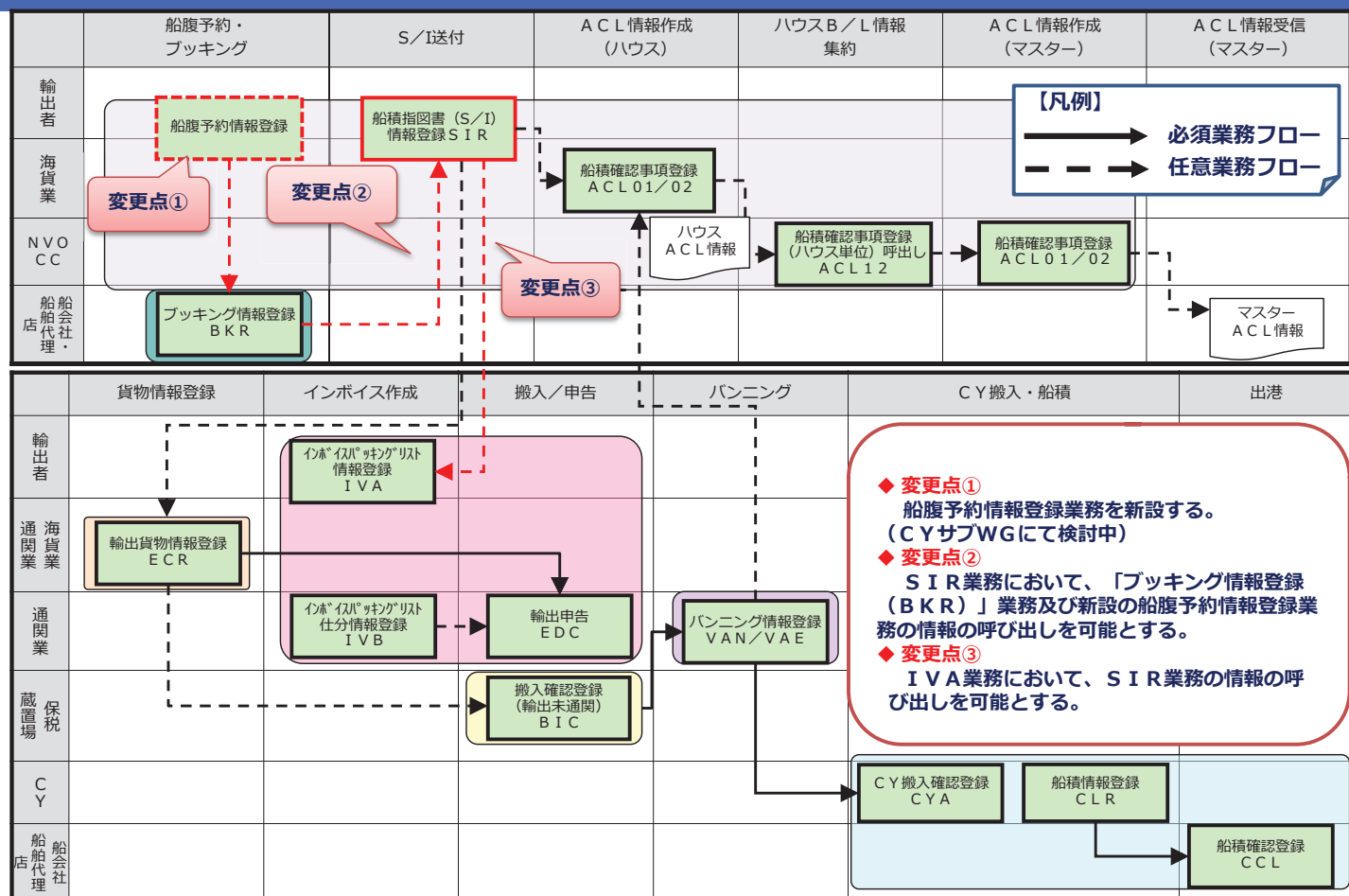
海 上			
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	備 考
【S I R業務の位置づけと後続業務との関連を整理】			
①	S I R業務と後続業務との業務フローの再整理	- 海上における輸出については、B／L関連と申告関連を別の業務フローとして整理する。 - B／L関連については、S I RをA C Lの上流情報と位置付け、S I Rの項目はA C Lの項目に原則として合わせる。（S I RをA C Lの先行業務として必須化するものではない。） - 申告関連については、E C R－E D A（一部：I V A－I V B－E D A）を基本ルートとして、この間の業務項目は可能な限り統一性を持たせる。 - ただし、S I Rの情報のうち、E C R、I V Aに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とする。（I V A業務時にS I R業務から情報を呼出す新規機能を追加）	別紙 1 別紙 2
②	S I Rと船腹予約情報登録業務及びブッキング情報登録との連携	- ブッキング情報登録（B K R）の項目のうち、S I R業務に流用可能な項目について、呼出しを可能とする。 - ブッキング情報登録（B K R）の先行業務として「船腹予約情報（荷主→船会社等）」登録業務を新設する方向で検討する。	
【S I R業務の入力項目について後続業務との関連を踏まえて整理】			
③	B K R／S I R／E C R／I V A／E D A／A C L等の関連業務における項目の検討	マッピング表を作成、項目遷移の整理及び項目内容の統一化を検討する。（継続検討）	
【I V A業務の見直し】			
④	I V A業務の位置づけと情報連携の強化	- I V A業務は商業用インボイスとしての利用を最優先せず、プロフォーマインボイスとしての利用を前提とする。（商業用インボイスとしての利用を否定するものではなく、商業用としての利用は引き続き視野に入れる。） - P A A（Pan Asian e-Commerce Alliance）*フォーマットへの準拠は継続する。 （※P A A：東/南東アジア地域において、電子商取引又は貿易関連のシステムの構築・運用を通じて各種サービスを提供する事業者が集まった企業アライアンス） - S I Rの項目のうちI V Aで利用可能な項目については、呼出しを可能とする（新規機能）。 - I V A業務の荷主以外の利用については、継続検討とする。	

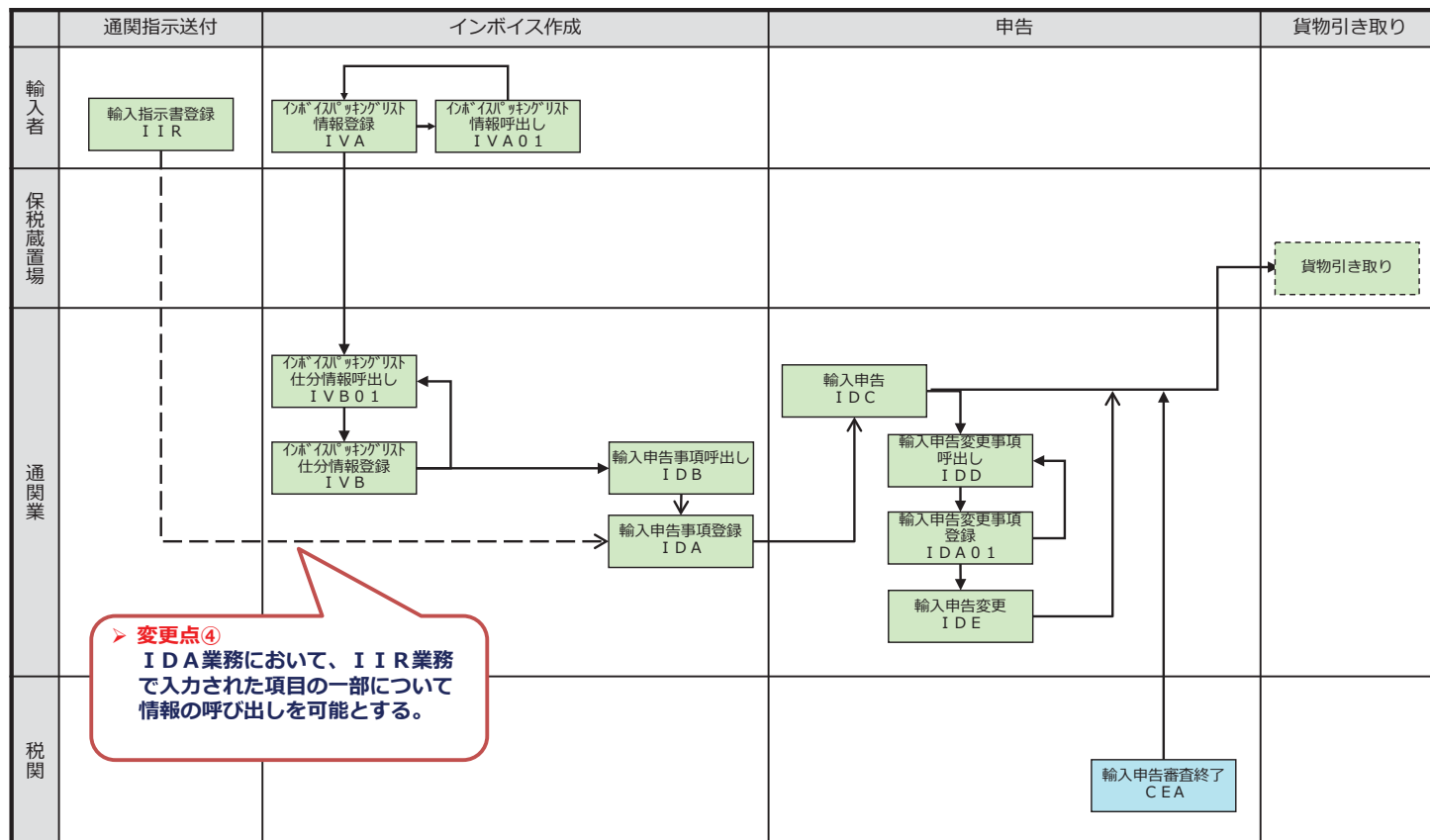
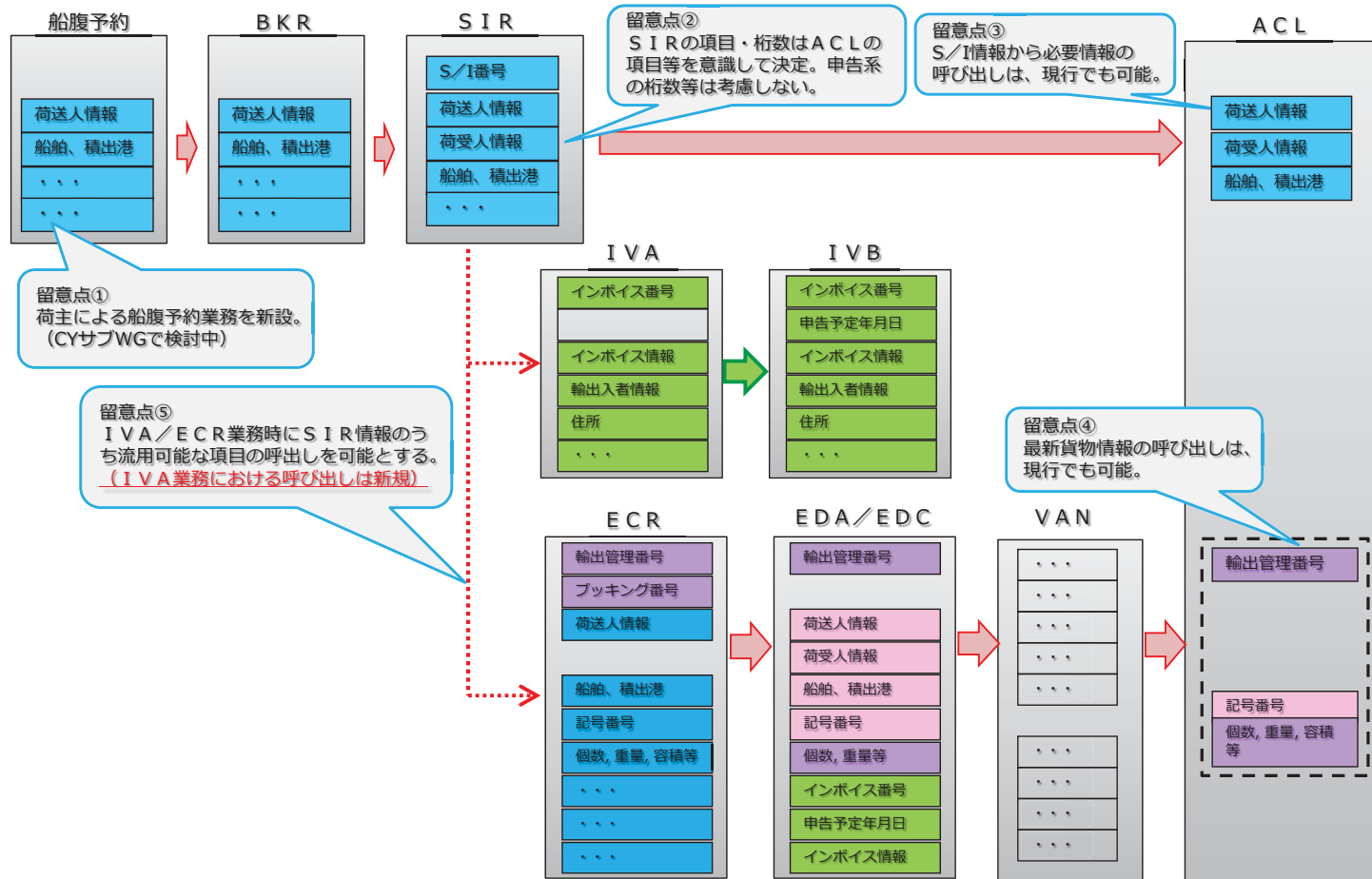
海 上			
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	備 考
【IIR業務】			
⑤	IIR業務の見直し	・IIR業務は、後続業務との連携を一部実施する方向で検討する。 ・IIR業務で荷主から送信される「荷主リファレンス番号」「荷主セクションコード」について、IDA業務で流用（呼出し）可能なるようIDA業務の入力項目に追加を検討する。	別紙3

航 空			
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	備 考
【EIR業務の位置づけと後続業務との関連を整理】			
⑥	EIR業務と後続業務との業務フローの再整理	・EIRの情報のうち、IVAに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とすることを検討したが、第6次NACCSでは見送りとする。	
【IVA業務の見直し】			
⑦	前記海上④に同じ	前記海上④に同じ	

そ の 他			
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	備 考
【業務の統廃合】			
⑧	SIR業務とEIR業務の統合等	・SIR業務とEIR業務の統合について、第6次NACCSでは見送りとする。 ・現行SIR業務を廃止し、現行SIR02業務を新SIR業務とする。 ・現行EIR業務を廃止し、現行EIR02業務を新EIR業務とする。 ・現行IVA業務を廃止し、現行IVA02業務を新IVA業務とする。	

《別紙1》改善案を基に修正した海上輸出業務フロー





SIR・IVA関連サブWG 現行プログラム変更要件一覧

SIR・IVA関連で挙がっているプログラム変更要件及び個別検討Gで挙がった変更要件について、検討内容と結果は次のとおり。

項番	プロ変項番	項目	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施可否
1	空2	IIR入力項目の追加	日本貿易会	輸入指示書登録（IIR）業務の共通部4.通関方法の選択肢に、以下の項目を追加してほしい。 「HT（引取・納税申告）」「H（引取申告）」「T（特例申告）」	実施する	○
2	空3	IIR IVA IDA	日本貿易会	IIR業務で入力された延納担保番号などを、IVA及びIDA業務で利用できるようにしてほしい。	海上については、実施する方向で検討をする。	○
3	空1081	管理資料	日本貿易会	NACCSとCCISの許可データ項目に相違があるが、CCIS同等の情報を提供してほしい。特に以下の項目。 ①申告変更事項登録情報 ②修正申告・更正の請求情報。	サブワーキングとしては、実施しない方向とする。ただし、検討課題として引き続き検討を行う。	×
4	空82	IVA	日本貿易会	IVA業務にて入力された品物明細を、PDF化に出来るようにしてほしい。	要望元から取り下げ。	×
5	空83	IVA	日本貿易会	IVA業務について、通関業が訂正入力を可能としてほしい。 詳細 ①IVAが価格、数量を未定で送信された場合（仮IVA）、通関業者が数量、金額を変更でき、修正結果を輸出者に送信出来るようにしてほしい。 ②通関業者により作成されたインボイスの仕上りを荷主が確認をする事が出来る機能を検討して欲しい。	本要望を実現した場合、特定の荷主と通関業者の関係においてはメリットが生まれるが、責任の所在が不明確になる等の懸念が大きいことから、サブワーキングとしては、実施しない方向とする。ただし、検討課題として引き続き検討を行う。	×
6	日本貿易会個別	IVA	日本貿易会	NACCSにおけるインボイス機能を通関業が商業用インボイスのどちらに主軸を置くか明確にして欲しい。	通関業（プロフォーマ）インボイスとしての利用を前提とする。	○
7	空85	IVA IVB	日本貿易会	輸出入郵便番号の桁数設定が、IVA業務は9桁、IVB業務は7桁になっている為、IVA業務で入力した郵便番号が、IVB業務に引継がれるようにしてほしい。	現行IVA02が新IVAとなることから、郵便番号の桁数は7桁に統一され、後続のIVB業務に引継が可能となる。	○
8	海2	SIR ACL01	日本貿易会	SIR業務のブッキング番号、積載予定船舶番号、コンテナ本数の項目が、ACL業務に継承出来るようにしてほしい。	ACL業務とSIR業務における項目・桁数等については、可能な限り整合性を図る方向で実施する。	○



V-1. サブWG検討結果1：輸出関連業務及びインボイス業務の改善

項番	プロ変項番	項目	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施可否
9	海68	SIR	日本貿易会	申告予定者と海貨業者が同一法人の場合は、SIR業務の申告予定者がACL業務の海貨業者コードに自動セットされる機能を追加してほしい。	システムで判断することは困難なため実施しない。	×
10	海69	SIR EIR	日本貿易会	NACCSと船社のシステムとを連携させて、船社の入力するブッキング情報（船会社コード等の各種コード）を活用できるようにしてほしい。 詳細 ①現行NACCSにおいて、船社の入力したBOOKING情報を利用（連携）させる事を検討して欲しい。 ②ブッキング情報とSIR,EIRとの関連付けを行い、積揚地コードや船舶コード等本船に関する情報をSIR,EIRにひも付けることにより、これらがACL,EDAにおいて呼び出し可能となり、業者の入力の手間、ミスを軽減させることができる。 ③現行NACCSにおいて船社の入力したCall Sign情報を活用し、連携させる事を検討していただきたい。或いは、本船名、船会社を利用可能とする仕様として頂きたい。 ④現行NACCSにおいて、UN/Locode情報を活用し、連携させる事を検討して頂きたい。	SIR業務においてBKR業務で入力された項目の流用を可能とする。また、ブッキング情報登録に先行する船腹予約業務を新たにシステム化することを検討する。（CYサブWGにて検討中）	○
11	海70	SIR EIR	日本貿易会	荷主としてACL業務の情報だけではなく、B/L情報も入手出来るようにしてほしい。	NACCSではB/L情報が無いため、実施しない。	×
12	海71	SIR IVA	日本貿易会	同一船積みでのSIR業務と、IVA業務を関連づける仕組みがほしい。	SIR業務とIVA業務における情報連携を実施する。	○
13	海80	SIR IVA	日本貿易会	SIR業務とIVA業務で共通する以下の見直しを欲しい。 ①共通する項目の桁数を揃えて欲しい。 ②項目の同名異義語、異名同義語の整理をして欲しい。 ③住所欄が分割入力一括入力の二つある。 ④項目の属性	SIR業務の項目はACL項目に合わせる方向で見直すことから、IVAとの関係においては項目の共通化は実施しない。ただし、SIR情報のうち、IVAに流用可能な項目については、その流用を可能とする。	○
14	日本貿易会個別	SIR	日本貿易会	SIRの「荷送人コード」がEDA「輸出者コード」に連動している為、IVAに「輸出者コード」を登録してもEDAの「輸出者コード」が反映されてこない。IVAの輸出者コードが、EDAの輸出者コードに連動されるのが正しい流れではないか？	情報流用時における項目の整理、優先順位等については必要な見直しを実施する。（項目間連携は別途継続検討とする。）	○

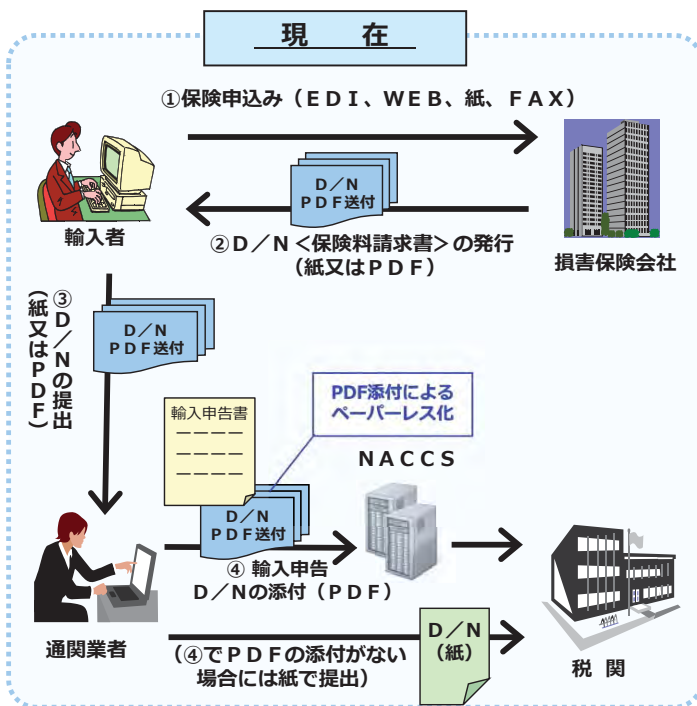
項番	プロ姿項番	項目	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施可否
15	日本貿易会個別	I V A	日本貿易会	PDFフォームの追加と、それに伴うXMLマッピングの見直し。 詳細 ① P A Aフォーマットと同期を取りたい。 ② 一般的なインボイスに近い帳票レイアウトにして欲しい。 ③ 以下の項目がXMLフォーマットにマッピングされていない。 ・ F O B 価格 ・ F O B 価格加減額 ・ 運賃 ・ 運賃支払地 ・ 船積諸費用通貨コード1 ・ 船積諸費用通貨コード2 ・ 内陸運送費用 ・ 保険料 ・ 保険料加減額 ・ F O B 価格通貨コード ・ F O B 価格加減額通貨コード ・ 運賃通貨コード ・ 船積諸費用1 ・ 船積諸費用2 ・ 船積諸費用種類2 ・ 内陸運送費用通貨コード ・ 保険料通貨コード ・ 保険料加減額通貨コード	P A Aフォーマットとの同期については、必要な見直しを実施する。また、帳票レイアウトについては、入力項目が整理された以降に提案を行う。 （※ P A Aフォーマット：アジア9カ国・地域で構成する通関システムプロバイダーが提供する共通フォーマット）	○
16	日本貿易会個別	I I R	日本貿易会	出港前24時間前ルールの業務（A M R, A H R）と連携させる。 B / L 番号をキーにして、輸入者が情報を後続（I I R）で利用を可能としたい。	A M R等との連携要望は取り下げ。 代替案としてA / N（Arrival / Notice）のシステム化による連携を検討したが、A / N到着時点では輸入荷捌依頼書の作成が完了しているケースが多く、タイミング的に合わない判断し、A / Nとの連携も見送る。	×
17	日本貿易会個別	I I R	日本貿易会	輸入者が輸入荷捌依頼書の内容（申告価格等）をI I R情報として登録するので、後続の通関・海貨業者で利用したい。	海上については、実施する方向で検討をする。	○
18	日本貿易会個別	I I R	日本貿易会	I I R業務の項目をI D A業務へ連携	海上については、実施する方向で検討をする。	○
19	日本貿易会個別	I I R I D A	日本貿易会	S I R業務の荷主セクションコード、I I R業務の荷主リファレンスナンバー、荷主セクションコードの項目を後続業務に連携	海上については、輸出入申告業務等における入力・出力項目として、荷主リファレンスナンバー／荷主セクションコードの追加を検討する。	○
20	日本貿易会個別		日本貿易会	輸出許可通知書には荷主セクションコード、輸入許可通知書には荷主リファレンスナンバー、荷主セクションコードを出力	上記19に同じ	○

V-2. サブWG検討結果2：損害保険業務のシステム化

現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、N A C C S とのデータ連携による利便性向上について検討し、実現を目指す。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	輸入外航貨物保険業務についてN A C C S との連携	
2. 現行仕様 （基本仕様書提示時）	現状（基本仕様書提示時）における対応状況は以下のとおりとなっている。 ➢ 損害保険会社から輸入者へのD / N（保険料請求書）の送付は、殆どが紙ベースとなっている（輸入通関時に添付書類として紙のD / Nを提出している。）。 ➢ 税関に対する包括保険申請については、すべて紙ベースでの申請となっている。 ➢ 輸入包括保険については、輸入者が1ヶ月分の輸入実績を独自に集計のうえ、損害保険会社に報告を行っている。	
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	「SW推進官民懇話会－電子推進WG」において日本損害保険協会から、海上保険の電子化の一環としてN A C C S との連携について提案がなされたことによる。	
4. 次期仕様	日本損害保険協会の要望を踏まえて以下3点を検討する。 ① 個別保険：D / N（保険料請求書）の電子化（PDF）によるペーパーレス化（通関時における紙による添付の省略化） ⇒ 平成25年10月の通関関係書類の電子化のスキームで実現済み、新たな対応はしない。 ② 包括保険申請手続き：一連の包括保険申請手続のN A C C S による電子化の実現 ⇒ 保険情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（通関業者）が本登録する仕組みを構築。 ※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、N A C C S 更改後、そのあり方について検討する。 ③ 包括保険：輸入実績報告におけるN A C C S の許可情報等の活用による集計作業の簡素化 ⇒ 輸入者に対し輸入実績データを集約(1月分程度)して電子情報で提供する仕組みを構築。	※「概要」欄の下線は、第6次N A C C S における対応方針。

① 個別保険：D/N（保険料請求書）の原則PDF化



サブWG委員意見

＜現状＞

- ・既にPDFで 損害保険会社→輸入者→通関業者→税関へ送る仕組みができているが、紙での運用も残っている。
- ・現実には、輸入者から通関業者へはFAXで送付されているケースがほとんどである。

＜システム化について＞

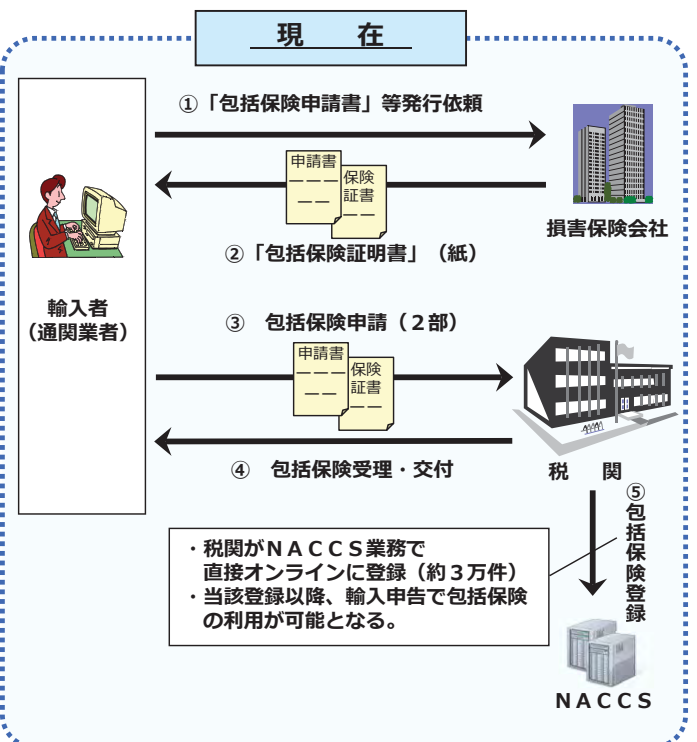
- ・D/Nのみシステム化されても、輸入申告の際に提出する添付書類は纏めてPDF化のうえ一括送信しているため、必ずしも便利になるとは考えていない。
- ・個別保険のNACCSによるシステム化は損害保険会社がシステム改修しないと対応が難しい。
- ・損害保険会社としては、NACCSでの電子申請について、輸入者毎に了解を得る必要があるので対応は難しい。
- ・輸入者から損害保険会社へ紙のD/Nが欲しいという要望もある。

第6次NACCSにおける方針

本件については、平成25年10月の通関関係書類の電子化のスキームにおいて実現済みであり、第6次NACCSにおいて新たな対応はしない。

V-2. サブWG検討結果2：損害保険業務のシステム化

② 包括保険申請手続き：NACCS上での電子申請



サブWG委員意見

＜申請*手続きを行う者について＞

* NACCSでのシステム化の場合、税関における包括保険登録業務と同様の登録手続

- ・損害保険会社と輸入者（通関業者）の2通りが考えられる。
- ・通関業者が行う場合は、全ての必要項目が事前登録された状態とし、通関業者が、改めて必要項目を入力することがないようにしてほしい。
- ・損害保険会社としては、NACCSへの申請手続きには輸入者による内容確認が必要であり、輸入者の確認なく、損害保険会社が独自にNACCSで申請することは難しい。

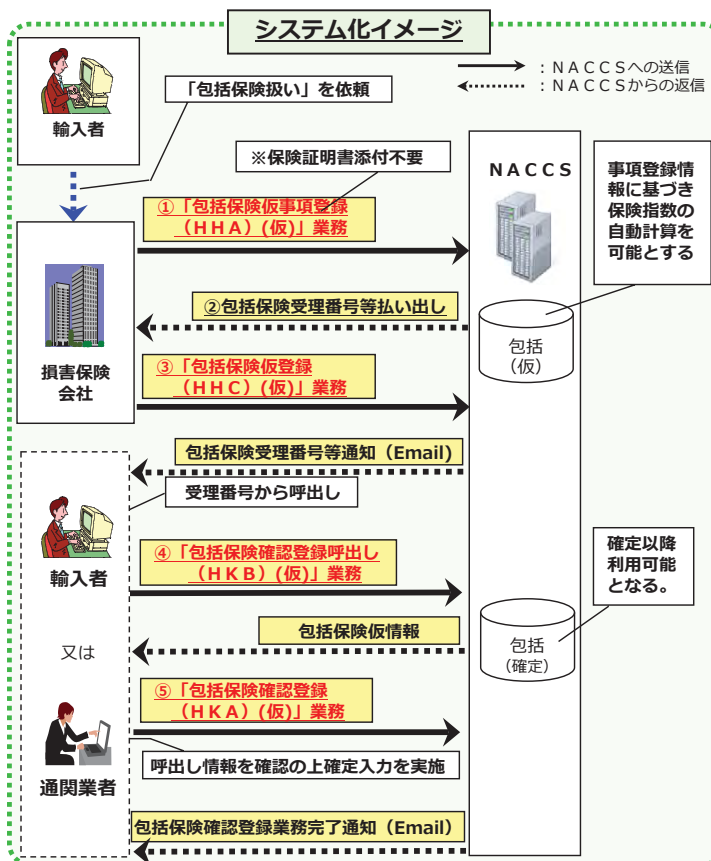
＜期限管理*について＞

* システム化の場合、税関は管理不要の立場

- ・期限が現状2年のため、輸入者側にとっては頻度の多い業務ではないが、頻度の少ない業務こそ電子申請にして更に期限管理をしてほしい。
- ・現状2年の期限管理が廃止となった場合、損害保険会社等が期限管理を必要とする場合もあるためNACCS登録時に任意で入力できるようにしてほしい。

第6次NACCSにおける方針については次頁で説明

② 包括保険申請手続き：NACCS上での電子申請



第6次NACCSにおける方針

- 第6次NACCS更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続の他に、新たに「包括保険確認登録 (HKA) (仮) 業務」を新設し、包括保険指数を税関を通さずNACCSに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。登録手順は以下のとおり。
 - 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険情報を「包括保険仮登録 (HHA) (仮) 業務」によりNACCSに登録 (送信) する。その際、Emailアドレス (5つまで) を入力しておけば、登録内容・受理番号等を③仮登録時に通知することができる。(保険契約者＝輸入者へ通知することを想定)
 - 事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険受理番号等を返信する。
 - 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、仮登録を実施すると、①で入力したEmailアドレス宛に受理番号含む保険情報が送信される。
 - Emailで保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。輸入者は、確認した保険情報に問題が無ければ、自ら又は通関業者に委託のうえ、受理番号を使い「包括保険確認登録呼出し (HKB) (仮) 業務」により損害保険会社が登録した仮情報を呼出す。
 - 輸入者又は通関業者は、呼び出した仮情報に対して「包括保険確認登録 (HKA) (仮) 業務」を実施すると、①で入力したEmailアドレス宛に登録完了の旨が送信される。
- 上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の添付は不要となる。
- システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録 (IDA) 業務」等の実施時点で有効期限の2週間前を過ぎていれば、注意喚起メッセージを出力する。
- 「包括保険仮登録 (HHA) (仮) 業務」について、新規、料率変更、訂正、取消しの区分を設ける。
- 「包括保険照会業務 (個別照会、一覧照会)」を新設する。

システム化のメリット

- 包括保険申請書、包括保険証明書等のペーパーレス化
- 有効期限管理が不要
- 登録所要時間の短縮化
- 税関への事前手続が不要となることによる事務処理の効率化

【参考】現在の包括保険申請手続き

包括保険申請手続要領

- 提出書類**
貨物の通関を予定している主要な官署以下の書類を必要部数提出して申請手続きを行ってください。
・「包括保険扱い申請書」(押印したもの)【別紙の書式】
・「包括保険契約証明書」(「OPEN POLICY」, 「MARINE QUOTATION」等保険の内容が証明できるもので保険会社が発行したもの。)
- 提出部数**
申請者が、保険料を「輸出入・港湾関連情報処理システム (以下「システム」という)」で自動計算させることを希望する場合には、申請書2部 (原本及び交付用) を提出してください。
包括保険契約証明書については、申請書と同数 (原本1部、その他は写しで可) を提出してください。
- 有効期限**
適用開始日から2年間となります。
更新を希望される場合は「新規」と同じ手続きを行ってください。
- 変更手続き**
有効期限内に包括保険の契約内容について変更が生じたときは、速やかに変更手続きを行ってください。
提出書類、部数等については前記1及び2と同様です。
なお、変更手続きができるのは新規申請時の官署に限られます。
- システムで自動計算できない場合**
次の場合にはシステムで自動計算できないので留意してください。
・申請者が日本輸出入者標準コード表に基づく輸出入者コード (JASTPRO コード) 又は税関発給コードを取得していない場合。
- 包括保険扱い申請書記載要領【別添参照】**
「最低保険料」欄について
最低保険料が月ごとに設定されているときは、連記式の欄に「M」を記入してください。
その場合、算出 (入力) 最低保険料欄は空欄若しくは、「上記指数のとおりに」と記入してください。

包括保険扱い申請書 (新規・変更)

申請書と保険会社の証明書の内容が同じであることを確認の上、提出して下さい。
提出部数：2部 (原本+交付用)
申請書は全て申請者印押印、証明書は1部原本

提出日を記入して下さい。平成 年 月 日

税関 官署 一通番号 扶養

税関長 殿

12桁のコードを記入して下さい。
(例:P000000000000)

輸入者コード

住所

氏名

申請者印を押印して下さい。

当社においては、別添契約書のとおり包括保険契約を下記により締結したので、本契約に係る保険料を通関審査に採用されますよう申請します。
なお、保険契約の内容に変更が生じた場合は速滞なく変更申請を行います。

記

- 保険契約締結年月日 (西暦) : 年 月 日
- 保険会社名
- 保険対象貨物 (英文 40 字以内) : 40 文字以内の英文を記入して下さい。
技書がある場合は、それぞれ記入して下さい。
- 貨物輸送形態 (該当に○印) : 海上・航空
- 保険料率 : FOB・C&F
- 保険料率 (該当に○印) : 評価前・評価後
- 保険料率算出点 (該当に○印) : 評価前・評価後
- 保険料率算出指数 : 評価前・評価後

どちらかに丸をして下さい。

小数点以下10桁までシステム登録可。

技書	保険料指数	Bonus	算出 (入力) 指数
1	0.0000000000		0.0000000000
2			
3			
4			
5			

9. 最低保険料

通貨	最低保険料	連記式	算出 (入力) 最低保険料
月別の場合	JPY 0.0000円	M	上記指数のとおりに
個別の場合	JPY 0.0000円	—	0.0000円

保険料率が複数の場合でも最低保険料が1種類の場合は1行のみ記載。

10. システム登録

- 登録する場合 (該当に○印) : ☒ Sea-NACCS ☐ Air-NACCS
- 登録しない場合 (申告予定官署を全て記載する) : 別途ご相談下さい。

貨物輸送形態を確認の上、どちらか又は両方に丸をして下さい。

11. 包括保険適用開始予定日 (西暦) : 年 月 日

12. 包括保険適用期間 (西暦) : 税関記入欄

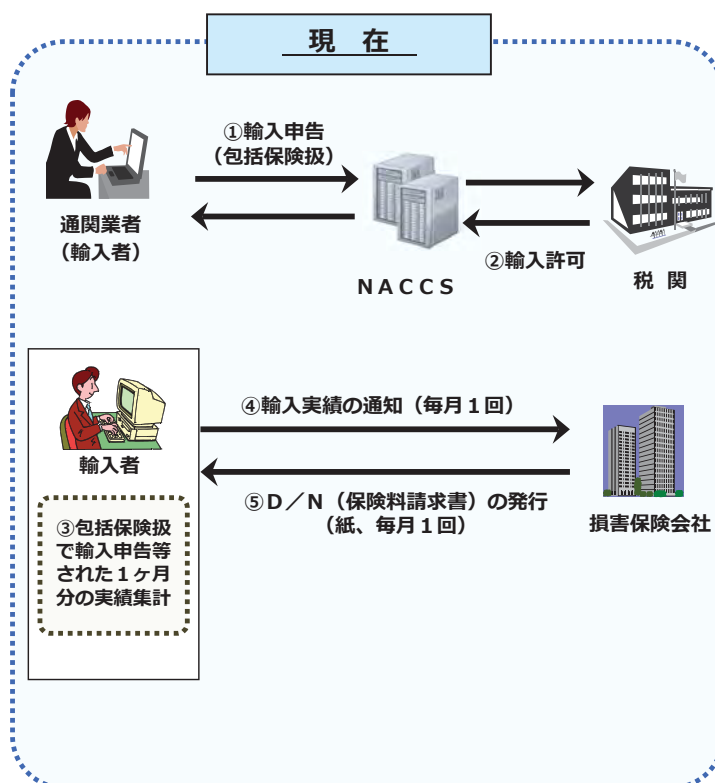
受理日以降の希望の日があれば記入して下さい。

連絡先を記入して下さい。

申請者	担当者	TEL
通関業者名	担当者	TEL

※変更の場合：既登録受理番号： 有効期限： 変更の場合は、現在有効な受理番号及び有効期限を記載して下さい。

③ 包括保険：NACCSによる輸入実績データの提供



サブWG委員意見

<損害保険会社へ輸入実績データを通知している者>

- ・輸入者が、損害保険会社へ通知しており、通関業者が行うケースは原則無い。輸入者はC C I Sデータ等を利用して集計等している。
→ (輸入者) 包括保険に係る輸入実績データを提供して欲しい。
(通関業者) 包括保険に係る輸入実績データは必要ない。
- ・損害保険会社が、包括保険に係る輸入実績データを NACCS から直接取得する方法も考えてよいのではないか。
→ 損害保険会社が、輸入実績データを NACCS から直接取得するのは、取引先が変わるなどの制約があるので難しい。

<輸入者が必要とする輸入実績データの項目>

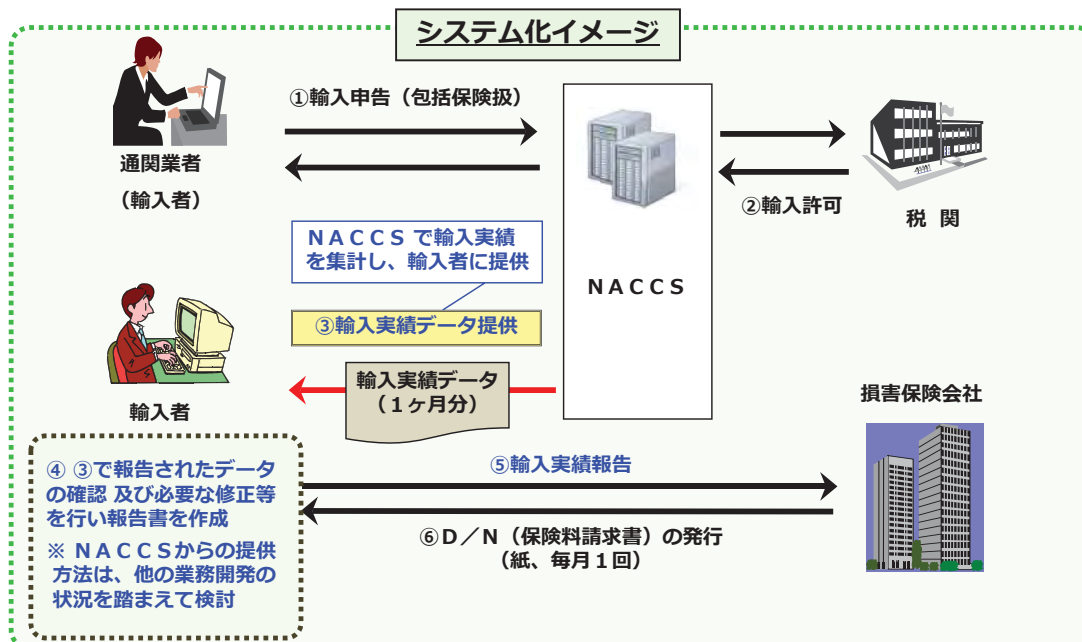
- ・輸入者には、保険料をインボイス単位、担当部門にまで振り分けている者と一括処理している者があり、輸入者の社内管理状況で必要となる項目は異なる。
- ・輸入者としては、NACCS から入手できるのであれば、包括保険に係る輸入実績データだけでなく、全ての許可情報が欲しい。

<その他>

- ・輸入実績データについて、仮に NACCS から通関業者経由での提供となると、NACCS から通関業者へ提供するデータの中に他の通関業者の取扱い分が含まれないよう切り分けが大変である。

第6次NACCSにおける方針については次頁で説明

V-2. サブWG検討結果2：損害保険業務のシステム化



第6次NACCSにおける対応方針

<NACCSから輸入実績データを提供する者>

- ・輸入実績データの提供は、NACCS→輸入者とし、通関業者、損害保険会社に直接提供しない。

<提供するデータの項目・提供方法等について>

- ・輸入実績データの提供は、1ヶ月分をまとめて月1回（管理資料）。
- ・提供するデータの項目・提供方法については、今後検討することとする。

No.	確定通知		NACCS		NACCSで設定する内容	備考
	項目名	必須 ／任意	IDA (輸入申告事項登録)	桁数		
1	包括保険番号	必須	○：包括保険番号	6	包括保険番号の先頭6桁	
2	枝番	必須	○：包括保険番号	1	包括保険番号の7桁目	
3	通知月	必須	×			輸入者が設定
4	Invoice No.	任意	△：インボイス番号	35	インボイス番号	
5	出帆日	必須	×	－	出港年月日	設定がない場合は、輸入者が設定
6	海空識別	必須	○		海空識別	
7	船名	必須	△：積載船・機名	35	積載船・機名	設定がない場合は、輸入者が設定
8	仕出港の国コード	必須	○：積出地コード	2	積出地コード(国連LOCODE)の先頭2桁	
9	仕出港の都市コード	必須	○：積出地コード	3	積出地コード(国連LOCODE)の3～5桁	
10	仕出港の国名	必須	×	7	積出地コードの先頭2桁に紐づく国名略称(英字)	
11	仕出港の都市名	必須	○：積出地名	20	積出地名(英字)	
12	仕向港の国コード	必須	○：船・取卸港コード	2	"JP"固定	
13	仕向港の都市コード	必須	○：船・取卸港コード	3	船・取卸港コード(国連LOCODEの3～5桁)	
14	仕向港の国名	必須	○：船・取卸港コード		"JAPAN"固定	
15	仕向港の都市名	必須	○：船・取卸港コード	20	船・取卸港コードに紐づく都市名及び州名(英字)	
16	建値 (FOB/CFR(/CIF))	必須	○：インボイス価格条件コード	3	インボイス価格条件コード	
17	Invoice価額	必須	○：インボイス価格	18	インボイス価格	
18	Invoice通貨	必須	○：インボイス通貨コード	3	インボイス通貨コード	
19	Invoice通貨換算率	必須	×	9	通貨換算額(申告日のレート)	必要に応じて輸入者が修正
20	Freight金額	任意	○：運賃 (FOB建は必須)	16	運賃	
21	Freight通貨	任意	○：運賃通貨コード (FOB建は必須)	3	運賃通貨コード	
22	Freight通貨換算率	必須	×	9	通貨換算額(申告日のレート)	必要に応じて輸入者が修正
23	関税率or金額	任意	×	－		関税保険付保の場合のみ 輸入者が設定
24	貨物明細	任意		－		
25	H Sコード		○：H Sコード	9	1欄目のH Sコード	
26	品名		○：品名	40	1欄目の品名	
27	数量 1		○：数量 1	12	1欄目の数量 1	
28	数量単位コード 1		○：数量単位コード 1	4	1欄目の数量単位コード 1	
29	数量 2		○：数量 2	12	1欄目の数量 2	
30	数量単位コード 2		○：数量単位コード 2	4	1欄目の数量単位コード 2	
31	その他					

V-3. 輸出入申告における入出力項目の見直し

1. 見直しの概要

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	輸出入申告に係る項目の見直しを図ることとする。	
2. 対象手続き	NACCSにおける輸入手続きの基幹業務である、 「輸出申告事項登録 (EDA) 業務」 「輸入申告事項登録 (IDA) 業務」 及び必要に応じて、その他の輸出入関連手続きに対して項目の見直しを図る。	
3. 概要	輸出入申告における申告者等の利便性向上、及び税関のよりきめ細やかな通関時審査等を実現する観点から、新規項目の追加、既存項目の見直し、及びこれに伴う出力帳票 (許可書・申告控等) の見直しを図ることとする。	
4. その他	EDA業務、IDA業務以外の輸出入関連手続きに係る対象業務の要否、及び項目の見直し要否等については今後決定する。	

2. 輸出申告における入力項目の見直し ※EDA業務等の入力項目の見直し

EDA業務の入力画面イメージについては「別添1」を参照（赤字部分が追加・変更箇所、青字部分が必須化箇所）

2-①新規項目追加

項番	共通部 欄部	項目名	概要・理由
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加。 現状は「記事（税関）」欄等を使用している。

2-②既存項目の見直し

項番	共通部 欄部	見直し 内容	項目名	概要・理由
1	共通部	欄数増	輸出承認証等識別 輸出承認証番号等	利便性向上の観点から、入力可能な欄数を現状の5欄から15欄に増やす。
2	共通部	条件付 必須化	バンニング場所コード バンニング場所名 バンニング場所住所1 ※都道府県 バンニング場所住所2 ※市町村等 バンニング場所住所3 ※町域名・番地 バンニング場所住所4 ※ビル名ほか (海上のみ)	税関審査に必要な項目であるため、システムから情報を引用できない場合のみ、必須項目とする。

V-3. 輸出入申告における入出力項目の見直し

3. 輸入申告における入力項目の見直し ※IDA業務の入力項目の見直し

IDA業務の入力画面イメージについては「別添2」を参照（赤字部分が追加・変更箇所、青字部分が必須化、種別コードの追加箇所）

3-①新規項目追加

項番	共通部 欄部	項目名	概要・理由
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加。 現状は「記事（税関）」欄等を使用している。
2	共通部	事前教示（評価）	利便性向上の観点から、関税評価の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として2欄追加。
3	欄部	事前教示（分類）	利便性向上の観点から、品目分類等の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加。
4	欄部	事前教示（原産地）	利便性向上の観点から、原産地の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加。

3-②既存項目の見直し

項番	共通部 欄部	見直し 内容	項目名	概要・理由
1	共通部	桁数増	B/L番号（海上のみ）	利便性向上の観点から、入力可能な桁数を現状の20桁から35桁に増やす。
2	共通部	欄数増	輸入承認証等識別 輸入承認証番号等	利便性向上の観点から、入力可能な欄数を現状の5欄から10欄に増やす。
3	共通部	欄数増	包括評価申告受理番号	利便性向上の観点から、入力可能な欄数を現状の1欄から3欄に増やす。 ※課税価格の補正計算は、1欄目にのみ入力された場合に実施。
4	共通部	種別 追加	識別符号	通販等多様な申告形態に対応するため、 入力可能な種別を増やす。 ※現在入力可能な種別は「1：個人から個人宛の貨物」及び 「2：その他」の2種類。追加する種別については今後検討。
5	欄部	桁数増	原産地証明書識別	現状1桁で対応している左記項目に係るコードの枯渇に対応するため、4桁に増やすと共に、コード体系の見直しを行う。

V-3. 輸出入申告における入出力項目の見直し

4. 輸出入申告における出力項目の見直し ※帳票における出力項目の見直し

輸出入申告控、及び輸出入許可通知書等の帳票においては、前述のEDA業務、IDA等における項目の見直し等に加え、以下の項目の見直し等を実施する。

帳票の出力イメージについては「別添3」を参照
(赤字部分が追加・変更箇所)

※いずれも「共通部」における出力項目の見直し

項番	輸出入	見直し 内容	項目名	概要・理由
1	輸出入 共通	桁数増	審査区分	利便性向上の観点から、現状の3桁表示から4桁表示に変更する。
2	輸入 のみ	欄数増	包括評価標準式識別	輸入申告事項登録における「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
3	輸入 のみ	欄数増	包括評価補正区分コード	輸入申告事項登録における「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
4	輸入 のみ	欄数増 桁数増	包括評価補正式	輸入申告事項登録における「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。 加えて補完可能な補正式の桁数を現状の22桁から35桁に増やす。
5	輸入 のみ	桁数増	輸出の委託者名	システムが自動補完する左記項目について、出力可能な桁数を現状の39桁から72桁に増やす。

5. 輸出入申告における入力項目見直しの取止め

第6次NACCS基本仕様書において提示している、以下の入力項目の見直しについては、取り止めることとする。

※いずれも「共通部」における見直し

項番	輸出入	見直し内容	項目名	概要
1	輸出入共通	条件付必須化	郵便番号	「輸出入者コード」欄に入力がない場合にのみ必須項目とする。
2	輸入のみ	必須化	インボイス番号	任意項目から必須項目とする。

共通部

欄部

大額・少額識別 *		☐	申告等種別 *	☐	申告先種別	☐	貨物識別	☐	申告番号		
輸出者											
輸出者住所											
輸出者電話											
税関事務管理人											
申告予定者			通関予定蔵置場								
仕向人											
仕向人住所											
仕向人国											
AWB番号											
貨物個数											
最終仕向地				積込港		貿易形態別符号					
出港予定年月日											
税関用調査符号			輸出承認証等区分 *			事前検査済貨物等識別					
輸出承認証番号等		(1)		(2)							
		(3)		(4)							
		(5)		(6)							
		(7)		(8)							
		(9)		(10)							
		(11)		(12)							
		(13)		(14)							
		(15)									
インボイス番号											
インボイス価格等 *				FOB価格等							
BPR合計			要船積(搭載)確認識別								
記事(税関)											
記事(通関業者)											
記事(荷主)											
社内整理番号											

共通部

欄部

〈01欄〉 輸出統計品目番号 *			品名	
数量(1)		数量(2)		
BPR按分係数		BPR通貨コード		
他法令(1)		(2)		(3)
輸出貿易管理令別表コード		外為法第48条コード		関税減免税コード
内国消費税免税コード		内国消費税免税識別		

〈02欄〉 輸出統計品目番号 *			品名	
数量(1)		数量(2)		
BPR按分係数		BPR通貨コード		
他法令(1)		(2)		(3)
輸出貿易管理令別表コード		外為法第48条コード		関税減免税コード
内国消費税免税コード		内国消費税免税識別		

共通部

欄部

		申告番号			
大額・少額識別 *	☐	申告等種別 *	☐	申告先種別	☐
		貨物識別	☐	あて先官署	☐
				あて先部門	☐
				申告等予定年月日	
輸出者					
輸出者住所					
輸出者電話					
税関事務管理人					
申告予定者					
仕向人					
仕向人住所					
輸出管理番号			AWB番号		
貨物個数		貨物重量			
記号番号					
最終仕向地		積込港		貿易形態別符号	
積載予定船舶		出港予定年月日			
コンテナ本数	☐	税関用調査符号		輸出承認証等区分 *	☐
				事前検査済貨物等識別	☐
輸出承認証番号等	(1)		(2)		
	(3)		(4)		
	(5)		(6)		
	(7)		(8)		
	(9)		(10)		
	(11)		(12)		
	(13)		(14)		
	(15)				
インボイス番号					
インボイス価格等 *		FOB価格等			
BPR合計			要船積(搭載)確認識別	☐	
バンニング場所					
バンニング場所住所					
記事(税関)					
記事(通関業者)					
記事(荷主)					
社内整理番号					

共通部

欄部

〈01欄〉 輸出統計品目番号 *		品名			
数量(1)		数量(2)			
BPR按分係数		BPR通貨コード			
他法令(1)	☐	(2)	☐	(3)	☐
輸出貿易管理令別表コード	☐	外為法第48条コード	☐	関税減免税コード	
内国消費税免税コード	☐	内国消費税免税識別	☐		
〈02欄〉 輸出統計品目番号 *		品名			
数量(1)		数量(2)			
BPR按分係数		BPR通貨コード			
他法令(1)	☐	(2)	☐	(3)	☐
輸出貿易管理令別表コード	☐	外為法第48条コード	☐	関税減免税コード	
内国消費税免税コード	☐	内国消費税免税識別	☐		

共通部 欄部

大額/少額 *	☐	申告等種別 *	☐	申告先種別	☐	貨物識別	☐	申告番号	
あて先官署	☐	あて先部門	☐					識別符号	
								申告等予定年月日	
輸入者									
住所									
電話									
税関事務管理人									
蔵置場所 *	☐	申告等予定者							
輸入取引者									
仕出人									
住所									
MAWB									
AWB *									
貨物個数			貨物重量(グロス)						
積載機名					入港年月日				
取卸港	☐	積出地	☐	—		貿易形態別符号	☐		
戻税申告	☐	貿易管理令	☐	輸入承認証	☐	内容点検結果	☐	調査用符号	☐
他法令	☐	☐	☐	☐	共通管理番号		食品	☐	植防
	☐	☐	☐	☐				☐	費
輸入承認証等1	☐		2	☐					
3	☐		4	☐					
5	☐		6	☐					
7	☐		8	☐					
9	☐		10	☐					
仕入書識別 *	☐	電子仕入書受付番号				仕入書番号			
仕入書価格	☐	—	☐	—					
運賃	☐	—	☐	—		保険	☐	—	
評価	☐	包括評価番号1		補正	☐	—	☐	—	
		包括評価番号2							
		包括評価番号3							
		事前教示(評価)1		事前教示(評価)2					
BPR係数合計					搬入予定	☐			
納期限延長	☐	BP申請事由	☐	納付方法	☐	口座番号		担保番号	
記事(税関)									
記事(通関)									
記事(荷主)									
社内整理番号									

共通部 欄部

〈01欄〉 品目番号 *		品名		原産地 *	☐	—	
数量1		—	☐	数量2		—	☐
BPR係数		運賃按分	☐	輸入令別表	☐	課税価格	
事前教示(分類)		事前教示(原産地)					
関税減免税コード		関税減税額					
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額		
1			2				
3			4				
5			6				

〈02欄〉 品目番号 *		品名		原産地 *	☐	—	
数量1		—	☐	数量2		—	☐
BPR係数		運賃按分	☐	輸入令別表	☐	課税価格	
事前教示(分類)		事前教示(原産地)					
関税減免税コード		関税減税額					
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額		
1			2				
3			4				
5			6				

共通部

欄部

大額/少額 *	☐	申告等種別 *	☐	申告先種別	☐	貨物識別	☐	申告番号	
あて先官署	☐	あて先部門	☐					識別符号	
								申告等予定年月日	
輸 入 者									
住 所									
電 話									
税関事務管理人									
蔵置場所 *	☐	一括申告	☐	申告等予定者	☐				
輸入取引者									
仕 出 人									
住 所									
B/L番号1 *					2				
3					4				
5									
貨物個数			貨物重量(グロス)						
貨物の記号等									
積載船(機)					入港年月日				
船(取)卸港	☐	積出地	☐	貿易形態別符号	☐	コンテナ本数	☐		
戻税申告	☐	貿易管理令	☐	輸入承認証	☐	内容点検結果	☐	調査用符号	☐
他法令	☐	☐	☐	☐	共通管理番号		食品	☐	植防
	☐	☐	☐	☐			動検	☐	
輸入承認証等1	☐				2				
3	☐				4				
5	☐				6				
7	☐				8				
9	☐				10				
仕入書識別 *	☐	電子仕入書受付番号			仕入書番号				
仕入書価格	☐	-	☐	-					
運 賃	☐	-	☐	-		保 険	☐	-	☐
評 価	☐	包括評価番号1			補 正	☐	-	☐	-
		包括評価番号2							
		包括評価番号3							
		事前教示(評価)1			事前教示(評価)2				
BPR係数合計									
納期限延長	☐	BP申請事由	☐	納付方法	☐	口座番号		担保番号	
記事(税関)									
記事(通関)									
記事(荷主)									
社内整理番号									

共通部

欄部

〈01欄〉 品目番号 *			品名			原産地 *	☐	-	☐
数量1		-	数量2		-	輸入令別表	☐	蔵置種別等	☐
BPR係数			運賃按分	☐	課税価格	☐	-		
事前教示(分類)			事前教示(原産地)						
関税減免税コード			関税減税額						
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額				
1			2						
3			4						
5			6						

〈02欄〉 品目番号 *			品名			原産地 *	☐	-	☐
数量1		-	数量2		-	輸入令別表	☐	蔵置種別等	☐
BPR係数			運賃按分	☐	課税価格	☐	-		
事前教示(分類)			事前教示(原産地)						
関税減免税コード			関税減税額						
内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額				
1			2						
3			4						
5			6						

<AIR/EXP>

1 / 2

S*****「帳票タイトル」(輸出許可通知書(大額))*****E

代表統番 申告種別 区分 あて先税関 提出先 申告年月日 申告番号
XXE XXXX XXX E XXXXXXXXE XE yyyy/MM/dd XXX XXXX XX1E
申告条件[X] 搬入[X]

輸出者 XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
住所 XXXXXE XXXXXXXX1XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
電話 XXXXXXXX1E
税関事務管理人 XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
受理番号 XXXX-XX-XXE
仕向人 XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
住所 XXXXXXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
代理人 XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE 国コード XE
通関士コード XXXXE

AWB番号 XXX-XXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE 貨物個数 12, 345, 678 個
保税地域 XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE
最終仕向地 XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 事前検査済貨物等識別[X]
積込港 XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 貿易形態別符号 XE 調査用符号 XXXXE
出港予定年月日 yyyy/MM/dd 船積(搭載)確認 (関税[X] 内国消費税[X] その他[X])

輸出承認証等区分 XE
輸出承認証番号等 (8) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 仕入書番号 X- XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
(1) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (9) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 仕入書番号(電子) XXXXXXXXE
(2) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (10) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 仕入書価格 XE- XE- 123, 456, 789, 012, 345, 678- X
(3) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (11) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE F O B 価格 XE- 123, 456, 789, 012, 345, 678
(4) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (12) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 通貨レート XE- 123456789 XE- 123456789
(5) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (13) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE B P R 合計 123, 456, 789, 012, 345, 678- X
(6) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (14) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE
(7) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (15) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE

構成 12 枚 12 欄
記事(税関) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJ7J
JJJJJJJJ8JJJJJJJJ9JJJJJJJJ0JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4
記事(通関) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJ7
記事(荷主) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJ7
社内整理番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 利用者整理番号 XXXXE

税関通知欄
JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJ7
許可年月日 yyyy/MM/dd JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJ
保税運送承認期間 yyyy/MM/dd ~ yyyy/MM/dd
(注)この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して
2月以内に税関長に対して異議申立てすることができます。

< XE 欄 > 統合先欄 XE 価格再確認[X]
品名 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXXE 統計品目番号 XXXX.XX-XXE X
申告価格(F O B) ¥1, 234, 567, 890, 123 数量(1) 123, 456, 789, 012 XXXE
(¥1, 234, 567, 890, 123) 数量(2) 123, 456, 789, 012 XXXE
B P R 按分係数 123, 456, 789, 012, 345, 678
B P R 金額 XE- 123, 456, 789, 012, 345, 678
関税法70条関係(1) XE (2) XE (3) XE (4) XE (5) XE 輸出令別表 XXXXE 外為法第48条[X]
減免戻税条項符号 XXXXE JJJJJE (法) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJE (令) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJE
内消費税免税符号 X- X JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JE

< XE 欄 > 統合先欄 XE 価格再確認[X]
品名 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXXE 統計品目番号 XXXX.XX-XXE X
申告価格(F O B) ¥1, 234, 567, 890, 123 数量(1) 123, 456, 789, 012 XXXE
(¥1, 234, 567, 890, 123) 数量(2) 123, 456, 789, 012 XXXE
B P R 按分係数 123, 456, 789, 012, 345, 678
B P R 金額 XE- 123, 456, 789, 012, 345, 678
関税法70条関係(1) XE (2) XE (3) XE (4) XE (5) XE 輸出令別表 XXXXE 外為法第48条[X]
減免戻税条項符号 XXXXE JJJJJE (法) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJE (令) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJE
内消費税免税符号 X- X JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JE

<SEA/EXP> S*****「帳票タイトル」(輸出許可通知(大額))*****E 1 / 2

代表統番 XXXE	申告種別 X X X X	区分 XXX E	あて先税関 XXXXXXXXXE	提出先 XE	申告年月日 yyyy/MM/dd	申告番号 XXX XXXX XX1E	
				申告条件[X]		搬入[X]	
輸出者	XXXXXXXX-X1XE	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE					
住所	XXXXXXE	XXXXXXXXX1XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE					
電話	XXXXXXXXX1E	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE					
税関事務管理人 受理番号	XXXXXXXX-X1XE XXXX-XX-XXE	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE					
仕向人 住所	XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXXXE	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE					
代理人	XXXXE	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE				国コード XE 通関士コード XXXXE	
輸出管理番号 A W B 番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE			貨物個数 貨物重量 保税地域	12, 345, 678 XE 1, 234, 567, 890 XE XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE		
最終仕向地 積込港	XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE	事前検査済貨物等識別[X] 貿易形態別符号 XXE 調査用符号 XXXXE					
積載予定船(機)名 出港予定年月日 記号番号	XXXXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE yyyy/MM/dd XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7 XXXXXXXXX8XXXXXXXXX9XXXXXXXXX0XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXXE			船積(搭載)確認 (関税[X] 内国消費税[X] その他[X])			
輸出承認証等区分	XE			仕入書番号	X- XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE		
輸出承認証番号等	(8) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (1) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (9) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (2) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (10) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (3) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (11) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (4) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (12) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (5) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (13) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (6) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (14) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (7) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE (15) XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXXE			仕入書番号(電子) XXXXXXXXE		仕入書価格 XXE - XXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678 - X F O B 価格 XXE 123, 456, 789, 012, 345, 678 通貨レート XXE - 123456789 XXE - 123456789 B P R 合計 123, 456, 789, 012, 345, 678 - X	
構成 12 枚 12 欄							
パンニング場所	XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXX-X1XE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE						
住所	XXXXXXXXX1XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE						
コンテナ本数	123 本						
記事(税関)	JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJ7J JJJJJJJJ8JJJJJJJJ9JJJJJJJJ0JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJJE						
記事(通関)	JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJJE						
記事(荷主)	JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJJE						
社内整理番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXXE 利用者整理番号 XXXXE 荷主リファレンス番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE						
税関通知欄							
JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJJ4JJJJJJJJ5JJJJJJJJ6JJJJJJJJJE							
許可年月日 yyyy/MM/dd JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJJJJ3JJJJJJJE							
保税運送承認期間 yyyy/MM/dd ~ yyyy/MM/dd 又は運送貨物の発送の日を起算日とする同期間							
(注)この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 2月以内に税関長に対して異議申立てすることができます。							
< XE 欄 > 統合先欄 XE 価格再確認[X]							
品名 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXXE		統計品目番号 XXXX.XX-XXE X					
申告価格 (F O B) ¥1, 234, 567, 890, 123		数量(1) 123, 456, 789, 012 XXXE					
(¥1, 234, 567, 890, 123)		数量(2) 123, 456, 789, 012 XXXE					
		B P R 按分係数 123, 456, 789, 012, 345, 678					
		B P R 金額 XXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678					
関税法70条関係(1) XE (2) XE (3) XE (4) XE (5) XE		輸出令別表 XXXXE 外為法第48条[X]					
減免戻税条項符号 XXXXE JJJJJJE (法) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJE		(令) JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JJJJJE					
内消費税免税符号 X- X JJJJJJJJ1JJJJJJJJ2JE		65					

S*****「帳票タイトル」（輸入許可通知-A）*****E

[illegible]

S*****「帳票タイトル」（輸入許可通知－A）*****E

代表税番 XXE X	申告種別 XXE X X [X]	区分 XXX E	あて先税関 XXXXXXXXXE	部門 XE	申告年月日 yyyy/MM/dd	申告番号 XXX XXXX XX1E
申告条件 [X]		申告予定年月日		yyyy/MM/dd	本申告 [X]	

輸入者 XXXXXXXX-X1XE	住所 XXXXXXE	電話番号 XXXXXXXX1E	税関事務管理人 XXXXXXXX-X1XE	受理番号 XXXX-XX-XXE		
輸入取引者 XXXXXXXX-X1XE	仕出人 XXXXXXXXXE	住 所 XXXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXX6XXXXXXXXX XXXXXXXXX1XXXXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE - XE	輸出の委託者 XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XE	代理人 XXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX		
B／L番号(1) XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE (2) XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE (3) XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE (4) XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE (5) XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE		貨物個数 12, 345, 678 XE 船卸港 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX 貨物重量 1, 234, 567, 890 XE 積出地 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX 積載船機名 XXXXXXXX XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE 保税地域 XXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX 入港年月日 yyyy/MM/dd 最初蔵入年月日 yyyy/MM/dd				
コンテナ本数 NNE本	一括申告 [X]	記号番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXXXXX4XXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXXXXXXXX8XXXXXXXXX9XXXXXXXXX0XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX		調査用符号	XXE 貿易形態別符号 XE

貿易管理令 [X]	輸入承認証 [X]	仕入番番号 X - XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
関税法70条関係許可承認	XE XE XE XE XE	仕入書(電子) XXXXXXXX
共通管理番号	XXXXXXXX	仕入書価格 X - XE - XE - 123, 456, 789, 012, 345, 678
食 品 X - XXXXXXXX1E		運 賃 X - XE - 1, 234, 567, 890, 123, 456
植 防 X - XXXXXXXX1XXXXE		保 険 X - XE - 12, 345, 678, 901, 234 - XXXXE
動 検 X - XXXXXXXX		通関金額 XE 123, 456, 789, 012, 345, 678, 901
輸入承認証番号等		評 価 X - XXXXXXXX1E XXXXXXXX1E XXXXXXXX1E
(1) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX (6) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX		補 正 XE - XE - 123, 456, 789, 012, 345, 678 - XXXXXXXX1E
(2) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX (7) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX		X - XE - XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
(3) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX (8) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX		X - XE - XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
(4) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX (9) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX		X - XE - XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
(5) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX (10) XE XXXXXXXX1XXXXXXXXX		
原産地証明 [X]	戻税申告 [X]	内容点検結果 [X]

税科目	税額合計	欄数	納税額合計	通貨レート	XXE - NNNNNNNE
X X X X X X X X X X 1 X X X X	¥12, 345, 678, 901	NE	担 保 額	¥12, 345, 678, 901	XXE - NNNNNNNE
X X X X X X X X X X 1 X X X X	¥12, 345, 678, 901	NE	口 座 [X]	都道府県 XE	XXE - NNNNNNNE
X X X X X X X X X X 1 X X X X	¥12, 345, 678, 901	NE	納付方法 [X]	構 成	NE枚 NE欄

< XE 欄>統合先欄 XE		品目番号	XXXX. XX-XXE X	価格再確認 [X]
品名	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX	数量 (1)	123, 456, 789, 012 XXXE	
税表番号	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX	数量 (2)	123, 456, 789, 012 XXXE	
申告価格 (C I F)	¥1, 234, 567, 890, 123	課税標準数量	123, 456, 789, 012 XXXE	
	¥1, 234, 567, 890, 123		123, 456, 789, 012 XXXE	
関税率	X XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXE	輸入令別表	XXXXE	特惠 [X]
関税額	¥12, 345, 678, 901	B P R 按分係数	123, 456, 789, 012, 345, 678	
減免税額	¥12, 345, 678, 901	B P R 金額	XXE - 123, 456, 789, 012, 345, 678	
	¥12, 345, 678, 901	蔵置種別 [X]	運賃按分 [X]	原産地 XE - XXXXE - XXXE
減免税	XXXXE X X X X	事前教示(分類)	XXXXXXXXE	事前教示(原産地) XXXXE
	法 X X X X X X X X X X 1 X X X X X X 令 X X X X X X X X X 1 X X X X X X 別表 X X X X X X X			

－ 国内消費税等(1)	X X X X X X X X X 1 X X X X	種別	XXXXXXXXXE
課税標準額	¥1, 234, 567, 890, 123	課税標準数量	123, 456, 789, 012 XXXE
	¥1, 234, 567, 890, 123		123, 456, 789, 012 XXXE
税率	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXE	減免税	XXE
税額	¥12, 345, 678, 901	条項	X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2
減免税額	¥12, 345, 678, 901		

－ 国内消費税等(2)	X X X X X X X X X 1 X X X X	種別	XXXXXXXXXE
課税標準額	¥1, 234, 567, 890, 123	課税標準数量	123, 456, 789, 012 XXXE
	¥1, 234, 567, 890, 123		123, 456, 789, 012 XXXE
税率	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXE	減免税	XXE
税額	¥12, 345, 678, 901	条項	X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2
減免税額	¥12, 345, 678, 901		

記事(税関)	X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2 X X X X X X X X 3 X X X X X X X X 4 X X X X X X X X 5 X X X X X X X X 6 X X X X X X X X 7 X X X X X X X X 8 X X X X X X X X 9 X X X X X X X X 0 X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2 X X X X X X X X 3 X X X X X X X X E	利用者整理番号	XXXXE
記事(通関)	X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2 X X X X X X X X 3 X X X X X X X X 4 X X X X X	社内整理番号	XXXXE XXXXXXXX1XXXXXXXXX
記事(荷主)	X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2 X X X X X X X X 3 X X X X X X X X 4 X X X X X		

[税関通知欄]					
X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2 X X X X X X X X 3 X X X X X X X X 4 X X X X X X X X 5 X X X X X X X X 6 X X X X X X X X 7 X X X X X X X X 8 X X X X X X X X 9 X X X X X X X X 0 X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2 X X X X X X X X 3 X X X X X X X X 4 X X X X X X X X 5 X X X X X X X X E					
X X X X X X X X X 1 X X X X X X X X 2					
輸入許可日	yyyy/MM/dd	審査終了日	yyyy/MM/dd	事後審査	XE

(注) この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます

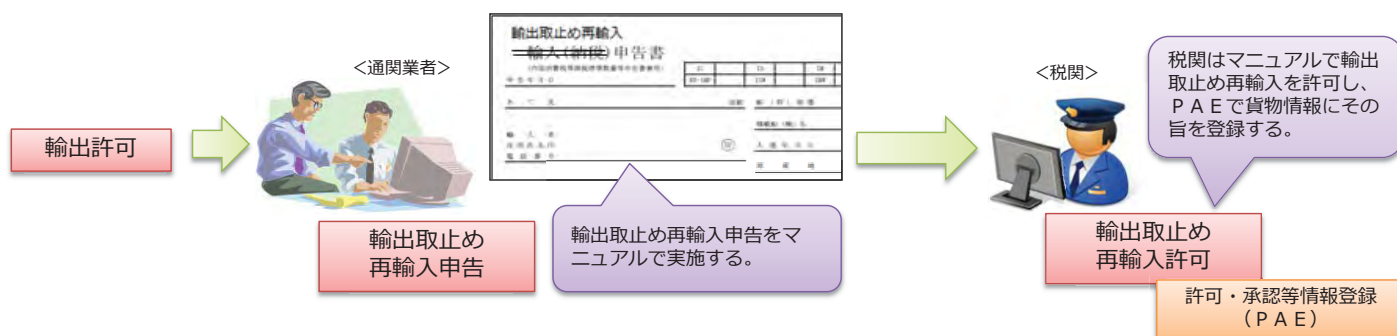
(注) この申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。

なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を更正することがあります。

1. 概要

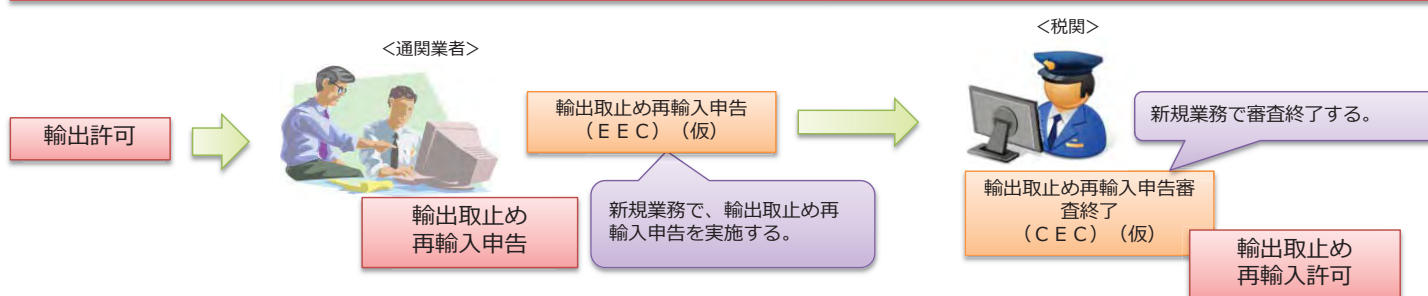
<現状>

輸出取止め再輸入申告はNACCSで実施することができない。



<次期>

輸出取止め再輸入申告をNACCSで実施可能とする。



V-4. 輸出取止め再輸入手続きのシステム化

2. 新規機能の概要

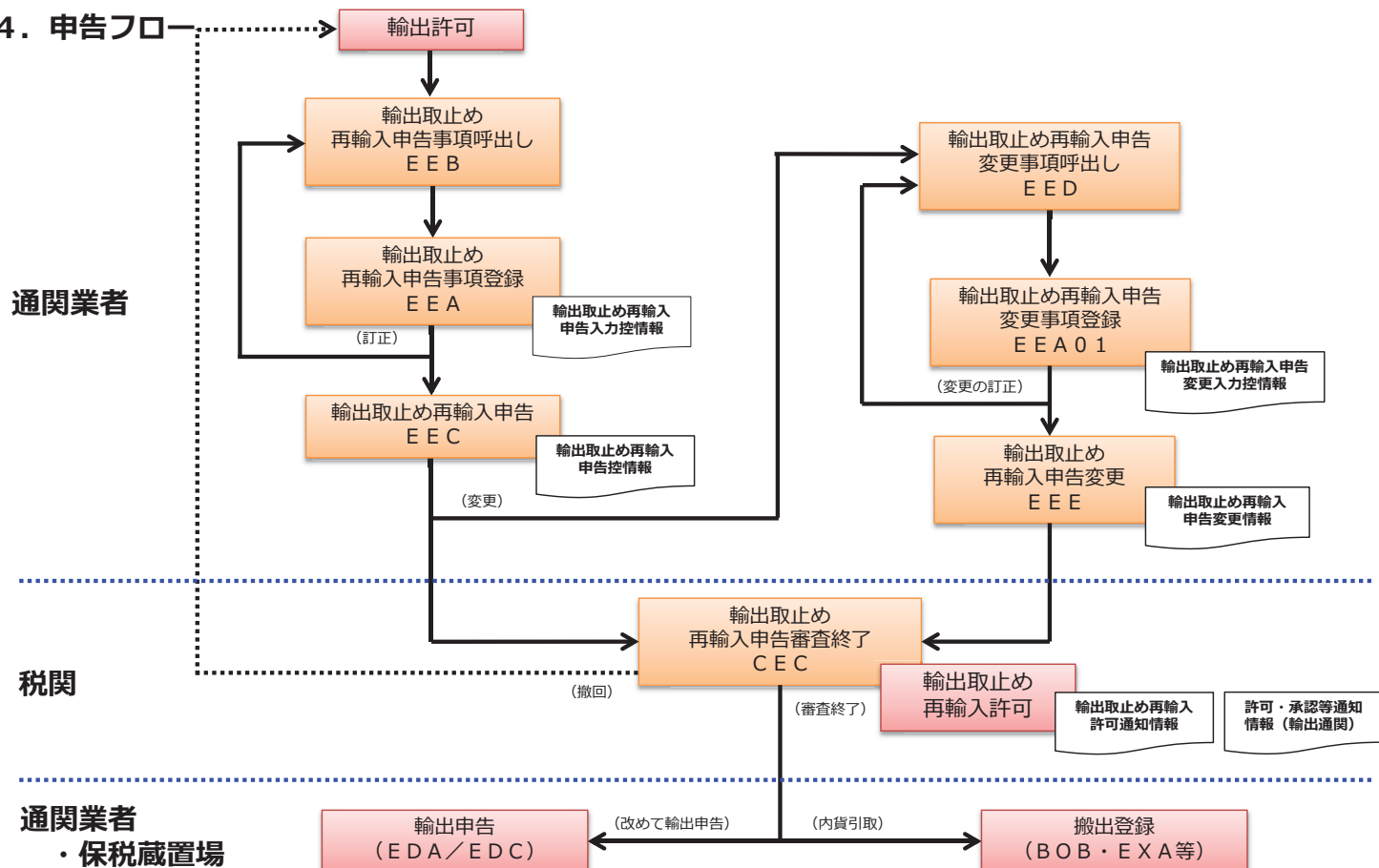
	機能の概要
1	輸出取止め再輸入の事項登録、呼出し、申告、申告変更事項登録、申告変更呼出し、申告変更及び当該申告等に対する税関の審査終了並びに照会業務を新設する。 なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。
2	「申告添付登録 (MSX)」業務の対象とする。
3	チェック及び処理は、現状の「許可・承認等情報登録 (輸出) (PAE)」業務の種別「CEP: 輸出取止め再輸入」と同様のものとする。 (例) ・輸出取止め再輸入許可により、輸出取止め再輸入申告が許可された旨の「許可・承認等情報登録 (輸出通関)」を蔵置場に配信する。 ・海上貨物においては、出港予定年月日以降は輸出取止め再輸入申告が実施できない。
4	輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなるようにする。 なお、当該輸出取止め再輸入申告が撤回された場合は、船積み又は搭載を再度可能にする。

3. 新規業務

業務名	利用者	業務の概要
輸出取止め再輸入申告 事項登録 (E E A) (仮)	通関業者	「輸出取止め再輸入申告 (E E C)」業務に先立ち、 輸出取止め再輸入申告に係る事項を登録または訂正する。
輸出取止め再輸入申告 事項呼出し (E E B) (仮)	通関業者	「輸出取止め再輸入申告事項登録 (E E A)」業務により システムに登録した輸出取止め再輸入申告に係る情報を呼び出す。 E E A業務に先立ち、輸出許可を受けた輸出申告情報のうち、 E E A業務に利用しうる情報を呼び出すこともできる。
輸出取止め再輸入申告 (E E C) (仮)	通関業者	「輸出取止め再輸入申告事項登録 (E E A)」業務後、 輸出取止め再輸入申告を行う。
輸出取止め再輸入申告変更 事項登録 (E E A 0 1) (仮)	通関業者	「輸出取止め再輸入申告 (E E C)」業務後、 許可前に輸出取止め再輸入申告に係る変更事項を登録または訂正する。
輸出取止め再輸入申告変更 事項呼出し (E E D) (仮)	通関業者	「輸出取止め再輸入申告変更事項登録 (E E A 0 1)」業務に先立ち、 システムに登録されている輸出取止め再輸入申告に係る情報を呼び出す。
輸出取止め再輸入申告変更 (E E E) (仮)	通関業者	「輸出取止め再輸入申告変更事項登録 (E E A 0 1)」業務後、 輸出取止め再輸入申告の変更を行う。
輸出取止め再輸入申告 審査終了 (C E C) (仮)	税関	輸出取止め再輸入申告に係る審査終了又は撤回の旨を登録する。
輸出取止め再輸入申告等照会 (I E D) (仮)	通関業者 税関	輸出取止め再輸入申告の内容及び手続き状況を照会する。

V-4. 輸出取止め再輸入手続きのシステム化

4. 申告フロー



1. 事項登録業務の新設の方針

第2回合同WGにおいて提案した、プログラム変更要望に対する対応の一つとして、申請業務のうち事項登録業務の存在しない手続きについて、事項登録業務・確認業務の追加を検討する。

(基本仕様書 IV-5 新規業務および機能拡充 1.プログラム変更要望に基づく新規業務(2))

現状、事項登録業務が存在しない申請業務のうち、事項登録業務・確認業務の追加を検討することとしている手続きは、以下のとおり。

- 本船・ふ中扱い承認申請 (H F C)
- 輸入マニフェスト通関申告 (M I C)
- 輸出マニフェスト通関申告 (M E C)
- 海上保税運送申告 (O L C) ※1
- 輸出自動車情報登録 (M O A) ※2
- とん税等納付申告 (T P C) ※3

(参考) 本WGにおける検討にあたっての補足事項

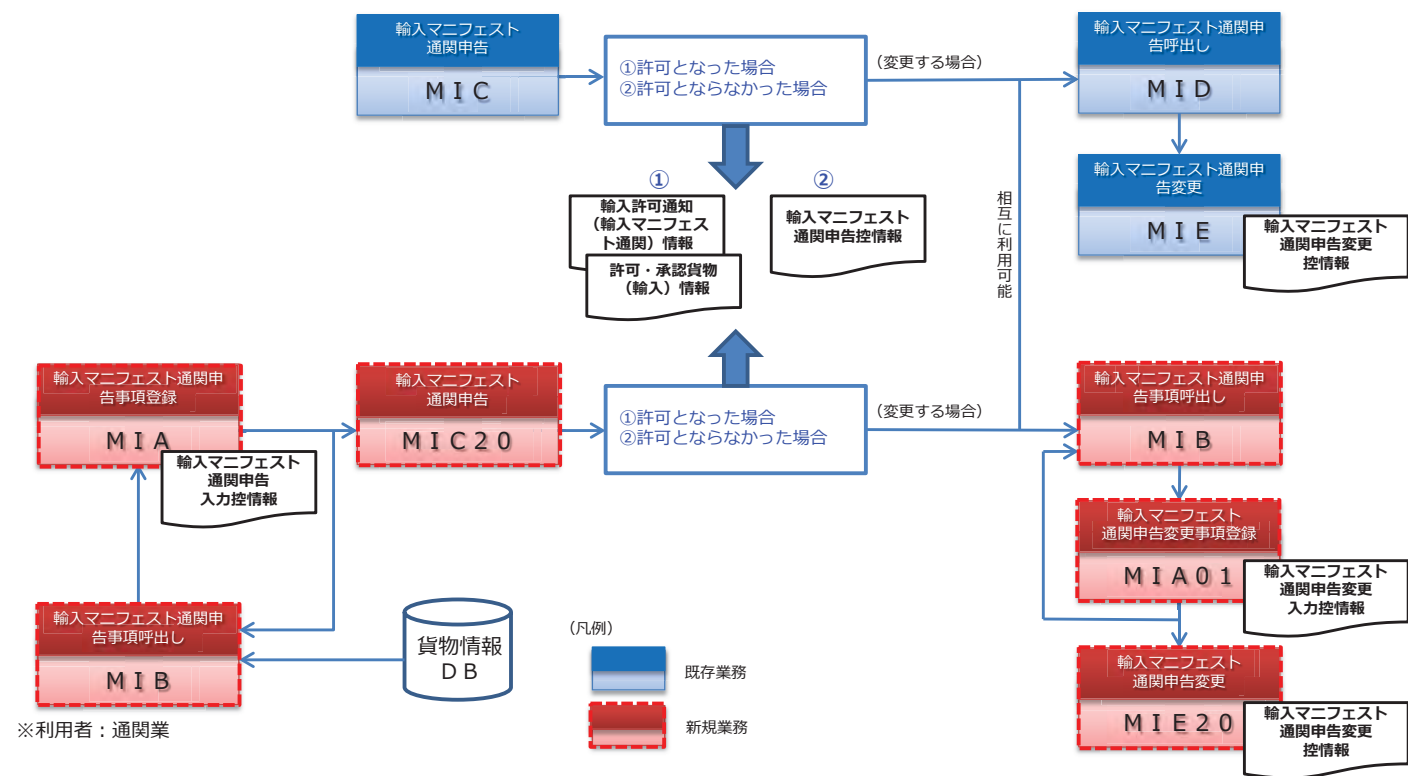
- ※1 海上保税運送申告 (O L C) については、第8回WGにおいて提示しております。
- ※2 輸出自動車情報登録 (M O A) については、事項登録業務・確認業務を追加するメリットが認められないことから、対応しないこととします。
- ※3 とん税等納付申告 (T P C) については、サブWG (入出港) で検討します。

V-5. 事項登録・確認業務の追加<3> (マニフェスト通関申告等の取り止め)

2. 輸入マニフェスト通関申告業務フロー

次期の申告フロー (案)

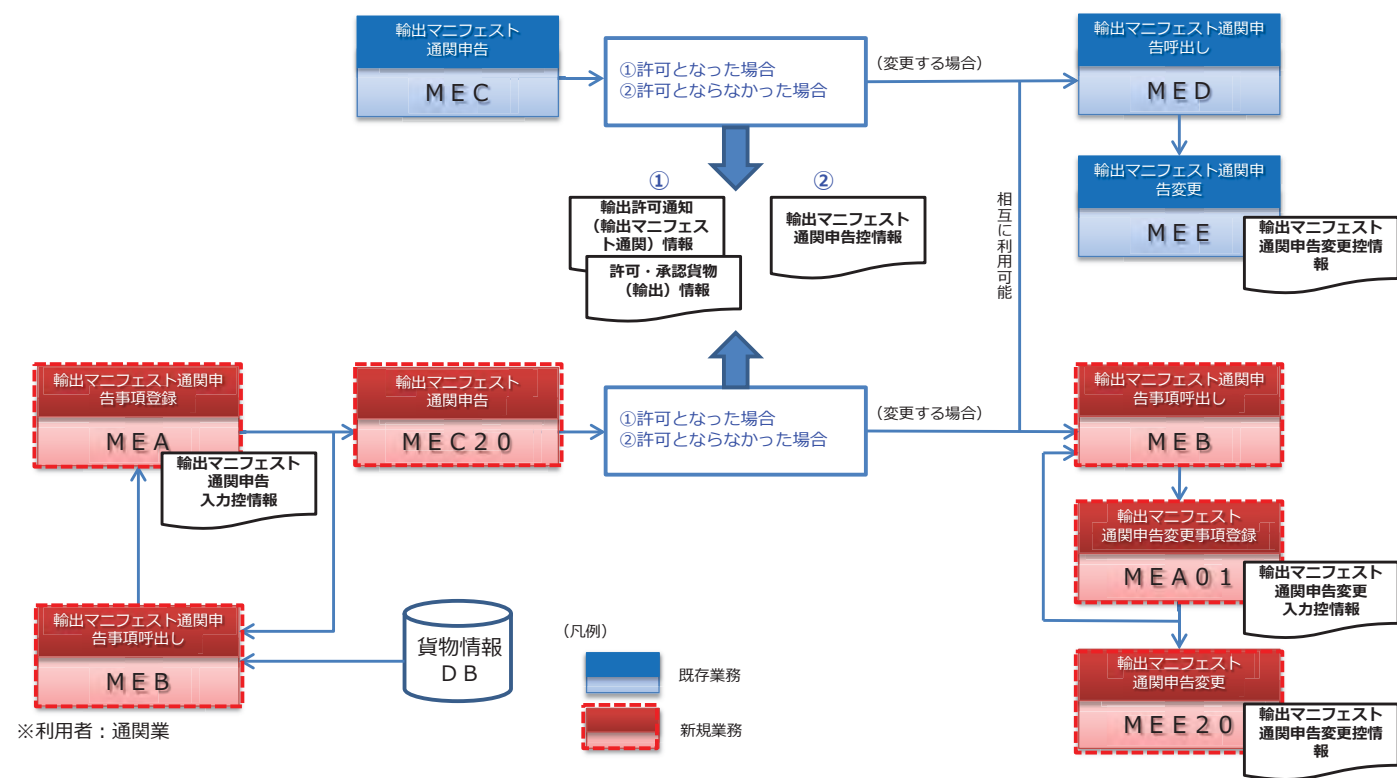
次期においては現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申告内容を事前に確認できるようにする。



3. 輸出マニフェスト通関申告業務フロー

次期の申告フロー (案)

次期においては現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申告内容を事前に確認できるようにする。

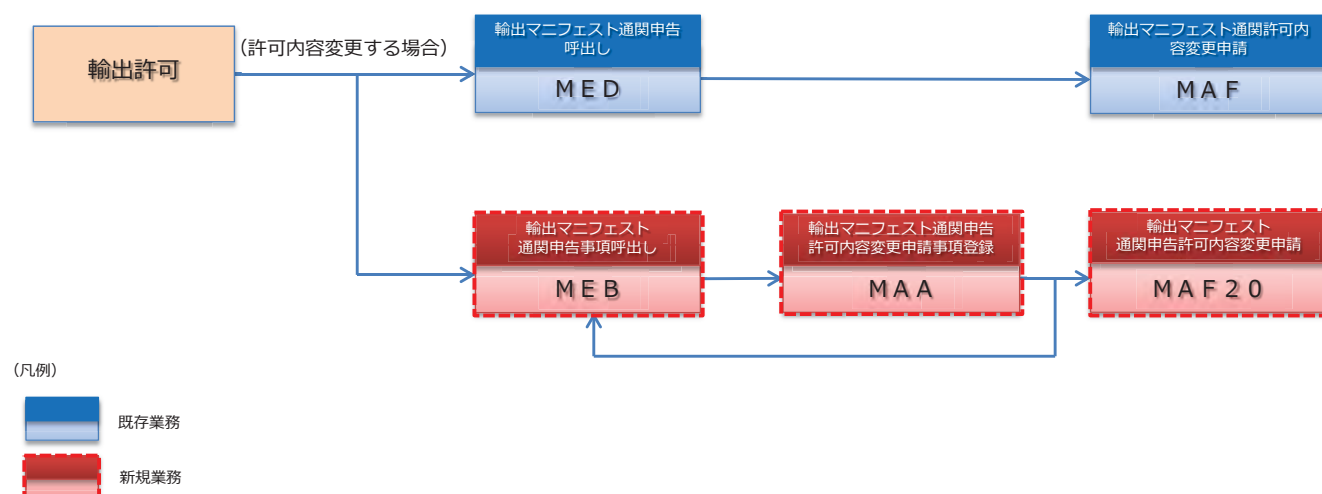


V-5. 事項登録・確認業務の追加<3> (マニフェスト通関申告等の取り止め)

4. 輸出マニフェスト通関許可内容変更申請業務フロー

次期の申請フロー (案)

次期においては現行の業務に加え事項登録業務及び呼出し業務を新たに作成し、申請内容を事前に確認できるようにする。



5. マニフェスト通関申告関連業務の事項登録業務追加の取り止め

ヒアリング結果

- 現行NACCSにおいてマニフェスト通関申告を行っている利用者においては、既に自社システムで対応しているため、事項登録業務を追加しても利用する見込みはない。
- 現行NACCSにおいてマニフェスト通関申告を行っていない利用者においては、事項登録業務を追加しても当該業務を利用するかは不明である。

次期NACCSの方針

ヒアリングの結果、第6次NACCSにおいて輸出入マニフェスト通関申告業務に事項登録業務及び呼出し業務を新規に追加しても利用される見込みがないことから、「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務、「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」業務及び「輸出マニフェスト通関許可内容変更申請（MAF）」業務に事項登録業務及び呼出し業務を新規に追加することは取り止めることとする。

なお、以下の業務については事項登録業務及び呼出し業務を新規に作成することとする。

- 「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務
- 「海上保税運送申告（OLC）」業務

V-6. 1MAWBあたりのHAWB件数の拡大<2>

1. 変更対象業務（輸入）

第9回WGの提案（最大5,000件へ拡大）から変更し、最大9,999件へ拡大することといたします。

航空輸入貨物において、1MAWBで登録可能なHAWB件数を現行の最大3,000件から最大9,999件へ拡大する。変更対象業務は以下のとおり。

業務コード	業務名
HCH01	HAWB情報登録
HPK	混載貨物確認情報登録
CHA	HAWB情報訂正
1HA01	HAWB貨物本申告自動起動1

また、以下業務から自動起動されるHAWB本申告自動起動の件数も最大3,000件から最大9,999件へ拡大する。

業務コード	業務名
ADM01	積荷目録事前報告
ACH	AWB情報登録
CAW	AWB情報訂正
OIN	搬入確認登録（システム対象外保税運送）
OUT	搬出確認登録（一般）
KAM01	貨物移動情報登録

2. 変更対象業務（輸出）

航空輸出貨物において、1 MAWBで登録可能なHAWB件数を現行の最大3,000件から最大9,999件へ拡大する。変更対象業務は以下のとおり。

業務コード	業務名
HDF01	混載仕立情報登録
BIL01	個別搬入確認登録
ULA	積付結果登録（AWB・HAWB単位）
ULM01	積付結果登録（MAWB単位）
EXA01	搬出確認登録（AWB・HAWB単位）
EXM01	搬出確認登録（MAWB単位）
EXR02	搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録
1BL	搬入確認（多数件処理）
1XU	搬出確認登録（ULD単位多数件処理）
1XC	搬出確認取消（多数件処理）
1CU	搭載完了B（多数件処理）

※HAWB登録件数制限値チェック件数が最大3,000件から最大9,999件に変更となることでLDR情報の電文長がシステム制限値（500K）を超える場合がある。その際は超過分を分割して出力する仕様とするが次期のシステム制限値を確認した後に対応を決定する。（およそ3,700件程度で到達の見込み）

【参考】1 MAWBあたりのHAWB件数の拡大に伴う業務処理時間について

多数件業務を実行する業務では多数件業務の起動間隔が3秒となっており、1回の多数件業務で処理できるHAWB件数は20件となっている。

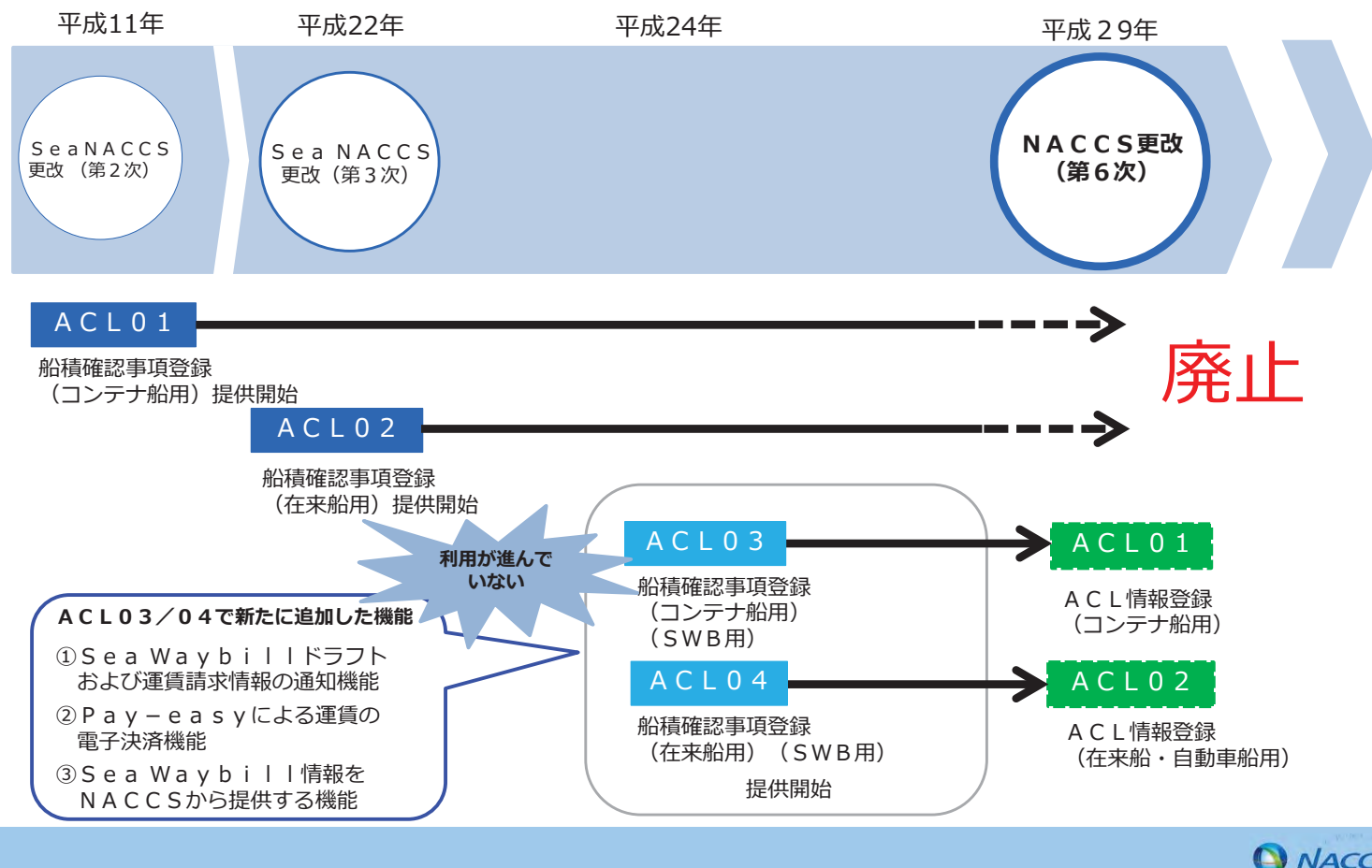
このため1 MAWBあたりのHAWB件数に応じて以下のとおり処理時間が必要となる。

- 1 MAWBあたりのHAWB件数が3,000件の場合の処理時間 ⇒ 約8分
- 1 MAWBあたりのHAWB件数が9,999件の場合の処理時間 ⇒ 約25分

※ 最大件数（9,999件）が入力された場合に処理時間の遅延が懸念される業務は以下のとおり。

	多数件業務	親業務
1	1XU	EXU（搬出確認登録（ULD単位））
2	1XC	EXC（搬出確認取消呼出し）
3	1BL	BIL01（一括搬入確認登録）
4	1CU	CLB01（搭載完了登録（AWB単位）） CLA（搭載完了登録（便単位）呼出し） CLA01（搭載完了登録（便単位））

ACL業務のこれまでの経緯



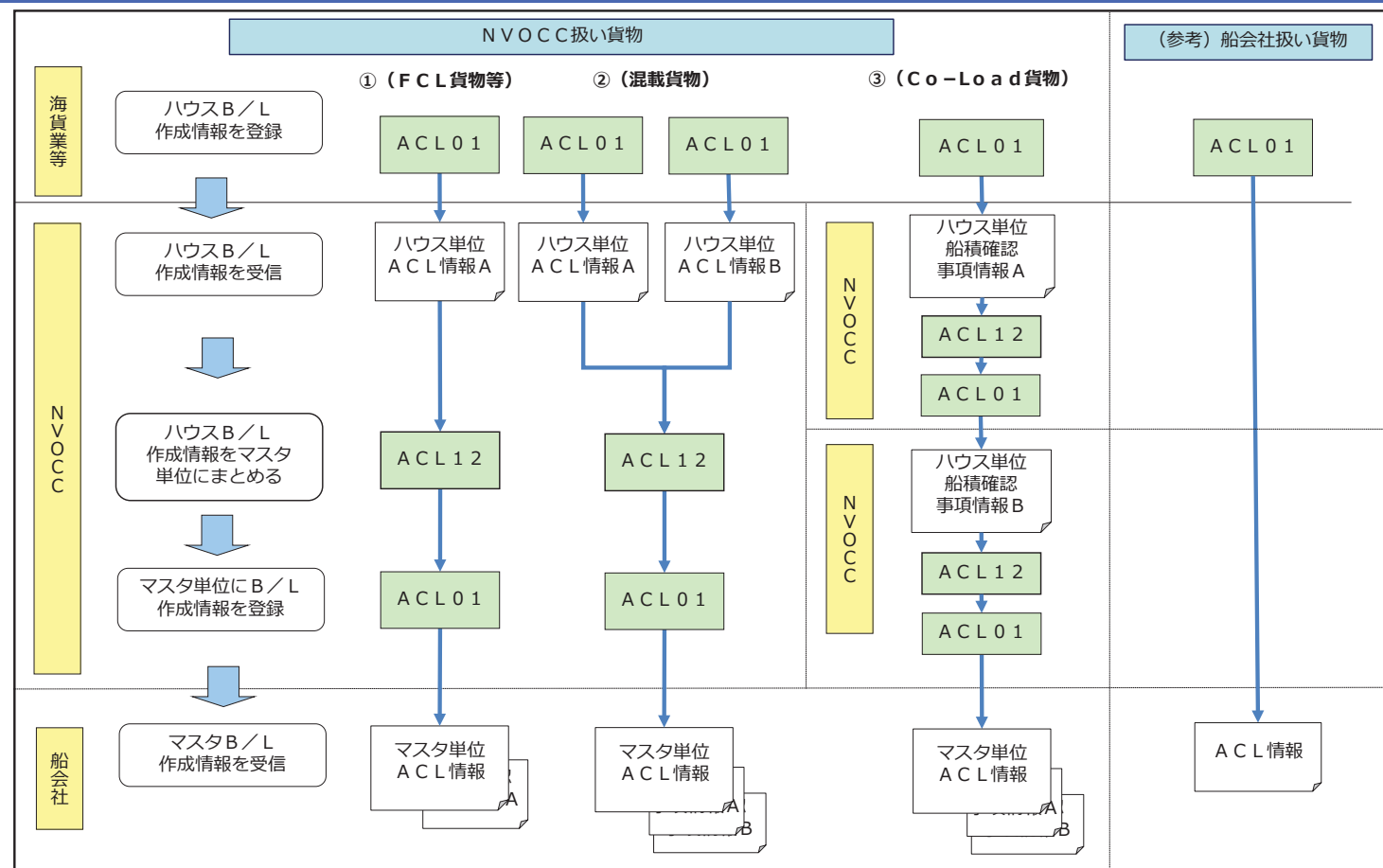
V-7. サブWG検討結果3：次期ACL業務

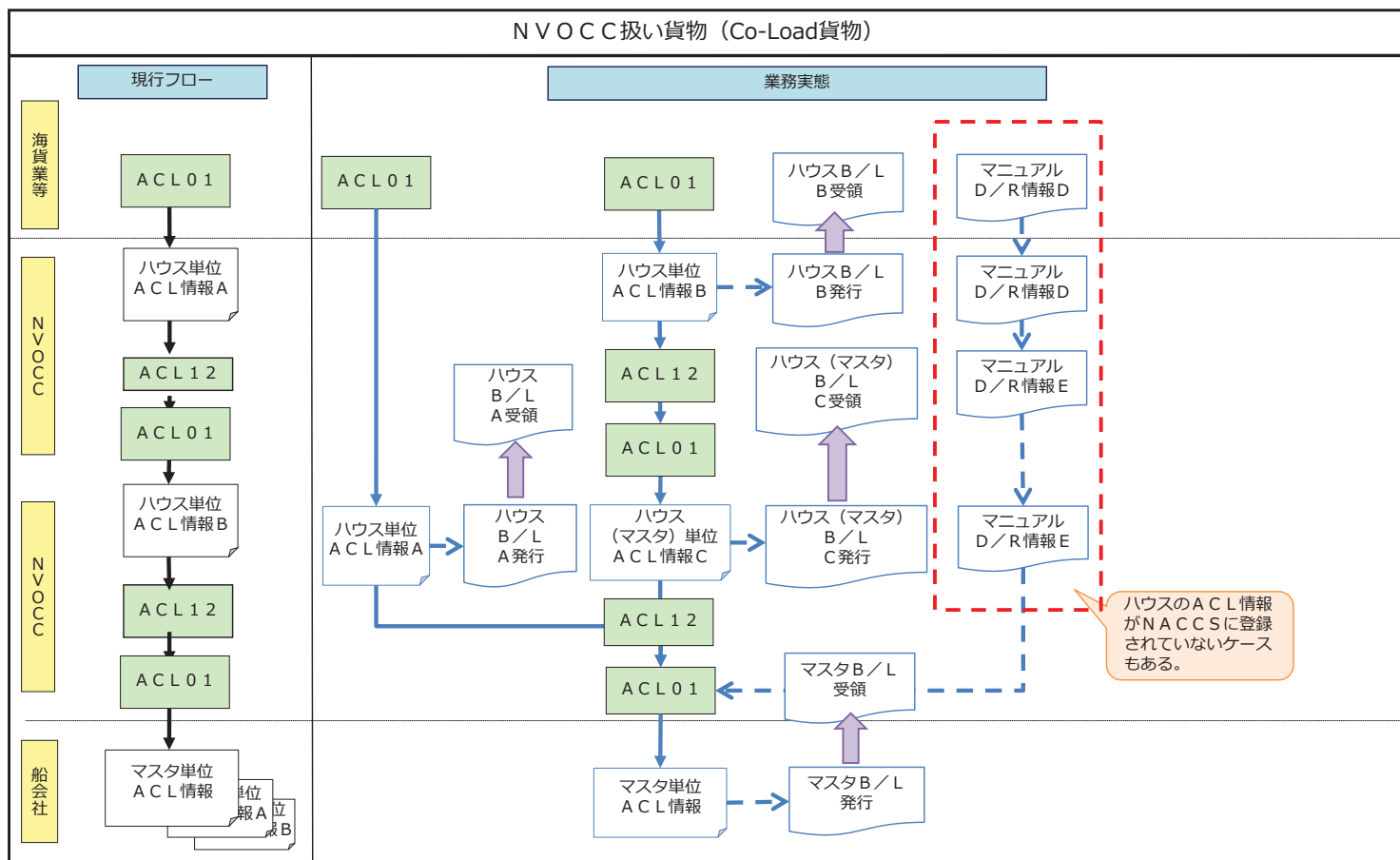
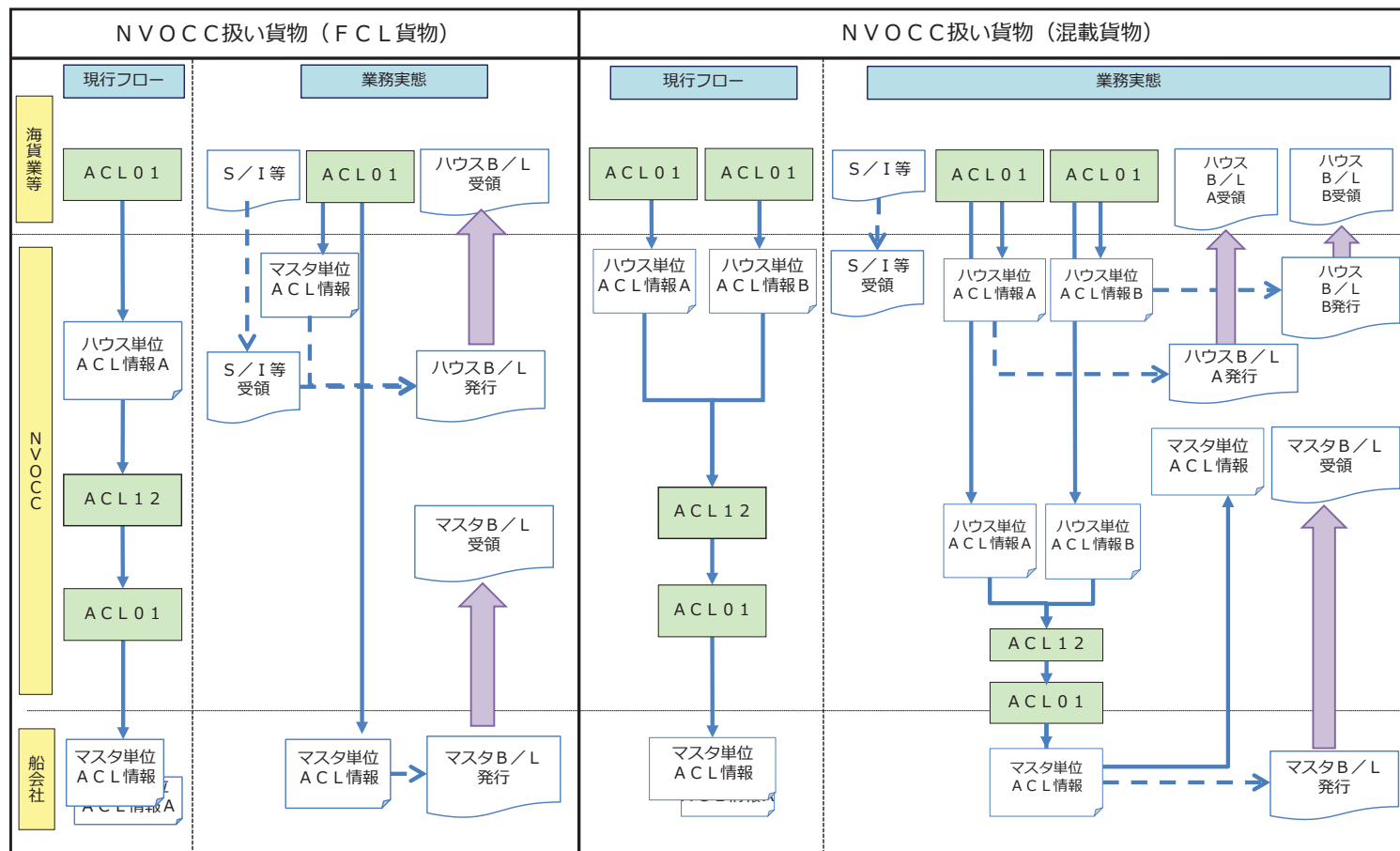
ACLサブワーキングについては、平成26年8月から4回にわたって開催し、以下のとおり取り纏めを実施した。

項番	項目	内容																					
1	主な検討課題	・ 現行ACL業務におけるNVOCC扱いの業務処理（フロー）が実態と乖離していないか、サブWGにおいて確認を行い、概ね「資料1」のとおりであることが確認された。 ・ SIR等サブワーキングにおいて、SIR（船積指図書（S/I）情報登録業務）をACL業務の上流情報として位置付け、SIRの項目をACLに合わせる方向で検討を行うことを決定。（詳細はSIR等サブWGの結果報告参照。なお、SIRをACLの先行業務として必須化するものではない。） ・ 平成24年3月に、SeaWaybill作成用として新たにACL03、ACL04業務がリリースしているが、ACL01、ACL02との関係が整理されていないとの指摘を踏まえ、下記2. のとおり整理を行った。 ・ ACL03、ACL04のリリースに併せて運賃決済を目的とした決済業務の提供を開始しているが、即時性がない等の理由から利用が進んでいないため、第6次における対応を項番3のとおり検討した。 ・ ACL業務に関するプログラム変更要望について検討を行った。（検討結果は「資料2」参照）																					
2	ACL業務の統廃合及び名称変更	・ 現行ACL01及びACL02は廃止し、現行ACL03を新ACL01、現行ACL04を新ACL02とする見直しを実施する。 ・ 現行ACL「船積確認事項登録」の業務名を「ACL情報登録」に変更する。 （注：ACL=Acknowledgement of Cargo Loading） ・ ACL02業務の業務名に「自動車船用」を追加する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th><th>現行業務名</th><th>第6次業務名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ACL01</td><td>船積確認事項登録（コンテナ船用）</td><td>ACL情報登録（コンテナ船用）</td></tr> <tr> <td>ACL02</td><td>船積確認事項登録（在来船用）</td><td>ACL情報登録（在来船・自動車船用）</td></tr> <tr> <td>ACL11</td><td>船積確認事項登録呼出し</td><td>ACL情報呼出し</td></tr> <tr> <td>ACL12</td><td>船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し</td><td>ACL情報登録（ハウス単位）呼出し</td></tr> <tr> <td>I A L</td><td>船積情報照会</td><td>ACL情報照会</td></tr> <tr> <td>I A C</td><td>船積情報登録状況照会</td><td>ACL情報登録状況照会</td></tr> </tbody> </table>	業務コード	現行業務名	第6次業務名	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL情報登録（コンテナ船用）	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL情報登録（在来船・自動車船用）	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL情報呼出し	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し	I A L	船積情報照会	ACL情報照会	I A C	船積情報登録状況照会	ACL情報登録状況照会
業務コード	現行業務名	第6次業務名																					
ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL情報登録（コンテナ船用）																					
ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL情報登録（在来船・自動車船用）																					
ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL情報呼出し																					
ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し																					
I A L	船積情報照会	ACL情報照会																					
I A C	船積情報登録状況照会	ACL情報登録状況照会																					

項番	項 目	内 容																								
3	決済関連業務の廃止	・現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、この課題が解決されない限り利用が進まない可能性がある。基本仕様提案以降、即時性を持つ決済機能について検討を進めてきたが、現時点では現行以上の決済機能を提供可能とすることは難しい状況にある。従って、現行決済機能のままで提供しても将来的に利用拡大が進むとは考えられないことから、第6次NACCSにおいては、決済業務の提供は廃止することとする。 なお、決済機能の廃止により、以下の業務が廃止対象となる。 <table><tr><th>業務コード</th><th>業務名</th><th>業務コード</th><th>業務名</th><th>業務コード</th><th>業務名</th></tr><tr><td>WBI</td><td>SWB確定通知</td><td>PAS</td><td>支払選択登録</td><td>IWB</td><td>SWB情報照会</td></tr><tr><td>WBI11</td><td>SWB確定通知呼出し</td><td>PAS11</td><td>支払選択登録呼出し</td><td>IIS</td><td>SWB請求情報一覧照会</td></tr><tr><td>WBS</td><td>SWB情報通知</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	WBI	SWB確定通知	PAS	支払選択登録	IWB	SWB情報照会	WBI11	SWB確定通知呼出し	PAS11	支払選択登録呼出し	IIS	SWB請求情報一覧照会	WBS	SWB情報通知				
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
WBI	SWB確定通知	PAS	支払選択登録	IWB	SWB情報照会																					
WBI11	SWB確定通知呼出し	PAS11	支払選択登録呼出し	IIS	SWB請求情報一覧照会																					
WBS	SWB情報通知																									
4	プログラム変更要望	ACL業務に対するプログラム変更要望の対応可否については、資料2のとおりとする。 主なプログラム変更は以下のとおり。（「資料3」参照） ① 重量等不一致チェックについて ・共通部のグロス重量／容積と、繰返部（CLP）の各コンテナの重量／容積の合計を比較し不一致の場合はワーニング対応とする。 ② 通知先欄の拡大 ・通知先を最大4欄から5欄へ拡大 ③ 入力者情報項目の追加 ・ACLを入力した会社名を追加 ④ 記号番号欄のレイアウト変更 ・現行35桁×4行（繰返90）の記号番号欄について、欄の拡大を図る。																								
5	電子ファイル添付登録可能化	基本仕様において提案を行ったアタッチメントの電子ファイル添付化については、自社システムでの取り込みが困難等の意見が大勢を占めたこと、また、自社システム対応を考慮しテキスト形式のみに限定することもあると考えられるが、全体におけるカバー率を考えると費用対効果の問題があることからWGでは本提案は実施しないこととした。 （「資料4」参照）																								

資料1-1. NVOCC扱い貨物に係るACL業務フロー（全体概要）





資料2. A C L 関連業務プログラム変更対応一覧（1）

第11回WG 資料

項番	プロ変 項番	業務	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施 可否
1	海上 5	A C L 0 1	日海貨	バンニング情報の登録の際に入力している項目（バンニング個数、荷姿、重量、容積）についても同様に補完してほしい。	A C L 1 1 では輸出管理番号から貨物情報の呼出しを可能としているが、1つのコンテナに複数の輸出管理番号がリンクされているケースがあることから対応困難。	×
2	海上 6	A C L 0 1	外船協	船会社が発行するMaster B / L No. を記載出来る欄を増やしてほしい。AMS及び10+2でブックイング時に船会社から発行されたMaster B / L がどのS / I に合致するのか確認したい。	Master B / L 欄の入力欄を追加。	○
3	海上 7	A C L 0 1	外船協	着荷通知先住所電話番号・荷受人住所電話番号の欄は105桁であるため、50桁増やしてほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について70桁を追加し175桁とする。	○
4	海上 8	A C L 0 1	日海貨	荷姿コード“PP”の明細が「PALLET & PACKAGE」と表示されるため、「PALLET」と表示してほしい。	荷姿コードは他業務でも参照するコードとなっており、本業務のみの変更はできない。	×
5	海上 9	A C L 0 1	日海貨	SHIPPER, CONSIGNEE, NOTIFY の名前、住所が分かれるため、当該欄についてまとめて出力するようにしてほしい。	米国AMS等、海外向けマニフェスト情報において名称欄と住所欄を分けて求められるケースがあることから分割での提示とする。	×
6	海上 10	A C L 0 1	日海貨	「運賃協定払い」欄等項目が無い所に表示されるものがあるため、項目を出力してほしい。	要望元にて対応不要との確認済。	×
7	海上 11	A C L 0 1	日海貨	個数・グロス重量・容積が2ヶ所あるので1ヶ所にしてほしい。	要望元にて対応不要との確認済。	×
8	海上 12	A C L 0 1	日海貨	ケースマークについて、5行目で改頁するため、15行目まで増やしてほしい。	記号番号欄を20行に拡大。	○
9	海上 13	A C L 0 1	日海貨	共通部2のグロス重量について桁数を13桁にしてほしい。	海上合同WG「貨物重量項目の桁数拡大」の検討に合わせた対応とする。	△

資料2. A C L 関連業務プログラム変更対応一覧（2）

第11回WG 資料

項番	プロ変 項番	業務	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施 可否
10	海上 14	A C L 0 1	日海貨	BOOKING 番号を複数欄設けてほしい。	A C L 業務はブックイング番号単位に処理する仕組みを提供していることから、複数のブックイング番号欄を設けることは困難。	×
11	海上 15	A C L 0 1	日海貨	シール番号欄を4欄にしてほしい。	シール番号欄を1欄追加し4欄に変更。	○
12	海上 16	A C L 0 1	日海貨	MARK の幅を増やしてほしい。	桁数についてはE D I F A C T 電文上の制限もあることから、35桁とし、行数を増やすことで記号番号欄の拡大に対応する。	×
13	海上 17	A C L 0 1	日海貨	内個数を10個くらいに増やしてほしい。	内個数の入力欄を追加し10欄とする。	○
14	海上 18	A C L 0 1	日海貨	SHIPPER CONSIGNEE, NOTIFY PARTY 欄についてスペースを増やしてほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について70桁を追加し175桁とする。	○
15	海上 19	A C L 0 1	日海貨	項目内で改行を行う際、スペースキーを利用しているが、入力時間を短縮するためENTERキーでの改行ができるようにしてほしい。	N A C C S システム全体のE D I 電文仕様で改行（ENTERキー）が項目間の区切り文字となっているため、項目内に改行を含むことができない。N A C C S パッケージ全体の仕様に係る事項であり、A C L 業務のみの対応は困難。	×
16	海上 20	A C L 0 1	日海貨	複数のA C L データは代表1件目のみに総件数を通知するようにしてほしい。	要望元にて対応不要との確認済。	×
17	海上 21	A C L 0 1	個別	船積確認事項登録（コンテナ船用）（A C L 0 1）業務の重量欄について重量単位を「KG」入力する欄の入力桁数（整数部6桁）を増やしてほしい。	海上合同WG「貨物重量項目の桁数拡大」の検討に合わせた対応とする。	△
18	海上 22	A C L 0 1	個別	バンニング情報登録前に仮登録したA C L 情報について、バンニング情報登録後に呼出しを行うと、「個数」、「荷姿」、「グロス重量」等のコンテナ情報が補完されないの、これらの情報を補完するようにしてほしい。	補完は入力が無かったときにのみ行う仕様としている。情報が入力されていた場合に当初の情報を上書きしてよいのか、システムで判断できないため対応しない。	×

資料2. A C L 関連業務プログラム変更対応一覧（3）

第11回WG 資料

項番	プロ変 項番	業務	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施 可否
19	海上 23	A C L 0 1	個別	船積確認事項登録（A C L）業務におけるカスタマイズ帳票は、共通項目の部分とコンテナ情報等の部分では、テンプレートを1ページに集約することもできない。また、コンテナ情報のページにブックキング番号等のキー項目を表示することができないため、カスタマイズ帳票のテンプレートを1つにまとめてほしい。	カスタマイズ機能の制約上対応は困難。	×
20	海上 24	A C L 0 3 ／ 0 4	個別	船積確認事項登録（A C L 0 3、A C L 0 4）業務について、荷送人、荷受人、着荷通知先、記号番号及びシール番号欄の入力項目の文字数、桁数を増やし、入力欄についても追加してほしい。 また、A C L 0 3、0 4では、輸出申告番号からの情報呼び出しやC Y・C F S欄の通知等、A C L 0 1、0 2にある機能が無くなっているため、機能を追加してほしい。	荷送人、荷受人、着荷通知先の住所・電話番号欄について70桁を追加し175桁とする。 C Y・C F S欄の通知機能を設ける。	○
21	海上 44	I A L	個別	船積情報照会（I A L）業務の照会結果に、A C L 0 1、0 2業務の送信履歴を出力してほしい。	送信履歴を5件出力する。	○
22	海上 45	I A L	個別	船積情報照会（I A L）業務による照会結果に、通知先コード1、2が表示されないの、出力してほしい。また、A C L 仮登録でも照会が可能となるようにし、仮登録状態か本登録状態か、取り消し状態かを区別できるようにしてほしい。	出力情報に通知先と登録の区分を追加。	○
23	海上 81	A C L 0 1	J I F F A	荷送人等の名称、住所電話番号欄の改行が35桁であり、J I F F A標準では48桁（10pt）改行ため、名称欄のずれが生じてしまう。改行桁数について検討を行ってほしい。	E D I F A C T電文上の制約から、35桁での改行が望ましいため対応しない。	×
24	海上 82	A C L 0 1	J I F F A	F A X番号（任意項目 3欄）の運用をやめてほしい。 （要望理由）海貨業者が船会社に直接A C L情報を海貨F A X番号を入れて送信した場合、運賃情報が本来受け取るべきN V O C C以外の社に漏れてしまうため。	運用上F A X番号の利用が欠かせないとの意見があり、項目の削除は困難。	×

資料2. A C L 関連業務プログラム変更対応一覧（4）

第11回WG 資料

項番	プロ変 項番	業務	要望元	検討事項及び意見等	検討内容（回答）	実施 可否
25	海上 83	A C L 0 1	J I F F A	A C L情報を受け取る側の保税蔵置場で、通知先コードを誤って本来の搬入先でない蔵置場に送信される場合があるため、チェック機能を設けるか誤送信先が誤送信であることを知らせるような仕組みを作してほしい。 （要望理由）誤って送信されると、実際の貨物と情報が一致していない状況が放置される状態となるため。	誤送信を通知する仕組みを新たに設けることは困難であるため対応はしない。 次期では送信後に通知先情報を確認できるよう、帳票に通知先情報を出力する。	×
26	海上 84	A C L 0 1	J I F F A	J E T R A Sのライセンス取得有無がわかるような欄を設けてほしい。 （要望理由）香港で船卸の際にライセンスの確認が必要であるが、輸出許可書には記載があるがN V O C Cには分からないため危険品同様に欄を設けてほしい。	要望元にて対応不要との確認済。	×
27	海上 85	A C L 0 1	個別	繰返部のコンテナ情報にフラットラックコンテナのオーバーワイド、オーバーハイの欄を設けてほしい。 （要望理由）現状欄がないため記事欄に入力している。フラットラックが複数本のときに桁数が不足する場合があるため。	記事欄の行数を追加する。現状通り記事欄での運用とする。	×
28	海上 86	A C L 0 1	個別	禁止文字「_（アンダーバー）」を使用可能としてほしい。 （要望理由）メールアドレスの入力を希望する荷主が近年増えており、「_」が含まれている場合アタッチにする必要がある。	「_（アンダーバー）」を使用可能とするには「_」を含む属性「sn」の文字（英小文字、\$、¥等35文字）すべてを入力可能としなければならず、船会社側で対応できないとの要望があり、対応は困難。	×
29	海上 87	A C L 0 1	個別	船舶コード（コールサイン）を入力した場合にリアルタイムで船舶名称が確認できないか。 （要望理由）キー項目であるため訂正が出来ず、再送信となり手間であるため。	開発規模が大きいため、対応は困難。	×
30	海上 88	A C L 0 1	J I F F A	繰返部に車台番号、エンジン番号以外に実務上シャージごとのL W Hが必要なので、入力欄を設けてほしい。	要望を踏まえヒアリングを行った結果、新車を扱う社においてL W Hの情報を紙媒体でやり取りする運用を行っており、A C Lの入力項目化に対応できないことから反対との意見があるため、対応はしない。	×

項番	プロ変更番	業務	要望元	検討事項及び意見等	検討内容(回答)	実施可否
31	海上89	ACL12	JIFFA	数量の合計はできるが、品名と記号番号の合計が出来ず中途半端で現状使用している社がない。コンテナマニフェストのような情報にまとめられるようにしてほしい。	ACL01の変更に合せて必要な変更を行う。	×
32	海上90	ACL12	JIFFA	FCLの数量や品名はそのままに荷送人等情報だけMaster B/L情報に書き換えて送信できる機能を検討してほしい。 (要望理由) FCLの貨物をNVOCCで扱う機会が増えており、ACL12で送信する機能があればよい。	ACL01の変更に合せて必要な変更を行う。	×
33	海上147	ACL	WG委員	現行のACL業務では「記号番号」欄が4行(140桁)しか入力できないため、アナログ的に記号番号のみ紙に複写して、船会社、CY等にFAXしている。 記号番号欄の桁数を拡大するか、添付機能を追加してほしい。	記号番号欄を20行に拡大。	○
34		ACL01	日海貨	Waybill同様にSURRENDERのボタンを追加してほしい。	正式な船積書類として認められていない側面もあることから、対応はしない。	×
35		ACL	事務所個別	記号番号欄及び品名欄に「SEE ATTACHED SHEET」と手入力された場合、エラーまたは注意喚起メッセージ出してほしい。	記号番号欄、品名欄に2欄以上入力があった場合の出力メッセージを「SEE ANOTHER ACL DATA」に変更し、エラー対応はしないこととする。	×
36		ACL	サブWG委員	重量・容積等の不一致 Dock Receiptに当たる項目とCLPに当たる項目で数字に相違がある場合、送信時にエラーメッセージ等を表示して欲しい。 海貨業者へ確認を行うとタイピングエラーが主な原因である。 海貨業者側もSave出来ない等の改良があれば助かるとの意見である。 このシステムチェック機能があると海貨・船会社とも助かる。	共通部のグロス重量、容積と繰返部の各コンテナの重量、容積の合計について不一致判定を行う仕組みを設ける。	○
37		ACL01	日海貨	送信後の印刷でも、通知先を表示してほしい。	出力帳票に通知先を追加する。	○

資料3. 主要プログラム変更項目

サブWGにおいてはプログラム変更要望をもとに、特に要望が多かった以下の事項について具体案を提示し検討を行った。

新たに設ける機能

重量等不一致チェックについて

共通部のグロス重量/容積と、繰返部(CLP)の各コンテナの重量/容積の合計を対象とした比較と不一致判定をシステム上行い、送信時に注意喚起する変更を行う。

- ① 重量/容積は単位が異なる場合、不一致判定の対象としない
- ② ワーニングでの対応とする

入出力項目関連

①通知先欄の追加

	1	2	3	4	5
現行	船会社 (NVOCC)	CY・CFS	通知先1	通知先2	—
次期	船会社 (NVOCC)	<u>通知先1 (CY・CFS)</u>	通知先2	通知先3	<u>通知先4</u>

②入力者情報項目の追加

	追加入力項目	条件	桁数		追加出力項目	条件	桁数
①				➡	会社名(欧文)	M	70
②	担当者名	C	70		担当者名	C	70
③	電話番号	C	35		電話番号	C	35

③記号番号欄のレイアウト

現行35桁×4行(繰返90)の記号番号欄について、欄の拡大を図る。

サブWGにおける意見集約結果

社名 団体名	可否	形式（条件）	理由
A	×	—	自社において取り込みの仕組みを作りこむことができない。
B	×	—	現行に満足している。
C	×	—	自社において取り込みの仕組みを作りこむことができない。
D	△	テキスト (Word/Excel)	WordやExcelなどのテキストファイルであれば検討の余地あり。PDFについては反対。システムの変更が必要になるため。
E	△	テキスト	B/L発行の簡略化が求めている昨今、日本のアタッチシートの概念を変更することが今後に向けての重要な課題となる。輸入マニフェストの迅速性を求める上でも、この流れはグローバルで止めることはできない。また、セキュリティの観点からWordやExcelの添付もウイルスを含む危険性が考慮される。添付の際はテキストファイルの添付のみを可能とすることを希望する。
F	○	テキスト	テキストファイルでもらえればB/L作成業務の効率化となる。
G	○	テキスト (Word/Excel)	海貨業者からのアタッチシートの送付忘れが多く、アタッチシートの回収にかなりの時間を費やし、B/L作成が遅れてしまう。現行のFAXやPDFで送付されてくるアタッチシートはかなり不明瞭なものが多く、電子ファイル添付が実現した場合には、Excelシート、Wordでの送信を希望する。できるのであれば、アタッチシート以外の必要書類も同時に添付できれば更に使い勝手が良くなる。
H	○	—	現状ACL電文とアタッチシート（メール添付、FAX）が別々で着信することから、業務が煩雑になっている。
I	○	—	MSA、MSB業務と同じようにPDFファイルを使いその出力ができるか？

- ・ACLの本来の目的である「B/L情報としての利用価値」という点に着目すると、アタッチシート添付可能化としてもテキスト形式に機能を限定する必要がある。
- ・テキスト形式のみ添付可能としても、現在アタッチシートとして送信されている情報をカバーできる割合は低いと考える
- ・船会社間のアタッチシート運用の分化
- ・費用対効果の観点



ACL業務におけるアタッチシートの電子ファイル添付化については対応しない。

V-8. サブWG検討結果4：CY搬出入・危険物明細書（中間報告）

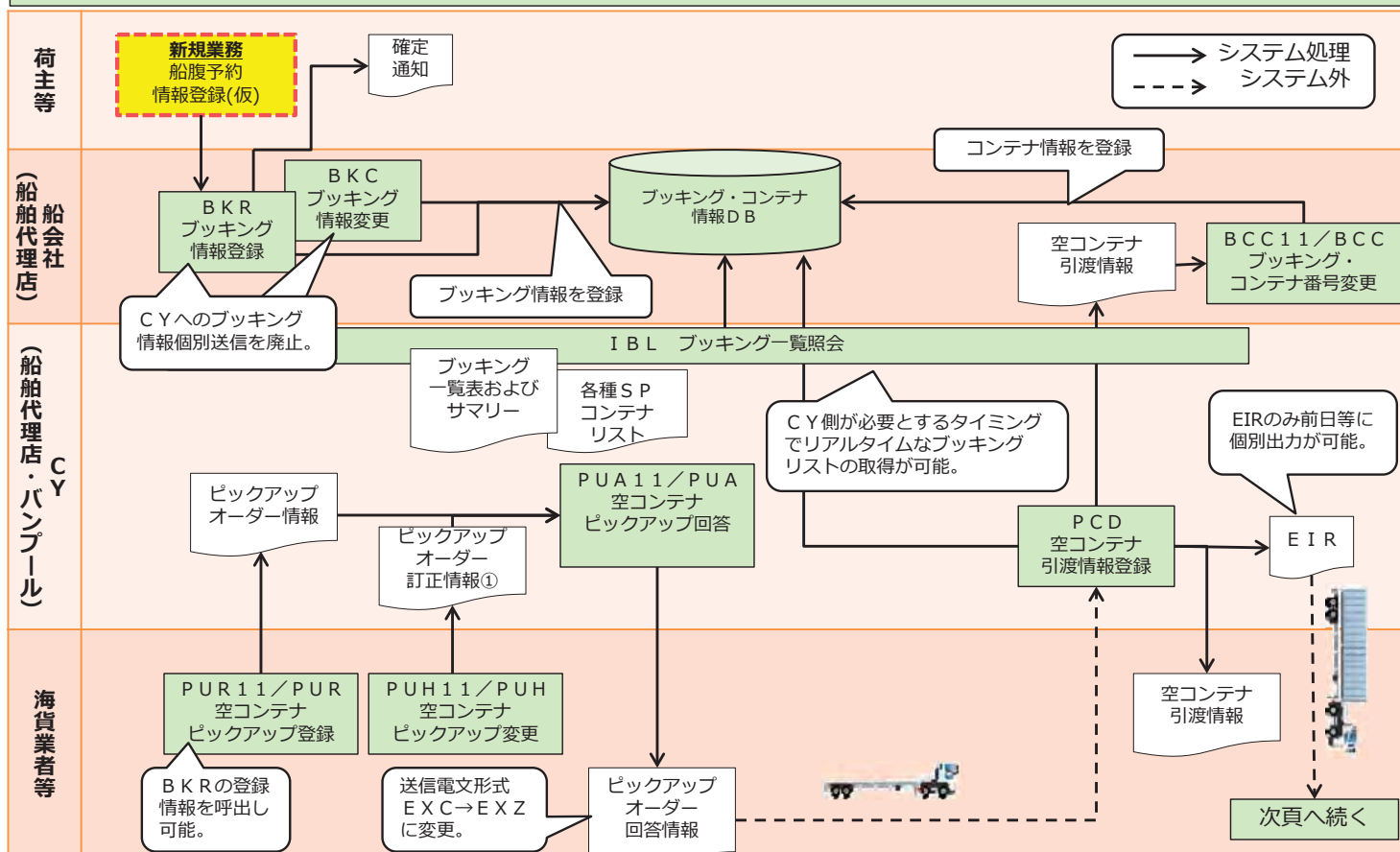
CY搬出入サブWGについては、平成26年8月から4回にわたって開催し、以下のとおり取り纏めを実施した。

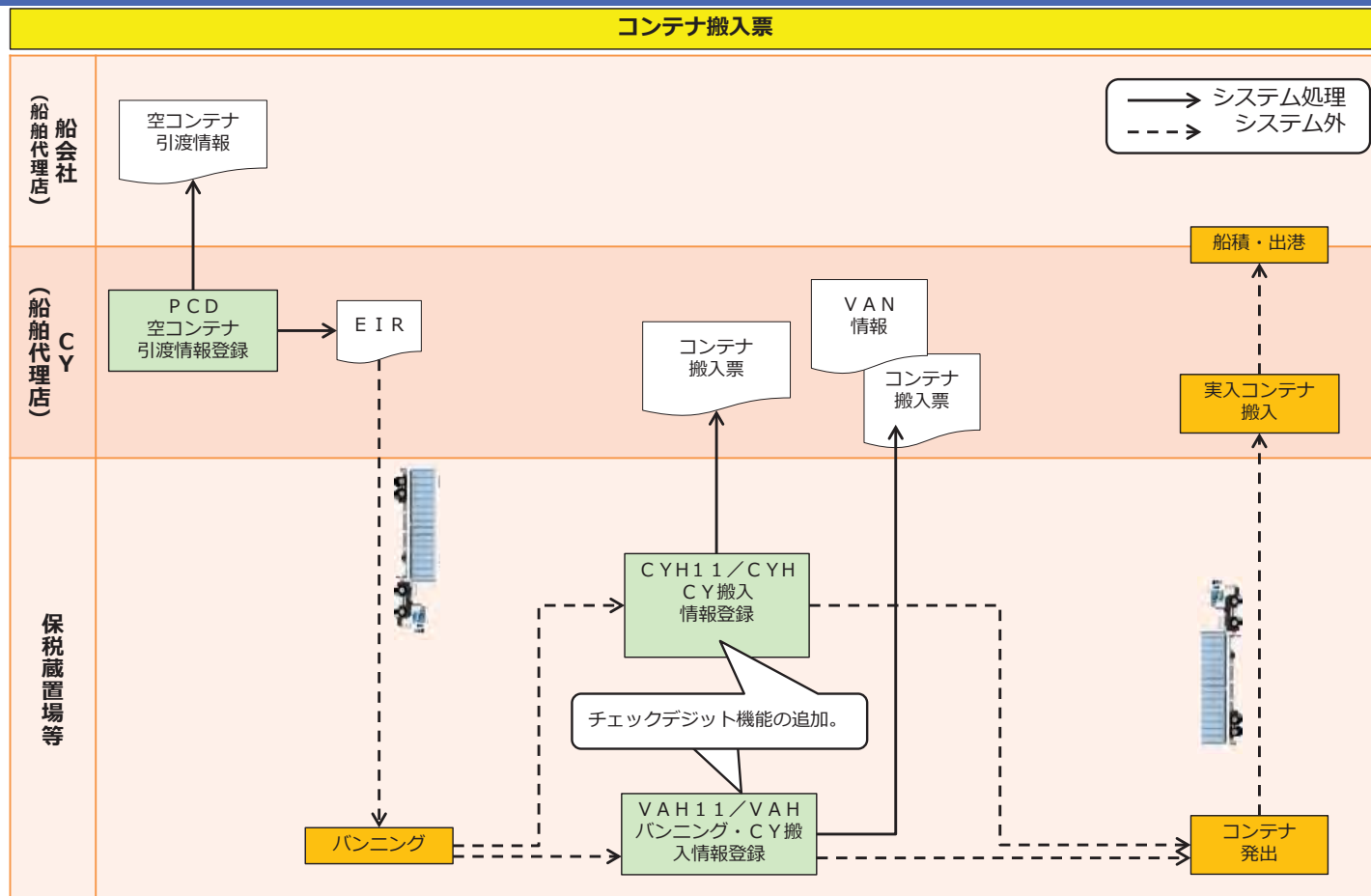
項番	項 目	内 容																								
1	主な検討課題	・ 現行 C Y 搬出入業務の業務フロー確認及び利用実態の再確認 ・ プログラム変更要望に対する対応の検討 ・ C Y 搬出入業務の関連業務として、危険物明細書のシステム化を検討																								
2	業務フローの確認 及び利用実態	・ 現行業務フローについては、基本的に問題は無いことが確認されたが、以下の点について改めて合意を行った。 ① 第6次N A C C Sにおいても、現行フローを踏襲することを原則とする。なお、入出力項目の見直しについては、多数の意見が提出されたが、C YのT O S改修等への影響を考慮し、必要最低限の見直しとする。 ② ブッキング情報のC Yへの個別送信を廃止し、I B L（ブッキング一覧照会）業務・B C C（ブッキング・コンテナ番号変更）業務の改善（又は新規業務）を行い、現行よりも利便性に優れた「本船単位でのブッキング情報の取得」を可能とする見直しを実施する。 ③ デマレージ等の決済を目的とした業務については、第6次N A C C Sでは廃止する。（下記3参照） ④ パンプル等における利用を目的としたWe b N A C C S業務については、廃止する。（下記4参照） ⑤ B K R（ブッキング情報登録）業務の先行業務として、荷主等による船会社等に対する船腹予約業務を新たにシステム化する方向で検討する。（下記6参照） ・ 第6次N A C C Sにおける見直し後の業務フローは、資料1を参照。																								
3	決済業務	・ 現行決済業務については、即時性が無いことが大きな課題となっており、この課題が解決されない限り、利用が進まない可能性がある。基本仕様提案以降、即時性を持つ決済機能について検討を進めてきたが、現時点では現行以上の決済機能を提供可能とすることは難しい状況にある。従って、現行決済機能のままで提供しても将来的に利用拡大が進むとは考えられないことから、第6次N A C C Sにおいては、決済業務の提供は廃止することとする。なお、決済機能の廃止により、以下のオンライン業務及び管理資料「電子決済入金予定データ」が廃止対象となる。 <table><thead><tr><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th><th>業務コード</th><th>業 務 名</th></tr></thead><tbody><tr><td>A C T</td><td>請求情報登録</td><td>A C T 1 1</td><td>請求情報登録呼出し</td><td>I A T</td><td>請求情報照会</td></tr><tr><td>I A I</td><td>請求情報一覧照会</td><td>P A S</td><td>支払選択登録</td><td>P A S 1 1</td><td>支払選択登録呼出し</td></tr><tr><td>I P S</td><td>電子決済情報照会</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	A C T	請求情報登録	A C T 1 1	請求情報登録呼出し	I A T	請求情報照会	I A I	請求情報一覧照会	P A S	支払選択登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P S	電子決済情報照会				
業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名	業務コード	業 務 名																					
A C T	請求情報登録	A C T 1 1	請求情報登録呼出し	I A T	請求情報照会																					
I A I	請求情報一覧照会	P A S	支払選択登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し																					
I P S	電子決済情報照会																									

項番	項 目	内 容																				
4	We b N A C C S 対象業務	C Y搬出入業務では以下の業務を対象としてWe b N A C C Sにより提供しているが、決済業務自体の廃止、また、利用実態を踏まえて、第6次N A C C SではWe b N A C C Sでの提供を廃止する。 <table><tr><th>業務 コード</th><th>業 務 名</th><th>業務 コード</th><th>業 務 名</th></tr><tr><td>P U L</td><td>空コンテナピックアップ一覧作成</td><td>P A S</td><td>支払選択登録</td></tr><tr><td>P C D</td><td>空コンテナ引渡情報登録</td><td>P A S 1 1</td><td>支払選択登録呼出し</td></tr><tr><td>I P U</td><td>ピックアップオーダー照会</td><td>I A T</td><td>請求情報照会</td></tr><tr><td>I P S</td><td>電子決済情報照会</td><td></td><td></td></tr></table>	業務 コード	業 務 名	業務 コード	業 務 名	P U L	空コンテナピックアップ一覧作成	P A S	支払選択登録	P C D	空コンテナ引渡情報登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I P U	ピックアップオーダー照会	I A T	請求情報照会	I P S	電子決済情報照会		
業務 コード	業 務 名	業務 コード	業 務 名																			
P U L	空コンテナピックアップ一覧作成	P A S	支払選択登録																			
P C D	空コンテナ引渡情報登録	P A S 1 1	支払選択登録呼出し																			
I P U	ピックアップオーダー照会	I A T	請求情報照会																			
I P S	電子決済情報照会																					
5	プログラム変更要望	プログラム変更要望に対する検討結果は資料2のとおり。																				
6	船腹予約業務 のシステム化	・B K R業務の先行業務である、荷主等から船会社等に対する船腹予約業務のシステム化について、WG委員から提案があり、同業務を新たにシステム化を行うことにより、 ① 船腹予約業務により入力された項目をB K R（ブッキング情報）業務に流用可能とすることにより、B K R業務の利便性が向上する ② 船会社等では独自に船腹予約を可能とするサービスを提供しているが、N A C C Sによる統一化（標準化）されることによって、事務処理の効率化が図れる 等のメリットがあることから、第6次N A C C Sにおいて、システム化を検討することとした。（資料3参照）（本件は継続検討）																				
7	危険物明細書 のシステム化	危険物明細書については、基本仕様においてシステム化を行うこととされており、C Y搬出入サブWGにおいて併せて検討を実施した。現時点では、資料4のとおり、業務実態の確認を終えているが、システム化にあたって危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定上問題が無いが国土交通省海事局に確認を行っている段階であり、同省との調整を踏まえた上で、引き続き詳細仕様の検討に着手する。（本件は継続検討）。																				

資料1-1. 次期における業務処理フロー（イメージ）

空コンテナピックアップ～貸出コンテナ番号の登録





項番	業務名	要望内容	検討事項	検討結果	実施可否
1	「ブックイング情報登録（BKR）」業務	入力項目の整理	・ブックイングリスト化に必要な事項を追加 ・コンテナ番号入力欄の追加 ・ブックイングリスト化に不要な項目の削除 ・船会社コード欄の入力条件の見直し ・記事欄の文字数の見直し（拡大） ・第3者通知先欄の追加	第6次NACCSにおいて、新たに船腹予約業務を新設する予定であり、当該業務との連携（予約に対する回答業務とする）を踏まえた上で、必要な項目の見直しを実施する。 なお、現在、個別にCYに送信する機能については、個別よりも船舶単位に一覧で入手できる形が望ましいとする要望が強いことから、同機能は廃止する。	継続検討
2		ブックイング情報の再登録	・ブックイング情報の削除を行った場合の処理の見直し		
3	「ブックイング情報変更（BKC）」業務	変更箇所の確認	・変更時の通知内容および方法の見直し	BKR同様、船積CYに対する個別通知電文は廃止する。	
4		入力項目の整理	・ブックイングリスト化に必要な事項を追加 ・コンテナ番号入力欄の追加 ・ブックイングリスト化に不要な項目の削除 ・船会社コード欄の入力条件の見直し ・記事欄の文字数の見直し（拡大） ・第3者通知先欄の追加	第6次NACCSにおいて、新たに船腹予約業務を新設する予定であり、当該業務との連携を踏まえた上で、必要な項目の見直しを実施する。	
5	「空コンテナピックアップ登録（PUR）」業務	入力項目の整理	・ピックアップオーダーに不要な項目の削除 ・バンニング場所入力欄の追加 ・第3者通知先欄の追加 ・日本語入力欄の検討 ・項目チェックの見直し（TS時の船卸港等）	PUR業務に関する項目変更要望については、CYのTOS改修等への影響が大きいことから、項目の削除は実施しない。ただし、湿度、通知先の2項目については、追加する予定とする。	○ （一部）
6		ブックイング番号での管理・後続業務の実施	・P/U番号払い出し体系の見直し	後続業務への影響が大きいため対応は見送り。	×
7		チェック機能の見直し		入力項目の整理と併せて見直しする。	○
8	「空コンテナピックアップ回答（PUA）」業務	入力項目の整理	・記事欄の文字数の見直し（拡大） ・搬入予定先欄のコード入力項目以外に自由入力欄の追加 ・訂正識別欄の削除	PUR業務の入力項目に合わせた形で変更を実施する。	○
9		「空コンテナ搬出確認情報（SAT0890）」等をEXC型からEXZ型電文に変更	・送信電文形式の変更（EXC型→EXZ型）	実務における利便性向上に繋がることから対応。	○

資料2-2. プログラム変更要望に係る検討結果

第11回WG資料

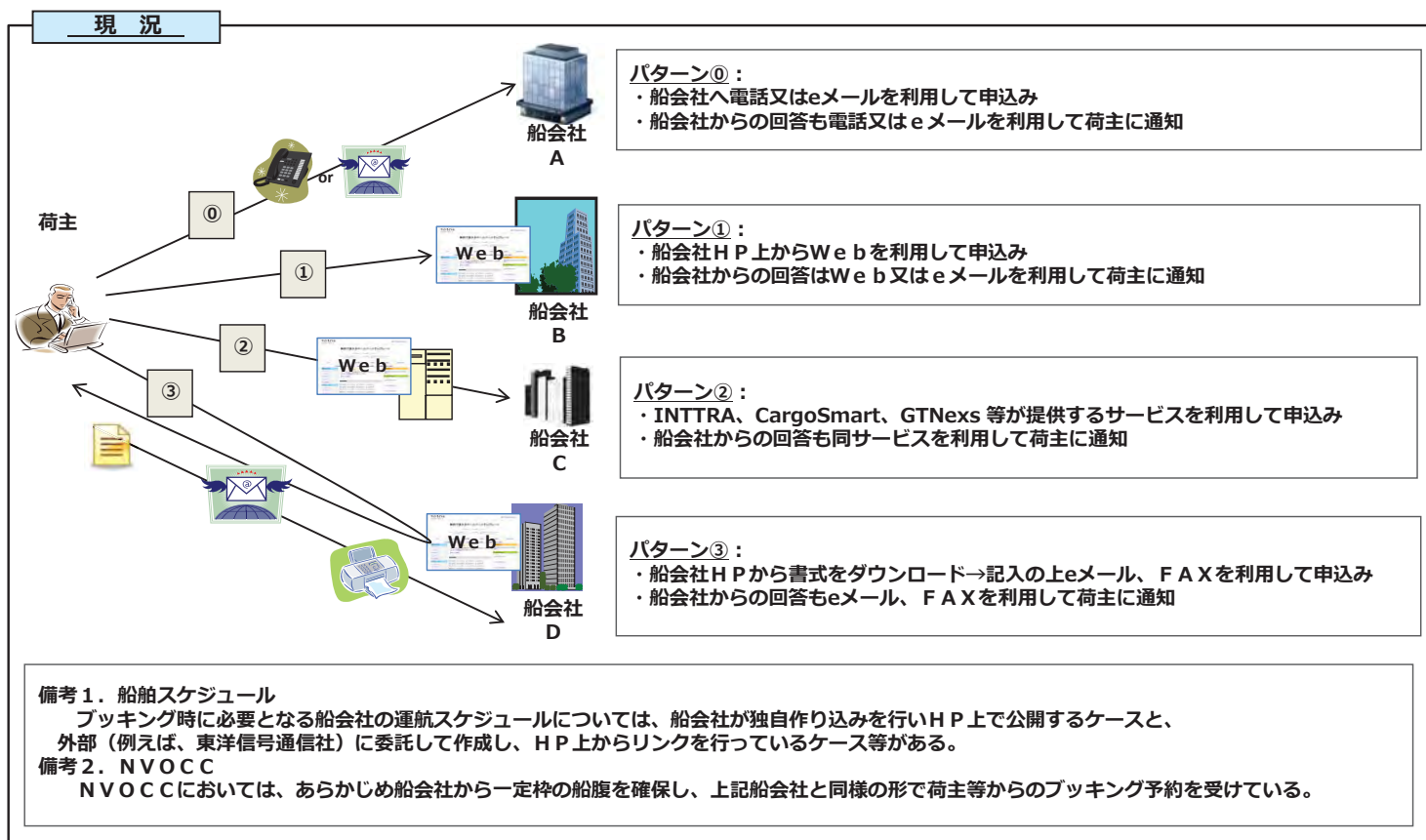
項番	業務名	要望内容	検討事項	検討結果	実施可否
10	「空コンテナピックアップ回答（PUH）」業務	「空コンテナピックアップ回答（PUA）」業務後における入力可能化	・業務フローの見直し ・変更時の通知内容および方法の見直し	PUA後の訂正は業務処理において混乱を来すことから実施しない。	×
11	「空コンテナ引渡情報登録（PCD）」業務	「空コンテナピックアップ回答（PUA）」業務を実施せずに当該業務の実施可能化	・業務フローの見直し	PUAを実施せずにPCDを可能化させることは、システム仕様のコンセプトに反することから実施しない。	×
12		入力項目の整理	・入力項目の見直し（シールNo入力欄の追加） ・第3者通知先欄の追加 ・EIRのテンプレートの見直し（コンテナ図の追加）	地方港においては空コンテナ搬出前にコンテナ番号とシールNoを確定している運用を行っていることからシールNo入力欄の追加は任意項目として追加する。 第3者通知先欄の追加及びEIRのテンプレートにコンテナの図を追加可能とするプログラム変更は実施しない。	○（一部）
		引渡日時の未来日入力可能化	・EIRを事前に発行可能とする。	地方港においては空コンテナ搬出前日までにEIRを準備する運用があることから、対応する。	○
13		シール番号の文字サイズの拡大化	・印字サイズの変更（部分指定）	一部からの要望であり、プログラム変更は実施しない。	×
14					
15	「ブッキング一覧照会（IBL）」業務	照会種別G～Jの項目抽出条件の変更	・帳票出力項目および帳票レイアウトの見直し ＜参考：各帳票タイトル＞ 【種別G】 ・BOOKING CONTAINER SUMMARY LIST 【種別H】 ・REEFER CARGO LIST 【種別I】 ・OVERSIZE CARGO LIST 【種別J】 ・DANGEROUS CARGO LIST	必要項目に合わせた抽出項目およびレイアウトを検討する。	○

資料2-3. プログラム変更要望に係る検討結果

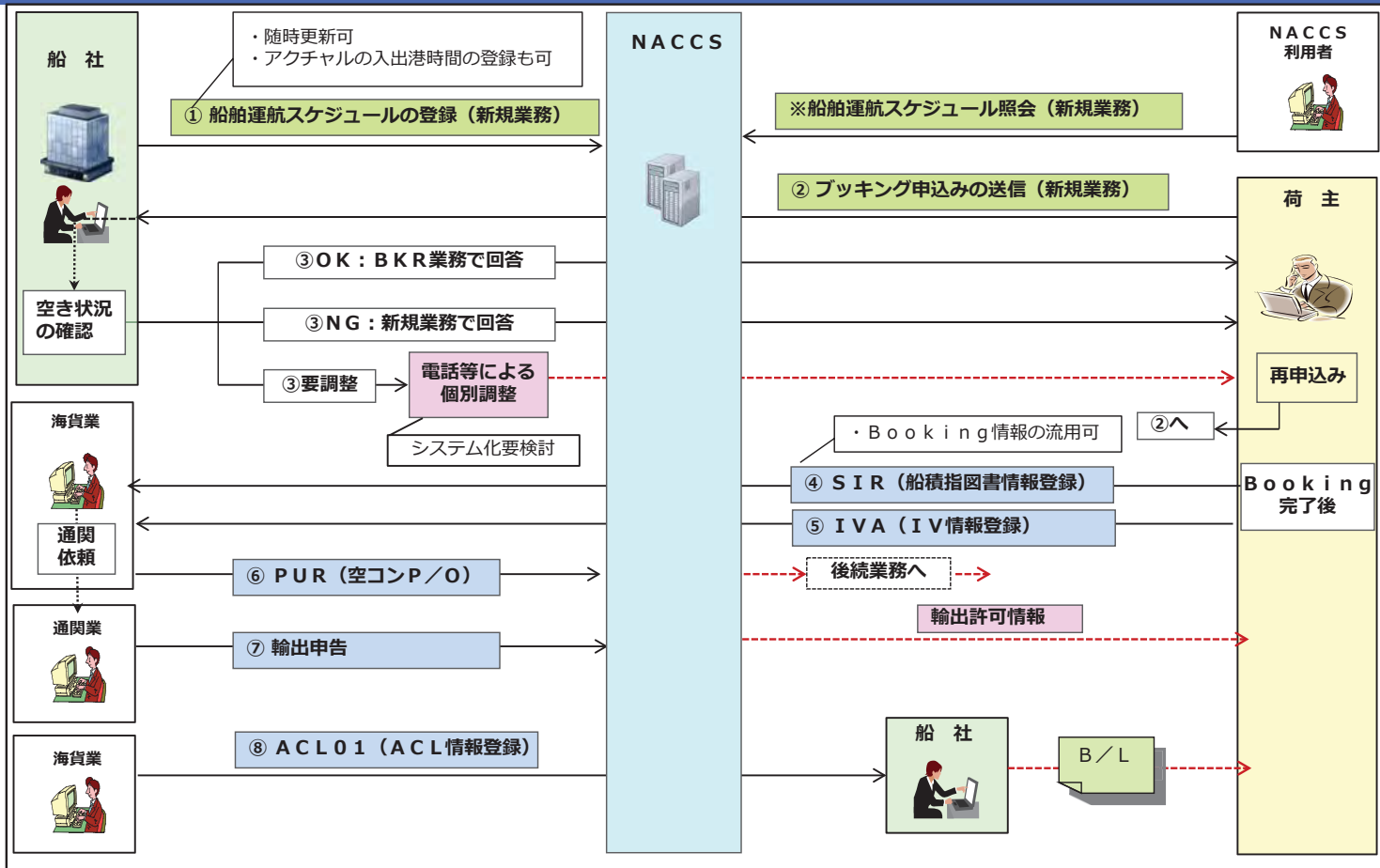
第11回WG資料

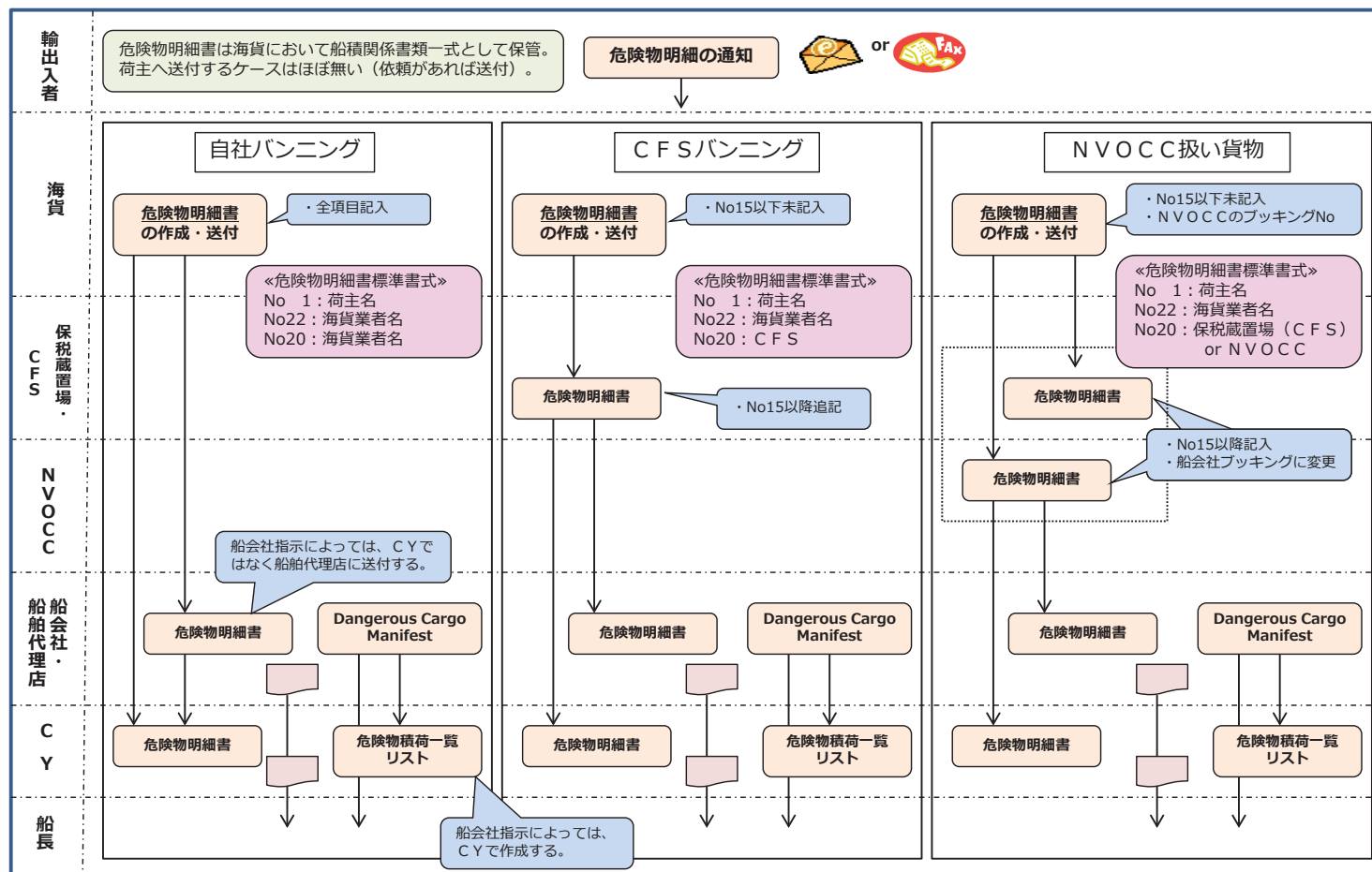
項番	業務名	要望内容	検討事項	検討結果	実施可否
16	「ピックアップオーダー照会（IPU）」業務	IPU繰り返し部のコンテナ情報欄にPCDで入力した「コンテナ自重」「シール番号」を表示するようにしてほしい。	・抽出項目の見直し	必ずしも必要とされる項目ではないことから、実施しない。	×
17	「空コンテナピックアップ一覧作成（PUL）」業務	PCDで引渡後のピックアップ一覧照会可能化	・抽出項目見直し	開発規模が大きいため実施しない。	×
18	「CY搬入票情報登録（CYH）」業務および「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務	入力項目の整理	・入力項目の見直し ・呼び出しDBの見直し	具体的な要望が無いため検討しない。	×
19		「CY搬入確認登録（CYA）」業務後にも当該業務を実施できるようにしてほしい（VAHも含む）	コンテナ情報DBチェックの見直し（CYA実施の要否チェックの削除）	コンテナ搬入票はコンテナ到着時、またはコンテナ到着前に必要となるものであるが、当該仕様は到着後の提出を想定しており本来のコンセプトと異なる仕様となることから実施しない。	×
20		チェックデジット機能の追加	・コンテナ番号に対するチェックデジット機能の追加	他の業務と同様、機能追加を実施する。	○
21		総重量値の自動計算化	・入力項目の見直し	自動計算化を行うことにより利便性が向上することから、対応する。	○
22	新規業務	PURで受信した複数のオーダー情報を一括で転送可能とする業務の追加	・船会社によってはCYもしくはバンブールに対し手個別にピックアップオーダーを受付けず、船会社もしくは船舶代理店が一手に受付をしてCYもしくはバンブールに一括転送をしているケースがある。	例外的な処理であることから、実施しない。	×
23		バンニング情報登録（輸出管理番号単位）呼出し（VAE11）」業務でブッキング番号またはピックアップオーダー番号をキーとした呼出機能の追加	・ブッキング番号に登録されているコンテナ番号を呼出し・補完してVAEの画面に展開する新規業務を検討。	システム的に対応は困難なため、実施しない。	×

船腹予約業務の現状は、以下のとおりとなっている。



資料3-2. 船腹予約業務システム化の業務処理イメージ





危険物明細書標準書式及び輸送文書記載要領（第7版）より引用 フォーム上段 項目1～13

危険物明細書 DECLARATION OF DANGEROUS GOODS FOR MULTIMODAL TRANSPORT		コンテナ危険物明細書 DECLARATION OF DANGEROUS GOODS IN CONTAINER & CONTAINER PACKING CERTIFICATE FOR MULTIMODAL TRANSPORT	
MESSRS. <u>(記載例)</u> JAST LINE 御中		Date.(日付) <u>1st-Apr-2014</u>	
This form meets the requirements of SOLAS 74, chapter VII, regulation 4: MARPOL 73/78, Annex III, regulation 4 and the IMDG Code, chapter 5.4.			
荷送人の氏名又は名称及び住所: Shipper/Consignor/Sender ABC Chemical. CO.LTD 8-14 Hacchoubori, Chuo-ku Tokyo 104-0032 TEL: 03-XXXX-XXXX		1 運送書類番号 (ブッキング番号): Transport document No. (Booking No.) ABCD9999999	
		Page 1 of 3 荷送人照合番号: Shipper's reference number(s) ABC-CHO1234	
		1 pages 貨物運送業者照合番号: Freight forwarder's reference number(s) FWD_ER0001	
荷受人の氏名又は名称及び住所: Consignee XYZ Express. CO. LTD 5th floor, 1276 California avenue, Denver, CO TEL: 1-XXX-XXX-XXXX		6 運送人(船舶の運行会社名): Carrier/運送人が記入(to be completed by the carrier) JAST LINE Co.,Ltd	
以下の危険物の分類、容器・包装、標札及び表示は「危険物船舶運送及び貯蔵規則」等関係法令に 応じ、かつ、全ての面において運送に適した状態であることを証明します。 SHIPPER'S DECLARATION (I hereby declare that the contents of this consignment are fully and accurately described by the proper shipping name, and are classified, packaged, marked and labelled/ placarded and are in all respects in proper condition for transport according to the applicable international and national governmental regulations. This shipment is within the limitations prescribed for: (Delete non-applicable) PASSENGER AND CARGO AIRCRAFT / CARGO AIR CRAFT ONLY 船名、航海番号及び船積予定日: Vessel / Flight No. / Voy.No.and date JAST OCEAN Voy.011E		署名人の氏名、職名、所属: Name/status company/organization of signatory Taro Yamada 署名の場所及び日付: Place and date Sagami-hara Kanagawa, 1st-Apr-2014 荷送人の署名: Signature on behalf of shipper 	
8 積積港: Port/place of loading Tokyo, JP		10 防火処置、保護具、応急医療措置: Prevention Measures, Protection equipment, EmS code, Medical First Aid or IMO MFAG. F-E, S-D See IMO MFAG	
12 陸揚港: Port/place of discharge Long Beach, US		11 緊急時連絡先: Emergency contact (国番号を含む電話番号) ABC Chemical.CO.LTD TEL: 011-81-3-XXXX-XXXX (米国向けは24時間接続可能な番号)	
13 仕向地: Destination Denver, US		特記事項: Additional handling information (EmS, MFAG以外に必要な非常時の措置がある場合は、具体的に 英文で記載する。)	

危険物明細書標準書式及び輸送文書記載要領（第7版）より引用 フォーム下段 項目14～21

荷印及び番号: Shipping marks & number(s)	*危険物の明細: *Dangerous goods description: The basic description shall be shown in order to UN number, proper shipping name, hazard class, compatibility group (for Class 1), subsidiary hazard class where assigned and packing group (where assigned). 基本記載事項は、国連番号、品名、等級、火薬類にあつては等級及び隔離区分、副次危険性等級(該当する場合)及び容器等級(該当する場合)の順に記載されなければならない。		容器、包装の種類及び個数、総質量又は容量(容積) : Number and kind of packages. Gross mass(kg) Net mass(kg) Cube(m3)	14					
No mark	UN NUMBER (国連番号)	UN 1992	200 BOXES (4G) 1720 L ※ 1720KG(NET) ※ 2120 KG (GROSS) ※ ※「総質量又は容量(容積)」については、一般的に固体の危険物の場合は質量を記載し、液体/気体の危険物の場合は容量を記載する。 火薬類の場合、正味火薬量(Net Explosive Mass)を記載する。放射性物質等の場合、正味質量及び総質量を記載する。						
	PROPER SHIPPING NAME (品名)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N.O.S. (acetone and phenol)							
	CLASS(等級)/SUBSIDIARY HAZARD CLASS(副次危険性等級)	CLASS 3 (6.1)							
	PACKING GROUP (容器等級)	III							
	ADDITIONAL DESCRIPTION such as "FLASH POINT", "MARINE POLLUTANT" etc. (引火点、海洋汚染性物質その他必要記載事項)	FLASH POINT (25 °C c.c.) LIMITED QUANTITY MARINE POLLUTANT							
コンテナ番号: Container No. XXFU1234567	15	シール番号: Seal No. 00062893	16	輸送ユニットの種類: Container/ vehicle size & type 20DF	17	輸送ユニット質量: Tare mass(kg) 2300 KG	18	総質量: Total gross (Including tare)(kg) 4420 KG	19
上記危険物のコンテナ車両への取付方法及び表示は「危険物輸送方法及び取付規則」に適合し、かつ全ての面において適正に施した状態であることを証明します。 I hereby declare that the goods described above have been packed/loaded into the container / vehicle identified above in accordance with the applicable provisions. ** CONTAINER / VEHICLE PACKING CERTIFICATE MUST BE COMPLETED AND SIGNED FOR ALL CONTAINER/VEHICLE LOADS BY PERSON RESPONSIBLE FOR PACKING / LOADING 署名人の所属会社名: Name of company ABC Chemical. CO.LTD 署名人の氏名・職名: Name /status of declarant Taro Yamada 署名の場所及び日付: Place and date 1st-Apr-2014 / Sagamihara Kanagawa 荷送人又はコンテナ収納責任者の署名: Signature of declarant (CY受 - 荷送人サイン) (CFS受 - 船 社サイン)		20		RECEIVING ORGANISATION RECEIPT Received the above number of packages / containers / trailers in apparent good order and condition, unless stated hereon: RECEIVING ORGANISATION REMARKS: Haulier's name Vehicle reg.No. Signature and date DRIVER'S SIGNATURE		21		* 危険物 (Dangerous goods description): 国連番号、品名(商品名不可)、等級、火薬類にあつては等級及び隔離区分、副次危険性等級、容器等級、引火点、管理温度及び非常温度、その他必要な事項を記載すること。 * You must specify: UN No., Proper Shipping Name, hazard class, packing group (where assigned), division No(for Class 1), subsidiary hazard class (where assigned), marine pollutant and observe the mandatory requirements under applicable national and International governmental regulations. For the purposes of the IMDG Code see Chapter 5.4.1.4. ** For the purposes of the IMDG Code, see Chapter 5.4.2.	

資料 4 - 4. 危険物船舶運送及び貯蔵規則（抜粋）

危険物船舶運送及び貯蔵規則

(危険物明細書)

第十七条 危険物の荷送人は、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定によりコンテナ危険物明細書又は自動車等危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。次条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
- 二 荷受人の氏名又は名称及び住所
- 三 危険物明細書を作成し、又は船舶所有者若しくは船長に提出した年月日
- 四 危険物の国連番号、品名、等級、隔離区分、副次危険性等級及び容器等級
- 五 個数及び質量又は容積
- 六 その他告示で定める事項

2 前項の危険物明細書の記載については、次に掲げるところによるものとする。

- 一 船舶所有者又は船長が理解する言語により記載すること。
- 二 前項第四号に掲げる事項は、同号に規定する順序に従つて記載すること。
- 三 前項第四号に掲げる事項のうち、危険物の国連番号及び等級は、それぞれ「UN」及び「C l a s s」（火薬類にあつては「D i v i s i o n」）の文字に続けて記載すること。

3 （略）

4 危険物の荷送人は、第一項の規定により危険物明細書を提出したときは、当該危険物明細書の写しを三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

5 危険物を他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

6 船舶所有者又は船長は、第一項の規定により危険物明細書の提出を受けたとき又は前項の規定により危険物明細書の交付を受けたときは、当該危険物明細書又はその写しを三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

- 第十八条** 荷送人は、前条第一項の規定による危険物明細書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、船舶所有者又は船長の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項（以下「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより通知することができる。この場合において、当該荷送人は、当該危険物明細書を提出したものとみなす。
- 一 電子情報処理組織（荷送人の使用に係る電子計算機と船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三項第一号において同じ。）を利用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 荷送人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機に記載事項を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の閲覧に供し、当該船舶所有者又は当該船長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、船舶所有者又は船長がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 荷送人は、第一項の規定により記載事項を通知しようとするときは、あらかじめ、船舶所有者又は船長に対し、その用いる第一項に掲げる方法及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は次に掲げる方法による承諾を得なければならない。
- 一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
- イ 船舶所有者又は船長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて荷送人の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 荷送人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に掲げる方法及びファイルへの記録の方式を電気通信回線を通じて船舶所有者又は船長の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 第一項第二号に掲げる方法
- 4 前項の規定による承諾を得た荷送人は、当該船舶所有者又は当該船長から書面又は前項に掲げる方法により第一項に掲げる方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該船舶所有者又は当該船長に対し、記載事項の通知を第一項に掲げる方法によつてしてはならない。ただし、当該船舶所有者又は当該船長が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 5 荷送人は、第一項の規定により記載事項を通知したときは、当該記載事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前条第五項の規定により危険物明細書を交付する場合について準用する。
- 7 船舶所有者又は船長は、第一項の規定により記載事項の通知を受けたとき又は前項において準用する前条第五項の規定により記載事項の通知を受けたときは、当該記載事項を記録した電磁的記録を三月間保管しなければならない。ただし、本邦各港間において危険物を運送する場合には、この限りでない。

【参考1】CY搬出入関連業務の概要

◆ CY搬出入関連業務とは

港湾における国際物流業務の一層の効率化に寄与するため、コンテナのCY搬出入業務（搬出入伝票の情報化等）のうち、輸出における空コンテナピックアップオーダー業務等を新たにシステム化し、「CY搬出入関連業務」として平成23年6月からサービスを提供している。なお、本業務の利用推進については国土交通省も積極的に取り組んでおり、**平成25年6月に閣議決定した総合物流施策大綱（2013-2017）および総合物流施策推進プログラム（平成25年9月策定）^{※1}では、物流効率化に資する国の施策として、このサービスの利用促進を位置付けている。**

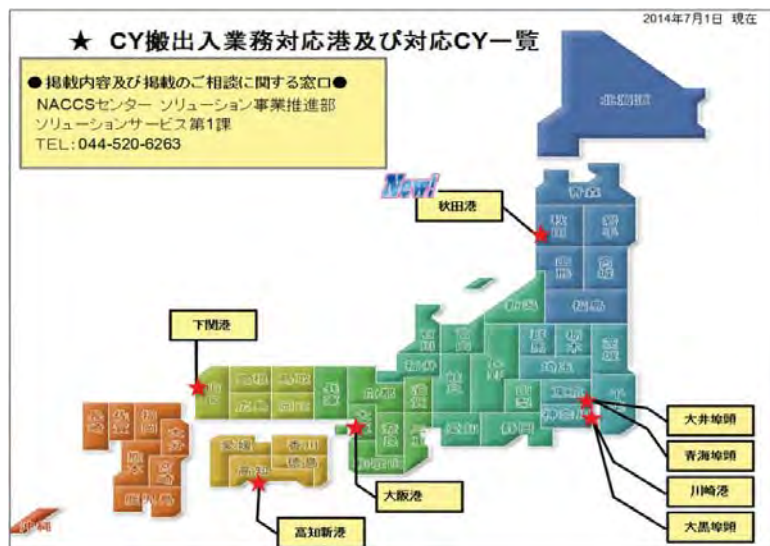
※1 総合物流施策推進プログラム（抜粋）

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組
- (2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等
- 2) コンテナターミナル周辺の課題に対する取組
- ア) コンテナターミナルのゲート前渋滞解消
- ③ **NACCSを活用したコンテナ搬出入手続きの電子化の普及促進**
- 4) 貨物情報の充実・活用促進
- イ) **NACCSを活用したコンテナ搬出入手続きの電子化の普及促進**

現在、コンテナヤード（CY）搬出入関連業務については、事前の事業者間の手続きがそれぞれ異なる通信手段・書式により行われており、また、ゲート等における手続きが電子化されていないため、事務処理の煩雑化を招いているところである。
このため、NACCSを活用したCY搬出入手続きの電子化の普及を図り、事務処理の効率化及び迅速化を図る。〔国土交通省〕

◆ システムの概要

①船会社によるブッキング情報の登録	船会社が、NACCSを利用して標準フォーマットによるブッキング情報の送受信を可能とする。
②空コンテナのピックアップオーダー	輸出における空コンテナのピックアップオーダー業務を可能とする。（①のブッキング情報を利用することが可能）
③コンテナヤードへの搬入手続き書類である「搬入票」の作成業務	コンテナをCYへ搬入する際の情報を登録することによって、「搬入票」の作成及び搬入情報をCYに送信することを可能とする。
④デマレージ等の支払いに関する電子決済業務	CYが海貨業者又は荷主等に対して請求を行うデマレージ等の支払いについて、NACCSを通じて決済することを可能とする。



NACCS掲示板より抜粋（平成26年8月22日現在）

注) ブッキング情報の登録を行っている船会社は以下の5社であるが、CYの対応状況によりブッキング情報利用の可否が異なる。
詳細は次ページの「各CY対応船会社および業務一覧」を参照。

1. 川崎汽船株式会社 (K-LINE)
2. 日本郵船株式会社 (NYK)
3. 株式会社商船三井 (MOL)
4. 株式会社韓進海運 (HANJIN)
5. オリエントオーバーシーズコンテナラインリミテッド (OOCL)

【京浜港】・・・5ターミナル

<大井埠頭>

大井1/2号 ダイソーコーポレーション

大井6/7号 日本郵船東京コンテナターミナル

<青海埠頭>

青海A-3 三井倉庫株式会社

<川崎港>

川崎港コンテナターミナル

<大黒埠頭>

大黒C-4 日本郵船横浜コンテナターミナル

【阪神港】・・・3ターミナル

<大阪港>

南港コンテナターミナル C-1 (株式会社辰巳商會)

南港ターミナル C-2/4 (株式会社辰巳商會)

夢洲コンテナターミナル C-11 (株式会社辰巳商會)

【地方港】・・・3ターミナル

<秋田港>

秋田コンテナターミナルカンパニー

<下関港>

下関海陸運送株式会社岬之町コンテナヤード

<高知新港>

高知港運株式会社 高知新港ターミナル

【参考3】各CYにおける対応可能船会社等

【京浜港】

CY	対応船会社	対応業務						
		BKR	PUR11	PUR	PUH (PUR11 含む)	PUA	PCD	VAH (CYH 含む)
大井1/2号 ダイソーコー ポレーション	SITC	×	×	○	×	○	×	×
	NINBO OCEAN SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
大井6/7号 日本郵船東京 コンテナター ミナル	NYK (日本郵船)	○	○	○	×	○	○	×
青海A-3 三井倉庫株式 会社	HANJIN (韓進海運)	○	○	○	×	×	×	×
	SITC	×	×	○	×	×	×	×
	GOTO (共同海運)	×	×	○	×	×	×	×
川崎港コンテ ナターミナル	NYK (日本郵船)	○	○	○	×	○	×	×
	WAN HAI LINES	×	×	○	×	×	×	×
	NAMSUNG (南星海運)	×	×	○	×	○	×	×
大黒C-4 日本郵船横浜 コンテナター ミナル	NYK (日本郵船)	○	○	○	×	○	○	×

【阪神港】

CY	対応船会社	対応業務						
		BKR	PUR11	PUR	PUH (PUH11 含む)	PUA	PCD	VAH (CYH 含む)
南港CT C-1	HANJIN (韓進海運)	○	×	○	×	○	×	×
	SINOTRANS	×	×	○	×	○	×	×
南港 ターミナル C-2/4	CHINA SHIPPING (中海コンテナ)	×	×	○	×	○	×	×
	COMPANIA CHILENA DE NAVEGACION	×	×	○	×	○	×	×
	DONG YOUNG SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
	HAMBURG SUEDE	×	×	○	×	○	×	×
	KMTC LINE (高麗海運)	×	×	○	×	○	×	×
	NAMSUNG (南星海運)	×	×	○	×	○	×	×
	PAN CONTINENTAL SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
	PAN OCEAN	×	×	○	×	○	×	×
	SHANGHAI PUHAI SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
	SINOKOR (長錦商船)	×	×	○	×	○	×	×
	TAI YOUNG SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
	ZIM INTEGRATED SHIPPING	×	×	○	×	○	×	×
夢洲CT C-11	EVERGREEN LINE (EMC)	×	×	○	×	○	×	×

【その他港】

CY	対応船会社	対応業務						
		BKR	PUR11	PUR	PUH (PUH11 含む)	PUA	PCD	VAH (CYH 含む)
<秋田港> 秋田コンテナ ターミナルカ ンパニー	KMTC LINE (高麗海運)	×	×	○	○	×	×	×
	NAMSUNG (南星海運)	×	×	○	○	×	×	×
	HEUNG-A SHIPPING (興亜海運)	×	×	○	○	×	×	×
	SINOKOR (長錦商船)	×	×	○	○	×	×	×
<下関港> 下関海陸運送 株式会社 岬之町コンテ ナヤード	SINOKOR (長錦商船)	×	×	×	×	×	×	○
<高知港> 高知港運株式 会社 高知新港ター ミナル	GOTO (共同海運)	×	×	×	×	×	×	○
	HEUNG-A SHIPPING (興亜海運)	×	×	×	×	×	×	○
	SINOKOR (長錦商船)	×	×	×	×	×	×	○
	PAN OCEAN	×	×	×	×	×	×	○
	HYUNDAI (現代商船)	×	×	×	×	×	×	○
	HANJIN (韓進海運)	×	×	×	×	×	×	○
	APL (American President Lines)	×	×	×	×	×	×	○

1. 港湾統計作成データの提供方法の変更について

NACCSが配信している「港湾統計作成用データ」の提供方法について、第6次NACCSからは港湾管理者への直接配信に変更し、併せてデータの精度向上等の可能性について検討を行う。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	港湾統計作成用データの提供方法等の変更	
2. 現行仕様	- 船会社・船舶代理店がNACCSへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。 - 上記管理資料は、関係者の同意を得たうえで、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供を行っている。	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	① WAVE経由による提供を廃止することにより、NACCSと個別に接続する外部システムの対象が減少することとなり、運用・管理に要する経費の負担軽減、また、システム的にもリスク低減に繋がることとなる。 ② 管理資料情報（港湾統計作成用データ）について、港湾管理者から収集条件等の一部見直しについて要望がある。	
4. 次期仕様	① 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。 ② 管理資料情報（港湾統計作成用データ）の収集条件等について検討を行い、データの精度向上の可能性について検討を行う。	
5. その他	現行対象港以外の港湾における利用についても検討する。	

V-9. サブWG検討結果5：港湾統計

1 港湾管理者への直接配信

現在、管理資料情報（港湾統計作成用データ）については、WAVE経由で港湾管理者へ配信を行っている。WAVEは、配信データを各港毎に分け、暗号化などのセキュリティ対策を講じ、各港湾管理者にメールでデータ送信を行っている。



港湾管理資料情報について、WAVE経由ではなく港湾管理者に対し直接配信を可能とする。（港湾管理者は、平成20年10月からNACCS（港湾SS）利用者となっている。）

2 NACCSデータの無条件配信

積荷情報等を基に加工した管理資料を港湾調査に利用することについては、船会社等による同意書の提出を必須としている。



船会社や船舶代理店等報告義務者が提出している同意書については、NACCS利用契約時に同意の意志を確認する等の手段によって提出不要とすることを検討する。

3 NACCSデータの精度の向上

港湾管理者は、NACCSから提供された情報を基に集計作業を行っているが、一部不足項目があるため、関係者から追加の情報提供を受けたうえで集計作業を実施している。

- ➡ 提供データに係る精度の問題は、港湾調査上では必要となっている項目（容積や最初・最終港／仕出・仕向港など）が NACCS上は、任意項目等となっていることや統一した定義がないことに起因していると考えられるが、これらの対応について検討を行う。
- <具体例>
- ・マニフェストでチェックするとマニュアル入力と思われる実入りコンテナが空コンテナとなっている。
 - ・コンテナ管理者の空白が多い
 - ・空コンテナの個数は、NACCSでは一部しか申告されていない。
 - ・NACCSの貨物量集計と報告者からの貨物量集計とを比較すると、2割程度NACCSの貨物量が少ない。等

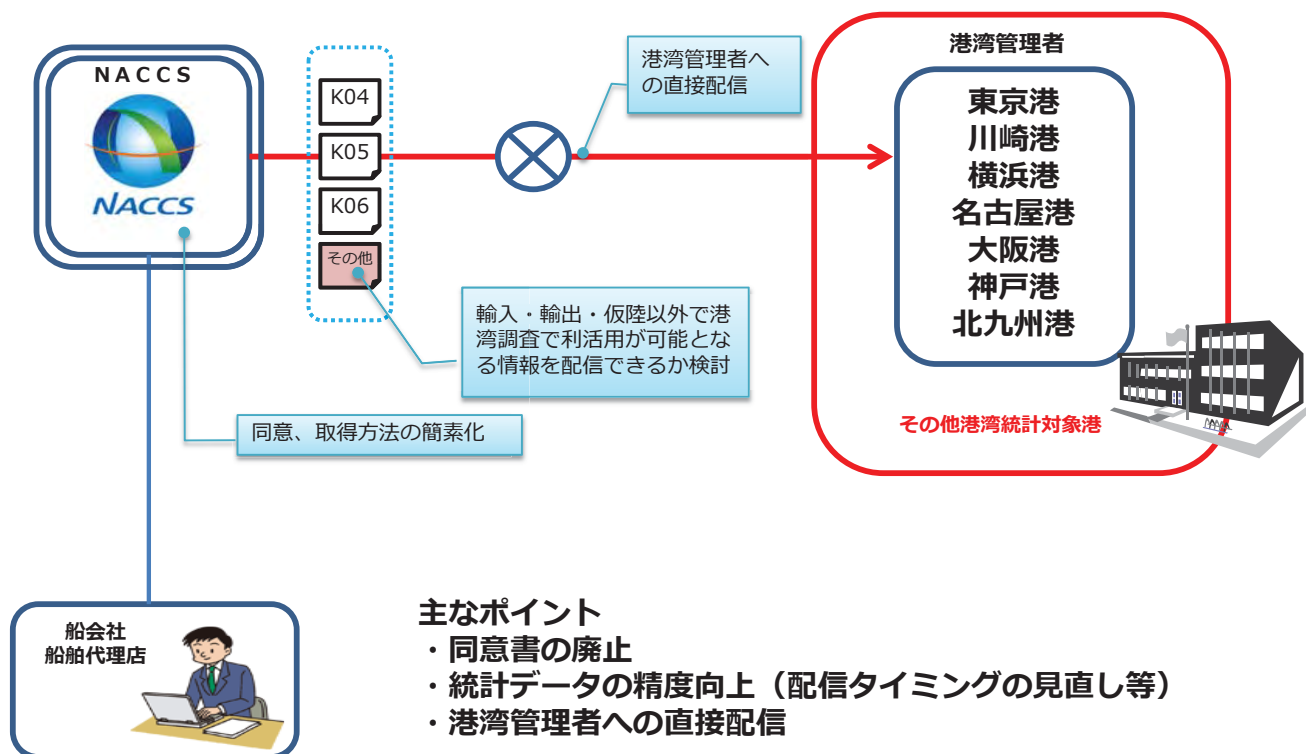
4 配信対象以外への配信

管理資料情報については、7港湾（東京都・川崎市・横浜市・名古屋・大阪市・神戸市・北九州市）のみの利用となっている。

- ➡ NACCSから港湾管理者への直接配信が可能となることから、NACCSに参加している他の港湾管理者への利用についても検討を行う。

V-9. サブWG検討結果5：港湾統計

次期港湾統計配信イメージ図



2. 港湾統計作成データの問題点の意見及び第6次NACCSの方針について

港湾統計サブWGにて、港湾管理者等から指摘のあった以下の問題点について検討を行った。

- ・問題点 1：実入りコンテナが空コンテナとして配信
- ・問題点 2：コンテナ管理者の空白が多い
- ・問題点 3：実入りコンテナの容積トン(m³)が未入力
- ・問題点 4：配信漏れデータ
- ・問題点 5：空コンテナの漏れ
- ・問題点 6：港情報の漏れ
- ・問題点 7：貨物量の桁ずれ
- ・問題点 8：品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ
- ・問題点10：同意書の入手
- ・サブWG意見：内航船のF E E D E R輸送について

※問題点9については、港湾管理者から取り下げ依頼があったため削除とした。

V-9. サブWG検討結果5：港湾統計

問題点1 実入りコンテナが空コンテナとして配信

▶ 問題の背景

「CY搬入情報訂正(CYC)」業務において「マニュアル輸出許可済貨物」で登録されたコンテナは貨物情報とリンクしていないため情報が収集できない。

▶ 改善に向けた提案

- 案1：CYC業務に貨物個数・重量・容積に加えて品名、代表品目も追加するなどの対処
 案2：CYC業務の「マニュアル輸出許可済貨物」機能を廃止し、実入りコンテナの場合は、
 「システム外搬入確認(輸出許可済)(BIE)」業務等による貨物情報の登録及び
 「バンニング情報登録(コンテナ単位)(VAN)」業務等の登録を必須とする対処

▶ サブWG委員の意見

- ・CY 船舶代理店
現状を考えると、案1、2ともに対応が難しい。
- ・港湾管理者
実態として211,589件中3件が空コンテナとして配信されている。
利用者への影響を考えると、現状出ている提案では改善は難しいため、現状通りの配信で致し方ないとする。

▶ 第6次NACCSにおける方針

利用者への影響が大きく、システム対処は難しいことから現状通りの配信とする。
 よって、システム対処は行わずに、精度向上のため各港において利用者へ協力を求める。

問題点2 コンテナ管理者の空白が多い

▶ 問題の背景

「船積情報登録（CLR）」業務において、積コンテナリスト提出不要なコンテナ（SOCコンテナ等）を登録する場合、コンテナ特例法に基づくコンテナ管理者の入力は不要でありその入力を不可としているため、港湾統計データへの編集時に空白となる。

▶ 改善に向けた提案

船会社コード欄は港湾統計データへの配信対象項目となっており、運送者の把握が目的であれば貨物情報等の船会社コードにて代替可能であるため対応は不要ではないか。

▶ サブWG委員の意見

・船会社

SOCコンテナ等で船会社コードを入力可能とした場合、自社管理のコンテナではないコンテナであっても、自社の船会社コードを入力してコンテナ特例法との関係で問題ないか整理が必要である。

・港湾管理者

NACCSデータとマニフェスト（紙）の突き合わせの際、必要なマニフェストを特定するためのキーとして必要となるが、対応が難しいため、現状通りの配信とする。

▶ 第6次NACCSにおける方針

システムでの対応が難しいため、現状通りの配信とする。

※ NACCSデータとマニフェスト（紙）の突き合わせは、船会社コードにより運送者の特定が可能。

問題点3 実入りコンテナの容積トン（m³）が未入力

▶ 問題の背景

CYC業務において「マニュアル輸出許可済貨物」で登録されたコンテナは貨物情報とリンクしていないため、情報が収集できない。（問題点1と同様）

▶ 改善に向けた提案

案1：CYC業務に貨物個数・重量・容積に加えて品名、代表品目も追加するなどの対応

案2：CYC業務の「マニュアル輸出許可済貨物」機能を廃止し、実入りコンテナの場合は、BIE業務等による貨物情報の登録およびVAN業務等の登録を必須とする対応（問題点1と同様）

▶ サブWG委員の意見

・船会社

輸入の場合は容積が必須項目のため、取得は出来ていると思われる。

輸出では「輸出貨物情報登録（ECR）」業務での容積の入力が考えられるが、貨物情報作成の段階での入力は難しいと思われる。

・港湾管理者

実態として3,000件中564件が未入力である。現状、対応は難しいが、将来的に改善出来ればと考える。

▶ 第6次NACCSにおける方針

利用者への影響が大きく、システム対応は難しいことから現状通りの配信とする。

よって、システム対応は行わずに、精度向上のため各港において利用者へ協力を求める。

問題点4 配信漏れデータ

▶ 問題の背景

輸出及び仮陸揚データにおいては、船会社による「船積確認登録（CCL）」業務時点で収集対象となるが、CCL業務がシステム上は必須業務ではないため、CCL業務が行われないケースがあると想定される。

▶ 改善に向けた提案

「船積情報登録（CLR）」を収集タイミングとすることでCCL未実施のデータが配信可能となるが、CLRは「船積情報変更（CLD）」業務による取消しが可能であるため、配信後に取消しされてしまう可能性がある。これを回避するため、CCL未実施のデータは、貨物DBの保存期間であるCLRより60日経過後（CLDによる取消しが確実に実施されないタイミング）に配信する。

▶ サブWG委員の意見

・港湾管理者

東京港、横浜港では配信漏れデータは無いが、大阪港では船舶代理店から受領したCLPデータ等を活用し対処をおこなっている。

提案の60日後の配信では対応が難しく、現状でかなり改善されていると思われることから現状通りの配信としたい。

▶ 第6次NACCSにおける方針

現状通りの配信とする。

問題点5 空コンテナの漏れ

▶ 問題の背景

空コンテナの登録が必ずしも実施されていない。

▶ 改善に向けた提案

- ① 仮陸空コンテナについては、次期基本仕様として案件化されているため、実現すれば港湾統計へ反映する。
- ② 「内国貨物運送申告（DCC）」業務の運送目的「POS（空コンテナの再配置）」が登録されたコンテナを港湾統計用内国貨物データ（新規管理資料）を作成する。

▶ サブWG委員の意見

- ①については意見なし

・港湾管理者

②の提案については、港湾管理者側でシステム改修が必要となり、改修費用が発生する。また、各港運用が異なり、新規で配信される管理資料で必要な情報が網羅されておらず、NACCSから配信される情報とマニュアル（紙）での情報を二重で取得する等の手間が発生することが懸念されることから実施しないこととする。

▶ 第6次NACCSにおける方針

仮陸空コンテナについては、次期基本仕様として案件化されているため、実現すれば港湾統計へ反映する。

問題点6 港情報の漏れ

▶ 問題の背景

NACCSで入力される港情報と、港湾統計で必要な港情報の定義が異なっている。

▶ 改善に向けた提案

- ・ 輸入空コンテナについて
空コンテナの場合で、「積荷目録情報登録（MFR）」業務で船積港等（任意項目）が登録された場合、港湾統計データに反映する。
- ・ 輸出空コンテナについて
CLR業務に船卸港、最終仕向地の入力項目を追加し、当該登録内容を港湾統計データに反映する。

▶ サブWG委員の意見

- ・ CY
提案のCLR業務の項目追加は、対応が難しい。
- ・ 港湾管理者
定義の統一は難しいため、現状通りとし、将来的に見直しが可能であればその時に検討する。
輸入空コンテナについては情報量が増える提案であることから、実施願いたい。

▶ 第6次NACCSにおける方針

輸入空コンテナについてはMFR業務にて登録された船積港等（任意項目）を反映する。
また、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。

問題点7 貨物量の桁ずれ

▶ 問題の背景

NACCSオンライン業務の誤入力については、「輸入貨物情報訂正（SAI）」業務等オンライン側の貨物訂正は可能となっているが、訂正した情報は港湾統計データに反映していない。

▶ 改善に向けた提案

SAI業務等オンライン側の貨物訂正業務実施時に、港湾統計データにも当該訂正内容を反映するように変更する。

▶ サブWG委員の意見

提案について意見なし

▶ 第6次NACCSにおける方針

SAI業務等オンライン側の貨物訂正業務実施時に、港湾統計データにも当該訂正内容を反映する。

問題点8 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ

▶ 問題の背景

代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。
また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。

品目コード漏れとなるケース

輸入：MFR業務時に未入力で、配信時に未許可の貨物

輸出：少額申告貨物

▶ 改善に向けた提案

・ 輸出

少額申告の場合で、かつ、代表品目が入力された場合に港湾統計用DBに反映する。

・ 輸入

「出港前報告（AMR）」業務で登録される品目コードを港湾統計データに反映する。

（ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外であるため精度は向上しない。）

また、「積荷目録提出（DMF）」業務後15日以降に輸入許可となるデータに対応するため「DMFから15日後に配信」
としている期間を延長する。

▶ サブWG委員の意見

・ 港湾管理者

収集期間を延長することで品種コードの調査がなくなるのであればいいが、結局人手での調査が必要となれば
報告が遅れるだけではないかと考える。

▶ 第6次NACCSにおける方針

輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合、港湾統計用DBへ反映する。

輸入については、AMRで登録された品目コードを港湾統計用DBへ反映する。（ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外）

問題点10 同意書の入手

▶ 問題の背景

同意書がなければ配信できない。

▶ 改善に向けた提案

新規利用者については、利用申込時に港湾統計におけるデータ提供を同意する旨を意思表示を行う項目を追加する事を検討する。

なお、すでに同意をしている既存利用者については、余計な手続きが発生しないように検討を行う。

▶ サブWG委員の意見

・ 船会社、船舶代理店

船会社については、意思表示可能だが、船舶代理店については入力する情報が船会社の情報のため、意思表示の判断が難しいのではないかと。

▶ 第6次NACCSにおける方針

現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。

新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。

2. 港湾統計作成データの問題点の意見及び第6次NACCSの方針について

【サブWG意見】内航船のFEEDER輸送について

▶ 問題の背景

- ・CY
内航船のFEEDER輸送について、コンテナ船明細書を毎月港湾管理者へ提出している。
NACCSの情報を活用できればこの作業を省略できるのではないかな。

▶ 改善に向けた提案

「CY搬出確認登録(CYO)」→「CY搬入確認登録(CYA)」に代わる、「FEEDER輸送用の搬出入(内航船積卸)」業務の新設を検討する。

※FEEDER輸送であっても現行とおり、CYO→CYAによる登録も可能とする(新設業務を利用するか否かは、利用者による選択性とする)。

▶ サブWG委員の意見

- ・CY
CYでは、コンテナ船明細書をTOSからの情報抽出にて対応しているが、品名情報はマニフェスト等を参照して、人手で補完している。提案にある新設業務で品名を抽出できるのであればご検討いただきたい。
- ・港湾管理者
当該提案については、港湾管理者側でシステム改修が必要となり、改修費用が発生する。
また、各港運用が異なり、新規で配信される管理資料で必要な情報が網羅されておらず、NACCSから配信される情報とマニュアル(紙)での情報を二重で取得する等の手間が発生することが懸念されることから実施しないこととする。

▶ 第6次NACCSにおける方針

当該提案については実施しないこととする。

V-10. サブWG検討結果6：入出港(中間報告)

<目次>

1 港湾サブシステムのNACCS統合について

- 第6次NACCS更改時に港湾サブシステムをNACCSに統合

2 出港サブWGにおける主要検討事項について

1. 入出港関連手続における呼出し機能の充実
2. 通知情報の集約
3. 1船当りの旅客数の拡大
4. 「乗組員情報登録(VTX02)」業務等の入力項目の追加
5. 保障契約証明書等の番号の桁数拡大
6. 保証契約情報の保障限度額における通貨コードの必須化
7. 港長と港内管制信号所への同時申請の可能化
8. 危険物の作業種別のチェック変更
9. 入国管理局宛ての乗組員情報におけるマニュアル扱い
10. 過去申請情報の参照
11. 外航バース、内航バースチェックの追加
12. 乗員情報、旅客情報の入力方法の改善
13. 次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応
14. 危険物荷役許可情報の英語表記
15. 事項登録業務(とん税等納付申告/TPC)の新設の方針
16. 「とん税等納付申告(TPC)」業務におけるチェック機能の追加
17. 「不開港出入許可申請(CPC)」業務における船舶基本情報と純トン数との一致
18. 船舶コードのIMO番号への変更
19. 1船舶あたりの運航情報件数の拡大

3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果

- 42案件の検討結果一覧

※以下については、現在検討および、確認中のため、次回以降のサブWGにて提案する予定となっております。

- 乗員上陸許可支援システムとの連携改善
- Webインターフェースにおける入出港業務
- 入出港・港湾シングルウィンドウ手続における照会業務の機能拡充
- シングルウィンドウ業務における添付業務の仕組みの提供
- 書類番号の見直し

1 港湾サブシステムのNACCS統合について

港湾サブシステムについては、平成20年10月からNACCSのサブシステムとしてサービスを提供しているが、第6次NACCS更改のタイミングでNACCSへの完全統合を行い、ハードウェアの共有化による資源の有効利用、保守・運用の一元管理及びバックアップセンターの設置等によるシステムの信頼性の向上等を図る。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	港湾サブシステムのNACCS統合化
2. 現行仕様	港湾サブシステムについては、港長、港湾管理者等に対する入出港手続きを処理するシステムとして、平成20年10月からNACCSのサブシステムとして稼働している。
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	・港湾サブシステムにはバックアップセンターが設置されていない。 ・サブシステムとして業務処理を行うため、関係省庁等からの回答通知等の統一化が図られていない。
4. 次期仕様	NACCS本体への統合を図り、効率的なハードウェアの利用、バックアップセンターの設置等を行う。また、本体への統合を機に業務処理の見直しを行い、更に利便性に優れたシングルウィンドウサービスを実現する。

V-10. サブWG検討結果6：入出港（中間報告）

2 入出港サブWGにおける主要検討事項

入出港サブWGにおいては、以下の事項について検討を実施した。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
1	入出港関連手続における 呼出し機能の充実	・船舶基本情報の登録以降、入港前統一申請～入港届等～出港届等まで、「入港前統一申請（VPX）」、「入港届等（VIX）」、「出港届等（VOX）」業務で登録した情報については、「入港前統一申請B（VPT）」、「入港届等B（VIT）」、「出港届等B（VOT）」業務で呼び出すことができない。 ・VPX業務、VIX業務、VOX業務について呼出し業務がない。	① VPX、VIX、VOX業務等にて、事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。 ② Webインターフェースにて「船舶運航情報登録（VTX01）」業務等で登録した情報の呼出しを可能とする。 ③ Webインターフェース及びパッケージソフト間で入出港情報の相互呼出しを可能とする。 なお、次期においては、V●T業務等及びJ●T業務等はWebインターフェースにより提供する。
2	通知情報の集約	現行システムでは、入出港業務において、NACCSと港湾サブシステム間の連携により、1業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）を申請者宛てに出力している。 <問題点> ・NACCSで正常終了しても、他の申請でエラーとなる可能性がある。 ・複数の処理結果通知・格納通知・受信確認通知が返却され、申請結果の確認作業が煩雑になる。 ・港湾サブシステムでエラーとなった場合、エラーの申請のみを訂正・再申請する必要があり、煩雑な運用になっている。	次期システムでは、港湾サブシステムのDBや業務処理をNACCSに統合することにより、格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。なお、入国管理局宛の申請に対する。 通知情報の集約については、法務省様と調整中。 申請控情報の出力については別途検討する。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
3	1 船当りの旅客数の拡大	1 船舶コードで登録できる旅客数は最大3,000人までしか登録できない。	1 船舶コードで登録できる旅客数を8,000人まで可能とするよう変更する。
4	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等に性別を入力する項目がない。	V T X 0 2 業務等に性別を任意項目として追加するよう変更する。
5	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（V P X）」業務における保障契約書番号について、20桁を超える入力が出来ない。	V P X 業務等における保障契約書番号について、桁数を30桁とするよう変更する。
6	保証契約情報の保障限度額における通貨コードの必須化	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、保障契約情報の保障限度額単位1,2の通貨コードを任意としている。	V P X 業務等において、保障契約情報の入力を以下の通り変更する。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。
7	港長と港内管制信号所への同時申請の可能化	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、申請先の入力欄が1つしかないため、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできない。	・V P X 業務等において、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできるよう、「港内管制信号所」欄を追加する。 ・前記の変更に伴い、I V S 業務に「港内管制信号所」欄を追加する。
8	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」を使用する事が出来ない。	V P X 業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」を使用可能とする。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
9	入国管理局宛での乗組員情報におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請（V P X）」業務等による入国管理局への入港通報（予備審査情報）の際、乗組員情報処理識別欄について、「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	V P X 業務等による入国管理局への入港通報（予備審査情報）の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」にて送信した場合はエラーとするように変更する。
10	過去申請情報の参照	申請情報について、オンライン保存期間は30日となっている。	オンライン保存期間を30日から60日に変更する。
11	外航バース、内航バースチェックの追加	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務等において、バースコードを入力する項目に対し、外航バースか内航バースのチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる。	V T X 01 業務等において、バースコードを入力する項目に対し、使用可能なバースが入力されているかのチェックを追加する。入力したバースコードが外航バースか、内航バースかを判断し、内外航識別が内航の場合ワーニングとするよう変更する。
12	乗員情報、旅客情報の入力方法の改善	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において、乗員情報や旅客情報の途中行に空欄があると登録できない。	V T X 0 2 業務等において、乗員情報や旅客情報に対し、途中行に空欄があった場合であってもエラーとせず登録を行う。 また、「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。
13	次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務及び、「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務について、削除ができない。	V T X 0 3 業務、V T X 04 業務について、削除できるよう変更する。
14	危険物荷役許可情報の英語表記	「入港前統一申請（V P X）」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードに対する内容が一部日本語表記となっている。	港長宛の申請に使用する回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
15	事項登録業務（とん税等納付申告／T P C）の新設の方針	第2回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（平成24年6月21日）において提案した、プログラム変更要望に対する対応の一つとして、申請業務のうち事項登録業務の存在しない手続きについて、事項登録業務・確認業務の追加を検討する。 （基本仕様書 IV-5 新規業務および機能拡充 1.プログラム変更要望に基づく新規業務（2）） 現状、事項登録業務が存在しない申請業務のうち、事項登録業務・確認業務の追加を検討することとしている手続きは、以下のとおり。 ▶ 本船・ふ中扱い承認申請（H F C） ▶ 輸入マニフェスト通関申告（M I C） ▶ 輸出マニフェスト通関申告（M E C） ▶ 海上保税運送申告（O L C）※1 ▶ 輸出自動車情報登録（M O A）※2 ▶ とん税等納付申告（T P C）※3	T P C業務について、事項登録業務・確認業務を追加するメリットが認められないことから、対応はしないこととします。
16	とん税等納付申告（T P C）業務におけるチェック機能の追加	第8回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（平成26年8月28日）において提案した、プログラム変更要望対応の検討項目として、「とん税等納付申告（T P C）」業務におけるチェック機能の追加を検討する。 <要望内容> 申請等を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、T P C業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくてもそのまま税関に対して送信できてしまう。 船舶運航者コードを入力した際に「事前申請が必要である」旨のワーニング表示が出るようにするようにしてほしい。 T P C業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	T P C業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 「入力項目／0：無し、1：有り」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。

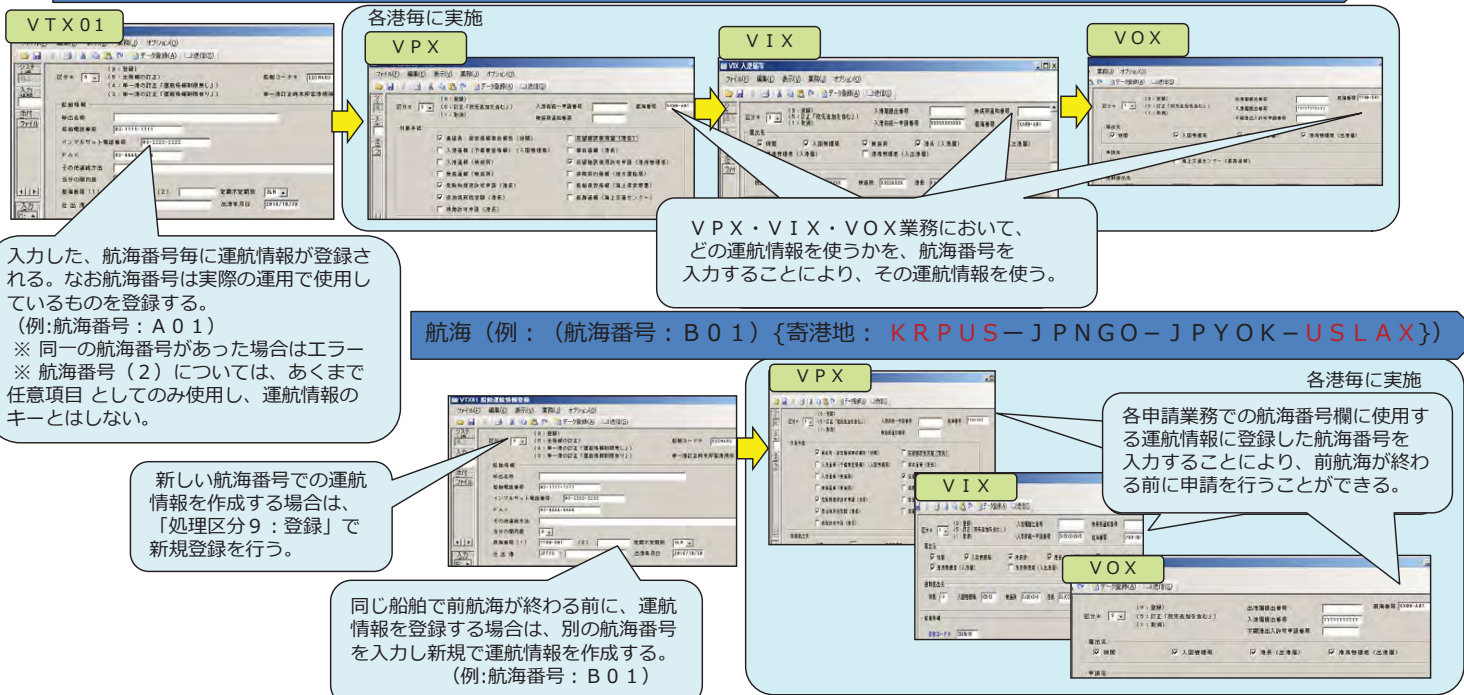
項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
17	C P C業務における船舶基本情報と純トン数との一致	第8回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（平成26年8月28日）において提案した、プログラム変更要望対応の検討項目として、「不開港出入許可申請（C P C）」業務における船舶基本情報と純トン数とのチェック機能の追加を検討する。 <要望内容> ①C P C業務において、送信前に確認画面において入力内容を確認出来るようにしてほしい。 ②純トン数と船舶D Bに相違がある場合は、エラー（送信しない）としてほしい。	C P C業務において、入力された純トン数が、「船舶基本情報登録（V B X）」業務等で登録された純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。 ①については②の対応で要望が改善される。
18	船舶コードのI M O番号への変更	船舶を特定するコードについて、現状の信号符号等による特定から、I M O番号による特定を行うように見直しを行う。	I M O番号を主キーとすることとせず、現行同様に主キーを信号符号等とする。
19	1船舶あたりの運航情報件数の拡大	現在運航情報については、船舶単位に一つのみ保持することができる。 ただし、短期間で複数の航海を行う船にとっては、前航海が終わる前に次の運航情報を登録しなくてはならないが、システムではできない状態となっている。	次頁【資料1～4】参照

【次期】 1 船舶あたりの運航情報の登録件数の拡大

運航情報をVTX01業務にて複数登録できるよう変更する。その際に、入力した航海番号単位に運航情報が作成される。
VPX・VIX・VOX業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力する。
航海番号については、システムで払い出すものではなく運用にて使用しているものを登録する。

同一の船舶コード：NACCS001

航海（例：（航海番号：A01）{寄港地：KRPUS-JPTYO-JPOSA-KRPUS}）



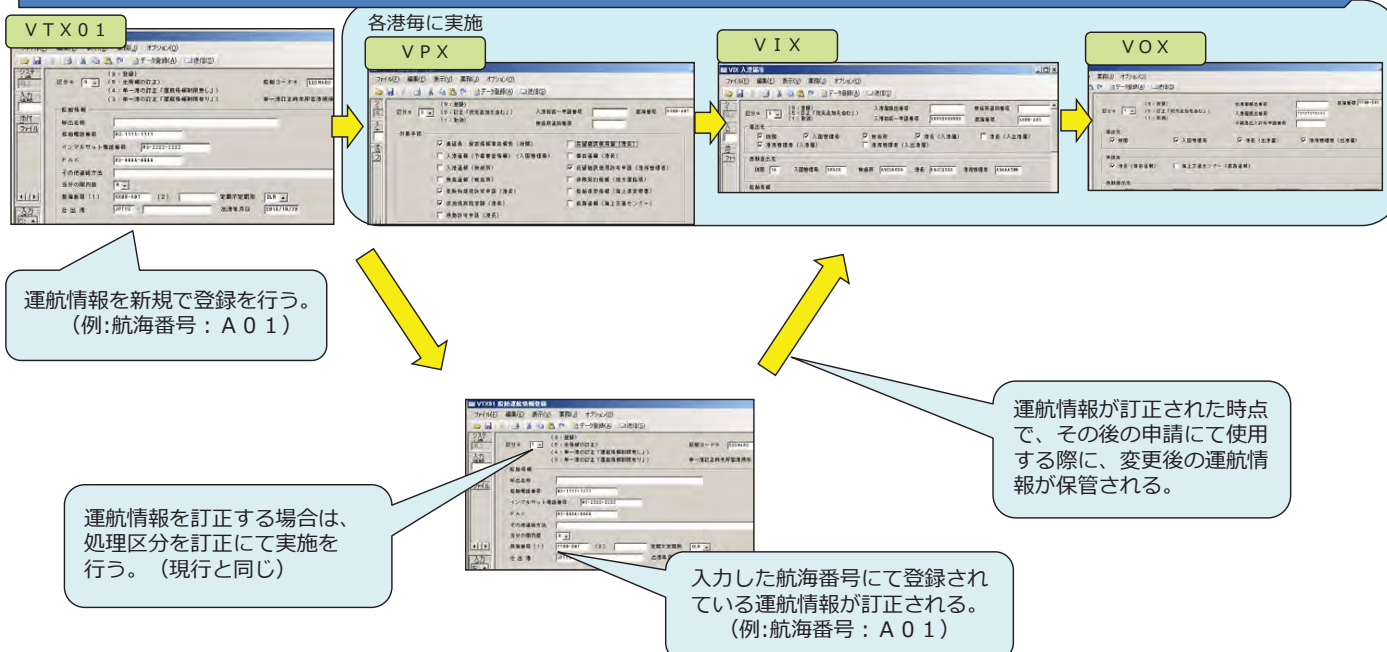
資料 2. 運航情報登録件数拡大後における運航情報の訂正

【次期】 運航情報登録件数の拡大後における運航情報の訂正

運航情報を訂正したい場合は、現行と同様に処理区分を訂正にすることにより実施ができる。
ただし、入力した航海番号に紐づく運航情報が訂正されるため、訂正したい航海番号を入力するよう変更する。

同一の船舶コード：NACCS001

航海（例：（航海番号：A01）{寄港地：KRPUS-JPTYO-JPOSA-KRPUS}）



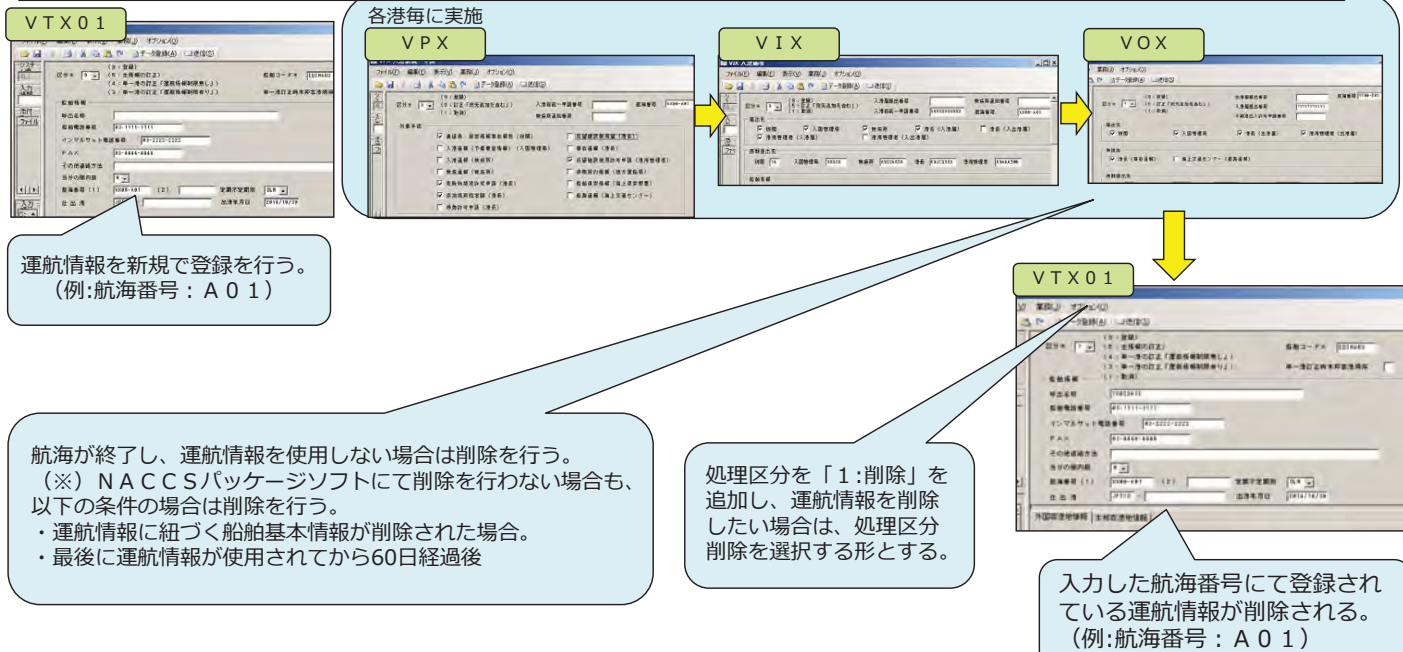
【次期】 運航情報登録件数拡大後における運航情報の削除

運航情報を削除したい場合は、処理区分の削除を選択し、入力された航海番号の運航情報の削除を行う。

また、それ以外に運航情報に紐づく船舶基本情報が削除された場合と、最後に運航情報が使用されてから60日経過後にシステムから運航情報を削除する。

同一の船舶コード：NACCS001

航海（例：（航海番号：A01）{寄港地：KRPUS-JPTYO-JPOSA-KRPUS}）



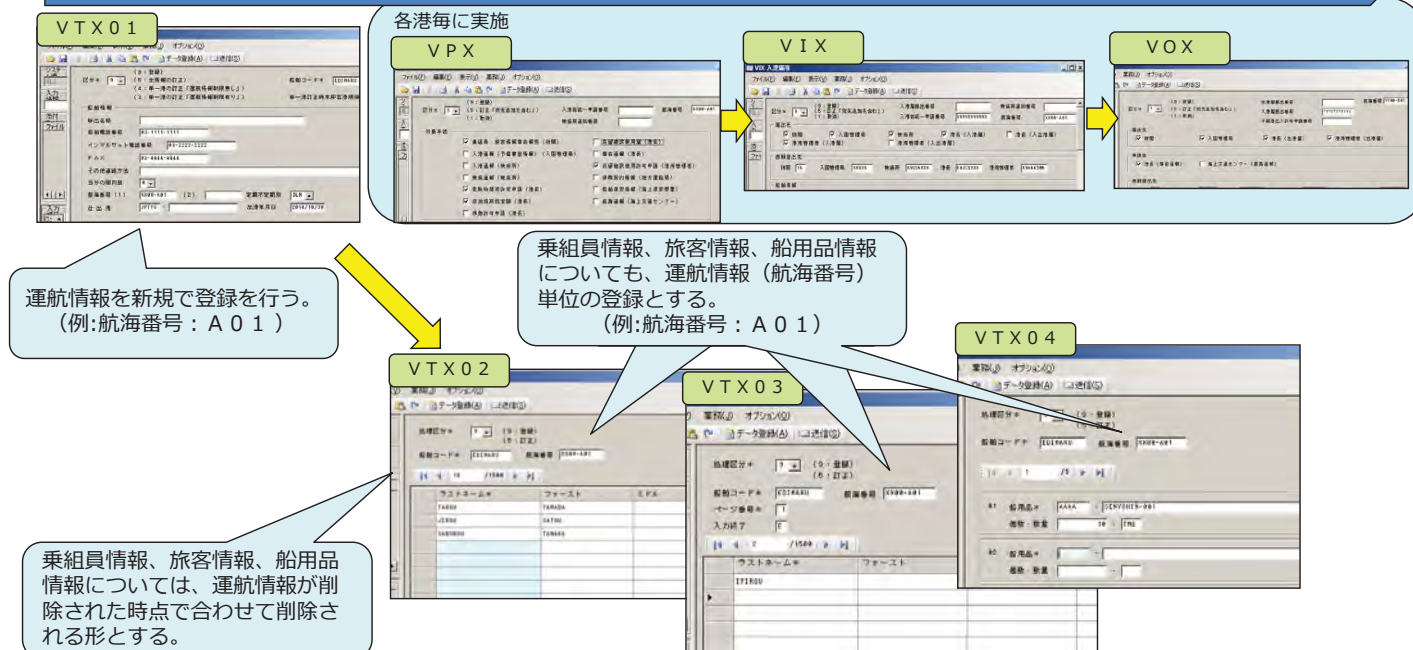
資料4. 乗組員・旅客・船用品情報の登録

【次期】 運航情報（乗組員・旅客・船用品情報）の登録

乗組員情報・旅客情報・船用品情報については、各業務に航海番号の入力欄を設け、運航情報（航海番号）単位に登録できるようにする。

同一の船舶コード：NACCS001

航海（例：（航海番号：A01）{寄港地：KRPUS-JPTYO-JPOSA-KRPUS}）



3 入出港業務のプログラム変更要望検討結果

	要望元	業務コード	変更要望内容	検討状況	実施可否
1	事務所個別	C P C	①不開港出入港申請（C P C）業務において、送信前に確認画面等において入力内容を確認できるようにしてほしい。 ②純トン数と船舶DBに相違がある場合は、エラー（送信しない）としてほしい。	①②を対応することで変更要望が改善される予定 ②エラーとすることで対応	①× ②○
2	事務所個別	C R W 0 3	ショアパスの発給日の記入欄が無いため、記入する欄を設けてほしい。	関係省庁様に検討を依頼	×
3	船舶代理店協会	C R W 0 3	V P T業務で乗員情報を入力後、C R W 0 1業務で情報を呼び出し、C R W 0 3業務をする際に、V P T業務にて備考欄に入力した「身分証明書有効期限」が反映されないため、V P T業務で乗員情報を入力する際に「身分証明書有効期限」欄を設けて、C R W 0 3業務で反映させ、C R W 0 3業務で入力する項目を極力減らす。	乗員上陸許可支援システムとの連携改善事項として検討	△
4	船舶代理店協会	C R W 0 3	乗員上陸許可申請（C R W 0 3）業務画面について、C R W 0 1業務で呼び出しているにも関わらず、船舶運航者コード・船舶運航者名・船舶代理店電話番号を入力しなければならないため、これらの項目を呼び出してほしい。	乗員上陸許可支援システムとの連携改善事項として検討	△
5	船舶代理店協会	I V D	入出港日別照会において照会できる日がシステム年月日≦入出港（予定）年月日となっており、過去（確定情報）の照会ができないため、照会できる範囲を過去（10日程度前）まで遡って照会可能としてほしい。	システムの対応が難しいことから実施しない。	×
6	日本船主協会	I V S	「A 1：船舶運航情報照会」では、照会時点での本邦寄港地順序は照会できるが、運航情報の登録、訂正履歴が出力されないため、I V S業務の「A 1」にて、登録・変更の日時、利用者コードが出力されるようにしてほしい。	運航情報複数化で変更要望が改善される予定	×
7	事務所個別	J P T	入出港関係業務に係る申請内容と許可内容を1枚で出力してほしい。	申請項目、出力情報等の見直しで対応	○
8	船舶代理店協会	J P T V P T V P X	危険物荷役許可書、停泊場所指定願、係留施設使用届等について、申請者に対しても関係官庁に出力されているものと同様の申請内容が記載された許可情報を自動出力してほしい。	申請項目、出力情報等の見直しで対応	○
9	船舶代理店協会	T P C	申請等を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、T P C業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくてもそのまま税関に対して送信できしてしまう。 ①船舶運航者コードを入力した際に「事前申請が必要である」旨のワーニング表示が出るようにしてほしい。 ②T P C業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状態で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	①は対応せず、②についてのみ対応予定	①× ②○

V-10. サブWG検討結果6：入出港（中間報告）

	要望元	業務コード	変更要望内容	検討状況	実施可否
10	船舶代理店協会	V B Y	船舶基本情報の登録内容の変更について、他の港の代理店が入港前統一申請や入出港業務を行っていないか確認メッセージを表示してほしい。	検討しない（他港における船舶代理店等が明らかとなるため問題があると考えられる。）	×
11	事務所個別	V B Y 1 1	出港（出港許可）が完了するまで、他の利用者により船舶基本情報の訂正や削除ができないようにしてほしい。	対応することは困難（他の利用者への影響が大きい）	×
12	事務所個別	V I T	入港届B（V I T）業務の入港前外国の寄港地の入出港年月日について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
13	事務所個別	V I T	入港届B（V I T）業務の当港入港前本邦寄港地の入出港年月日について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
14	事務所個別	V I T	入港届B（V I T）業務の入港港情報のびよう泊日時・着岸日時について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
15	事務所個別	V I T	入港届B（V I T）業務の入港港情報の離岸日時について、過去の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
16	船舶代理店協会	V I T V O T	入港届のデータを利用して、出港届を提出できるようにしてほしい。	入出港業務における呼出し機能の改善で対応	○
17	事務所個別	V I X V I T	入港届（V I X、V I T）業務の訂正・取消をした場合に、入港届（転錨届）訂正・取消情報を出力してほしい。 また、出港届（V O X、V O T）業務においても、訂正情報が出力されるようにしてほしい。	情報を不要とする利用者もいることから、対応することは困難	×
18	事務所個別	V I X V O X	V T X 0 1（船舶運航情報登録）業務、及びV P X（入港前統一申請）業務の段階で、外航バースでないのであれば、その時点でエラーが出力されるようにしてほしい。	ワーニング出力で対応	○
19	事務所個別	V O T	出港届B（V O T）業務の本邦入港前外国の寄港地の入出港年月日について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
20	事務所個別	V O T	出港届B（V O T）業務の当港入港前本邦寄港地の入出港年月日について、未来の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
21	事務所個別	V O T	出港届B（V O T）業務の出港港情報の離岸日時について、過去の日付及び入力日から起算して10日以上経過する日はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×

V-10. サブWG検討結果6：入出港（中間報告）

第11回WG資料

	要望元	業務コード	変更要望内容	検討状況	実施可否
22	事務所個別	VOT	出港届B（VOT）業務の送信時に「入港届提出番号が入力されていないが、問題無いか。」という旨のワーニングを表示してほしい。	任意項目について都度ワーニング出力を出すことは不要とする利用者様もいるため、対応は困難	×
23	事務所個別	VPT	保証契約書番号が22桁で入力できなかった。保証契約書番号が21桁以上の船舶のシステム利用を担保してほしい。 今後、21桁以上の保証契約書番号が増えることもあることから、桁数の変更ができなくても、運用で対応できるよう地方運輸局と調整してほしい。	今後を考慮し30桁とする。	○
24	事務所個別	VPT	乗組員・旅客情報事前報告（税関）に「出港予定日時」項目を追加するか、「備考欄」を項目追加してほしい。	要望内容が不明な為、対応は困難	×
25	船舶代理店協会	VPT	VPT業務での入国管理局への申請で、乗組員情報の提出方法を「システム」と「マニュアル」から選択できるが、入国管理局は「マニュアル」処理でのシステム業務を受け付けないため、入国管理局で受け付けるようにするか、入国管理局に対する「マニュアル」の選択ができないようにしてほしい。	エラーチェックを追加する事を法務省様に提案中	×
26	船舶代理店協会	VPT	VPT業務でシステム入力できる乗員数の上限が500名である一方、CRW業務での乗員数の上限は1,500名となっているため、VPT業務及びCRW03業務での乗員数の制限を無くしてほしい。	VPT業務において500名超を実現することは、電文長の関係から対応することは困難。 ただし、Web化を図る場合は、改めて検討	×
27	事務所個別	VPT	入港前統一申請B（VPT）業務のびょう泊日時、着岸日時、離岸日時について、過去の日付はエラーを表示してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
28	船舶代理店協会	VPT VIT	VPT業務の事前通報やVIT業務の外国寄港地、国内寄港地の欄を、別では無く、国内、国外統一にしてほしい。	変更規模が大きいため、対応は困難	×
29	日本船主協会	VPT等	入出港業務において申請後に訂正を行う場合、税関は訂正を認めているが、入国管理局は新規で申請を行う必要があるため、各官庁における訂正方法を統一してほしい。	運用面の検討を関係省庁様に依頼	×
30	日本船主協会	VTX01	スケジュール変更（ローテーション変更）により寄港順序が入れ替わるが、その場合入替作業（転記等）が必要となり時間を要す。また、転記によるミスに繋がる可能性があるため、寄港順序を変更可能にしてほしい。若しくは、本邦寄港地情報に寄港順の表示を設け、任意で寄港順序が変更できるようにしてほしい。	寄港順序の変更に係る改善で対応	○



V-10. サブWG検討結果6：入出港（中間報告）

第11回WG資料

	要望元	業務コード	変更要望内容	検討状況	実施可否
31	事務所個別	VTX01 IVS	船舶運航情報登録（VTX01）の変更について、入港前統一申請（VPT）業務又は入港届B（VIX）業務後、出港までの間に、他港の代理店が変更できないようにしてほしい。	実運用上、対応は困難	×
32	事務所個別	VTX01 IVS	入港前統一申請（VPT）、入港届（VIX）、出港届（VOX）の訂正について、本邦寄港順序の訂正が簡易に出来るようにしてほしい。	費用対効果の観点から、対応は困難	×
33	事務所個別	VTX01 IVS	入出港届等照会（IVS）業務で照会した際に、どこの船舶代理店が船舶運航情報を訂正したかが分かるように、業務履歴を追加してほしい。	検討しない（他港における船舶代理店等が明らかとなるため問題があると考えられる。）	×
34	船舶代理店協会	VTX02	入国管理局及び税関に対する乗組員情報の登録及び変更のタイミングを統一してほしい。	運用上タイミングを同時にすることが困難なため、対応しない	×
35	船舶代理店協会	VTX02	税関と入国管理局に、共通のデータが送信されるようにしてほしい。	乗員上陸許可支援システムとの連携改善事項として検討	△
36	日本船主協会	VTX03 VTX04	次の航海において旅客及び船用品が無い場合、VTX03、VTX04業務でNILとして送信する必要があるため、当該業務に処理区分に「削除」機能を設けてほしい。	次の航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応で対応	○
37	事務所個別	VTX13 VTX14	入港前統一申請（VPT）業務で旅客と船用品情報を「無し」とした場合、旅客と船用品情報が添付されないようにしてほしい。	次の航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応で対応	○
38	事務所個別	VTX13 VTX14	入港前統一申請（VPT）業務で一度入力した旅客と船用品情報について、削除できるようにしてほしい。	次の航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応で対応	○
39	事務所個別	VPT	VPT業務の乗組員情報を登録する場合、通番がないこと又表示される行が少ない（13行）ことから、入力終了後に乗組員数の確認が取り難い状況である。（入力チェックに時間がかかる。） また、乗組員が変更となった場合の訂正入力時においても確認がし難い。 乗組員情報入力欄の最左欄に通番号を表示してほしい。また、表示される行を増やすことで、より多くの登録した情報を一画面で確認できるようにしてほしい。	グリッド機能を利用してExcel等に展開のうえ、対応いただきたい。 なお、Web化を図る場合は、改めて検討	×



○サブWGにおいて追加となった要望

	要望元	業務コード	変更要望内容	検討状況	実施可否
40	日本船主協会	I V K	I V K業務で照会した際、当該本船が売船により複数の船舶コードが存在する場合があります。この場合、どのコードに係る船舶基本情報が最新のものが容易に判別できるようにしてほしい。	最新の船舶が有効かどうかシステムでは判別ができない為、対応は困難	×
41	事務所個別	A P A	A P A（指定地外／船陸／船舶間交通許可申請）業務で入力可能な交通者（氏名・住所等）は20名分となっているが、荷役作業員や乗組員の人数が20名を超えることが多いため、100名程度まで入力できるようにするか、または氏名表を添付できる機能を追加してほしい。	関係省庁様の運用が異なるため、対応は困難	×
42	事務所個別	その他	①船陸交通許可書、汎用申請を、携帯電話等の携帯端末にも、自動転送可能な機能をつけてほしい。 ②また、船陸交通許可書、汎用申請、入出港業務等の許可書は、E X C型電文ではなく、他の電文方式に変更してほしい。	①費用対効果の観点から、対応は困難 ②船陸交通許可書、汎用申請についてはE X Z型電文で対応 入出港業務については現行通りとする。	①× ②○

V-11. 貨物重量項目の桁数拡大

1. 基本仕様における提案内容

貨物重量項目の桁数については、平成24年9月27日に開催した第3回海上合同WGにおいて、システム制限値の見直しの項目として、10桁から12桁に拡大するか詳細仕様にて検討することと提案している。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	貨物重量項目の桁数拡大について
2. 現行仕様	現状「貨物重量」に関する項目をシステム上で10桁（整数部6桁、小数点1桁、小数部3桁）で管理している。
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	1 B / Lあたりのコンテナ本数の拡大により桁数不足が発生している。 輸出入申告業務を含む海上業務全般について重量の桁数を変更する。
4. 次期仕様（案）	「貨物重量」に関する項目をシステム上で12桁（整数部8桁、小数点1桁、小数部3桁）で管理する。
5. 対象業務	対象となる関連項目及び管理資料数は以下のとおり。 ①貨物重量関連項目（オンライン） 299項目 ②貨物重量関連項目（出力情報） 219項目 ③貨物重量関連管理資料 28資料

2. 現行における問題点①

貨物重量に関する項目

K G M : キログラム
T N E : メトリックトン
L B R : ポンド

整数部 6 桁、小数点 1 桁、小数部 3 桁の入力を可能としている

例：貨物重量が123,456.890KGMの場合

重量 123456.890 – KGM ▼

重量 123.456 – TNE ▼

WG委員へのアンケート結果（平成24年8月実施）

- ・ 1 B / L 当たりのコンテナ本数が多い場合に総重量が 6 桁を超える場合がある
- ・ K G M で入力できない場合、T N E に換算して入力する必要があり混乱を招く
- ・ 鋼材の場合等、複数 B / L で 1 申告になる場合があり、合計して整数部 7 桁になる場合がある。
この場合蔵置場に重量単位を K G M から T N E に変更してもらい対応している。
頻度は月 2 ～ 3 件。

*他にも整数部 7 桁の実績について回答があったが、いずれの委員回答も頻度は高くない

頻度は高くないものの整数部 7 桁となる貨物の取扱いは存在し、T N E に変更して貨物情報を N A C C S に登録する必要がある。



V-11. 貨物重量項目の桁数拡大

2. 現行における問題点②

以下 2 業務については例外として貨物重量を整数部 7 桁で入力可能としている。

例外 1 : A M R（出港前報告）

入力条件/形式

- (1) 整数部は最大 7 桁、小数部は最大 3 桁まで入力可能
- (2) 整数部が 7 桁の場合は、重量単位コードが「K G M」であること

*「T N E」には変換されない

整数部を 7 桁にする場合

総重量 * 1234567.90 – K G M ▼

小数部を 3 桁にする場合

総重量 * 123456.890 – K G M ▼

K G M : キログラム
T N E : メトリックトン
L B R : ポンド

例外 2 : M F R（積荷目録情報登録）

入力条件/形式

- (1) 整数部 6 桁、小数部 3 桁または整数部 7 桁、小数部 2 桁の入力を可能とする
- (2) 整数部が 7 桁の場合は、重量単位コードが「K G M」であること
- (3) 上記 (2) の場合は貨物情報に対して
入力 ÷ 1 0 0 0 の値で設定（入力の小数点以下は切捨て）し、
重量単位コードは「T N E」へ変換する

整数部を 7 桁にする場合

総重量 * 1234567.90 – K G M ▼



後続業務（例：I D B（輸入申告事項呼出し））等時

貨物重量 1234.567 – T N E

整数部 7 桁での入力を可能としているが、後続業務で重量単位が「T N E」に変換されてしまい船会社のマニフェスト等船積書類と異なった数値で N A C C S に登録される。

3. 第6次NACCSにおける対応

第6次NACCSにおける対応（案）

「貨物重量」に関する項目を10桁（整数部6桁、小数点1桁、小数部3桁）から12桁（整数部8桁、小数点1桁、小数部3桁）で管理するよう変更することを検討。



桁数拡大を実施する場合の問題点

- ・自社システム利用者（関係省庁も含む）の開発規模も大きい。
- ・桁数を超える頻度が高くないことから費用対効果の観点から問題がある。
- ・変更対象業務および項目が多岐にわたるためNACCS自体の開発規模（経費）が大きい。（下表参照）
- ・通関業務等において、航空利用者にも影響を及ぼすことになる。

	民間のみ	民間・税関	税関のみ	他システム	計
オンライン	253	45	1	-	299
出力情報	170	45	4	-	219
管理資料	8	-	8	12	28

WGにおける最終提案

「貨物重量」の桁数変更（10桁→12桁）については、上記問題点にあるとおり、変更に伴う影響が多大となることから実施しないこととしたい。

V-12. 1B/Lあたりのコンテナ件数の拡大

1B/Lあたりのコンテナ件数の拡大については、平成24年9月27日に開催した第3回海上合同WGにおいて、システム制限値の見直し項目として、現状の100件から200件に拡大するか詳細仕様にて検討することと提案している。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	1B/Lあたりのコンテナ件数
2. 現行仕様	海上輸出入業務において、1B/Lで指定可能なコンテナ番号は最大100件である。
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	実運用上、100件を超えるケースが存在する。 空コンテナ、自動車部品等、特に輸出業務において101本以上のコンテナを取扱うケースが発生し、貨物情報の分割を余儀なくされている。
4. 次期仕様	海上輸出入業務において、1B/Lで指定可能なコンテナ番号を最大200件に拡大する。
5. 対象業務	〈オンライン業務〉 ※第6次NACCSでは廃止予定の業務を含む (輸入) 出港前報告(AMR)業務、積荷目録情報登録(MFR)等 71業務※ (輸出) ACL情報登録(コンテナ船用)(ACL01)等 40業務※

オンライン業務における変更点

- (1) 1 B / L で指定可能なコンテナ件数を最大100件から200件に拡大し、入力画面のコンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。
- (2) 出力情報において、1 B / L に紐づくコンテナ情報を出力している情報について、コンテナ情報繰返部を100欄から200欄に変更する。
- (3) 1 B / L に対して100コンテナの制限値チェックを行っている業務について、制限値を200コンテナに変更する。

V-13. 汎用申請手続業務の個別業務化

汎用申請手続業務の個別業務化については、平成24年7月27日に開催した第2回海上合同WGにおいて、プログラム変更要望に対する対応の一つとして以下のとおり提案している。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	汎用申請手続業務の個別業務化について
2. 現行仕様	現状、「汎用申請（HYS）」業務にて対応している手続きは計223手続き存在する。
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	汎用申請業務のうち利用頻度の高い手続業務について、個別業務化を実現することにより、入力処理の負担軽減、EDI化（情報流用の容易化）の推進等を図ることとしたい。
4. 個別化検討対象手続	以下の汎用申請手続業務について、個別業務化を検討する。 > 外貨船機用品積込承認申告 > 外貨船機用品積込承認申告（包括） > 外貨船機用品（包括）訂正願 > 内貨船機用品積込承認申告 > 内貨船機用品積込承認申告（包括） > 内貨船機用品（包括）訂正願 > 仮陸揚届出（船用品等）

第6次NACCSにおける対応（案）

上記提案に関して、改めて関係業界にヒアリングを実施した結果、

- ① 現状の汎用申請手続に対応するため、既に自社システムの改修を実施しており、新たな改修は望まない。
 - ② 汎用申請手続の利用に基づく業務運用も確立しており、特段の支障は生じていない。
 - ③ 従って、個別業務化を行ってもメリットは感じられない。
- 等の意見が多数を占めたことから、**上記「個別業務化」の提案については、実施しない**こととする。

<現状>

「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務において、保税運送承認番号欄の桁数が11桁であるため、複数のポートノートによる搬入の場合、すべてのポートノート番号が入力できない。

The screenshot shows a software window titled 'BIB システム外搬入確認(輸入貨物)'. It contains several input fields: 'B/L番号*', '保税運送承認番号*' (highlighted with a red circle and a callout box stating '入力桁数は11桁'), '搬入日時*', '搬入場所', '船舶*', '仮陸揚識別', '船卸港*', '入港日*', and '積出地*'. The '保税運送承認番号*' field is currently empty.

<次期>

「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務において、保税運送承認番号欄の桁数を30桁に増やすことにより、複数のポートノートによる搬入の場合でも、すべてのポートノート番号の入力を可能とする。

This screenshot is similar to the previous one, but the callout box for the '保税運送承認番号*' field now states '入力桁数を30桁に増やす' (Increase input character count to 30 characters). The field itself is still empty.

◎ 保税運送承認番号入力欄桁数増加に伴う他業務への影響

保税運送承認番号の桁数増加に伴い、以下業務の入力欄、照会結果及び出力帳票のレイアウトも変更となります。

- ・ 輸入貨物情報訂正業務【S A I / S A I 1 1】
- ・ システム外搬入確認取消業務（呼出し）【B I X / B I X 1 1】
- ・ 貨物情報照会業務（入出庫管理情報）【I C G】
- ・ G 0 1 輸入貨物搬出入データ【管理資料】
- ・ G 0 2 輸出貨物搬出入データ【管理資料】

参考資料VI. 第12回WG提案資料

- VI-1. 特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化
- VI-2. 通関書類の添付対象手続きの見直し
- VI-3. ドキュメント通関（輸出入）のシステム化
- VI-4. 蔵入・移入貨物の後続業務の可能化
- VI-5. 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更
- VI-6. 1便あたりの旅客数の拡大
- VI-7. スプリット便数の拡大（輸出・輸入）変更の概要
- VI-8. ジョイント入力の廃止
- VI-9. スプリット扱いとなる輸入混載貨物の搬入確認業務の見直し
- VI-10. 個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件
- VI-11. クレームノーティスのシステム化＜2＞
- VI-12. 第6次NACCSにおける接続処理方式等
- VI-13. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了
- VI-14. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能
- VI-15. 添付ファイル最大サイズ及び最大電文長の見直し
- VI-16. NACCSパッケージソフトの改善
- VI-17. サブWG検討結果：入出港＜2＞
- VI-18. 業務名称の変更



VI-1. 特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化

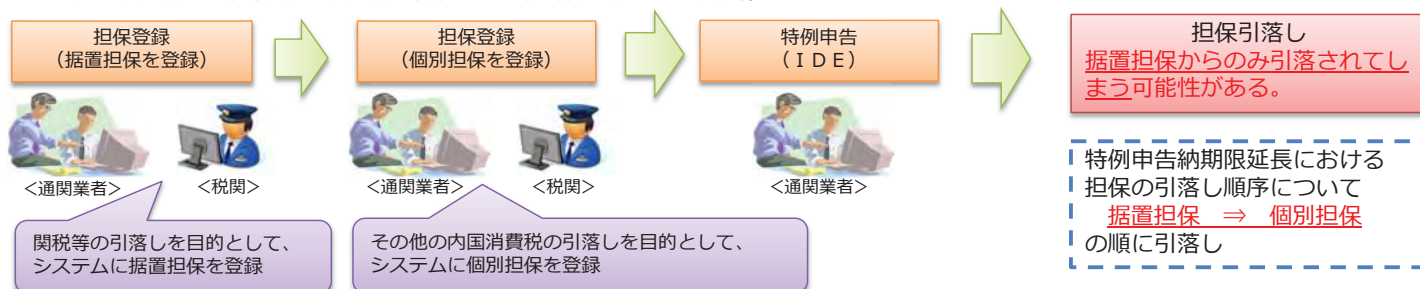
第12回WG資料

<現状>

特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされるため、据置担保と個別担保を使い分けた引落しができない場合がある。

※関税等…関税、特殊関税、消費税及び地方消費税

※その他の内国消費税…関税等以外の内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税等）



<問題点>

システムにおいては、「関税等」、及び「その他の内国消費税」共、「据置担保」から優先して引落とされる仕様となっている。従って、税額の合計が据置担保残高以下の場合、個別担保が登録されていた場合であっても全て据置担保から引落されてしまう事象が発生する。

<対応案>

担保の引落日順序を「関税等」と「その他の内国消費税」とで異なるものとし、特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保を使い分けた引き落としを可能にする。

「関税等」の担保引落日順序は「据置担保 ⇒ 個別担保」のままとし、「その他の内国消費税」の担保引落日順序を以下のとおり変更する。

(現行) 据置担保 ⇒ 個別担保



(次期) 個別担保 ⇒ 据置担保

1. 概 要

区 分	概 要
1. 個別検討事項	通関書類の添付登録業務（MSX）の対象申告等の見直しを図ることとする。
2. 概要	輸出入申告における利便性の向上を目的として、「申告添付登録」（MSX）業務の対象となる申告手続きの見直しを図ることとする。 ただし、現在使用可能な対象手続きは廃止せず、新たに追加する手続きを検討することとする。

2. 現在のMSX業務の対象手続き

項番	（現行）対象となる申告・申請手続き	
1	輸入	輸入申告（IDC/SWC）
2		輸入マニフェスト通関申告（MIC）
3		石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）
4		機用品蔵入承認申請（CTC）
5		本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（HFC）
6	輸出	輸出申告（EDC）
7		輸出許可内容変更申請（EAC）
8		輸出マニフェスト通関申告（MEC）
9		輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）
10		本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（HFC）
11		別送品輸出申告（UEC）
12		別送品輸出許可内容変更申請（UAC）

VI-2. 通関書類の添付対象手続きの見直し

3. 第6次NACCSにおける追加手続

現行の対象手続きに加え、以下の手続きについても対象とすることを検討する。

項番	第6次NACCSで追加となる対象申告・申請手続き（案）	
1	輸入	修正申告（AMC）
2		関税等更正請求（KKC）
3	輸出	輸出取止め再輸入申告（EEC（仮））※

※…「輸出取止め再輸入申告」（EEC（仮））業務については、第6次NACCSで新規追加となる予定。

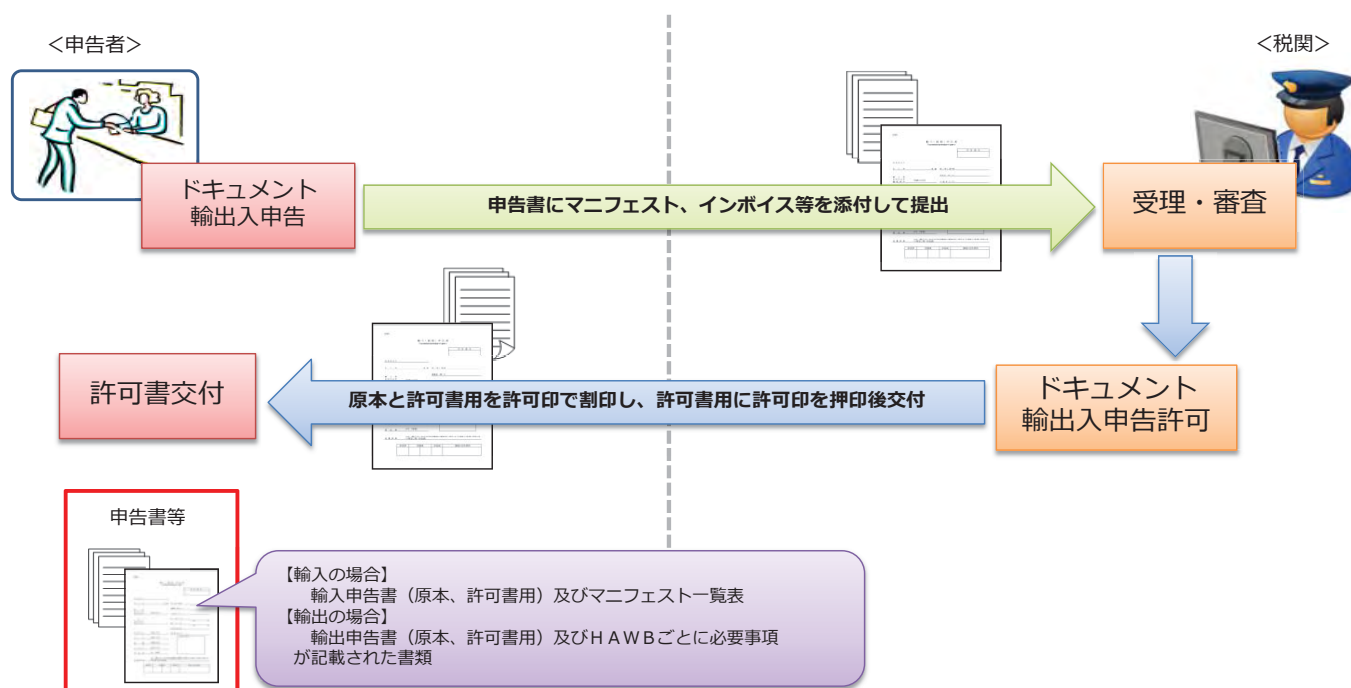
ドキュメント通関対象貨物について、NACCSの利用による電子的な通関を可能とする。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	ドキュメント通関対象貨物の輸出入通関申告について、NACCSを利用して電子的に行うことを可能とすることを検討する。
2. 対象貨物	NACCSにおいて利用可能な輸出入通関申告について、以下の対象貨物を新たに追加することを検討する。 ・航空貨物として輸入される、課税価格の合計が1万円以下の書類（ドキュメント） ・航空貨物として輸出される、申告価格が20万円以下の書類（ドキュメント）
3. 現状の問題点	・ドキュメント通関対象貨物は、マニュアル申告となるため、利用者が税関に赴く必要があり書類等に不備があった場合、その都度手作業による訂正・差替えが生じるため利用者の負担となっている。 ・ペーパーレス化の妨げの一つとなっている。
4. 次期仕様	上記2. に掲げる手続きについて、NACCSにおける申告対象貨物として追加する方向で検討を行う。

VI-3. ドキュメント通関（輸出入）のシステム化

<現状>

現状、1万円以下の書類（ドキュメント）の輸入通関については、任意の輸入申告書にマニフェストを添付し、複数HAWBの貨物について一括で輸入申告を行うことを認めている。このため、複数HAWBをまとめたMAWB単位毎にマニュアルによる輸入申告を行っている。輸出通関においても、簡易輸出申告として、20万円以下の書類（ドキュメント）については、マニュアルによる複数HAWBの一括申告を認めている。



検 討

ドキュメント通関貨物における輸出入通関申告をNACCSで実現させることについて、改めて利用者の利便性等を考慮し検討した結果、当該申告は全輸出入申告の1%程度であり個別業務としてシステム開発を行ったとしても、十分な利用は見込まれず、費用対効果が得られない可能性があることから個別業務によるシステム化の対応は実施しないこととする。



第6次NACCSにおける対応（案）

第6次NACCSでは、ドキュメント通関の個別業務によるシステム化は実施せず、汎用申請業務の対象として追加を行うことにより対応する。

なお、これにより、ペーパーレス化が可能となる。

VI-4. 蔵入・移入貨物の後続業務の可能化

現 状

蔵入貨物に関しては、蔵入承認申請業務以降、貨物情報及び申告情報について、一定期間経過後システムから削除されてしまう。そのため、以下の後続業務が、現行システムでは実施できない（移入貨物についても同じ。）。

- 保税台帳記帳管理（システムによる管理）
- 保税運送申告業務
- 在庫管理業務



第6次NACCSにおける仕様（案）

- ① 蔵入貨物については、航空貨物の承認申請件数が少ないことから、次期では海上貨物のみをシステム化の対象とする。
- ② 移入貨物については、在庫管理業務がシステム化に馴染まないことから、第6次NACCSにおいては対応としない。
- ③ 蔵入貨物の後続処理を可能とするため、蔵入後においても貨物情報DBに貨物情報を保持し管理の対象とする。
- ④ 蔵出申告時において、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とする。
- ⑤ 蔵入後におけるシステムによる改装・仕分や保税運送を可能とする。



検討課題

- ① 貨物情報DBによる管理を実現するため、システム参加蔵置場では搬入、改装・仕分、搬出等の入力が必要となるが、既に、自社システムで在庫管理を行っている者にとっては二重管理が発生する可能性がある。
- ② 蔵出申告時において、貨物情報DBとのチェック処理が必須となる（現状では、貨物情報の有無に関わらず、蔵出申告は可能となっている。）。



上記課題をふまえ、第6次NACCSにおいて、蔵入後の後続業務を可能とすることの是非について、検討が必要である。

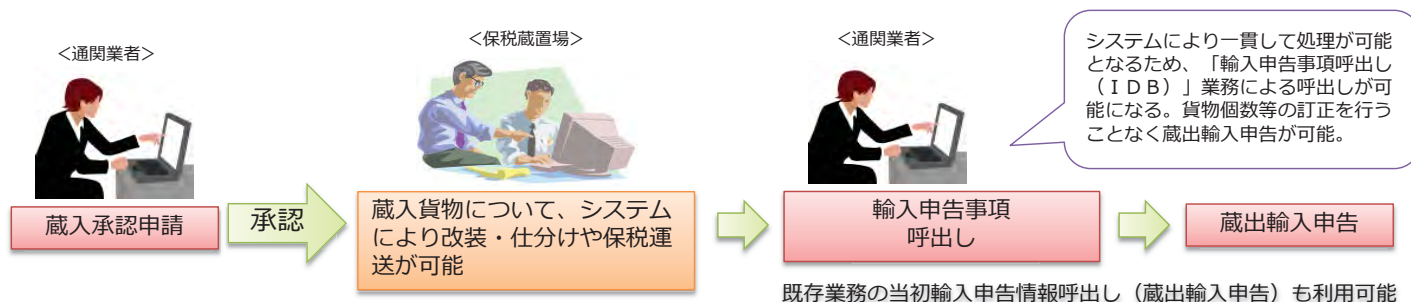
<現状>

蔵入承認貨物は、承認の一定期間後に貨物情報等が削除されるため、システムによる後続業務が実施できない。



<第6次>

蔵入承認後においてもシステムによる後続業務を実施可能とする（海上貨物に限る）。



VI-4. 蔵入・移入貨物の後続業務の可能化

① 実施可能となる事項

蔵入承認済貨物について、一定期間後であっても※、以下の業務をシステムにより実施可能とする。

- i) 蔵入承認済貨物に関する搬出入管理
- ii) 蔵入承認済貨物の改装・仕分け
- iii) 蔵入承認済貨物情報の呼出し
 - 蔵出輸入申告を実施する際に、改装、仕分け後の情報を呼出すことができるため、入力作業が軽減される。
- iv) 蔵入承認済貨物の保税運送申告
- v) 蔵入承認済貨物情報の照会
 - 蔵入承認済貨物の情報をオンラインで照会可能とする。

※…承認後、2年間を可能期間とする予定。

② 新規業務

以下の業務を新設する。

新規業務名	利用者	業務の概要
蔵入貨物取扱登録【KHS】(仮)	CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC	保税蔵置場に蔵置されている蔵入承認済貨物について、改装及び仕分けの登録、取消しを行う。

③ 既存業務の変更

以下の業務を変更する。

変更対象業務名	変更の概要
保税運送申告 【OLC/OLC11】	保税運送申告機能の対象に、蔵入承認済貨物を、追加する。
搬入確認登録（保税運送貨物） 【BIA】	搬入確認登録機能の対象に、蔵入承認済貨物を、追加する。
搬出確認登録（保税運送貨物） 【BOA】	搬出確認登録機能の対象に、蔵入承認済貨物を、追加する。
保税運送申告（承認）変更 【SOT】	保税運送申告後承認前の訂正、取消し、また承認後の訂正、取消し機能の対象に、蔵入承認済貨物を、追加する。
輸入申告事項呼出し 【IDB】	蔵入承認済貨物を呼出して蔵出輸入申告等に利用することを可能とする。
貨物情報照会 【ICG】	蔵入承認済貨物について、貨物情報の照会を可能とする。
貨物在庫状況照会 【IWS】	蔵入承認済貨物について、貨物在庫状況の照会を可能とする。

④ 管理資料の変更

以下の管理資料を変更する。

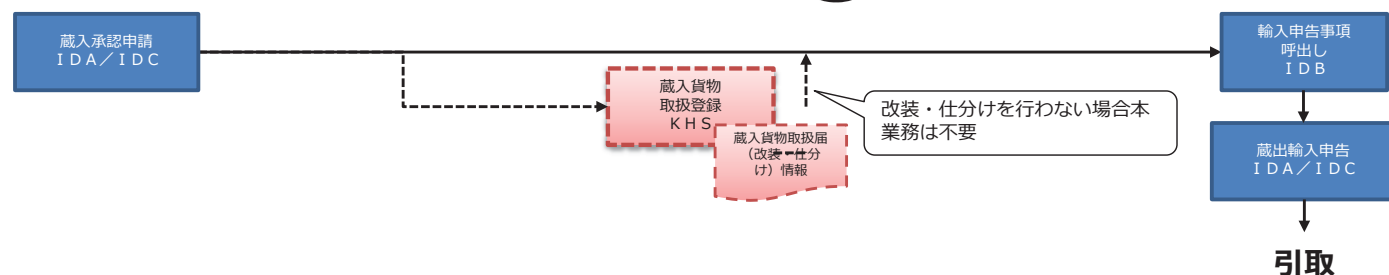
- ・ G01 輸入貨物搬出入データ
- ・ G04 貨物取扱等実績データ
- ・ G05 貨物取扱等一覧データ

VI-4. 蔵入・移入貨物の後続業務の可能化

業務フロー

① 併せ運送なし

通関場所（蔵入先）

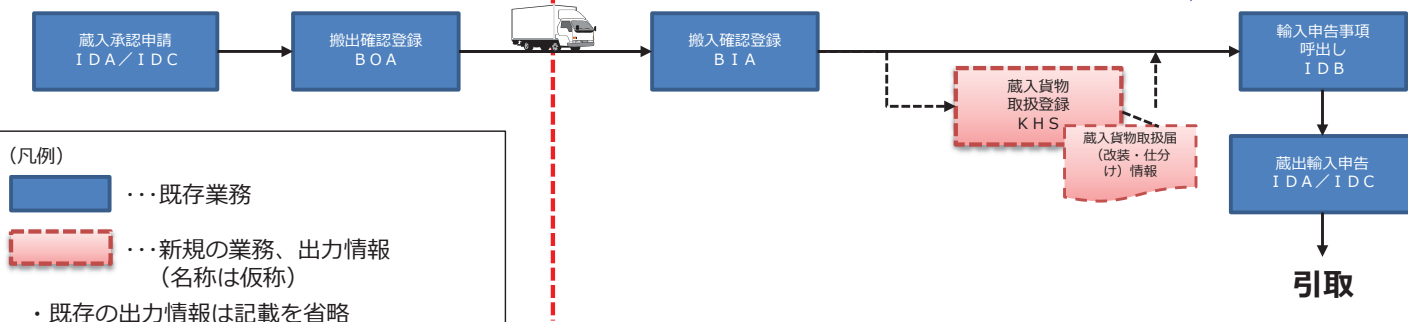


② 併せ運送あり

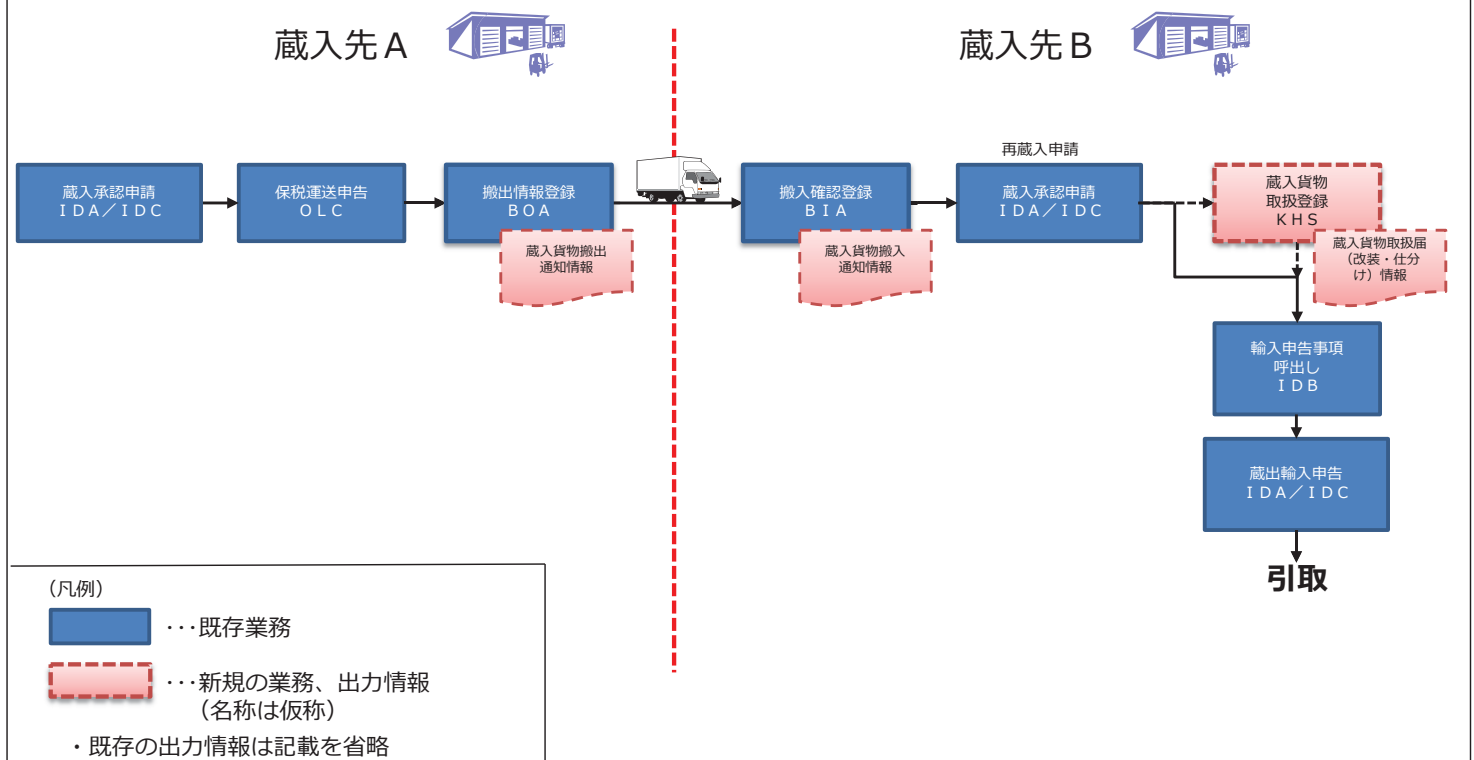
通関場所



蔵入先



③ 保税運送申告あり



VI-5. 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更

1. 概要

廃止業務および管理資料については、平成24年9月27日に開催した第3回海上合同WGにおいて、以下のとおり提案を行った。

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	廃止業務一覧等の提示	
2. 現行仕様	-	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	- 業務数を削減し、開発の母体規模を小さくすることにより、更改時の開発コストの抑制を図る。 - 不要な機能に対するメンテナンスが発生しないようにすることで、維持フェーズにおけるメンテナンスコストの抑制を図る。	
4. 次期仕様	- 現行システムで提供しているオンライン業務・管理資料のうち、利用頻度の著しく低いものについては、第6次NACCSでは廃止する。 - 類似業務については業務の統合を図る。 - 一部の業務について、業務名の見直しを行う。	
5. その他		

上記提案に関して、次頁以降のとおりに変更を行うこととする。

2. 廃止対象業務の抽出方針

以下の廃止理由①～⑥のいずれかに合致する業務については、廃止対象業務とする。

【廃止業務の候補とする理由（オンライン）】

<廃止理由 ①>

利用者の利便性向上を目的に提供していた事前登録業務・任意入力業務のうち、現行システムで利用実績がないものについては、不要と判断し廃止する。

<廃止理由 ②>

システム提供機能の変更に伴い機能が不要となるものについては、業務を廃止する。

<廃止理由 ③>

別の業務により機能が代替可能となっているものについては、業務を廃止する。

<廃止理由 ④>

その他

【廃止業務の候補とする理由（管理資料）】

<廃止理由 ⑤>

システム提供機能の変更に伴い管理資料の配信が不要となるものについては、廃止する。

<廃止理由 ⑥>

過去に問い合わせやプログラム変更要望が出されていないことから、運用上必要性が低いと考えられる管理資料あるいはそもそも利用されていない可能性が高い管理資料については、廃止する。

VI-5. 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更

3. 廃止対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務については、廃止対象業務とする。

項番	業務コード	業務名	業務概要	システム		廃止理由	備考
				航空	海上		
1	CYB01	システム外CY搬入確認（コンテナ単位）（事前登録）	「システム外CY搬入確認（一括搬入）」業務に先立ち、システム外地域等からCYに到着予定の輸入コンテナ貨物または仮陸揚コンテナ貨物について保税運送承認書等に基づき、コンテナ番号単位に事前情報の登録を行う。		○	①現行システムで利用実績のない業務の廃止	
2	CYD11	システム外CY搬入確認（B/L単位）（事前登録）呼出し	CYへの一括搬入前に「システム外CY搬入確認（B/L単位）（事前登録）（CYD01）」業務で登録した情報を訂正する場合、本業務によりシステムに登録されている情報を呼び出す。		○		
3	RPK	船卸予定登録	入力されたコンテナ番号毎に船卸予定日時を登録する。		○		
4	IRP	船卸予定登録（多数件処理）	RPK業務で登録されたコンテナ番号単位に船卸予定日時を登録する。		○		RPK業務の廃止に伴う廃止
5	PAY	ペイメント情報照会	口座引落しされた関税等の件数及び金額の合計を銀行支店単位に照会する。	○	○	②システム提供機能の廃止に伴う業務廃止	専用口座の廃止に伴う廃止
6	BAA	口座残高証明額訂正（呼出し）	残高証明額を訂正する口座の情報を呼出す。	○	○		
7	BAA01	口座残高証明額訂正	口座の残高証明額を訂正する。	○	○		
8	IBA	口座照会	口座情報を照会する。	○	○		
9	DLS05	納付書情報（口座）再出力依頼情報登録・変更	再出力を要求する納付書情報（口座）について、再出力依頼情報の登録、変更、呼出し及び削除を行う。	○	○	③代替機能の提供に伴う廃止	Web NACCS（入出港業務）対象業務の拡大に伴いパッケージソフトより廃止
10	VPT	入港前統一申請B	「船舶基本情報登録（VBX）」業務により登録された内容に基づき、当該港入港前に、各種申請等を同時に行う。また、本業務で行う申請等を選択することも可能とする。本業務により、登録、訂正及び取消しを可能とする。		○		
11	VPT11	入港前統一申請B呼出し	「入港前統一申請B（VPT）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。		○		

VI-5. 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更

第12回WG資料

項番	業務コード	業務名	業務概要	システム		廃止理由	備考
				航空	海上		
12	V I T	入港届等B	「船舶基本情報登録（V B X）」業務により登録された内容に基づき、当該港入港後、入港確定情報を登録する。本業務における届出先の官庁は選択することも可能とする。本業務により登録、訂正及び取消しを可能とする。		○	③代替機能の提供に伴う廃止	Web NACCS（入出港業務）対象業務の拡大に伴いパッケージソフトより廃止
13	V I T 1 1	入港届等B呼出し	「入港届等B（V I T）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。		○		
14	V O T	出港届等B	船舶基本情報登録（V B X）」業務により登録された内容に基づき、出港情報を登録し、出港届等（または転届等を行う。）本業務における届出先の官庁は選択することも可能とする。本業務により登録、訂正及び取消しを可能とする。		○		
15	V O T 1 1	出港届等B呼出し	「出港届等B（V O T 1 1）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。		○		
16	J B X	船舶基本情報登録（内航船）	本内航船単位の船舶基本情報を本邦初入港前に登録する。		○		
17	J B Y	船舶基本情報訂正（内航船）	登録済の船舶基本情報（内航船）の訂正及び削除を行う。		○		
18	J B Y 1 1	船舶基本情報訂正呼出し（内航船）	「船舶基本情報登録（内航船）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。		○		
19	J P T	入港前統一申請等（内航船）	船舶基本情報（内航船）及び入力された内容に基づき、港則法に基づく港長に対する危険物荷役許可申請、危険物運搬許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請、係留施設使用届および事前通報、港湾管理者の求める係留施設使用許可申請、海上交通センターの求める航路通報を同時に行うことができる。また、本業務により登録した情報の訂正および取消しも可能とする。		○		
20	J P T 1 1	入港前統一申請等呼出し（内航船）	「入港前統一申請等（内航船）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。		○		
21	J I T	入港届等（内航船）	船舶基本情報（内航船）及び入力された内容に基づき、当該港入港後、入港確定情報を登録する。これにより、港長および港湾管理者（入力あて先官庁のみ）に入港の届出を行う。また、港長、港湾管理者に対しては入出港届を行うことも可能とする。		○		



VI-5. 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更

第12回WG資料

項番	業務コード	業務名	業務概要	システム		廃止理由	備考
				航空	海上		
22	J I T 1 1	入港届等呼出し（内航船）	「入港前統一申請等（内航船）」業務または、「入港届等（内航船）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。		○	③代替機能の提供に伴う廃止	Web NACCS（入出港業務）対象業務の拡大に伴いパッケージソフトより廃止
23	J O T	出港届等（内航船）	船舶基本情報（内航船）及び入力された内容に基づき、出港確定情報を登録する。また、海上交通センターの求める航路通報を同時に行うことができる。		○		
24	J O T 1 1	出港届等呼出し（内航船）	「入港届等（内航船）」業務または、「出港届等（内航船）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。		○		
25	J M R	移動届（内航船）	港長に移動届を送信する。		○		
26	J M R 1 1	移動届呼出し（内航船）	移動届に先立ち、あらかじめ登録している船舶基本情報（内航船）を呼び出す。また、移動届の訂正又は削除に先立ち、既に登録済の移動届情報を呼び出すことも可能とする。		○		
27	K I T	入港料減免・還付申請	港湾管理者へ入港料減免申請、入港料還付申請を送信する。		○		
28	K I T 1 1	入港料減免・還付申請呼出し	「船舶基本情報登録（外航船・内航船）」業務、「入港届等（外航船（A、B業務）・内航船）」業務、「入港料減免・還付申請」業務のいずれかで登録した情報を呼び出す。		○		
29	K M T	船舶運航動静通知	港湾管理者へ船舶運航動静通知（入港、出港、移動）送信する。		○		
30	K M T 1 1	船舶運航動静通知呼出し	「船舶基本情報登録（外航船・内航船）」業務、「入港前統一申請等（外航船（A、B業務）・内航船）」業務、「船舶運航動静通知」業務により登録した情報を呼び出す。		○		
31	K S T	海側施設使用許可申請	港湾管理者へ旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請、ひき船使用許可申請兼配船希望願、船舶給水施設使用許可申請、船舶廃油処理施設使用許可申請を送信する。		○		
32	K S T 1 1	海側施設使用許可申請呼出し	「船舶基本情報登録（外航船・内航船）」業務、「海側施設使用許可申請」業務により登録した情報を呼び出す。		○		
33	K L T	陸側施設使用許可申請	港湾管理者へ荷役機械使用許可申請、建物の類（上屋）使用許可申請、港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請、コンテナ用電源使用許可申請を送信する。		○		



VI-5. 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更

第12回WG資料

項番	業務コード	業務名	業務概要	システム		廃止理由	備考
				航空	海上		
34	KLT11	陸側施設使用許可申請呼出し	「船舶基本情報登録（外航船・内航船）」業務、「陸側施設使用許可申請」業務により登録した情報を呼び出す。		○	③代替機能の提供に伴う廃止	Web NACCS（入出港業務）対象業務の拡大に伴い、パッケージソフトより廃止
35	JSS	申請状態確認	外航内航を問わず、利用者が行った手続の申請状態を確認する。（入港届、出港届、係留施設等使用許可申請、係留施設使用届、停泊場所指定願、移動許可申請、移動届、危険物荷役許可申請、危険物運搬許可申請、事前通報、航路通報、船舶保安情報、保障契約情報、入港通報または検疫通報）		○		I VS（入港届等照会）業務との統合に伴う廃止
36	CRW01	届出申請一覧呼出し	「入港前統一申請（VPX）」業務、「入港前統一申請B（VPT）」業務、「入港届等（VIX）」業務、「入港届等B（VIT）」業務、「出港届等（VOX）」業務、「出港届等B（VOT）」業務より乗員システムDBに登録された届出、及び「乗員上陸許可申請登録（CRW03）」業務より登録された上陸許可申請を検索し一覧表示する業務である。		○		
37	CRW02	届出申請情報照会	「入港前統一申請（VPX）」業務、「入港前統一申請B（VPT）」業務、「入港届等（VIX）」業務、「入港届等B（VIT）」業務、「出港届等（VOX）」業務、「出港届等B（VOT）」業務より乗員システムDBに登録された届出、及び「乗員上陸許可申請登録（CRW03）」業務より登録された上陸許可申請を一覧から選択して乗員上陸許可申請登録画面で照会する業務である。		○		
38	RSS	空コンテナ引取予定情報通知	空コンテナ容器の引取りに先立って、引取り側から引渡し側へ引取り予定を通知する。また、引取り予定の訂正、取消しも本業務で行う。		○		
39	RST	空コンテナ引取予定確認情報通知	コンテナ容器の引渡しに先立って、引渡し側から引取り側へ、引取り予定を確認した旨を通知する。また、引取り予定を確認した旨の訂正、取消しも本業務で行う。		○		
40	ACLO1	船積確認事項登録（コンテナ船用）	コンテナ船への輸出貨物の船積みに際し、関税法第16条第2項に基づき税関職員に呈示しなければならない積卸についての書類に関する情報を「船積確認登録」業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。		○		
41	ACLO2	船積確認事項登録（在来船用）	在来船への船積情報を「船積確認登録」業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。		○		
42	SIR	船積指図書（S/I）情報登録	輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物の船積指図書情報（以下「S/I情報」という。）に登録し、貨物の運送（輸出）を指示する。システムはNACCS-S/I番号（N-S/I番号）を払い出し、S/I情報を登録する。 また、本業務により登録済のS/I情報に対する訂正及び取消しも行う。		○		現行SIR02業務の業務コードをSIRとする



VI-5. 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更

第12回WG資料

項番	業務コード	業務名	業務概要	システム		廃止理由	備考
				航空	海上		
43	SIR01	船積指図書（S/I）情報登録（国際連携）	輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物の船積指図書情報（以下「S/I情報」という。）に登録し、貨物の運送（輸出）を指示する。システムはNACCS-S/I番号（N-S/I番号）を払い出し、S/I情報を登録する。 また、本業務により登録済のS/I情報に対する訂正及び取消しも行う。		○	③代替機能の提供に伴う廃止	現行SIR02業務の業務コードをSIRとする
44	EIR	S/I情報登録	輸出しようとする貨物のS/I情報を作成し、貨物の運送（輸出）等を指示する。システムはS/I情報を関係者へ送信する。	○			現行EIR02業務の業務コードをEIRとする
45	EIR01	S/I情報登録（国際連携）	輸出しようとする貨物のS/I情報を作成し、貨物の運送（輸出）等を指示する。システムはS/I情報を関係者へ送信する。	○			
46	I VA	インボイス・パッキングリスト情報登録	輸出申告等または輸入申告等に必要なインボイス情報及びパッキングリスト情報を登録・訂正する。	○	○		現行I VA02業務の業務コードをI VAとする
47	WBI	SWB確定通知	SeaWaybillの作成に必要な情報を登録する。また、運賃等の請求情報を請求先へ通知する。なお、SWB出力先を入力することで、後続業務として「SWB情報通知（WBS）」業務が可能となる。また、請求先等を入力することで、電子決済業務に必要な請求番号を払い出し、「支払選択登録（PAS）」業務が実施可能になる。 本業務により、SeaWaybill情報、及び運賃等情報の訂正または取消しを行うことができる。		○	④その他	ACL/CYサブWGにて廃止を合意（今後利用が見込めない）
48	WBI11	SWB確定通知呼出し	「SWB確定通知（WBI）」業務を行うにあたり、システムに登録されている船積確認情報を呼び出す。また、訂正・取消しを行う場合は、システムに登録されているSeaWaybill情報を呼び出す。		○		
49	WBS	SWB情報通知	SeaWaybill情報をシステムに登録されているSWB出力先へ出力する。なお、本業務において、「SWB確定通知（WBI）」業務で登録したSWB出力先、SWB発行日及び、積載日を訂正することができる。		○		
50	IWB	SWB情報照会	「SWB確定通知（WBI）」業務にて登録されたSeaWaybill情報を船会社コード+ブッキング番号+ブッキング番号枝番または、請求番号単位に照会する。		○		
51	IIS	SWB請求情報一覧照会	「SWB確定通知（WBI）」業務により登録した運賃及び諸チャージの請求情報の内容について、SWB確定通知登録者の利用者コード毎に一覧照会する。		○		



項番	業務コード	業務名	業務概要	システム		廃止理由	備考
				航空	海上		
52	PAS	支払選択登録	請求情報または、SeaWaybill請求情報に対して、支払区分、支払い対象の請求番号を選択し、電子決済情報として登録する。 本業務により、登録済の支払区分の訂正、または登録した電子決済情報の取消しを行う。 また、請求情報または、SeaWaybill請求情報に対して、マルチペイメントネットワークから支払いが完了した旨の電文を受信し、登録された請求情報の電子決済情報に対して、支払われた旨を登録する。	○	○	④その他	ACL/CYサブWGにて廃止を合意 (今後利用が見込めない)
53	PAS11	支払選択登録呼出し	「支払選択登録(PAS)」業務にて新規登録を行うにあたり、登録されている請求情報または、SeaWaybill請求情報の内容呼び出す。	○	○		
54	IPS	電子決済情報照会	電子決済情報、Pay-easy(ペイジー)での支払いに必要な支払手続き情報について、NACCS電子決済番号単位に照会する。	○	○		
55	ACT	請求情報登録	請求者が、料金請求先利用者に対して、手数料等の料金を請求したい場合に、請求内容を登録する。	○	○		
56	ACT11	請求情報登録呼出し	「請求情報登録(ACT)」業務を行うにあたり、システムに登録されている請求情報を呼び出す。	○	○		
57	IAI	請求情報一覧照会	「請求情報登録(ACT)」業務により登録した請求内容について、請求者の利用者コード毎に一覧照会する。	○	○		
58	IAT	請求情報照会	請求情報、または、領収書作成に必要な情報を請求番号単位に照会する。	○	○		
59	CRW03	乗員上陸許可申請	本業務により、乗員上陸許可申請登録、訂正及び取消しを行なう。		○		入港前統一申請業務との統合に伴う廃止

4. 廃止対象業務の一覧(管理資料)

以下の管理資料については、廃止対象とする。

項番	業務仕様書番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	周期	配信先	廃止理由	備考
1	I07	納付書集計データ	○			日報	銀行	⑤システム提供機能の廃止に伴う業務廃止	専用口座の廃止に伴う廃止
2	I08	連記式領収済通知書情報	○			日報	銀行		
3	I09	連記式領収控情報	○			日報	銀行		
4	I10	歳入金等受入報告表情報	○			日報	銀行		
5	I11	口座振替用納付書送付書情報	○			日報	銀行		
6	J02	電子決済入金予定データ(請求者用)	○			半月報	船会社他		
7	S05	仕向地別混載仕立実績データ		○		月報	混載業	⑥利用されていない可能性が高いことによる廃止	ACLサブWGにて廃止を合意
8	S09	貨物取扱実績データ(荷送人別)		○		月報	航空代理店		
9	S10	貨物取扱実績データ(航空会社別)		○		月報	航空代理店		
10	S11	貨物取扱実績データ(営業所別)		○		月報	航空代理店		
11	S12	搭載完了AWBデータ		○		日報	航空代理店		
12	T06	BREAK BULK MONTHLY REPORT		○		月報	混載業		

管理資料の廃止に伴い「管理資料情報配信要否登録(UKS)」業務について、変更を行う。

5. 月報管理資料配信日の変更について

現行NACCSにおいて、毎月2日、3日、4日に配信されている以下の月報管理資料情報について、毎月1日に配信する運用へ変更する。

項番	業務仕様書番号	業務仕様書名	共通	航空	海上	現行配信日	次期配信日
1	G03	保税運送申告一覧データ			○	2日	1日
2	G04	貨物取扱等実績データ			○	2日	
3	G06	船積確認事項登録実績データ			○	4日	
4	G11	卸コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
5	G12	積コンテナリスト取扱一覧データ			○	3日	
6	H01	輸出申告一覧データ	○			4日	
7	H02	輸出貨物許可承認等実績データ			○	2日	
8	I51	輸入申告一覧データ	○			3日	
9	I52	輸入貨物許可承認等実績データ			○	2日	
10	T07	搬出貨物統計データ（輸入）		○		2日	

VI-5. 廃止オンライン業務・廃止管理資料及び月報管理資料配信日の変更

6. 管理資料配信における外部媒体廃止について

現行NACCSにおける仕様

民間管理資料の配信において、管理資料のファイルサイズがシステム制限値（圧縮前6MB、圧縮後1MB）を超える場合には、外部媒体へ保存しその媒体を郵送することで管理資料を配信している。



次期（第6次）NACCSにおける仕様

次期NACCSにおける管理資料の配信については、原則、以下のとおりとする。

- 外部媒体の運用を廃止する。
- ファイルサイズに関係なく全ての管理資料について、システム配信処理により送付する。

なお、管理資料の配信時刻については、現行NACCSと同様、基本的に午前8:00までとする。

「旅客氏名表報告（PLR01）」業務において、1便あたりの登録可能な旅客数を700人から999人に拡大する。

■オンライン業務の変更

①PLR01業務入力画面の変更

旅客情報繰返数を最大999件に変更する。

②旅客氏名表関連の出力情報において、旅客情報繰返数を最大999件に変更する。

（詳細は下記出力情報一覧を参照）

■EDIFACT電文の以下のマッピング処理の変更

旅客情報相当部分の繰返数を最大999件に変更する。

①PLR110

②PLR210

■変更対象業務

①「旅客氏名表報告呼出し（PLR）」業務

②「旅客氏名表報告（PLR01）」業務

③「入出港届等情報照会（IGD）」業務

出力情報一覧

No	情報名	情報コード	現行の欄部数	出力業務	●：修正対象	No	情報名	情報コード	現行の欄部数	出力業務	●：修正対象
1	旅客氏名表控情報	AAA016	700	PLR01	●	18	旅客氏名表未登録者情報（入港）	AAA162	700	PLR01	●
2	旅客氏名表情報（入港）	AAA017	700	PLR01	●	19	旅客氏名表未登録者情報（出港）	AAA164	700	PLR01	●
3	旅客氏名表情報（出港）	AAA018	700	PLR01	●	20	旅客氏名表強制結合情報（入港）	AAA163	-	PLR01	●
4	旅客取消情報	AAA019	-	PLR01		21	旅客氏名表強制結合情報（出港）	AAA165	-	PLR01	
5	乗組員取消情報	AAA027	-	NLR01		22	乗組員氏名表強制結合情報（入港）	AAA181	-	NLR01	
6	旅客取消情報（入港）	AAA020	-	PLR01		23	乗組員氏名表強制結合情報（出港）	AAA183	-	NLR01	
7	旅客取消情報（出港）	AAA021	-	PLR01		24	乗組員氏名表未登録者情報	AAA178	150	NLR01	
8	乗組員取消情報（入港）	AAA028	-	NLR01		25	乗組員氏名表未登録者情報（入港）	AAA180	150	NLR01	
9	乗組員取消情報（出港）	AAA029	-	NLR01		26	乗組員氏名表未登録者情報（出港）	AAA182	150	NLR01	
10	旅客氏名表報告確認情報	AAA022	-	PLR01		27	エラー通知情報（旅客情報）	AAA094	-	PLR01	
11	乗組員氏名表報告確認情報	AAA049	-	NLR01		28	エラー通知情報（乗組員情報）	AAA095	-	NLR01	
12	乗組員氏名表控情報	AAA024	150	NLR01		29	旅客氏名表報告呼出し結果情報	AAA015	700	PLR	●
13	乗組員氏名表情報（入港）	AAA025	150	NLR01		30	乗組員氏名表報告呼出し結果情報	AAA023	150	NLR	
14	乗組員氏名表情報（出港）	AAA026	150	NLR01		31	乗組員照会情報	AAA013	150	IGD	
15	旅客氏名表未登録者情報	AAA160	700	PLR01	●	32	旅客照会情報	AAA014	700	IGD	●
16	旅客氏名表強制結合情報	AAA161	-	PLR01							
17	乗組員氏名表強制結合情報	AAA179	-	NLR01							

VI-7. スプリット便数の拡大（輸出・輸入）

航空輸出入業務における1AWBあたりの登録可能なスプリット便数の制限値について、20便から30便に変更する。
また、変更に伴い制限値チェックを行っている業務及び制限値での処理を行っている業務に以下の変更を行う。

➤ オンライン業務の変更

①制限値チェックの変更

スプリット便数の制限値チェックを20便から30便に変更する。

修正対象業務は「2. 変更対象業務一覧」参照。

②入出力画面・帳票の変更

入出力画面・帳票について、欄部（到着便名単位での繰返し）の欄数を20欄から30欄に変更する。

修正対象業務は「2. 変更対象業務一覧」参照。

修正対象画面・帳票は「3. 画面・帳票変更一覧」参照。

変更対象業務一覧

項番	業務	制限値チェックの変更	画面・帳票の変更
輸入			
1	AWB予備情報登録（AAW）	●	
2	積荷目録事前報告（ADM01）	●	
3	AWB情報登録（輸入）（ACH）	●	●
4	貨物確認情報登録（PKG）	●	●
5	AWB情報訂正（CAW）	●	●
6	貨物確認情報訂正（CPK）		●
7	ULD引取情報登録呼出し（UDA）	●	
8	ULD引取情報登録（UDA01）	●	
9	混載貨物確認情報登録（HPK）	●	
10	混載貨物確認情報訂正（CHP）	●	
11	搬入確認情報登録（システム対象外保税運送）（OIN）	●	●
12	輸入貨物情報変更登録（CAI01）	●	●
13	輸入貨物情報変更登録呼出し（CAI）		●
14	輸入貨物情報照会（IAW）		●
輸出			
1	搭載便割当情報登録呼出し（FLI）	●	
2	搭載便割当情報登録（FLI01）	●	
3	搭載便割当情報訂正呼出し（FLF）	●	
4	搭載便割当情報訂正（FLF01）	●	
5	搭載完了登録（便単位）呼出し（CLA）	●	
6	搭載完了登録（便単位）（CLA01）	●	
7	搭載完了登録（AWB単位）呼出し（CLB）	●	
8	搭載完了登録（AWB単位）（CLB01）	●	
9	FCM作成・送信（FCM）	●	
10	搭載完了強制終了登録呼出し（CLF）		●
11	搭載完了強制終了登録（CLF01）		●
12	輸出貨物情報照会（IGS）		●

画面・帳票変更一覧

項番	業務	画面・帳票名
輸入		
1	AWB情報登録（輸入）（ACH）	分割貨物完了情報（AAS010）
2	貨物確認情報登録（PKG）	分割貨物完了情報（AAS010）
3	AWB情報訂正（CAW）	分割貨物完了情報（AAS010）
4	貨物確認情報訂正（CPK）	分割貨物完了情報（AAS010）
5	搬入確認情報登録（システム対象外保税運送）（OIN）	分割貨物完了情報（AAS010）
6	輸入貨物情報変更登録（CAI01）	入力画面
		分割貨物完了情報（AAS010）
		訂正済情報（AAS111）
		訂正控情報（AAS112）
		訂正保留控情報（AAS113）
		訂正確認情報（AAS114）
		訂正保留確認情報（AAS115）
7	輸入貨物情報変更登録呼出し（CAI）	輸入貨物情報変更登録呼出し結果情報（AAS010）
8	輸入貨物情報照会（IAW）	輸入貨物情報照会情報（混載仕分情報）（AAS125）
輸出		
1	搭載完了強制終了登録呼出し（CLF）	搭載完了強制終了登録呼出し結果情報A（AAT075）
		搭載完了強制終了登録呼出し結果情報B（AAT076）
2	搭載完了強制終了登録（CLF01）	入力画面
3	輸出貨物情報照会（IGS）	輸出貨物情報照会情報（搭載情報1）（AAT140）
		輸出貨物情報照会情報（搭載情報2）（AAT141）
		輸出貨物情報照会情報（仮陸揚情報）（AAT144）

区 分	概 要
1. 個別検討事項	ジョイント入力の廃止
2. 現行システム仕様	・ 1つのMAWBが複数の混載業により仕立てられている場合は、該当混載貨物の登録時にジョイント混載である旨の入力を行う。 ・ ジョイント混載は、複数の混載業が「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務を行うことが可能となる。 ・ 保税蔵置場は、混載業毎に「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務が必要となる。
3. 見直しの経緯 （利用者の要望等）	・ 保税蔵置場のジョイント混載入力は不要としてほしい。 ・ 「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務は混載業毎にEND入力をする必要があるので作業が煩雑である。

ジョイント入力の見直しの検討

保税蔵置場におけるジョイント混載入力作業を不要とするために、以下の①又は②の対応が可能か否か検討を行った。

- ① 混載業・保税蔵置場におけるジョイント入力を廃止し、システムによる自動判定とする。

【問題点】

- 混載業によるHCH業務の際、異なる混載業が誤って同一のMAWB番号を入力した場合も、ジョイント混載と判定されて正常処理となる。
- 保税蔵置場によるHPK業務の際、“END-BB”と入力して混載業ごとに登録する仕様に変えることは、システムに多大な影響を与え、大幅な改修が必要となる。

- ② 保税蔵置場におけるジョイント入力のみを廃止し、システムによる自動判定とする。

【問題点】

- 混載業によるHCH業務が保税蔵置場によるHPK業務よりも先行すれば自動判定を可能とすることができるが、実態を踏まえた場合、本対応を採ることは困難である。



第6次NACCSにおける仕様

上記のとおり、現行のジョイント混載の機能を維持しながら、保税蔵置場における入力を省略することは困難であることから、第6次NACCSでは、ジョイント入力の見直しは実施しないこととする。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	HAWBがスプリットした際において、MAWB番号が異なる場合でも「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を実施可能とする。
2. 現行システム仕様	① 1HAWBは必ず1MAWBに混載仕立てされていることが前提となっており、「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務はHAWBに対して1回のみ行う流れとなっている。 ② MAWB番号を搭載便単位に付与している一部利用者様においては、HAWBがスプリットした場合、1HAWBが複数MAWBに混載仕立てされているためシステムで対応できない状態となっている。
3. 現在の対応状況	シノニム貨物としてHPK業務を行うことでエラーを回避し、以降の処理を一部マニュアル運用としている。
4. 見直しの経緯（利用者の要望）	特定の利用者様について、HAWBのシノニムの入力を行った場合でも正常に混載貨物の搬入を行うことができるようにする。



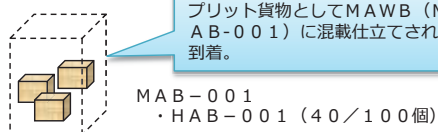
上記の要望を踏まえ、第6次NACCSにおける対応として、次ページ以降にある（案1）と（案2）について検討を実施した。

VI-9. スプリット扱いとなる輸入混載貨物の搬入確認業務の見直し

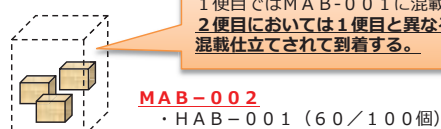
（案1）HPK業務に機能追加

特定の利用者について、HAWBのシノニムの入力を行った場合でも、正常に混載貨物の搬入が行うことができるように、HPK業務に機能の追加を行う。

1便目の到着



2便目の到着



ACH/PKG

便名	NA0001	07SEP
AWB		
MAB	001	

HPK

便名	NA0001	07SEP
MAWB	MAB	001
HAWB番号		
HAB	001	40

ACH/PKG

便名	NA0002	07SEP
AWB		
MAB	001	
MAB	002	

HPK

便名	NA0002	07SEP
MAWB	MAB	002
HAWB番号		
HAB	001	60

後続業務へ

HCH

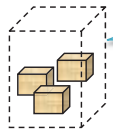
便名	NA0001	07SEP
MAWB	MAB	001
HAWB番号		
HAB	001	100

2便目としてはMAB-002のみ積載されている。
MAB-001に対してはACH/PKG業務が実施されない。

(案2) 新規搬入業務の追加

特定の利用者について、HAWBのシノニムの入力を行った場合でも、正常に混載貨物の搬入が行うことができるように、XXX業務を新設する。

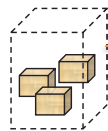
1 便目の到着



HAWB (HAB-001) が、Split貨物としてMAWB (MAB-001) に混載仕立てされて到着。

MAB-001
・HAB-001 (40/100個)

2 便目の到着



HAB-001の残りが到着。
1便目ではMAB-001に混載仕立てされていたが、2便目においては1便目と異なるMAWB (MAB-002) に混載仕立てされて到着する。

MAB-002
・HAB-001 (60/100個)

ACH/PKG

便名	NA0001	07SEP
AWB		
MAB	001	

HPK

便名	NA0001	07SEP
MAWB	MAB	001
HAWB番号	到着個数	
HAB	001	40

ACH/PKG

便名	NA0002	07SEP
AWB		
MAB	001	
MAB	002	

XXX

便名	NA0002	07SEP
MAWB	MAB	002
HAWB番号	到着個数	
HAB	001	60

HAB-001は、1便目において既にMAB-001に混載仕分けされているが、シノニムエラーとしない。

後続業務へ

HCH

便名	NA0001	07SEP
MAWB	MAB	001
HAWB番号	総個数	
HAB	001	100

2便目としてはMAB-002のみ積載されている。
MAB-001に対してはACH/PKG業務が実施されない。

VI-9. スplit扱いとなる輸入混載貨物の搬入確認業務の見直し

前記対応案におけるメリット・デメリットは以下のとおりとなる。

	(案1) HPK業務に機能追加	(案2) 新規搬入業務の追加
メリット	搬入業務を使い分ける必要がないためスムーズな運用が想定される。	- 明示的に業務を切り替える必要があるため、HPK業務への機能追加と比較した場合にMAWB貨物の入力誤りを防ぐことが可能となる。 - 貨物の履歴情報に新規業務の業務コードが残り、IAW業務においてシノニム貨物であることの判断が可能となる。
デメリット	- MAWB貨物の入力誤りがあった場合でも、エラーとならずに正常終了となる。 - 業務履歴情報からシノニム貨物であるか否かの判断が不可となる。	貨物毎にシノニム貨物か否かを判断した上で搬入業務を使い分ける必要が生じる。



第6次NACCSにおける対応

上記(案)による対応の是非について関係者にヒアリングを実施した結果、いずれを採用しても、何らかのデメリットが発生し、業務改善に繋がらないことから、現状維持が妥当との結論が得られた。

従って、本案件については、第6次NACCSでは対応しないこととする。

1. 現状の課題

「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務 又は「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務では全量到着済でないHAWB貨物が存在する場合、不突合情報を出力する。
現行NACCS更改前は、到着便単位にHCH01業務、HPK業務が実施されていたため到着便単位に全量到着か否かを判定し不突合情報が出力されていた。

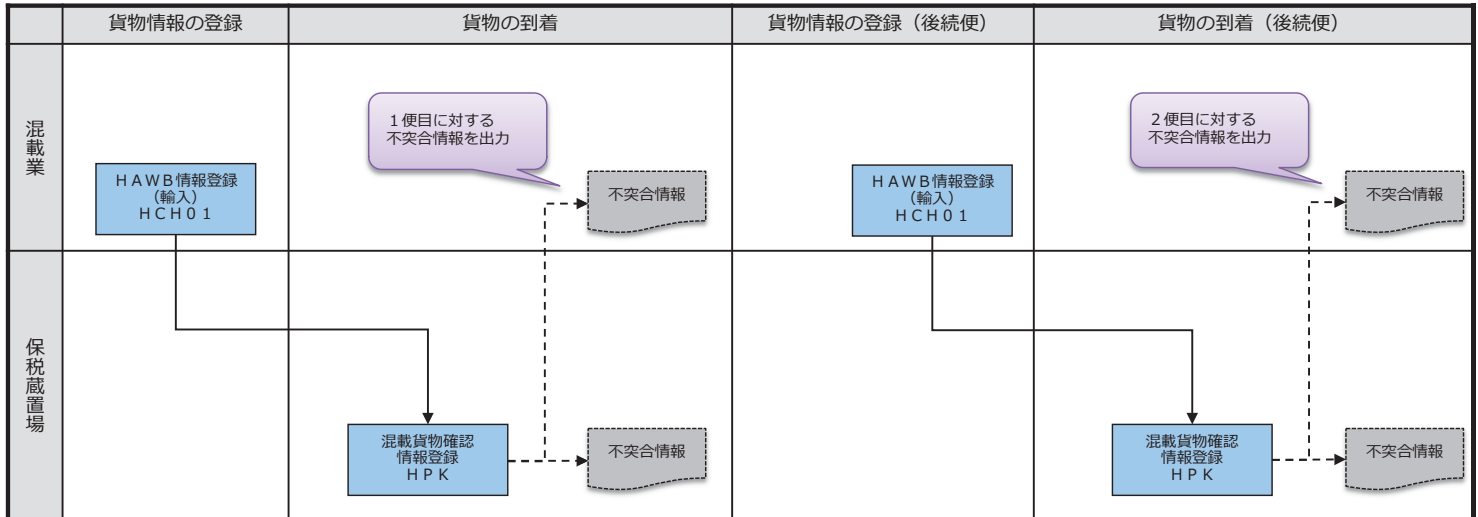
5次更改前



1便目の到着



2便目の到着



VI-10. 個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件

現行NACCS更改時に、HCH01業務は到着予定便に対して1回、HPK業務については実到着便単位に実施となったため、便単位での全量到着済か否かの判断が出来なくなり、HPK業務で入力されたMAWB配下の全量未着のHAWBが全て不突合情報に出力される動作となっている。

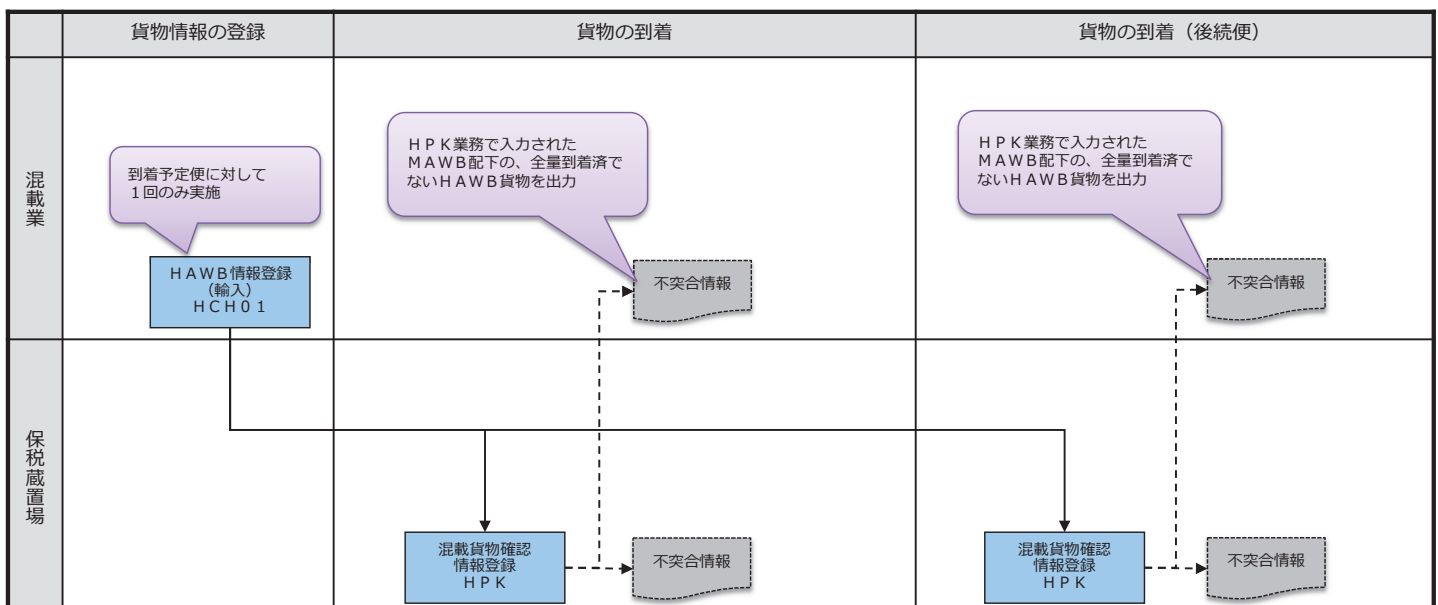
5次更改後



1便目の到着



2便目の到着



例として、HCH01業務でMAB001（スプリットする貨物）に対し、HAB001～003が登録された場合で、1便目ではHAB001の一部（スプリット）、HAB002の全量が到着した場合に、不突合情報ではスプリット貨物となるHAB001、到着していないHAB003も出力対象となっている。



1便目の到着



2便目の到着

	貨物情報の登録	貨物の到着	貨物の到着（後続便）
混載業	HCH 便名 NA0001 10OCT MAWB MAB 001 HAWB番号 総個数 HAB 001 100 HAB 002 100 HAB 003 100	HAB001,002,003共に、後続便が存在するか不明であるため、<u>スプリットするHAB001</u> <u>到着していないHAB003</u> <u>も出力される</u> <u>（改善したい点）</u> HAB001 HAB002 HAB003	HAB001（残分）HAB003（全量）が到着したため、不突合貨物のみが出力（問題ない挙動） HAB002
保税蔵置場	MAB001がスプリットで到着HAB001（一部）HAB002（全量）が到着したとする	HPK 便名 NA0002 10OCT MAWB MAB 001 HAWB番号 到着個数 HAB 001 40 HAB 002 99 HAB 003 HAB HAB	HPK 便名 NA0003 10OCT MAWB MAB 001 HAWB番号 到着個数 HAB 001 60 HAB 003 100 HAB HAB

2. 対応案（1）

HPK業務の共通部に「不突合情報出力表示（「△スペース」または「Y」の入力を想定）」を追加する。

①「△（スペース）」の場合はMAWBがスプリットフルである場合に限り全量到着済ではないHAWB貨物を不突合情報に出力する。

②「Y」が入力された場合はMAWBの状態に関わらず現状通り不突合情報を出力する。

なお、不突合情報に「Y」が入力可能となるタイミングは、HPK業務で「END」入力するタイミングを想定する。

1便目の到着

2便目の到着

	貨物情報の登録	貨物の到着	貨物の到着（後続便）
混載業	HCH 便名 NA0001 10OCT MAWB MAB 001 HAWB番号 総個数 HAB 001 100 HAB 002 100 HAB 003 100	不突合情報出力表示に「Y」が入力された場合のみ、不突合情報を出力	不突合情報出力表示が「△」であるが、MAWBがスプリットフル状態であるため、不突合情報を出力 HAB002
保税蔵置場	MAB001がスプリットで到着HAB001（一部）HAB002（全量）が到着したとする	HPK 便名 NA0002 10OCT △ MAWB MAB 001 HAWB番号 到着個数 HAB 001 40 HAB 002 99 HAB HAB	HPK 便名 NA0003 10OCT △ MAWB MAB 001 HAWB番号 到着個数 HAB 001 60 HAB 003 100 HAB HAB

2. 対応案（2）

HPK業務の欄部に「全量到着表示（「△（スペース）」または「E」の入力を想定）」を追加する。（新規項目）

① 「△（スペース）」の場合は、HAWBはスプリット貨物と判断し、不突合情報の出力対象外とする。

② 「E」が入力されたHAWBは、全量到着済であるはずの情報と判断し、不突合情報の出力対象とする。

なお、「E」が明示的に入力不可となる先行便で到着しないHAWBについては、「△（スペース）」と同様の挙動となる。

1便目の到着

2便目の到着

	貨物情報の登録	貨物の到着	貨物の到着（後続便）
混載業	HCH 便名 NA0001 10OCT MAWB MAB 001 HAWB番号 総個数 HAB 001 100 HAB 002 100 HAB 003 100	HAB 002 HAB 001は「△」が入力されたため対象外 HAB 002は「E」が入力されたため出力対象 HAB 003は明示的な入力はないが、「△」同等に対象外となる	HAB 002 HAB 002について、訂正がされていない場合、2便目到着時にも出力される
保税蔵置場	MAB 001がスプリットで到着 HAB 001（一部） HAB 002（全量） が到着したとする	HPK 便名 NA0002 10OCT MAWB MAB 001 HAWB番号 到着個数 HAB 001 40 △ HAB 002 99 E HAB 003	HPK 便名 NA0003 10OCT MAWB MAB 001 HAWB番号 到着個数 HAB 001 60 E HAB 003 100 E HAB 002

VI-10. 個数違いによるDiscrepancy Noticeの出力条件

3. 第6次NACCSにおける対応

対応案（1）（MAWBのスプリットフルの状態を判断）における問題点

- MAWBがスプリットフルとなった時点で不突合情報が出力されるため、現状の不突合情報の出力と比べ出力タイミングが遅くなる。（「不突合情報出力表示」欄が「スペース」だった場合）
- ACH業務の先行到着便の到着時に総個数の登録が実施されない場合など、MAWBがスプリットとして登録されない場合は、先行便に対するHPK業務時も現状通り不突合情報が出力される。
- HPK業務実施後に訂正業務を実施する事によりMAWB貨物がスプリットフルとなる場合、不突合情報の出力契機がなくなり、不突合情報が出力されない。

対応案（2）（HAWB単位に全量到着したかを判断）における問題点

- 保税蔵置場は、HAWB貨物がスプリットするか否かを予め判断する必要がある。
- 「E」が入力されない場合、不突合情報の出力契機がなくなり、出力されないHAWB貨物が発生する可能性がある。



第6次NACCSにおける対応

上記案による対応の是非に関して、改めて関係業界にヒアリングを実施した結果、以下の問題が生じるため、現行機能の継続が妥当との結論が得られた。

- （1）は出力条件がスプリットフルとなった時点のため、全量到着するまで確認ができない。
- （2）はHAWB貨物がスプリットするか否かの判断が難しい。

したがって、第6次NACCSにおいて、Discrepancy Noticeの出力条件の見直しは実施しないこととする。

1. 経緯

クレームノーティスのシステム化については、平成26年8月27日に開催した第8回航空合同WGにおいて提案を行った。その後、詳細な仕様の検討を行うとともにシステム化後の利用の可否については、関係団体から以下のとおり御意見を頂いている。

関係団体	意見・要望等	検討内容（回答）
航空会社	（意見） システム化しない方がよい案件と考える。 （理由） プリクレーム申請者サインや受領確認手順の整理が必要。クレーム処理は航空会社と荷主間の個別の商取引に関する対応であるため、NACCSで処理する案件ではないと考える。仮にシステム化した場合でも別途受領確認を行う要員が必要となり、必ずしも負荷が軽減されるわけではない。	本件システム化に関しては、賛意を示す意見もあるため、引き続き関係業界の意見等を確認させていただいた上で、方向性を決定したいと思います。
J A F A	（意見） システム利用の可否は主な航空会社が受付けてくれることが前提である。 （理由） プリクレームをシステムで提出したいと考えても、航空会社が受け付けをしてくれないと利用は出来ない。また航空会社により提出方法が異なると作業が煩雑になり、得られる効果も減ってしまう。その様な状況で社内での利用促進をすることは難しい。	引き続き関係業界からの御意見を確認させていただいた上で、方向性を決定したいと思います。

第6次NACCSにおける方向性

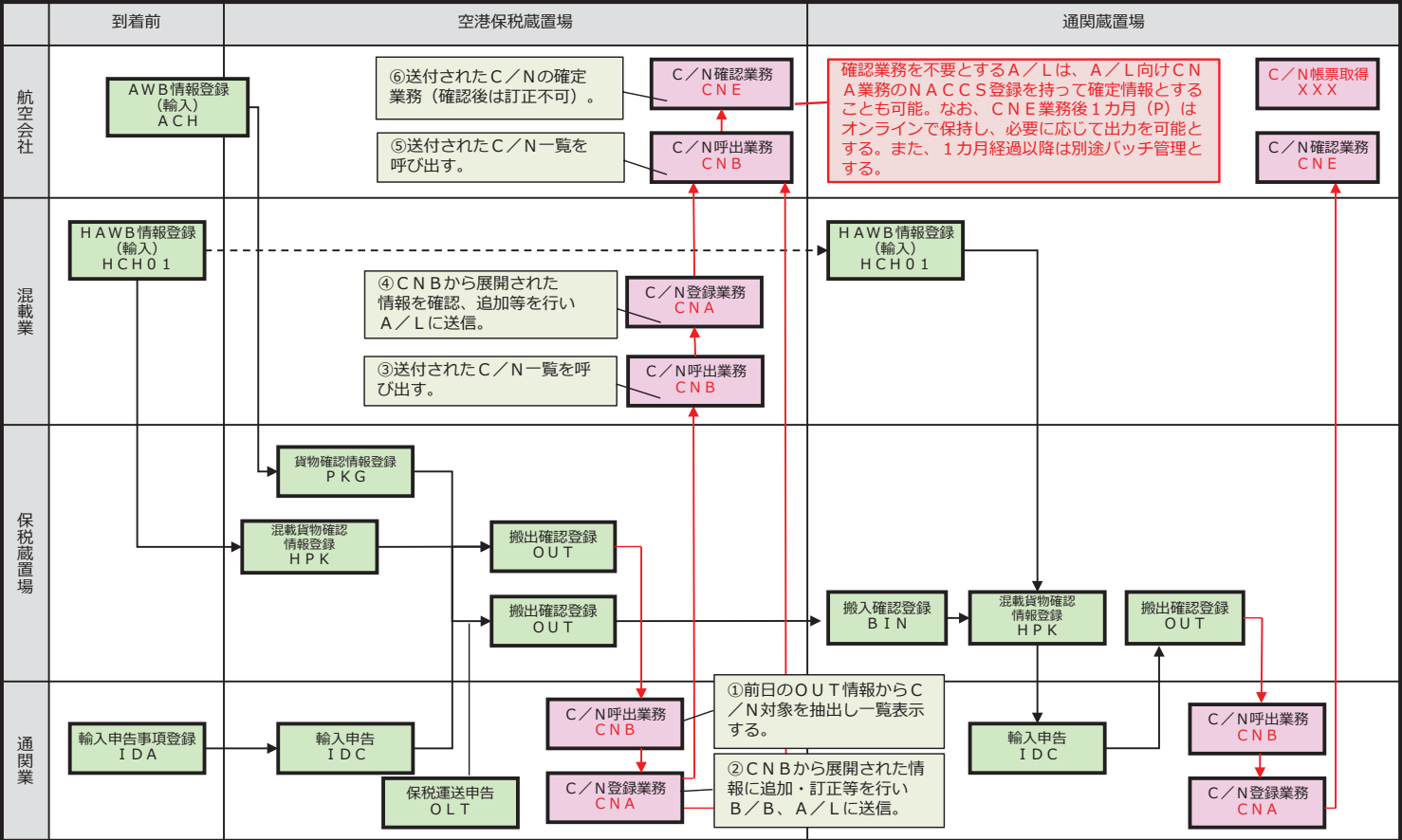
プリクレームのシステム化については、賛否両論が示されたことから、次の資料のとおり具体的なシステム処理案を作成し、一部の利用者様等に改めてヒアリングを実施した。

結果として、関係業界全体としての賛意を得ることは困難な状況にあり、かかる状況下でシステム化を実現したとしても、無用の混乱を招くことも予想されることから、本案件は実施しないこととする。



VI-11. クレームノーティスのシステム化<2>

2. 業務フロー（案）



3. 業務概要

業務コード	業務名	入力者	業務概要
C N B	C/N呼出業務	通関業者 混載業者	・前日分のO U T情報から、H P K業務等において事故コードが登録されている貨物をA W BまたはH A W B単位に一覧表形式により呼び出す。本業務は保税蔵置場単位に航空会社コードまたは混載業者コードをキーとして実施する。
		混載業者	・通関業者から送信されたC/N情報を一覧表形式により呼び出す（約3,000件の出力を予定）。
		航空会社	・通関業者または混載業者により登録された、C/N情報を呼び出す。
C N A	C/N登録業務	通関業者	・C N A業務により展開された情報を確認のうえ、必要な訂正・追加・削除を行い、混載業者又は航空会社向けに送信する。
		混載業者	・C N A業務により展開された情報を確認のうえ、必要な訂正・追加・削除を行い、航空会社向けに送信する。
C N E	C/N確認業務	航空会社	・通関業者又は混載業者から送信されたC/Nの内容を確認する。確認登録が行われた以降、当該C/N情報をN A C C Sに2年間保管する（確認登録以降、情報の訂正は不可とする）。 ・なお、確認業務を不要とする航空会社については、テーブル管理により実施要否の設定を行い、否とする航空会社宛での送信の場合は、通関業者又は混載業者によるC/N情報登録の登録をもって確定情報として保存することも可能とする。 ・C/Nの確定が行われた時点で、混載業者又は通関業者に確定した旨の通知を送信する。
X X X	C/N帳票取得業務（ディレード）	通関業者 混載業者 航空会社	・本クレームが生じた場合等に該当となるC/N情報の帳票情報を取得する。

4. 帳票イメージ

Notice of Claim										DATE : 2014/10/22	Ref.NO. : YYY-14-00001
TO : ○○○ Air Lines											
HAWB NO	MAWB NO	Flight Number	A/P of load	A/P of dis	Arrival date	Bond out date	Description of goods	No.of pcs	Gross weight	Remarks	
xxx-1111 1111	999-1234-5678	ZZ0001	LAX	NRT	2014/10/21	2014/10/21	Parts of machine	3	100.0	CRS	
xxx-2222 2222	999-1234-5678	ZZ0001	LAX	NRT	2014/10/21	2014/10/21	Hard Disk Drive	100	5.0	PUN	

We hereby declare that we reserve the right to file a claim with when the details and amount are ascertained.

発行元会社名 : ABCD CO.,LTD.

航空会社確認欄 : ○○○ Air Lines 2014.10.22 12 : 00

1. ダイレクト・インターフェース（D/I）の廃止

区 分	概 要
1. 現行仕様	D/I（X.25）は、航空利用者に提供している自社システム用のゲートウェイ接続形態である。
2. 見直しの経緯	① D/Iを実現する通信プロトコルのX.25は、1976年から使用されている古いプロトコルであり、現在はシステム・メーカーによるサポートも行われないう状況になりつつある。このため、将来においてD/Iの存続そのものが困難となる可能性が大きい。 ② 自社システム利用者に対し「SMTP双方向」を推奨してきた結果、D/I利用者は少数となっている。 ③ 「SMTP双方向」は汎用ソフトを利用することができ、全て独自でソフト開発を行わなければならないD/Iに比べ、利用者における開発・運用コストを低く抑えられるというメリットがある。
3. 第6次NACCS仕様	基本仕様において提案のとおり、第6次NACCSではダイレクト・インターフェース方式は廃止する。

VI-12. 第6次NACCSにおける接続処理方式等

2. 第6次NACCSにおける接続処理方式

処理方式		ネットワーク	利用プロトコル	電文形式	パッケージソフト
インタラクティブ処理方式	会話型	NACCS ネットワーク	HTTP	NACCS-EDI 電文	○
	SMTP 双方向		SMTP	NACCS-EDI 電文	－
				XML 電文	－
メール処理方式			SMTP／POP3	NACCS-EDI 電文	○
				EDIFACT 電文	－
				XML 電文	－
e b M S 処理方式		インターネット	HTTP(S)	NACCS-EDI 電文	－
				XML 電文	－
n e t N A C C S 処理方式			HTTP(S)	NACCS-EDI 電文	○
W e b N A C C S 処理方式			HTTP(S)	ブラウザ電文	－

注1：EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する（下記3.「第6次NACCSにおけるEDIFACT及びe b M S について」参照）。

注2：Web NACCS処理方式で利用可能な業務については限定する。

3. 第6次NACCSにおけるEDI FACT及びe bMSについて

1. EDI FACT関係

現行NACCSにおけるEDI FACTのバージョン等は、以下のとおりとなっているが、第6次NACCSにおいても、引き続き現行と同一のバージョン等を採用する。

- (1) メッセージバージョン : D98B
- (2) シンタックスルールのバージョン : Ver. 3
- (3) 文字セット : レベルA (UNOA)、「#」、「@」が使用可能
- (4) 対象業務 : 第5次NACCSにおけるEDI FACT対象業務は別紙1のとおりであり、第6次NACCSにおいても引き続き対象とする。なお、第6次NACCSから提供する新規業務について、EDI FACT対応が必要な場合は、別途追加を行う。

2. e bMS関係

e bMS (e bXML Message Service) とは、企業間電子商取引でやり取りするメッセージをインターネットを通じて伝送するための仕様であり、SOAPをベースとして構成されている。e bMS処理方式では、利用者はNACCS センターより配布されるCPAを使用して通信を行う。e bMS処理方式における通信プロトコルには、ネットワーク・トランスポート層にTCP/IP、その上位層にはHTTPSを採用し、e bMS2.0で送受信処理を行う。第6次NACCSにおいて使用するバージョン等は次のとおりとする。

注: CPA: コラボレーション・プロトコル合意書 (Collaboration Protocol Agreement)

- (1) メッセージバージョン
e bXML Message Service v2.0 (e bMS2.0) 及びe bXML CPPAv2.0を使用する。
- (2) 対象業務
第5次NACCSにおけるe bMS対象業務は別紙2のとおりであり、第6次NACCSにおいても引き続き対象とする。なお、第6次NACCSから提供する新規業務について、e bMS対応が必要な場合は、別途追加を行う。



《別紙1》EDI FACT対象業務 (1)

第12回WG資料

	業 務 名	出力情報 コード	出力情報名	サブセット名	使用 メッセージ
VBX VBY	船舶基本情報登録・訂正			VBX110	CUSREP
		*SVBX *SVBY	処理結果通知	VBX210	CUSRES
VTX01	船舶運航情報登録			VTX110	CUSREP
VTX02	乗組員情報登録			VTX210	PAXLST
VTX03	旅客情報登録			VTX310	PAXLST
VTX04	船用品情報登録			VTX410	CUSCAR
		*SVTX01 *SVTX02 *SVTX03 *SVTX04	処理結果通知	VTX510	CUSRES
VIX	入港届等			VIX110	CUSREP
		*SVIX	処理結果通知	VIX210	CUSRES
TPC	とん税等納付申告			TPC110	CUSREP
		*STPC	処理結果通知	TPC210	CUSRES
VOX	出港届等			VOX110	CUSREP
		*SVOX	処理結果通知	VOX210	CUSRES
VPX	入港前統一申請			VPX110	CUSREP
		*SVPX	処理結果通知	VPX210	CUSRES

	業 務 名	出力情報 コード	出力情報名	サブセット名	使用 メッセージ
MFR CMF01 CMF02	積荷目録情報登録・訂正 (シングル)			MFR110	CUSCAR
		*SMFR	処理結果通知	MFR310	CUSRES
		*SCMF01 *SCMF02	処理結果通知	CMF210	CUSRES
	※1	SAS013	積荷目録訂正状況情報	CMF310	CUSRES
	※1	SAS108	出港前報告不一致情報 (民間)	ATD310	CUSCAR
	※1	SAS111	リスク分析結果事前通知情報	CDN110	CUSRES
MFR21 CMF21	積荷目録情報登録・訂正 (マルチ)	※2		MFR210	CUSCAR
	※3	*SMFR21 *SMFR22	処理結果通知	MFR310	CUSRES
	※3	*SCMF21 *SCMF22	処理結果通知	CMF210	CUSRES
CMF03	積荷目録情報訂正 (次船卸港の追加)			CMF110	CUSCAR
		*SCMF03	処理結果通知	CMF210	CUSRES
DMF	積荷目録提出			DMF110	CUSCAR
		*SDMF	処理結果通知	DMF210	CUSRES
		SAS011	積荷目録提出情報	DMF310	CUSRES
		SAS012	仮陸揚届提出情報	DMF410	CUSRES
		SAS108	出港前報告不一致情報 (民間)	ATD310	CUSCAR
		SAS111	リスク分析結果事前通知情報	CDN110	CUSRES
PID	到着確認登録			PID110	CUSCAR
		*SPID	処理結果通知	PID210	CUSRES

《別紙1》EDIFACT対象業務（2）

第12回WG資料

	業 務 名	出力情報コード	出力情報名	サブセット名	使用メッセージ
CYO	CY搬出確認登録			CYO110	CODECO
		*SCYO	処理結果通知	CYO210	CUSRES
		SAT024	コンテナ通知情報	CYO310	CODECO
		SAT026	コンテナ通知取消情報	CYO410	CODECO
DOR	輸入貨物荷渡情報登録			DOR110	IFTMIN
		*SDOR	処理結果通知	DOR210	CUSRES
AMR CMR	出港前報告・訂正			AMR110	CUSCAR
		*SAMR	処理結果通知	AMR210	CUSRES
		*SCMR	処理結果通知	CMR110	CUSRES
	※5	SAS108	出港前報告不一致情報（民間）	ATD310	CUSCAR
		SAS111	リスク分析結果事前通知情報	CDN110	CUSRES
ATD	出港日時報告			ATD110	CUSCAR
		*SATD	処理結果通知	ATD210	CUSRES
		SAS108	出港前報告不一致情報（民間）	ATD310	CUSCAR
AHR CHR	出港前報告（ハウスB/L）・訂正			AHR110	CUSCAR
		*SAHR	処理結果通知	AHR210	CUSRES
		*SCHR	処理結果通知	CHR110	CUSRES
		SAS135	ハウスB/L報告完了通知情報	AHR310	CUSRES
	※6	SAS108	出港前報告不一致情報（民間）	ATD310	CUSCAR
		SAS111	リスク分析結果事前通知情報	CDN110	CUSRES

CDN01	出港前報告事前通知 ※ 通知情報のみ	SAS111	リスク分析結果事前通知情報	CDN110	CUSRES
		SAS112	リスク分析結果事前通知解除情報	CDN110	CUSRES
DNC	船卸許可申請			DNC110	CUSCAR
		*SDNC	処理結果通知	DNC210	CUSRES
		SAS119	エラー通知情報（船卸許可申請）	DNC310	CUSRES
		SAS121	船卸許可申請情報	DNC410	CUSRES
MFI	積荷目録情報登録（一括）			MFI110	CUSCAR
		*SMFI	処理結果通知	MFI210	CUSRES
		SAS120	積荷目録情報登録結果一覧情報	MFI310	CUSRES
CDE01	船卸許可申請審査終了	SAS134	要再申請通知情報（船卸許可申請）	DNC310	CUSRES
		SAS122	船卸許可通知情報	DNC410	CUSRES
VAN	バンニング情報登録（コンテナ単位）	SAT024	コンテナ通知情報	CYO310	CODECO
VAE	バンニング情報登録（輸出管理番号単位）	SAT024	コンテナ通知情報	CYO310	CODECO
VAH	バンニング・CY搬入情報登録	SAT024	コンテナ通知情報	CYO310	CODECO
VAA	バンニング情報追加	SAT025	コンテナ通知訂正情報	VAC110	CODECO
VAC	バンニング情報取消し	SAT025	コンテナ通知訂正情報	VAC110	CODECO
		SAT026	コンテナ通知取消情報	CYO410	CODECO
VAD	バンニング情報訂正	SAT025	コンテナ通知訂正情報	VAC110	CODECO



《別紙1》EDIFACT対象業務（3）

第12回WG資料

	業 務 名	出力情報コード	出力情報名	サブセット名	使用メッセージ
CYA	CY搬入確認登録			CYA110	CODECO
		*SCYA	処理結果通知	CYA210	CUSRES
		SAT024	コンテナ通知情報	CYO310	CODECO
CYC	CY搬入情報訂正			CYC110	CODECO
		*SCYC	処理結果通知	CYC210	CUSRES
ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	SAT049	船積確認事項情報（コンテナ船本情報）	ACL110	IFTMIN
		SAT050	船積確認事項情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
		SAT053	船積確認事項変更情報（コンテナ船本情報）	ACL110	IFTMIN
		SAT054	船積確認事項変更情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
		SAT057	船積確認事項取消情報	ACL510	IFTMIN
ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	SAT051	船積確認事項情報（在来船本情報）	ACL310	IFTMIN
		SAT050	船積確認事項情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
		SAT052	船積確認事項情報（車台番号等情報）	ACL410	IFTMIN
		SAT055	船積確認事項変更情報（在来船本情報）	ACL310	IFTMIN
		SAT054	船積確認事項変更情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
		SAT056	船積確認事項変更情報（車台番号等情報）	ACL410	IFTMIN
		SAT057	船積確認事項取消情報	ACL510	IFTMIN
CCL	船積確認登録			CCL110	CUSCAR
		*SCCL	処理結果通知	CCL210	CUSRES
		SAT054	船積確認事項変更情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
BKR BKC	ブッキング情報登録・訂正 ※4			BKR110	IFTMBC
		*SBKR *SBKC	処理結果通知	BKR210	CUSRES

BCC	ブッキング・コンテナ番号変更 ※4			BCC110	IFTMBC
		*SBCC	処理結果通知	BCC210	CUSRES
ACL03	船積確認事項登録（コンテナ船用）	SAT140	D/R情報（コンテナ船本情報）	ACL610	IFTMIN
		SAT141	D/R情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
		SAT142	D/R情報（品名情報）	ACL810	IFTMIN
		SAT145	D/R変更情報（コンテナ船本情報）	ACL610	IFTMIN
		SAT146	D/R変更情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
		SAT147	D/R変更情報（品名情報）	ACL810	IFTMIN
		SAT150	D/R取消情報	ACL510	IFTMIN
ACL04	船積確認事項登録（在来船用）	SAT143	D/R情報（在来船・自動車船本情報）	ACL710	IFTMIN
		SAT141	D/R情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
		SAT142	D/R情報（品名情報）	ACL810	IFTMIN
		SAT144	D/R情報（車台番号等情報）	ACL410	IFTMIN
		SAT148	D/R変更情報（在来船・自動車船本情報）	ACL710	IFTMIN
		SAT146	D/R変更情報（記号番号情報）	ACL210	IFTMIN
		SAT147	D/R変更情報（品名情報）	ACL810	IFTMIN
		SAT149	D/R変更情報（車台番号等情報）	ACL410	IFTMIN
		SAT150	D/R取消情報	ACL510	IFTMIN
WBI	SWB確定通知			WBI110	IFTMCS
		*SWBI	処理結果通知	WBI210	CUSRES

注） 網掛け業務については、第6次NACCSで廃止予定。



	業 務 名	出力情報 コード	出力情報名	サブセット名	使用 メッセージ
TCC	導通確認処理			TCC110	GENRAL
		CAQ001	端末開通確認情報	TCC210	CUSRES
	全業務共通	*CCMSG	共通エラー	APERAK	APERAK

※1：CMF02のみ対応。

※2：B/L情報、コンテナ情報を個別に登録できるEDIFACT専用のMFR業務。MFR21がMFRに、CMF21がCMF01に相当する。CMF02には対応しない。

※3：

*SMFR21：MFR21のB/L部に対応する処理結果通知

*SMFR22：MFR21のコンテナ部に対応する処理結果通知

*SCMF21：CMF21のB/L部に対応する処理結果通知

*SCMF22：CMF21のコンテナ部に対応する処理結果通知

※4：メッセージバージョン番号は“D”、メッセージリリース番号は“99B”となる。

※5：CMRのみ対応。

※6：CHRのみ対応。

業務 コード	業務名	航空	海上	XML電文 (入力/ペイ ロード部分) 対応	e-mail 送信機能 対応 (XML 電文送信時)	出力情報名	出力情報 コード	XML電文 対応 (出力情報)	e-mail 添付用 PDF帳票
IIR	輸入指示書登録	○	○			輸入指示情報	SAS009		
						処理結果通知	*SIIR		
						輸入指示情報	AAS139		
						処理結果通知	*AIIR		
EDA	輸出申告事項登録	○	○			処理結果通知	*SEDA		
						輸出申告入力控情報（大額）	SAE0LA		
						輸出申告入力控情報（少額）	SAE0SA		
						積戻し申告入力控情報（大額）	SAE0AA		
						積戻し申告入力控情報（少額）	SAE0BA		
						特定輸出申告入力控情報（大額）	SAE0EA		
						特定輸出申告入力控情報（少額）	SAE0FA		
						展示等積戻し申告入力控情報（大額）	SAE0GA		
						展示等積戻し申告入力控情報（少額）	SAE0HA		
						処理結果通知	*AEDA		
						輸出申告入力控情報（大額）	AAE0LA		
						輸出申告入力控情報（少額）	AAE0SA		
						積戻し申告入力控情報（大額）	AAE0AA		
						積戻し申告入力控情報（少額）	AAE0BA		

《別紙2》e b M S対象業務について（2）

第12回WG資料

業務コード	業務名	航空	海上	X M L 電文 (入力/ペイ ロード部分) 対応	e-mail 送信機能 対応 (X M L 電文送信時)	出力情報名	出力情報 コード	X M L 電文 対応 (出力情報)	e-mail 添付用 P D F 帳票
E D A	輸出申告事項登録	○	○			特定輸出申告入力控情報（大額）	A A E 0 E A		
						特定輸出申告入力控情報（少額）	A A E 0 F A		
						展示等積戻し申告入力控情報（大額）	A A E 0 G A		
						展示等積戻し申告入力控情報（少額）	A A E 0 H A		
E C R	輸出貨物情報登録		○			輸出貨物登録情報	S A T 0 0 5		
						輸出貨物訂正情報	S A T 0 0 6		
						輸出貨物取消情報	S A T 0 0 7		
						処理結果通知	* S E C R		
V A N	バンニング情報登録 (コンテナ単位)		○			危険貨物等通知情報	S A S 0 0 1		
						搬入時自動起動取消通知情報	S A S 0 0 3		
						他所蔵置搬出通知情報	S A S 0 0 4		
						コンテナ通知情報	S A T 0 2 4		
						搬出通知情報（コンテナ単位）	S A T 0 2 7		
						処理結果通知	* S V A N		
A C L 0 1	船積確認事項登録 (コンテナ船用)		○			処理結果通知	* S A C L 0 1		
						船積確認事項情報 (コンテナ船本情報)	S A T 0 4 9		
						船積確認事項情報 (記号番号情報)	S A T 0 5 0		
						船積確認事項変更情報 (コンテナ船本情報)	S A T 0 5 3		
						船積確認事項変更情報 (記号番号情報)	S A T 0 5 4		

注) 網掛け業務については、第6次NACCSで廃止予定。



《別紙2》e b M S対象業務について（3）

第12回WG資料

業務コード	業務名	航空	海上	X M L 電文 (入力/ペイ ロード部分) 対応	e-mail 送信機能 対応 (X M L 電文送信時)	出力情報名	出力情報 コード	X M L 電文 対応 (出力情報)	e-mail 添付用 P D F 帳票
A C L 0 1	船積確認事項登録（コンテナ船用）		○			船積確認事項取消情報	S A T 0 5 7		
						船積確認事項情報 (コンテナ船本情報)（仮登録）	S A T 1 7 9		
						船積確認事項情報 (記号番号情報)（仮登録）	S A T 1 8 0		
A C L 0 3	船積確認事項登録（コンテナ船用）（S WB用）		○			処理結果通知	* S A C L 0 3		
						D/R情報 (コンテナ船本情報)（仮登録）	S A T 1 3 5		
						D/R情報 (記号番号情報)（仮登録）	S A T 1 3 6		
						D/R情報（品名情報）（仮登録）	S A T 1 3 7		
						D/R情報（コンテナ船本情報）	S A T 1 4 0		
						D/R情報（記号番号情報）	S A T 1 4 1		
						D/R情報（品名情報）	S A T 1 4 2		
						D/R変更情報（コンテナ船本情報）	S A T 1 4 5		
						D/R変更情報（記号番号情報）	S A T 1 4 6		
						D/R変更情報（品名情報）	S A T 1 4 7		
						D/R取消情報	S A T 1 5 0		
S I R 0 2 ※	船積指図書（S/I）情報登録		○	○	○	処理結果通知	* S S I R 0 2	○	
						船積指図書（S/I）情報 (S I R 0 2)	S A T 1 8 4	○	
						船積指図書（S/I）情報 (e-mail)	(S A T 1 8 4)		○

注) 網掛け業務については、第6次NACCSで廃止予定。



《別紙2》e b M S対象業務について（4）

第12回WG資料

業務コード	業務名	航空	海上	X M L電文 (入力/ペイ ロード部分) 対応	e-mail 送信機能 対応 (X M L 電文送信時)	出力情報名	出力情報 コード	X M L電文 対応 (出力情報)	e-mail 添付用 P D F 帳票
C D B 0 1	輸出貨物情報登録	○				処理結果通知	* A C D B 0 1		
						輸出貨物情報登録結果情報	A A T 0 0 3		
						搬入伝票情報	A A T 0 0 4		
E X A 0 1	搬出確認登録 (A W B ・ H A W B 単位)	○				処理結果通知	* A E X A 0 1		
						搬出確認登録 (A W B ・ H A W B 単位) 結果情報	A A T 0 3 0		
						蔵置情報	A A T 0 3 1		
						L D R 情報	A A T 0 3 2		
						他所蔵置搬出確認情報 (輸出)	A A T 0 3 3		
E I R 0 2 ※	S / I 情報登録	○		○	○	処理結果通知	* A E I R 0 2	○	
						S / I 情報 (E I R 0 2)	A A T 1 5 7	○	
						S / I 情報 (e - m a i l)	(A A T 1 5 7)		○
I V A 0 2 ※	インボイス・パッキングリスト情報登録	○	○	○	○	処理結果通知	* S I V A 0 2	○	
						インボイス・パッキングリスト情報控 (I V A 0 2)	S A L 1 0 9	○	
						電子インボイス受付番号通知情報 (I V A 0 2)	S A L 1 1 0		
						処理結果通知	* A I V A 0 2	○	
						インボイス・パッキングリスト情報控 (I V A 0 2)	A A L 1 0 9	○	
						電子インボイス受付番号通知情報 (I V A 0 2)	A A L 1 1 0		
						インボイス・パッキングリスト情報 (e - m a i l)	(S A L 1 0 9 / A A L 1 0 9)		○



《別紙2》e b M S対象業務について（5）

第12回WG資料

業務コード	業務名	航空	海上	X M L電文 (入力/ペイ ロード部分) 対応	e-mail 送信機能 対応 (X M L 電文送信時)	出力情報名	出力情報 コード	X M L電文 対応 (出力情報)	e-mail 添付用 P D F 帳票
I I D	輸入申告等照会	○	○			輸入申告等照会 (輸出入者用) 情報	S A D 0 4 C / A A D 0 4 C		
						輸入申告等照会情報	S A D 0 A P 等 / A A D 0 A P 等		
						特例申告照会 (輸出入者用) 情報	S A D 0 5 C / A A D 0 5 C		
						輸入申告等照会情報 (輸入 (引取) 申告照会情報)	S A D 0 E P / A A D 0 E P		
						石油製品等移出 (総保出) 輸入申告照会 (輸出入者用) 情報	S A D 0 6 C / A A D 0 6 C		
						輸入マニフェスト通関申告照会情報	A A D 0 F P		
						一括特例申告照会情報	S A D D C P / A A D D C P		
I E X	輸出申告等照会	○	○			輸出申告照会情報 (大額)	S A E 0 L C / A A E 0 L C		
						輸出申告照会情報 (少額)	S A E 0 S C / A A E 0 S C		
						積戻し申告照会情報 (大額)	S A E 0 A C / A A E 0 A C		
						積戻し申告照会情報 (少額)	S A E 0 B C / A A E 0 B C		
						特定輸出申告照会情報 (大額)	S A E 0 E C / A A E 0 E C		
						特定輸出申告照会情報 (少額)	S A E 0 F C / A A E 0 F C		
						展示等積戻し申告照会情報 (大額)	S A E 0 G C / A A E 0 G C		
						展示等積戻し申告照会情報 (少額)	S A E 0 H C / A A E 0 H C		
						輸出マニフェスト通関申告照会情報	A A E 0 J C		
T C C	端末開通確認	○	○			端末開通確認情報	C A Q 0 0 1		
						端末開通確認帳票用電文	C A Q 0 0 2		



1. パッケージソフトの現状

現行（第5次）NACCSにおいては、以下の3種類の処理方式のパッケージソフトを利用者に提供している。

処理方式	利用ネットワーク	利用プロトコル	特徴
インタラクティブ処理方式	NACCSネットワーク （閉域網）	HTTP	処理要求電文を1電文送信するごとに、処理結果電文を受信する方式。原則として常時接続タイプの回線が必要となる。
メール処理方式※	NACCSネットワーク （閉域網）	SMTP/POP3	複数の処理要求電文を一括して送信し、一定時間後、複数の処理結果電文を一括して受信する方式。一括送信／一括受信を行うことから、必ずしも常時接続タイプの回線が必要としない。
netNACCS処理方式	インターネット	HTTPS	インタラクティブ処理方式と同様の特徴を持ち、インターネットを介した接続を可能とする方式。また、インターネット上においても安全な通信を行うため、クライアントデジタル証明書を使用するとともに、通信の暗号化を行っている。

※ NACCSと直接接続する方法の他、利用者のゲートウェイサーバ配下にメール処理方式のパッケージソフトをインストールしたPCを設置し、ゲートウェイサーバを介してNACCSと接続する方法もある。

VI-13. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了

2. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了について

- 以下の2つの理由により、次期（第6次）NACCSにおいては、ゲートウェイ配下利用の場合を除き、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を原則終了する。
- パッケージソフト（メール処理方式）利用者はnetNACCS処理方式への切替をお願いしたい。

1. パッケージソフト（メール処理方式）の主要な役割は終了している

- 常時接続タイプの回線を必要としないため、比較的少ない処理件数であれば、通信料金を低く抑えられることがメリットであり、常時接続タイプの回線コストが高額であった時代には本処理方式のメリットは大きかった。一方、一括送信後、一定時間（現行（第5次）NACCSでは3分）が経過した後でないと一括受信ができないため、即時性に欠けるというデメリットがある。
- 現在では低廉で高速なインターネット回線が利用可能（後述）であるため、パッケージソフトの一方式としてのメール処理方式の存在意義が薄れてきており、パッケージソフトのメール処理方式の役割は終えたと考えられる。

2. パッケージソフトの処理方式の集約により将来的にシステムのスリム化を図りたい

- 現在パッケージソフトを利用した接続形態として3種類の方式を提供しており、それぞれの提供のために開発コストや事務処理コストを必要としている。
- パッケージソフトの処理方式を集約していくことにより、センターとしてシステムのスリム化（将来的にはコストの削減）を図っていきたい。

3. パッケージソフトのメール処理方式とnetNACCS処理方式のコスト比較

パッケージソフトのメール処理方式とnetNACCS処理方式の現行ネットワークにおける通信コストをモデルケースを使用して比較した場合、以下のとおり、**netNACCS処理方式の方が低コストとなる**。

(円、税抜き※4)

項目	メール処理方式 + NACCSネットワーク ダイヤルアップ回線		netNACCS処理方式 + インターネット回線※1	
回線速度	上り、下りとも64kbps		上り：最大1Mbps（ベストエフォート） 下り：最大12Mbps（ベストエフォート）	
初期費用	ISDN回線設置初期費※2	2,800円 (契約料、工事費込)	ADSL初期工事費等 (工事費、契約料込)	3,000円
	NACCSネットワーク 加入料	56,000円	クライアントデジタル証明書	0円
初期費用合計		58,800円		3,000円
月額費用	NACCSルータ使用料	3,700円 (海上の場合)	ADSLモデム料	0円
	ISDN基本料※2	2,650円	ADSL使用料 (プロバイダ料金含む)	3,247円
	ISDN通信料※3	1,800円		
	NACCSダイヤルアップ 従量料金	無制限：1,500円		
月額費用合計		9,650円		3,247円

出所：平成26年12月2日現在のOCNホームページ、NTT東日本ホームページの情報をもとにしてNACCSセンターにて作成。

【比較の前提】

※1：インターネット回線はOCNの「OCN ADSLセット 12Mスマート タイプ2」を想定。電話回線が必要ないタイプ。

※2：ISDN回線としてNTT東日本 INSネット64・ライトを想定。

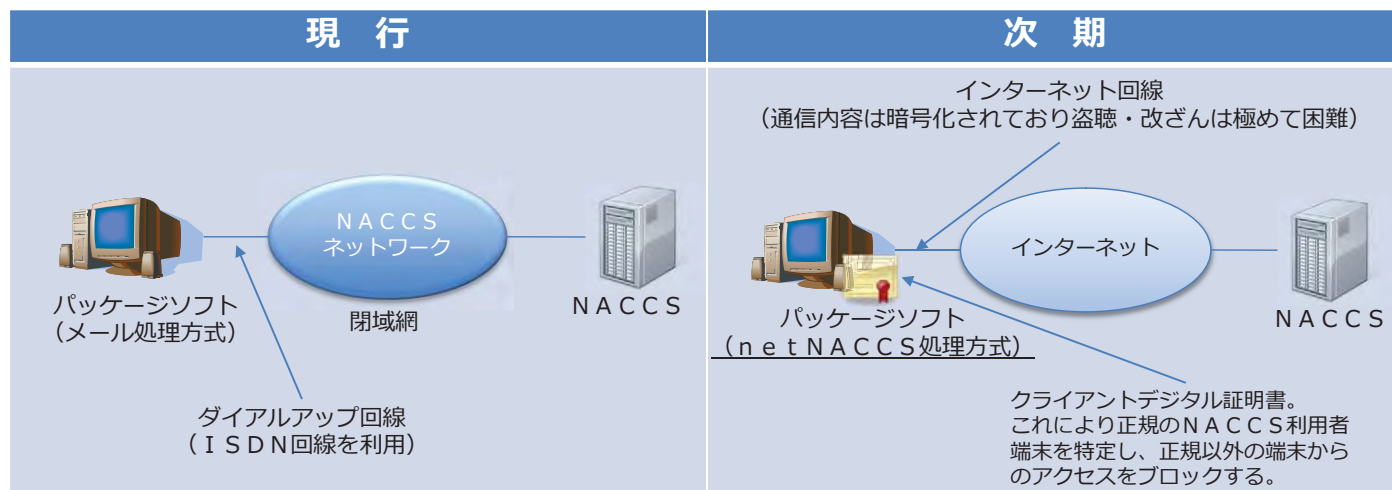
※3：市外通話30円/分（20km～60km）にて、1日30分、月20日間のNACCS利用を想定。

※4：上記の比較にはNACCS自体の利用料金は含まれていない。

VI-13. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了

4. パッケージソフト（メール処理方式）利用者のnetNACCS処理方式への切替について

1. パッケージソフト（メール処理方式）の役割は終了していると考えられるため、ゲートウェイ配下での利用を除き、原則として提供を終了する。
2. パッケージソフト（メール処理方式）利用者はnetNACCS処理方式への切り替えをお願いしたい。利用者においてインターネット回線の設置に係る手間が発生するものの、それを上回るコストメリットはあると考える。
3. netNACCS処理方式に切り替えることにより、インターネットを使用することになるが、netNACCS処理方式ではクライアントデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策が施されており、セキュリティが低下することはない。
4. ゲートウェイ配下でパッケージソフト（メール処理利用方式）を利用している利用者に対しては、従来通り提供を継続する。



1. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能の概要

第6次NACCSにおいては、大規模災害や大規模障害への対応を強化するため、以下のとおりバックアップ機能を改善する。

項目	改善内容
メインセンター～バックアップセンター間の切替え及び切戻し時間の短縮	メインセンターからバックアップセンターに切り替える時間（切替時間）、及びバックアップセンターからメインセンターに再度切り替える時間（切戻し時間）の短縮を図る。
関係省庁に係る手続きに関するバックアップ機能の強化	動物検疫関連手続き、植物検疫関連手続き、及び輸入食品に関連する手続きについてバックアップ機能の強化を図る。 また、港湾サブシステムについては、NACCSへの完全統合を図ることに伴いバックアップ機能を設け、大規模災害や大規模障害に対応可能とする。
利用者に意識させない切替方法の実現	メインセンター～バックアップセンター間の切替作業方法を変更し、利用者が切替作業を行うことなくメインセンターからバックアップセンターへの切替を実現する。

2. メインセンター～バックアップセンター間の切替及び切戻し時間の短縮

大規模災害や大規模障害において、NACCSの機能の迅速な復旧を図るため、切替え及び切戻し時間の短縮を行う。

項目	現行	次期
メインセンター から バックアップセンターへの切替時間	概ね1時間を要する。	切替作業方法の見直し等を行うことにより、切替時間の短縮を図る。
バックアップセンター から メインセンターへの切戻し時間	1日あたり概ね4時間の停止が2日間必要となるため、計8時間の停止が必要となる。	切戻し作業方法の見直し等を行うことにより、切戻し時間の短縮を図る。

3. 関係省庁に係る手続きに関するバックアップ機能の強化

- 平成25年10月に以下の関連省庁システムがNACCSに統合されている。
 - 輸入食品監視支援システム（FAINS）
 - 動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）
 - 植物検疫検査手続電算処理システム（PQ-netWORK）
- この統合の伴い、輸入食品関連手続き、動物検疫関連手続き、及び植物検疫関連手続きの業務機能に関する主要な機能については、現行NACCSにおいて既にバックアップ機能が設けられている。
- 第6次NACCSにおいては、これらの手続きに関するバックアップ機能を維持・継続するとともに、ANIPAS・PQ-netWORKについては、バックアップ機能の強化を図り、バックアップセンター切替後に実施できる機能を拡充する。
- 港湾サブシステムについて、第6次NACCSにおいてNACCSへの完全統合を行うことを予定している。この統合に伴い、同システムのバックアップ機能を新たに設け、バックアップセンター切替後も、同システムが提供していた機能を実施可能とする。

VI-14. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能

4. 現行NACCSにおける切替方法

現行NACCSにおいて、メインセンター～バックアップセンター間の切替は、NACCSセンターからの切替依頼に基づき、処理形態ごとに以下のように行う。

処理形態	切替方法
パッケージソフト インタラクティブ処理方式 メール処理方式 netNACCS処理方式	【インタラクティブ処理方式・メール処理方式】 パッケージソフトのオプション設定画面のサーバタブの「接続先サーバ」において、「メインセンター」から「バックアップセンター」に切り替える。 【netNACCS処理方式】 パッケージソフトのオプション設定画面のサーバタブの「接続先サーバ」において、「メインノード-メインセンター」から「メインノード-バックアップセンター」に切り替える。
自社システム SMTP双方向処理方式 SMTP/POP3処理方式 D/I（X.25）処理方式	自社システムにおいて、電文の送受信先の各フロントサーバのIPアドレスを以下のように変更する。 メインセンター内の各フロントサーバ（SMTP双方向サーバ、メールサーバ等）のIPアドレス ↓ バックアップセンター内の各フロントサーバ（同上）のIPアドレス ※ D/I（X.25）処理方式ではIPアドレスの代わりにDTEアドレスを使用する。
自社システム ebMS処理方式	自社システムにおいて、ebMSにおけるCPA情報（接続先のURL等が定められた情報）をメインセンター向けのものからバックアップセンター向けに切り替える。

5. 現行NACCSにおける切替方法の課題

現行NACCSにおける切替方法には、以下のような課題がある。

1. 前頁の切替作業を、全利用者が行う必要があり、全て利用者に切替のための作業負担が発生する。
2. NACCSセンターからの切替依頼から、全利用者が切替作業を終えるまでに一定の時間を要するため、切替完了に長い時間がかかることが想定される。
3. 利用者の一部において切替漏れや切替における設定ミス（バックアップセンターのIPアドレスの設定ミス等）が発生する可能性があり、切替が円滑に行えない可能性がある。

VI-14. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能

6. 第6次NACCSにおける切替方法

前頁に述べた課題を解決するため、第6次NACCSにおいては、メインセンターからバックアップセンターへの切替を以下のように変更する。**原則として、切替作業は全てセンター側の設備で行うこととし、利用者は切替作業を行うことなく、バックアップセンターへの接続を実現するものとする。**

処理形態	切替方法
パッケージソフト インタラクティブ処理方式 netNACCS処理方式	【インタラクティブ処理方式・netNACCS処理方式】 オプション設定画面のサーバタブの「接続先サーバ」において、常に「本番環境」に設定しておく。 <u>利用者においてはメインセンター・バックアップセンターは意識せず、切替作業も行わない。</u> メインセンターからバックアップセンターへの切替はセンター側の設備で行う。
自社システム SMTP双方向処理方式 SMTP/POP3処理方式	自社システムにおいては、以下の手順で常にNACCSに接続することとする。 <u>利用者においてはメインセンター・バックアップセンターは意識せず、切替作業も行わない。</u> ① センターは予め各フロントサーバのドメイン名とDNSサーバ等のIPアドレスを通知する。 ② 自社システムはDNSサーバ等に対して、各フロントサーバのドメイン名を用いて、ドメイン名に対応するIPアドレスを問い合わせる。 ③ DNSサーバ等からIPアドレスが返されるので、自社システムはそのIPアドレスに対して電文の送受信を行う。 ④ メインセンターからバックアップセンターへの切替は、センター側でDNSサーバ内の各フロントサーバのIPアドレスを、メインセンターのIPアドレスからバックアップセンターのIPアドレスに切り替えることにより行う。この作業はセンター側で行う。
自社システム eBMS処理方式	eBMSにおけるCPA情報を常に「本番環境用」のものを使用する。メインセンターからバックアップセンター切替時においてもCPA情報は変更しない。 <u>利用者においてはメインセンター・バックアップセンターは意識せず、切替作業も行わない。</u>

7. 自社システム利用者における変更点

本切替方法を実現するにあたり、自社システム利用者においては、以下の変更を行っていただく必要がある。

1. 現行NACCSにおいて自社システムは、メインセンターの各フロントサーバのIPアドレスを直接指定して電文の送受信を実施している。
これに対し、第6次NACCSでは、NACCSとの接続に先立ち、必ずDNSサーバ等に各フロントサーバのIPアドレスの問合せを行うように変更する。
2. 自社システムについては、1でDNSサーバ等から返された各フロントサーバのIPアドレスに対して、電文の送受信を行っていただくことになる。

なお、接続試験においては、接続試験用の各フロントサーバのドメイン名をセンターから提示するので、そのドメイン名を使用して接続試験を行っていただくことになる。

8. 留意事項

- メインセンターからバックアップセンターへの切替方法の詳細については、第6次NACCSネットワークの提供ベンダー決定後に正式に決定する。
- 第6次NACCSのネットワークベンダーについては、現在調達準備中である。
- 切替方法の詳細については、第6次NACCSのネットワークベンダー決定後、改めて説明させていただく予定である。
- 本資料での切替方法は、現時点のセンター側の方針という位置付けとなる。
第6次NACCSのネットワークベンダー決定後、切替方法について変更が生じる可能性がある。

1. 添付ファイルの最大サイズの見直し

第6次NACCSでは、添付ファイルの最大サイズを以下のとおり拡大する。

	現行システム	次期システム
添付ファイルの最大サイズ	3,000,000バイト (3MB) ※1	10,000,000バイト (10MB) ※3
1度に添付できる添付ファイルの最大数	各業務仕様による※2	同左

- ※1 動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務によって1～3MBを添付ファイルの最大サイズとしている。
- ※2 複数の添付ファイル全体の合計サイズが、添付ファイルの最大サイズを超えないこと。
- ※3 動物検疫業務及び植物検疫業務については、現行システムと同様に、1～3MBを最大サイズとする。

VI-15. 添付ファイル最大サイズ及び最大電文長の見直し

2. 最大電文長の見直し

第6次NACCS基本仕様書において、次期におけるNACCS-EDI電文の最大電文長は、現行同様500,000バイト(500KB)とするとしていたが、第6次NACCSにおける業務の見直しに合わせて、以下のとおり最大電文長の拡大を行う。

区 分	概 要
1. 現行仕様	NACCS-EDI電文の最大電文長(添付ファイルを除く。)は、原則500,000バイト(500KB)である。
2. 見直しの経緯	① 第6次NACCSの業務見直し(登録可能制限値の拡大等)により、出力電文が分割されることがあるため、可能な限り最大電文長を拡大することが望ましい。 ② 第6次NACCSの業務見直し(1便あたりの旅客数の拡大等)により、旅客氏名表等の電文長が500,000バイトを超えることが想定される。 ③ 最大電文長を実際の電文長を考慮せず、無制限に長くした場合、DBなどのハード設計が非効率となるおそれがある。
3. 第6次NACCS仕様	NACCS-EDI電文の最大電文長(添付ファイルを除く。)を700,000バイト(700KB)とする。

1. 基本仕様書における方針

第6次輸出入・港湾関連情報処理システム基本仕様書において、パッケージソフトの提供については、以下の方針を示している。

NACCSパッケージソフトについては、

- ① 既に利用者側に溶け込んだインターフェース手段として定着していること
- ② 操作性や機能についても概ね満足が得られている状況にあることを考慮し、第6次NACCSにおいても、情報の取得のための機能を含め、利用者インターフェースの中心として提供を行うこととする。

ただし、現行のパッケージソフトについては、

- ① アップデート対象の端末テンプレートのダウンロード作業に時間を要する、
- ② アップデート対象の端末テンプレートが、他業種の利用者に関連するテンプレートである場合でも、利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある

といった問題が存在するため、例えば、「使用する端末資材単位に更新を可能とする仕組み」等の新たな提供方法を導入することとする。



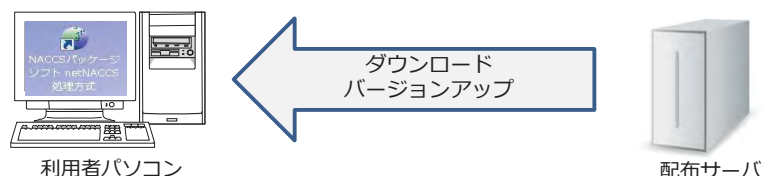
基本仕様書の方針を踏まえ、第6次NACCSにおけるパッケージソフトについては以下のとおり、見直しを図ることとする。

1. 端末資材単位での自動アップデートを可能とし、作業時間の短縮化や作業の簡便化を図る。
2. 複数あるパッケージソフトの集約化を行い、管理・運用面での簡素化を図る。
3. 現行パッケージソフトに対するプログラム変更要望を踏まえ、必要な改善を実施する。
4. netNACCSにおけるデジタル（クライアント）証明書のインストールや更新作業の簡略化等については、ネットワークベンダーの確定後に検討を行い、改善を実施する。

VI-16. NACCSパッケージソフトの改善

2. アップデートにおける新たな提供方法

パッケージソフトのアップデートについては、基本仕様書の方針に沿って新たな提供方法を導入する。



- ① アップデート対象の端末テンプレートのダウンロード作業に時間を要する。
- ② アップデート対象の端末テンプレートが、他業種の利用者に関連するテンプレートである場合でも、利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある。



(1) 通常のバージョンアップ（随時）

バージョンアップは、共通機能の更新及び使用する業務の端末資材の更新が必要な場合のみを対象とする方式に変更する（不要なバージョンアップが行われなくなり、作業時間の短縮化等が図られる。）。また、バージョンアップは、あらかじめ「自動更新」を選択（デフォルトは自動）することによって、利用者が業務画面を表示しようとする時や帳票を出力しようとする時に、自動でバージョンアップが行われるような仕組みとする。

(2) 利用者による明示的な一括バージョンアップ（任意）

上記以外に利用者が任意のタイミングで、一括バージョンアップを行うことも可能とする。

(3) 年1回程度の最新バージョンのパッケージソフト配布

NACCS掲示板に、年1回程度、最新版のバージョンとなっているパッケージソフトを掲載することによって、必要に応じて、利用者によるインストールを可能とする。

3. パッケージソフトの種類の集約化について

パッケージソフトの種類については、管理面や運用面で煩雑となっていることから、集約化を図る。

第5次NACCSパッケージソフトの種類（平成26年12月現在）

項番	種類	処理方式	Air Sea 区分	証明書監視ツール	JETRAS申請書作成ソフト
1	NACCSパッケージソフト（民間／Sea／インタラクティブ）	インタラクティブ	Sea		
2	NACCSパッケージソフト（民間／Air／インタラクティブ）		Air		
3	NACCSパッケージソフト（民間／Air Sea／インタラクティブ）		Air Sea		
4	NACCSパッケージソフト（銀行／インタラクティブ）		銀行		
5	NACCSパッケージソフト（センター／Air Sea／インタラクティブ）		Air Sea		
6	NACCSパッケージソフト（民間／Sea／メール）	メール	Sea		
7	NACCSパッケージソフト（民間／Air／メール）		Air		
8	NACCSパッケージソフト（民間／Air Sea／メール）		Air Sea		
9	NACCSパッケージソフト（銀行／メール）		銀行		
10	NACCSパッケージソフト（センター／Air Sea／メール）	net NACCS	Air Sea		
11	NACCSパッケージソフト（民間／Sea／net NACCS）		Sea	○	
12	NACCSパッケージソフト（民間／Air／net NACCS）		Air	○	
13	NACCSパッケージソフト（民間／Air Sea／net NACCS）		Air Sea	○	
14	NACCSパッケージソフト（JETRAS）		Air Sea	○	○
15	NACCSパッケージソフト（銀行／net NACCS）		銀行	○	
16	NACCSパッケージソフト（窓口電子申告端末用）	net NACCS	個人通関用	○	
17	Web NACCS電文受信ソフト	net NACCS	Air Sea	○	
18	NACCSパッケージソフト（医薬／インタラクティブ）	インタラクティブ	医薬		
19	NACCSパッケージソフト（医薬／net NACCS）	net NACCS	医薬	○	

第6次NACCSパッケージソフトの種類（集約後）

項番	種類	処理方式	Air Sea 区分	証明書監視ツール	JETRAS申請書作成ソフト
1	NACCSパッケージソフト	インストール時に、インタラクティブ／メール／net NACCSから選択する。	全テンプレート	○※	○※
2	NACCSパッケージソフト（窓口電子申告端末用）	net NACCS	個人通関用	○	

※ net NACCSのみインストールされる。

【集約化の概要】

- パッケージソフトの種類が集約されることにより、いずれをインストールすれば良いのか、迷うことがなくなる。
- 集約後においても1台のパソコンで複数の処理方式（例えばインタラクティブとメール）が利用できるようにする。

VI-16. NACCSパッケージソフトの改善

4. プログラム変更要望について（実施可）

プログラム変更要望のうち、以下の項目については、プログラムの必要な改善を実施する。

	内 容	現 行 仕 様	第6次NACCSにおける対応
1	パッケージソフトのアップデート方法	①アップデート対象の端末テンプレートのダウンロード作業に時間を要する。 ②アップデート対象の端末テンプレートが、他業種の利用者に関連するテンプレートである場合でも、利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある。	パッケージソフトのアップデートについては、前記2及び3のとおり、改善を実施する。
2	外部ファイルに保存した過去データの再利用	仕様変更後に、入力項目の変更等により外部ファイルに保存していた過去データが使用できなくなる。	仕様変更後においても、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。
3	パッケージソフトの集約化	①パッケージソフトの種類が多すぎて、どれをインストールしてよいか分からない。 ②テンプレートが無い場合出力帳票の表示ができない。	インストール時に選択が容易となるよう、パッケージソフトの集約化を実施する。（集約により出力帳票の表示も可能となる。）
4	デジタル（クライアント）証明書	①新規取得、更新方法が煩雑である。 ②新規取得、更新後にパッケージソフトへの設定を手動で行わなければならない。	デジタル（クライアント）証明書の更新手続等の簡素化については、ネットワークベンダー確定後に改善策を検討する。
5	メニュー構成の見直し	メニュー内の項目について、どのカテゴリの場所にあるのかが分かりにくい。	メニュー構成について、分かりやすさに配慮のうえ、見直しを実施する。
6	コピー＆ペースト機能	添付ファイルや業務画面へ外部ファイルを読み込む際に、パッケージソフト上で選択しなければならない。	ファイルのコピー＆ペースト機能を新たに設ける。
7	ツールバーのカスタマイズ化	ツールバーについて、現状「標準」と「業務」でしか設定ができない。また、古い電文の一覧表示について、場所がわかりづらい。	ツールバーのカスタマイズ設定機能を新たに設ける。
8	表示文字の大きさ設定可能化	パッケージソフトにおいて、表示文字を大きくするには表示 送受信電文一覧文字サイズで大・小・元の大きさしかない。	パッケージソフトの表示文字の大きさ設定を新たに設ける。なお、表示の崩れが起きないようにズームの上限値・下限値を設ける形とする。
9	業務単位での確認画面設定可能化	関係省庁に申告・申請する業務について、送信時に確認する画面が無い。	誤送信防止のため、業務単位での確認画面設定機能を新たに設けて、利用者が任意に業務単位に設定が可能となるようにする。

	内 容	現 行 仕 様	第6次NACCSにおける対応
10	添付ファイル拡張子の大文字使用可能化	添付ファイルの拡張子に大文字を使用すると、チェックでエラーとなる。	添付ファイルの拡張子に大文字小文字を問わず、使用することを可能とする。
11	オプション画面における自動印刷設定方法	自動保存設定とは異なり、自動印刷を行うものを個別に設定できない。	オプション画面において、自動印刷を行うものを個別に設定可能とする。
12	オートコンプリート表示サイズの調整	オートコンプリートのリスト横幅が小さく、履歴の文字列が表示しきれない場合がある。	オートコンプリートのリスト横幅を拡大して、表示が可能となるようにする。併せて不要な履歴の削除が可能となるようにする。
13	送受信中キャンセル時の二重受信防止対応	メール処理方式において、送受信中にキャンセルすると二重に電文が受信される場合がある。	電文の二重受信を防止する改善を行う。
14	印刷方法の設定可能化	出力情報の印刷について、例えば、5枚ものを2部出力させる時、現行では、1／5が2部、2／5が2部、3／5が2部、4／5が2部、5／5が2部と出力されるため、1／5、2／5、3／5、4／5、5／5を1部として、2部出力することができない。	印刷方法において、ソート機能の選択を可能とする。（利用者が任意に設定）
15	メイン画面の入力項目および送受信電文一覧のZSゴシック化	利用者IDやメールボックスID等のゼロとオーとの区別ができない。	ゼロとオーの区別を容易にするため、ZSゴシック化を採用する。
16	アラーム音設定	パッケージソフトの設定でアラーム音を鳴らすようにしていたのに、Windows7から鳴らなくなってしまった。	OS及びPCに依存するBEEP音の利用を廃止し、WAVファイルによるアラーム音を採用する。
17	電文保存期間のデフォルト日数	インストール時は1日がデフォルト設定されており、翌日電文が消えてしまう。	電文保存期間のデフォルト日数を10日に変更する。
18	自動バックアップの設定	インストール時は自動バックアップ機能にチェックが入っていないため、自動バックアップが機能しない。	バックアップ機能のデフォルトをあらかじめ「自動」とした形で提供する。
19	自動バージョンアップの設定	導入時は手動になっており、自動バージョンアップがされない。	バージョンアップ機能のデフォルトを「自動」とした形で提供する。（なお、ダイヤルアップ回線の場合、自動設定のままですと、起動時にNACCSと接続が行われ、通信料が発生することから、必要に応じて自動機能の解除が必要となる。）

	内 容	現 行 仕 様	第6次NACCSにおける対応
20	印刷プレビューのサイズ	パッケージソフトの印刷プレビューのサイズのデフォルトが「100%」に設定されていない。	印刷プレビューサイズのデフォルトを100%とする。また、設定値の変更をした場合、次回以降の利用時も設定後の値で表示を可能とする。
21	プロキシサーバー設定	プロキシサーバー設定が手動となっており、社内でのインターネット設定を変更すると、パッケージソフトが使えなくなる。	利用者がインターネット環境の変更を実施した際、当該環境に合わせてプロキシサーバーの設定を自動で変更等が行われるよう改善を実施する。
22	トレースログの保存	トレースは最大1MBで2世代まで保存されるが、業務量によっては数十秒しかトレースログが残らない。	ログについては、日付単位で7日間分保持するように変更を行う。
23	ログオン	インタラクティブとnetNACCSの利用者ID、パスワードを間違えて入力してもログオンができてしまう。	誤って入力した場合は、ログオン時点でエラーとなるように改善を行う。
24	管理資料取出し・再取出し	管理資料取出し・再取出し画面を閉じないと保存先フォルダを開けない。	管理資料取出し・再取出し画面を開いた状態で保存先フォルダの展開が可能となるよう改善を図る。
25	初期画面の「検索区分」	デフォルトが業務コードとなっており、パッケージソフトの起動の度にデフォルトの業務コードに戻ってしまう。	利用者が選択した検索区分を次回利用時にも維持するよう改善を行う。
26	検索する文字列	検索枠が半角29桁になっているが、B/L番号35桁化に伴い、表示枠を拡大する必要がある。	検索する文字列の最大入力桁数について、半角で64桁にする。
27	業務エラーの内容	エラー内容や対処方法がわかりにくく、内容が実態と合っていないことが多い。	業務エラーの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。
28	入力項目ガイドの内容	入力項目ガイドにある「入力方法は（本文）7.特記事項を参照」だけでは、業務仕様書にあることがわからない。	入力項目ガイドの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。

5. プログラム変更要望について（実施不可）

以下の項目については、費用対効果が見込めないことや開発規模が大きくなること、パッケージソフトの仕組み上困難等の理由から、プログラム変更を実施しないこととする。

	要望元	変更要望内容	検討状況
1	事務所個別	パッケージソフトのツール（表示方法、戻るボタン等）、オプション設定（端末、サーバ、自動保存、自動印刷等）、グリッド機能等、Microsoft Officeより相当劣っているため、改善してほしい。	全ての機能をMicrosoft Officeの形式に合わせることは、開発規模が大きくなること、またパッケージソフト固有の機能もあることから実現は困難です。
2	JAFA	以前のようなフラットな画面の文字、数字等見やすくしてほしい。例えば2色ずり画面のような入力された文字と基本的に項目等の動かない文字と色違いにしてほしい。	全ての画面で変更を行うことは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
3	成田通協	印字される文字が小さすぎるため、旧NACCSと同じ文字の大きさにしてほしい。	文字を大きくすると帳票サイズに収まらなくなり、帳票枚数が増えることとなります。賛否双方の意見が想定されるため対応は行いません。
4	成田通協	入力欄必須の個所にマウスポイントするとヘルプメッセージが表示されるが、ヘルプメッセージを表示するか否か選択できるようにしてほしい。	他に要望が無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。
5	成田通協	業務入力画面の左側フレームを表示するかしないか選択できるようにしてほしい。また、フレーム不使用のときは、エラー等の業務メッセージが何らかの形で分かるようにしてほしい。	他に要望が無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。
6	事務所個別	利用者IDを間違えて入力しても（例えば「0（ゼロ）」を「O（オー）」に間違えた等）、メールボックスIDが正しければ送信だけはできてしまうため、利用者IDを間違っている場合、送信ボタンを押した時点でエラーで教えてくれる仕様に変更してほしい。	要望が他に無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。なお、利用者IDやメールボックスID等のゼロとオーの区別については、要望が多数寄せられていることから、メイン画面の入力項目および送受信電文一覧について、ZSゴシック化を行い、区別が可能となるようにします。
7	事務所個別	パッケージソフトの機能であるファイルの「繰返入力」を行った際に初期画面に戻さなくても、入力済みのウィンドウを残し、別ウィンドウが立ちあがるようにしてほしい。	パッケージソフトの繰返入力機能は、業務送信後に引き続き新規に業務を行う場合に利用する機能になります。要望の内容については、要望が他に無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。

	要望元	変更要望内容	検討状況
8	事務所個別	業務入力画面において「元に戻す」ボタンをクリックした際、直前に入力した事項を表示してほしい。	パッケージソフトの元に戻す機能は、項目ごとに世代を持っており、項目を選択して「元に戻す」をクリックすると、前の情報を表示します。Microsoft Officeのように、業務画面全体で元に戻す動きにすることは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
9	事務所個別	輸出許可情報の配信処理時間を改善してほしい（NACCSの電文振り分け機能を利用し、輸出許可になると自動的に許可承認情報フォルダへ保存されるように設定しているが、許可になっているにもかかわらず情報がなかなか配信されない。）。	現行システムにおいて、パッケージソフトのオプション設定にある自動送受信タイマーを、最小5分に設定することが可能です。5分より更に短縮することは、サーバに大きな負荷が掛るため実現は困難です。
10	事務所個別	現行の送受信電文一覧印刷をCSVデータとして取り込めるようにしてほしい。	要望が他に無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。
11	JAFA	輸出入申告及び税関の許可入力時、許可情報が即時に受信されるよう変更してほしい。なお、NACCSパッケージソフトのオプション設定にある、帳票取出のタイムをミニマムの5分に設定しているが、それでも以前に比べて不便に感じている。	自動送受信タイマーを5分より更に短縮することは、サーバに大きな負荷が掛るため実現は困難です。
12	事務所個別	「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「輸出申告事項登録（EDA）業務」等の戻り画面において、背景色を変える又は注意喚起メッセージを表示する等し、事項登録画面と申告画面の区別がつくようにしてほしい。	パッケージソフトの業務画面については、利用者により対象となる業務や使用方法が異なるため、費用対効果の観点からパッケージソフトの仕様変更では対応は行いません。
13	日海貨	訂正変更等が多数あった場合、どれが最新情報が分からないため、非同期電文に日付時間を出力してほしい。	全ての帳票で日付時間の出力を行うことは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
14	日海貨	管理資料について、手動で配信の都度取出しするのではなく、指定フォルダへ自動的に受信できるようにしてほしい。	管理統計資料の自動受信については、サーバに大きな負荷が掛るため実現は困難です。
15	事務所個別	各業務画面の必須項目について、項目の後の*印および入力部分の水色のみではなく、項目を太字で強調するような形にして必須項目が、よりわかりやすくなる表示に改善してほしい。	全ての画面で変更を行うことは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
16	事務所個別	注意喚起のアラームですが、色々と音を選べたり、音量も調整できると使いやすいと思う。	他に要望が無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。

	要望元	変更要望内容	検討状況
17	事務所個別	エラーの内容により色の違いなどで視覚で確認、判断できるように機能を付け加えることも考えるべきではないか。	全ての画面を色違いにすることは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
18	事務所個別	古い電文の一覧表示について、検索方法が複雑であるため、簡易な方法で検索ができるように改善してほしい。	検索方法については、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
19	事務所個別	ユーザーキー設定は、以下の項目は設定できないのか。 ・全チェックボックスをチェックする ・全チェックボックスのチェックを解除する ・再送防止オフ ・フィールド属性表示 ・文字を大きくする ・文字を小さくする ・元の大きさに戻す また、設定画面がタブ表示となっており、設定がしづらいため、改善してほしい。	他に要望が無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。
20	事務所個別	プリンタの設定で、日付出力の設定ができるようにしてほしい。	全ての帳票で日付出力を行うことは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
21	事務所個別	送信した電文も自動印刷ができるようにしてほしい。	他に要望が無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。
22	事務所個別	複数の業種が可能な業務（例：SHS業務）について、業務を行った者ごと振分けられるように、同じ出力コードの電文について、パッケージソフトの自動振り分け機能で振り分け設定ができるようにしてほしい。	電文の振り分けについては、出力情報コードごとに設定が可能となっています。更に細かい単位で設定を設けることは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
23	事務所個別	パッケージソフトで、DPI設定を「大きなサイズ（120DPI）」でも対応できるようにしてほしい。	利用者の使用方法に合わせたDPI設定に対応することは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。 なお、パッケージソフトにおいて、表示文字の大きさを指定する設定機能を新たに設けます。
24	事務所個別	管理資料取出し・再取出しが複雑であるため、簡易な方法で取出しができるように改善してほしい。	管理資料取出し・再取出し方法を変更することは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。

	要望元	変更要望内容	検討状況
25	事務所個別	障害に対して簡単に復旧できるような仕組み（設定情報・受信電文のバックアップとリストア）を実装することはできないか。	仕組みを設けることは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
26	事務所個別	A端末で申請し、その結果がA端末に戻ってきますが、A端末が壊れてしまうと、受信した結果通知が確認できず、その他の端末で訂正等が行えません。その他の端末で、再度結果通知を受信する事ができるようにしてほしい。	現行システムにおいて、自動保存設定で受信電文を共有フォルダ等に保存することが可能です。他の端末で受信した後の電文も取り出せるようにすることは、サーバでの処理が増加する要因となり、システム上で不具合が生じる可能性が高いことから実現は困難です。
27	事務所個別	ごみ箱にある電文を指定して削除したいが、指定した電文だけ個別に削除できるようにしてほしい。	他に要望が無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。
28	事務所個別	不要な電文が大量に受信されるので、自動でごみ箱等に振り分け設定できる、削除設定できる機能を設けてほしい。	現行パッケージソフトにおいて、受信ボックスに新たにボックスを設けることが出来ます。不要な電文をそこに自動振り分けする設定をすることにより、対応が可能です。
29	事務所個別	パッケージソフトの画面で受信フォルダには子フォルダを作成できますが、送信対象・送信済みフォルダにも作成できるようにしてほしい。	他に要望が無く、費用対効果が見込めないことから対応は行いません。
30	事務所個別	許可書等の帳票を受信した後、パッケージソフトの機能で、PDF化しての保存ができるようにしてほしい。	全ての帳票でPDF化を行うことは、開発規模が大きくなることから実現は困難です。
31	事務所個別	KIOSK端末の業務画面は機能が充実しているので、次期ではKIOSK端末の対象業務だけでも、その「作り」を民間用NACCS端末にも導入してほしい。	パッケージソフトの業務画面については、利用者により対象となる業務や使用方法が異なるため、費用対効果の観点からパッケージソフトの仕様変更では対応は行いません。

＜目次＞

1. Web インターフェースにおける入出港業務
2. 乗員上陸許可支援システムとNACCSの連携改善
3. 照会業務の機能拡充
4. シングルウィンドウ業務における添付業務の仕組みの提供
5. 書類番号の見直し
6. 申請項目、出力情報等の見直し
7. 入出港業務による寄港順序の入替を容易化
8. 第11回WG（中間とりまとめ）の結果報告について

VI-17. サブWG 検討結果：入出港＜2＞

1. Web インターフェースにおける入出港業務

▶ 第6次NACCSにおける方針

海上入出港業務については、現在はNACCSパッケージソフトにて業務の提供を行う。NACCSパッケージソフトでは、申請の項目数が多いことや、ユーザインターフェースの機能の制約があるため、次期システムでは、NACCSパッケージソフトとは別にWeb インターフェースによる提供を行う。

（以下の画面は、Web インターフェース（入出港業務）イメージ）

Web 提供業務（予定）

- ・ 現行内航船業務（JPT業務等（J業務））
- ・ 現行外航船業務（VTX01業務等）
- ・ 港湾管理者業務（ファイル申請業務等（K業務））

※パッケージソフトでは外航船業務（A業務）、およびファイル申請業務のみ提供する。

Web
インターフェース
ログイン画面

作成中の申請情報を一時的に保存する機能を提供します。保存したデータは、申請（業務）単位での呼び出しを可能とする。なお、一時保存の保存期間は10日間とする。
（以下の画面は、一時保存イメージ）

係留施設使用許可申請



戻る 保存 保存して戻る 個別送信

一時保存一覧

検索条件入力

一時保存番号 (前方一致検索)
書類番号 (前方一致検索)
船舶コード
船舶名称 (前方一致検索)
送信年月日(自)
送信年月日(至)
申請状態

書類名称
区分 ☐ 内航 ☐ 外航

検索結果

選択	入港前統一申請番号	書類番号	書類名称	申請状態
☒	HM270100000000100	1234511111	危険物荷役許可申請	送信(受信)
☐	HM270100000000200	1234522222	危険物荷役許可申請	回答(許可)
☐	HM270100000000300	1234533333	停泊場所指定願	回答(許可)

作成中の一時保存をする場合、「保存」を押下する。

一時保存された情報を検索画面より呼出し、再入力後、送信を行う。

帳票の提供方法について、画面上でリンク等をクリックすることにより、PDF化された帳票を出力する。

(以下の画面は、帳票出力イメージ)

[illegible]

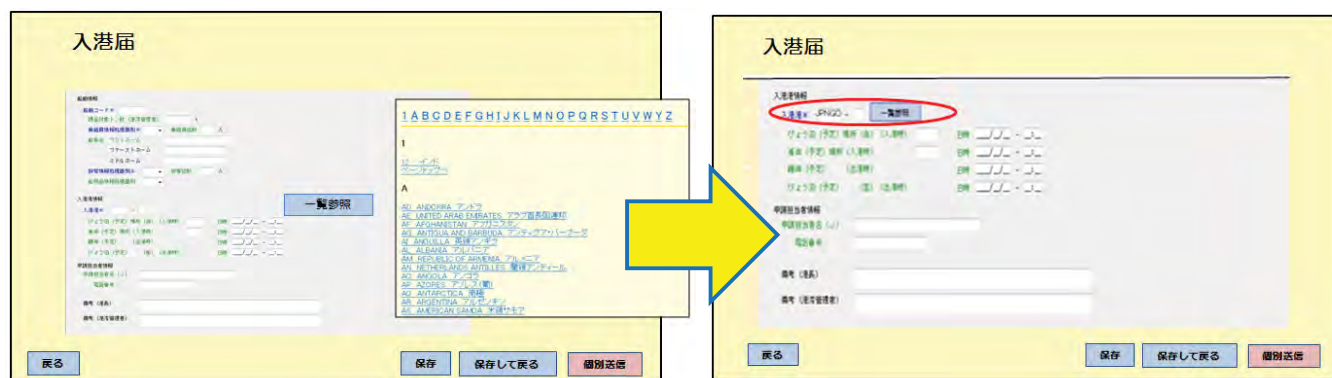
▶ 主な機能：コード検索

関連項目（港コード・施設コード等）の一覧参照ボタンを押下することで、コード検索を容易に行うことが可能となる。

（以下の画面は、コード検索イメージ）

コード検索対象（予定）

- ・ 国コード一覧
- ・ 港コード一覧
- ・ 船種コード一覧
- ・ 施設コード一覧
- ・ 危険物数量単位コード一覧
- ・ 危険物積付位置コード一覧
- ・ 職名コード一覧
- ・ 保安措置コード一覧
- ・ 保安参考事項コード一覧
- ・ 港内航路一覧
- ・ 海域航路・航路区間一覧
- ・ 通貨単位コード一覧
- ・ 減免・還付理由一覧
- ・ 旅客乗降用施設一覧
- ・ ひき船一覧
- ・ 給水施設一覧
- ・ 荷役機械一覧
- ・ 上屋・荷さばき地・野積場一覧
- ・ コンテナ用電源施設一覧



2. 乗員上陸許可支援システムとNACCSの情報連携

▶ 現行仕様

入港前統一申請業務は入港前に必要な申請がまとめてできる業務である。しかし法務省（乗員上陸許可支援システム）向けの手続きは入港通報のみが対象であり、「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務は入港前統一申請業務と共通の入力項目が多いが別業務で申請する必要がある。

▶ 第6次NACCSにおける方針

乗員上陸許可支援システムとの情報連携を行いCRW03業務にて送付している乗員上陸許可申請（近傍上陸、乗換上陸、数次上陸）を、入港前統一申請業務で送信可能となるように、CRW03業務を入港前統一申請業務に統合する。また、統合に伴い入港前統一申請業務に、近傍上陸／乗換上陸／数次上陸関連項目を追加する。

【変更点1】

対象手続に、「乗員上陸許可申請（近傍上陸／乗換上陸／数次上陸）」を追加
チェックが入った場合に限り、乗員上陸許可支援システム向けに申請が送付される。

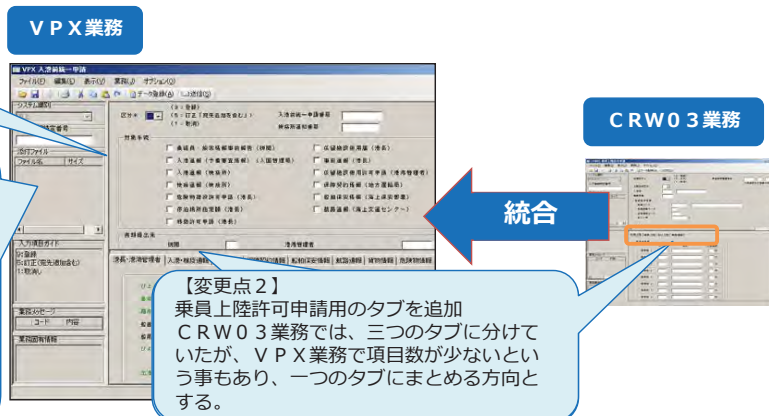
【変更点3】

●入港前統一申請業務等下記項目を追加

- ・ 「船舶運航者名」、「入港港名」
- ・ 乗員情報関連項目：「身分証明書有効期限」
- ・ 近傍上陸関連項目：「港コード」、「上陸期間」等
- ・ 乗換上陸関連項目：「乗り組むべき船舶または航空機」等
- ・ 数次上陸関連項目：「出発国コード」、「通過経路港コード」等

●乗組員情報登録業務等下記項目を追加

- ・ 乗員情報関連項目に「身分証明書有効期限」



▶ 現行仕様

▶ 第6次NACCSにおける方針

1. J S S業務、C R W 0 1業務、およびC R W 0 2業務を廃止し、I V S業務に統合する。
2. 新しい照会種別を新設し、外航船の入港前統一申請、入港届等、出港届等、移動届の申請状態を一覧に出力する。(※ 8 ページ参照)
3. 申請情報を呼び出す場合、一覧に表示された申請先を押下することにより、呼出し業務を実施できるようにする。(※ 9 ページ参照)
4. 一覧上で各申請の状況を表示する。なお、入国管理局向けの申請については、乗員上陸許可支援システムにて審査されたステータスを補完し、それ以外の申請については、各官側の業務にて回答された状況を表示する。また、申請の状況については、色を分けて表示させるようにする。(※ 1 0 ページ参照)
5. W e b インターフェース、パッケージソフト相互の照会を可能とする。ただし、港湾管理者業務・内航船業務はパッケージソフトでの提供が無くなることから、W e b インターフェースでのみ照会可能とする。

IVS業務

提出申請番号

船舶コード

船名

船種別

港コード

送信年月日 (自)

送信年月日 (至)

出入口港 (予定) 年月日

船舶四連情報検索関係

A0 : 船舶基本情報検索

A1 : 船舶運航情報検索

A2 : 乗組員情報検索

A3 : 旅客情報検索

A4 : 船荷役情報検索

入港前統一申請届出関係

D01 : 入港前統一申請届出

D02 : 入港前統一申請乗組員氏名表検索

D03 : 入港前統一申請旅客氏名表検索

入港届出関係

C01 : 入港届出検索

C02 : 入港届出船用品登録検索

出港届出関係

D01 : 出港届出検索

D02 : 出港届出乗組員氏名表検索

D03 : 出港届出旅客氏名表検索

移動届出関係

E01 : 移動届出検索

番号検索

F01 : 入港前統一申請番号、入港届出番号、出港届出番号、移動届出番号

提出申請一覧

新規区分追加

G 1
照会

[illegible]

結果が一覧にて表示される。その際に、番号がリンク形式となっているため、右クリックにて業務リンクを選択すると業務リンク機能により、再度 I V S 業務にて個別照会が実施される。

IVS業務の照会が自動で実施される。なお、対象はA1、B1、C1、D1、E1照会となる。

申請情報を呼び出す場合、一覧に表示された申請先を押下することにより、呼出し業務（業務リンク）を実施できるようにする。なお、Web インターフェース（内航船・港湾管理者業務）の情報は対象外とする。

（以下、画面イメージ）

IVS 業務

結果が一覧にて表示される。その際に、申請先がリンク形式となっているため、右クリックで業務リンクを開くと、各申請の呼出し業務ができる。

VPX11 業務

VPX 業務

VI-17. サブWG 検討結果：入出港＜2＞

照会業務の照会種別「G1：届出申請一覧」で各申請の状況を表示する。その際、入国管理局向けの申請については、乗員上陸許可支援システムにて審査されたステータスを照会可能とし、それ以外の申請についても、各官側の業務にて回答された状況を表示する。

（以下、画面イメージ）

IVS 業務

各書類の状況に応じて色を分けて表示する。

4. シングルウィンドウ業務における添付業務の仕組みの提供

▶ 現行仕様

シングルウィンドウ入出港手続きにおいて、添付業務である「ファイル申請（K F T）」業務で指定できる宛先は、港湾管理者のみである。

▶ 第6次NACCSにおける方針

K F T 業務の申請書類へのファイル添付機能で指定できる宛先について、検疫所、地方運輸局を追加する。

現行のK F T 業務の提出先である港湾管理者に加え、新たにファイル添付機能が可能となる手続き、および提出先は以下の通りとなる。

手続名	提出先
検疫通報	検疫所
入港通報	検疫所
入港届（明告書を含む）	検疫所
保障契約情報	地方運輸局

VI-17. サブWG 検討結果：入出港＜2＞

5. 書類番号の見直し

▶ 現行仕様

現在入出港に関係する番号体系については、以下の通りとなっている。
業務を実施した際に、NACCSで払い出される番号が3種類、書類単位に払い出される番号が複数存在しており、分かりにくい状況となっている。

NACCSで払い出される番号_外航船(11桁) 12345678 9 00 (数字8桁+チェックデジット1桁+訂正時の枝番)	受付番号(16桁) XXXXX 12345678 9 00 (書類ごとの番号+左記のNACCSで払い出された各番号) (例：係留施設等使用許可申請 PA240 等)	乗員上陸許可支援システムで払い出される番号 届出・申請書類管理番号(15桁) XXXXXX YY 1234567 (英数字6桁+西暦2桁+数字7桁)
NACCSで払い出される番号_内航船(11桁) J1234567 9 00 (J+数字7桁+チェックデジット1桁+訂正時の枝番)		書類番号(18桁) XXXXXXXX YYYY MM C 123 (利用者コード+年+月+C+通番)
NACCSで払い出される番号_港湾管理者業務(11桁) K12345678 00 (K+連番数字8桁+訂正時の枝番)		

▶ 第6次NACCSにおける方針

民利用者・官利用者側にて統一的な番号をNACCSで払い出すよう変更する。

NACCSにて払い出される番号 <u>外航船・港湾管理者業務(11桁)</u> 12345678 9 00 (数字8桁+チェックデジット1桁+訂正時の枝番)	NACCSにて払い出される番号 <u>内航船業務(11桁)</u> J1234567 9 00 (J+数字7桁+チェックデジット1桁+訂正時の枝番)
---	---

※港湾管理者業務は外航船業務にて払出される番号へ統合する。

6. 申請項目、出力情報等の見直し

▶ 現行仕様

現行システムでは、入出港・港湾関連手続業務の画面において、官利用者と民利用者で出力内容やレイアウトが異なる。

▶ 第6次NACCSにおける方針

Web インターフェースの入出港・港湾関連手続業務の画面において、民利用者と官利用者で出力内容やレイアウトを合わせる。なお、NACCSパッケージソフトについては、レイアウト変更が難しいことから現行通りとする。また、パッケージソフトで現行控え情報を出力しているものについては、出力を行う。

項番	出力情報名	業務コード
1	係留施設使用許可申請控え情報	V P X
2	入港届控え情報（港湾管理者）	V I X
3	入出港届控え情報（港湾管理者）	V I X
4	出港届控え情報（港湾管理者）	V O X
5	係留施設使用届控え情報	V P X
6	停泊場所指定届控え情報	V P X
7	移動許可申請控え情報	V P X

項番	出力情報名	業務コード
8	危険物荷役許可申請控え情報	V P X
9	事前通報控え情報	V P X, V O X
10	入港届控え情報（港長）	V I X
11	入出港届控え情報（港長）	V I X
12	出港届控え情報（港長）	V O X
13	移動届控え情報	V M R

VI-17. サブWG 検討結果：入出港＜2＞

7. 入出港業務による寄港順序の入替を容易化

▶ 現行仕様

現状、運航情報を訂正する場合は、VTX01に登録されている運航情報を書き換える必要がある。その際には、変更となる寄港順序をすべて書き換える必要があるため、容易に変更ができない状態となっている。

寄港順序が1st (JPTYO) 2nd (JPNGO)
3rd (JPOSA) の場合

VTX01業務において、
1欄目にJPTYOを登録。
2欄目にJPNGOを登録。
3欄目にJPOSAを登録。

寄港順序を1st (JPTYO) 2nd (JPOSA)
3rd (JPNGO) に訂正する場合

実際の寄港順序と同じ形で、
VTX01業務において訂正を
行う。
1欄目にJPTYOを登録。
2欄目にJPOSAに訂正。
3欄目にJPNGOに訂正。

▶ 第6次NACCSにおける方針

本邦寄港順序を追加し、1から連番に入力することにより船舶運航情報に登録できるようにする。
訂正において、寄港地を寄らずに港情報を初期化する場合が想定されるため、途中未入力欄のチェックは行わないものとする。また単一港の訂正は、寄港順序は訂正することが出来ないものとする。

寄港順序が1st (JPTYO) 2nd (JPNGO) 3rd (JPOSA) の場合

本邦寄港順序欄を設ける。通常の登録時は、港の順番通りに寄港順序の登録を行う。

寄港順序を1st (JPTYO) 2nd (JPOSA) 3rd (JPNGO) に訂正する場合

寄港順序を変更したい港について、寄港順序の欄に訂正後の数字を入力することにより、港情報がソートされ登録される。
※
JPNGOに寄港順序3を、JPOSAに寄港順序2を、入力することにより、JPTYO→JPOSA→JPNGOに変更される。

VI-17. サブWG 検討結果：入出港＜2＞

8. 第11回WG（中間取りまとめ）の結果報告について

第11回WGにおいて、以下の検討事項について中間報告を実施した。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
1	入出港関連手続における呼出し機能の充実	- 船舶基本情報の登録以降、入港前統一申請～入港届等～出港届等まで、「入港前統一申請 (VPX)」、「入港届等 (VIX)」、「出港届等 (VOX)」業務で登録した情報については、「入港前統一申請B (VPT)」、「入港届等B (VIT)」、「出港届等B (VOT)」業務で呼び出すことができない。 - VPX業務、VIX業務、VOX業務について呼出し業務がない。	完了 ① VPX、VIX、VOX業務等にて、事前に登録した情報の呼び出しを可能とする業務を新設する。 ② Webインターフェースにて「船舶運航情報登録 (VTX01)」業務等で登録した情報の呼出しを可能とする。 ③ Webインターフェース及びパッケージソフト間で入出港情報の相互呼出しを可能とする。 なお、次期においては、V●T業務等及びJ●T業務等はWebインターフェースにより提供する。
2	通知情報の集約	現行システムでは、入出港業務において、NACCSと港湾サブシステム間の連携により、1業務の入力に対して複数の通知情報（処理結果通知、格納通知、受信確認通知）を申請者宛てに出力している。 <問題点> - NACCSで正常終了しても、他の申請でエラーとなる可能性がある。 - 複数の処理結果通知・格納通知・受信確認通知が返却され、申請結果の確認作業が煩雑になる。 - 港湾サブシステムでエラーとなった場合、エラーの申請のみを訂正・再申請する必要があり、煩雑な運用になっている。	完了 次期システムでは、港湾サブシステムのDBや業務処理をNACCSに統合することにより、格納通知、受信確認通知を処理結果通知へ集約する。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
3	1 船当りの旅客数の拡大	1 船舶コードで登録できる旅客数は最大3,000人までしか登録できない。	完了 1 船舶コードで登録できる旅客数を8,000人まで可能とするよう変更する。
4	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等の入力項目の追加	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等に性別を入力する項目がない。	完了 V T X 0 2 業務等に性別を任意項目として追加するよう変更する。
5	保障契約書番号の桁数拡大	「入港前統一申請（V P X）」業務における保障契約書番号について、20桁を超える入力が出来ない。	完了 V P X 業務等における保障契約書番号について、桁数を30桁とするよう変更する。
6	保証契約情報の保障限度額における通貨コードの必須化	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、保障契約情報の保障限度額単位 1, 2 の通貨コードを任意としている。	完了 V P X 業務等において、保障契約情報の入力を以下の通り変更する。 ・保障限度額が入力された場合、保障限度額単位を必須とする。 ・保障限度額単位が入力された場合、保障限度額を必須とする。
7	港長と港内管制信号所への同時申請の可能化	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、申請先の入力欄が1つしかないため、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできない。	完了 ・V P X 業務等において、港長宛と港内管制信号所宛の申請が同時にできるよう、「港内管制信号所」欄を追加する。 ・前記の変更に伴い、I V S 業務に「港内管制信号所」欄を追加する。
8	危険物の作業種別のチェック変更	「入港前統一申請（V P X）」業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」を使用する事が出来ない。	完了 V P X 業務等において、危険物荷役許可申請と停泊場所指定願の届出を行う際に「危険物の作業種別」として「L L O：積み込み」を使用可能とする。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
9	入国管理局宛での乗組員情報におけるマニュアル扱い	「入港前統一申請（V P X）」業務等による入国管理局への入港通報（予備審査情報）の際、乗組員情報処理識別欄について、「システム」と「マニュアル」を選択できるが、入国管理局は「マニュアル」を受け付けていない。	完了 V P X 業務等による入国管理局への入港通報（予備審査情報）の際、乗組員情報処理識別欄について、「マニュアル」にて送信した場合はエラーとするように変更する。
10	過去申請情報の参照	申請情報について、オンライン保存期間は30日となっている。	完了 オンライン保存期間を30日から60日に変更する。
11	外航バス、内航バスチェックの追加	「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務等において、バスコードを入力する項目に対し、外航バスか内航バスのチェックを行っていないため、出港届提出時にエラーとなる。	完了 V T X 01 業務等において、バスコードを入力する項目に対し、使用可能なバスが入力されているかのチェックを追加する。入力したバスコードが外航バスか、内航バスかを判断し、内外航識別が内航の場合ワーニングとするよう変更する。
12	乗員情報、旅客情報の入力方法の改善	「乗組員情報登録（V T X 0 2）」業務等において、乗員情報や旅客情報の途中行に空欄があると登録できない。	完了 V T X 0 2 業務等において、乗員情報や旅客情報に対し、途中行に空欄があった場合であってもエラーとせず登録を行う。また、「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務において、1,500人を超えたページまたがりの旅客情報の一部を削除した場合は、旅客明細を繰り上げて登録する。
13	次航海における旅客情報や船用品情報が無い場合への対応	「旅客情報登録（V T X 0 3）」業務及び、「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務について、削除ができない。	完了 V T X 0 3 業務、V T X 0 4 業務について、削除できるよう変更する。
14	危険物荷役許可情報の英語表記	「入港前統一申請（V P X）」業務等の港長宛の申請に対する回答通知について、回答通知コードに対する内容が一部日本語表記となっている。	完了 港長宛の申請に使用する回答通知コードについて、英語表記となるよう変更する。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
15	事項登録業務（とん税等納付申告／T P C）の新設の方針	第2回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（2012.6.21）において提案した、プログラム変更要望に対する対応の一つとして、申請業務のうち事項登録業務の存在しない手続きについて、事項登録業務・確認業務の追加を検討する。 （基本仕様書 IV-5 新規業務および機能拡充 1.プログラム変更要望に基づく新規業務（2）） 現状、事項登録業務が存在しない申請業務のうち、事項登録業務・確認業務の追加を検討することとしている手続きは、以下のとおり。 ▶ 本船・ふ中扱い承認申請（H F C） ▶ 輸入マニフェスト通関申告（M I C） ▶ 輸出マニフェスト通関申告（M E C） ▶ 海上保税運送申告（O L C）※1 ▶ 輸出自動車情報登録（M O A）※2 ▶ とん税等納付申告（T P C）※3	完了 T P C業務について、事項登録業務・確認業務を追加するメリットが認められないことから、対応はしないこととします。
16	とん税等納付申告（T P C）業務におけるチェック機能の追加	第8回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（2014.8.28）において提案した、プログラム変更要望対応の検討項目として、「とん税等納付申告（T P C）」業務におけるチェック機能の追加を検討する。 <要望内容> 申請等を行わなければ、船舶運航者は申告者として認められないにも関わらず、T P C業務の船舶運航者の欄は必須入力になっていないため、事前申請を行わなくてもそのまま税関に対して送信できてしまう。 船舶運航者コードを入力した際に「事前申請が必要である」旨のワーニング表示が出るようにしてほしい。 T P C業務画面で事前申請の有無を入力できる欄を追加し、事前申請をしていない状況で船舶運航者コードを入力した際にエラー表示が出るようにしてほしい。	完了 T P C業務における入力チェックを変更する。 ①入力項目に「特別納税義務者の有無」の入力欄を追加する。 「入力項目/0：無し、1：有り」 ②特別納税義務者である場合、船舶運航者の入力を必須とする。

項番	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
17	C P C業務における船舶基本情報と純トン数との一致	第8回海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG（2014.8.28）において提案した、プログラム変更要望対応の検討項目として、「不開港出入許可申請（C P C）」業務における船舶基本情報と純トン数とのチェック機能の追加を検討する。 <要望内容> ①C P C業務において、送信前に確認画面において入力内容を確認出来るようにしてほしい。 ②純トン数と船舶D Bに相違がある場合は、エラー（送信しない）としてほしい。	完了 C P C業務において、入力された純トン数が、「船舶基本情報登録（V B X）」業務等で登録された純トン数と同一でない場合、エラーとするよう変更する。 ①については②の対応で要望が改善される。
18	船舶コードのI M O番号への変更	船舶を特定するコードについて、現状の信号符字等による特定から、I M O番号による特定を行うように見直しを行う。	完了 I M O番号を主キーとすることとせず、現行同様に主キーを信号符字等とする。
19	1船舶あたりの運航情報件数の拡大	現在運航情報については、船舶単位に一つのみ保持することができる。 ただし、短期間で複数の航海を行う船にとっては、前航海が終わる前に次の運航情報を登録しなくてはならないが、システムではできない状態となっている。	完了 運航情報を「船舶運航情報登録（V T X 0 1）」業務にて複数登録できるよう変更する。その際に、入力した航海番号単位に運航情報が作成される。 「入港前統一申請（V P X）」、「入港届等（V I X）」、「出港届等（V O X）」業務を実行する場合は、使用したい運航情報に登録した航海番号を入力する。 航海番号については、システムで払い出すものではなく運用にて使用しているものを登録する。

1. 概要

業務名称の変更については、平成24年9月27日に開催した第3回海上合同WGにおいて、廃止業務一覧等の提示のうち業務名等の変更として以下のとおり提案を行った。

区分	概要	備考
1. 個別検討事項	廃止業務一覧等の提示	
2. 現行仕様	-	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	- 業務数を削減し、開発の母体規模を小さくすることにより、更改時の開発コストの抑制を図る。 - 不要な機能に対するメンテナンスが発生しないようにすることで、維持フェーズにおけるメンテナンスコストの抑制を図る。	
4. 次期仕様	- 現行システムで提供しているオンライン業務・管理資料のうち、利用頻度の著しく低いものについては、第6次NACCSでは廃止する。 - 類似業務については業務の統合を図る。 - 一部の業務について、業務名の見直しを行う。	
5. その他		

上記提案に関し関係サブWGにおいて検討した結果、次頁以降のとおり変更を行うこととする。

VI-18. 業務名称の変更

2. 統廃合対象業務の一覧（オンライン）

項番	業務コード	統合前業務名	統合前業務概要	対象システム		統合後業務コード	統合後業務名	備考	サブWGにおける変更点
				航空	海上				
1	ACL01	船積確認事項登録 (コンテナ船用)	コンテナ船への船積情報をD／R等の作成に必要な情報をCCL業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。		○	ACL01	D／R情報登録 (コンテナ船用)	・現行ACL01業務の機能を廃止。現行ACL03業務の機能を残す。	ACL情報登録(コンテナ船用) (注：ACL = Acknowledgement of Cargo Loading)
2	ACL03	船積確認事項登録 (コンテナ船用) (SWB用)			○				
3	ACL02	船積確認事項登録 (在来船用)	在来船への船積情報をCCL業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。		○	ACL02	D／R情報登録 (在来船用)	・現行ACL02業務の機能を廃止。現行ACL04業務の機能を残す。	ACL情報登録(在来船・自動車船用)
4	ACL04	船積確認事項登録 (在来船用) (SWB用)			○				
5	VAN11	バンニング情報登録 (コンテナ単位) 呼出し	VAN業務に先立ち、システムに登録されているコンテナ情報及び貨物情報のうち、VAN業務に利用しうる情報を呼び出す。		○	VAN11	バンニング情報登録 (コンテナ単位) 呼出し	・現行VAN11業務の機能を廃止。現行VAN12業務の機能を残す。	
6	VAN12	バンニング情報登録 (コンテナ・ブッキング単位) 呼出し			○				
7	LDR	船積明細通知	ACL業務で登録された情報に基づき、運賃等の情報を登録者へ通知する。また、通知した情報の訂正、取消も本業務で行う。		○	BLI	B／L情報確定通知	決済業務の廃止に伴いWBIを廃止とし、LDRのみ存続する。 →LDR業務の運賃請求機能は廃止し、WBI業務に統合。 →LDR業務の他の機能については存続を検討する。	
8	WBI	SWB確定通知	SeaWaybillの作成に必要な情報を登録する。また、運賃等の請求情報を請求先へ通知する。		○				

項番	業務コード	統合前業務名	統合前業務概要	対象システム		統合後業務コード	統合後業務名	備考	サブWGにおける変更点
				航空	海上				
9	I V A	インボイス・パッキングリスト情報登録	輸出申告等または輸入申告等に必要なインボイス情報及びパッキングリスト情報を登録・訂正する。本業務は、XMLフォーマットに対応する。	○	○	I V A	インボイス・パッキングリスト情報登録	・現行I V A業務の機能を廃止。現行I V A 0 2業務の機能を残す。	
10	I V A 0 2	インボイス・パッキングリスト情報登録		○	○				
11	E I R	S / I 情報登録	輸出しようとする貨物のS / I 情報を作成し、貨物の運送(輸出)等を指示する。システムはS / I 情報を関係者に送信する。	○		E I R	S / I 情報登録	・現行E I R業務の機能を廃止。現行E I R 0 2業務の機能を残す	
12	E I R 0 1	S / I 情報登録 (国際連携)	輸出しようとする貨物のS / I 情報を作成し、貨物の運送(輸出)等を指示する。システムはS / I 情報を関係者へ送信する。	○					
13	E I R 0 2	S / I 情報登録	輸出しようとする貨物のS / I 情報を作成し、貨物の運送(輸出)等を指示する。システムはS / I 情報を関係者へ送信する。本業務は、XMLフォーマットに対応する。	○					
14	S I R	船積指図書 (S / I) 情報登録	輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物の船積指図書情報を登録し、貨物の運送(輸出)を指示する。		○	S I R	船積指図書 (S / I) 情報登録	・現行S I R業務の機能を廃止。現行S I R 0 2業務の機能を残す	
15	S I R 0 1	船積指図書 (S / I) 情報登録 (国際連携)	輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物の船積指図書情報 (以下、「S / I 情報」という。) を登録し、貨物の運送(輸出)を指示する。システムはN A C C S - S / I 番号 (N - S / I 番号) を払い出し、S / I 情報を登録する。また、本業務により登録済のS / I 情報に対する訂正及び取消しも行う。		○				
16	S I R 0 2	船積指図書 (S / I) 情報登録	輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物の船積指図書情報を登録し、貨物の運送(輸出)を指示する。本業務は、XMLフォーマットに対応する。		○				

3. 業務名称の変更について

項番	現行		航空 ／海上	業務概要 (現行)	次期 (案)		サブWGにおける変更点
	業務コード	業務名			業務コード	業務名	
1	A C L 0 1	船積確認事項登録 (コンテナ船用)	海上	コンテナ船への船積情報をD / R等の作成に必要な情報をC C L業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。	A C L 0 1	D / R情報登録 -(コンテナ船用)-	A C L 情報登録 (コンテナ船用)
2	A C L 0 3	船積確認事項登録 (コンテナ船用) (SWB用)					
3	A C L 0 2	船積確認事項登録 (在来船用)		在来船への船積情報をD / R等の作成に必要な情報をC C L業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。	A C L 0 2	D / R情報登録 -(在来船用)-	A C L 情報登録 (在来船・自動車船用)
4	A C L 0 4	船積確認事項登録 (在来船用) (SWB用)					
5	A C L 1 1	船積確認事項登録呼出し		船積確認事項登録業務に先立ち、システムに登録されている貨物情報、コンテナ情報、申告情報及び船積指図書 (S / I) 情報、A C L 情報のうち、A C L 業務等に利用しうる情報を呼び出す。	A C L 1 1	D / R情報登録呼出し	A C L 情報登録呼出し
6	A C L 1 2	船積確認事項登録 (ハウス単位) 呼出し		A C L 0 1業務またはA C L 0 3業務にて登録された複数のハウス単位の船積情報を、マスター単位の船積情報にまとめるためにA C L 業務等に先立ち、システムに登録されているハウス単位の船積情報を呼び出す。	A C L 1 2	D / R情報登録 -(ハウス単位)- 呼出し	A C L 情報登録 (ハウス単位) 呼出し
7	I A L	船積情報照会		A C L 業務等で登録された内容を、本船、積出港及びブッキング番号単位に照会する。	I A L	D / R情報照会	A C L 情報照会
8	I A C	船積情報登録状況照会		システムに登録されている船積確認事項登録情報の件数を照会する。	I A C	D / R情報登録 状況照会	A C L 情報登録状況照会
14	N V C 0 1 ／ 0 2	混載貨物情報登録		混載仕分けの子となるB / L情報の登録、混載親B / L情報と混載子B / L情報の関連づけを行う。	N V C 0 1 ／ 0 2	ハウスB / L貨物 情報登録	
15	N V C 1 1	混載貨物情報登録呼出し		N V C 0 1業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。	N V C 1 1	ハウスB / L貨物 情報登録呼出し	
16	I N V	混載貨物情報照会		混載貨物情報を混載親B / L番号単位に照会する。	I N V	ハウスB / L貨物 情報照会	

参考資料Ⅶ. 第13回WG提案資料

- Ⅶ-1. 利用者ID体系の見直し＜3＞
- Ⅶ-2. 第6次NACCSにおけるセキュリティ対策
- Ⅶ-3. 通関士審査業務の新設＜2＞
- Ⅶ-4. システム制限値（データ保存期間）の変更
- Ⅶ-5. LDR単位の搬入総個数の表記
- Ⅶ-6. B/L番号の入力仕様の見直し
- Ⅶ-7. 事前調整の結果実施しないこととした案件



Ⅶ-1. 利用者ID体系見直し＜3＞

第13回WG資料

1. 経緯等

利用者ID体系の見直しについては、第8回（平成26年8月28日）及び第10回（平成26年10月21日）の2度にわたる合同WGにおいて、以下のとおり提案して合意が得られているが、再度、次頁のとおり、提案することとしたい。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	利用者ID体系の見直し
2. 現行仕様	現行のNACCS利用者ID体系は、「利用者コード5桁」＋「利用者識別番号3桁」の8桁としている。 出港前報告制度の申請者ID体系は、「英字固定2桁」＋「数字3桁」＋「固定3桁」の8桁としている。 （※WebAPS利用者ID体系は、「英字固定3桁」＋「振分記号1桁」＋「通番数字6桁」の10桁。）
3. 見直しの経緯	現行体系を第6次NACCSにおいても継続した場合、 注）利用者IDの「利用者コード」＝「営業所コード2桁」＋「企業略称3桁」 ① 一部利用者において、先頭2桁の「営業所コード」の利用可能残数が減少していること ② 制度の浸透等に伴い、出港前報告制度における海外申請者が大幅に増加する可能性があること 等 の問題があり、将来的には発給可能な利用者IDが枯渇する懸念がある。
4. 次期仕様	① 枯渇する懸念がある営業所コードを2桁→3桁、企業略称を3桁→4桁、その結果両者をあわせた、利用者コードを5桁→7桁へ拡張する。（利用者ID：8桁→10桁） ② 現行NACCS利用者が次期NACCSを引き続き利用する場合は、現在の利用者IDの継続利用を前提として、更改時に、上記のとおり現行営業所コード（2桁）と企業略称（3桁）の間に全て「A1」等の固定値を埋め込む形でデータ移行を行う。 ③ 利用者ID体系の変更に伴い、NACCSヘッダの構成を変更する。等



上記提案に対しては、利用者IDが全ての電文に影響するため現行体系の維持を求める意見もあったが、将来的な枯渇の懸念が払拭されないため、最終的にはID体系を変更することで合意された。
しかしながら、ID体系変更による自社システムへの影響が多岐にわたること等を理由に、現行体系の継続利用を求める意見が根強くある。他方、出港前報告制度における申請者IDの発給も落ち着いてきており今後大きく伸びる状況ではなくなっている。
このため、これら状況を勘案し、利用者ID体系の見直しに関して、次ページのとおり再提案することとしたい。

2. 利用者 I D 体系見直しに係る再提案の背景

利用者 I D 体系見直しに関する再提案

利用者 I D の10桁化については、前記のとおり、①営業所コードに枯渇の懸念があること、②出港前報告制度における海外申請者の増加に伴い申請者 I D の枯渇に繋がる可能性があること、を理由として、基本的な I D のコード体系の大幅な見直しは、システム更改時にしかできないことから、当初の提案を実施したものである。

しかしながら、現行利用者 I D 体系の存続に向けて、営業所コード等の払出し方法に関して何らかの工夫ができないか、改めて検討を行った結果、現行の利便性が多少とも損なわれる可能性はあるものの、以下の手当てを行うことにより、現行 8 桁の I D 体系を存続することを可能とする方向性が見出された。

- ① 営業所コードの枯渇については、大阪税関管轄区域において発生する懸念が最も高いが、現在の付与基準（別紙参照）の見直しを行うことによって、発給枠を相当数確保することを可能とする（見直しによるメリット・デメリットは別紙参照）。
- ② 申請者 I D の発給増加に伴う利用者 I D の枯渇の懸念に関しては、当初の想定よりも海外利用者による申請者 I D の取得が伸びておらず、将来的にも急激に増加する可能性は低いと考えられる状況にあるとともに、仮に急増することとなった場合においても、①の見直しに併せて、申請者 I D の付与基準も見直しを行うことにより、申請者 I D の発給可能枠についても拡大することが可能となること。

このため、**利用者 I D 体系の見直しは、第 6 次 N A C C S 更改においては実施しない**方向で再提案することとしたい。

Ⅶ-1. 利用者 I D 体系見直し<3>

3. 再提案（現行桁数の維持）に伴う 利用者 I D 体系等の付与基準見直し

1. 利用者 I D の付与基準の見直し

現行 N A C C S における 利用者コード体系は、「英数字（2 桁）＋企業略称（3 桁）」の 5 桁で構成する。

- ① 英数字 2 桁の先頭 1 桁は以下の基準により付与する。
- ② 企業略称 3 桁は、1 の会社（法人単位）に一つを英字により付与する。

支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭 1 桁	支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭 1 桁	支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭 1 桁
函館税関	8、H、Z	名古屋税関	5、N、E、R	門司税関	6、M、F、U、X
東京税関	1、T、A、J	大阪税関	4、S、D	長崎税関	7、G
横浜税関	2、Y、B、L	神戸税関	3、K、C、P	沖縄地区税関	9、W

左記付与基準を継続した場合、大阪税関管轄の一部利用者において枯渇する可能性がある。

第 6 次 N A C C S における 利用者コード体系は、現行同様「英数字（2 桁）＋企業略称（3 桁）」の 5 桁で構成する。

- ① 営業所コードが枯渇する可能性が現時点で最も高い管轄税関（大阪）の先頭 1 桁に新たに「I（アイ）」のコード利用を追加する。また、それ以外の管轄において枯渇が生じる場合は、管轄税関に拘らずにランダムに付与する方法を採用する。

支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭 1 桁	支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭 1 桁	支店・営業所等の所在地の管轄税関	先頭 1 桁
函館税関	8、H、Z	名古屋税関	5、N、E、R	門司税関	6、M、F、U、X
東京税関	1、T、A、J	大阪税関	4、S、D、 I	長崎税関	7、G
横浜税関	2、Y、B、L	神戸税関	3、K、C、P	沖縄地区税関	9、W

- ② 企業略称 3 桁は、1 の会社（法人単位）に一つを英字により付与するが、英字による付与が枯渇する場合は、企業略称の 2 桁目、3 桁目に「数字」を付与する。

2. 申請者 I D の付与基準の見直し

第 6 次 N A C C S では、申請者 I D の付与基準を見直し、申請者 I D の先頭 3 桁目から 5 桁目までが、全て英字となる申請者 I D も払い出すこととする（現行では、利用者 I D との判別を容易とするため、当該 3 文字が全て英字のものは払い出していない。）。

4. 付与基準見直しによるメリット・デメリット

利用者 I D 体系の付与基準見直しによるメリット・デメリットは以下のとおりとなる。

	メリット	デメリット
付与基準の見直しを実施する	・ 現行 I D については、第 6 次 N A C C S においても継続利用が可能となる。 ・ 利用者 I D の将来における枯渇の問題（懸念）が解消される。	・ I（アイ）が付与された場合、1（数字）との識別誤りを起こす可能性が生じる。 ・ 将来的に管轄に関係無くコード発給を行った場合、運用面で多少の混乱を招く可能性がある。また、自社システムにおいて、現行付与基準を利用している場合、影響が生じる可能性がある。
付与基準の見直しを実施しない	—	・ 利用者 I D が枯渇する可能性がある。 ・ 利用者 I D 体系の見直しを行う必要がある。

VII-1. 利用者 I D 体系見直し＜3＞

5. N A C C S ヘッド見直しの中止等

利用者 I D 体系について、前記提案のとおり見直しを実施しないこととした場合、以前のWGで提案した案件の対応は、以下のとおりとなる。

項 目	変 更 後
1. N A C C S ヘッドの変更	N A C C S ヘッドの構成は現行システムと同様とする。
2. メールボックス I D の変更	メールボックス I D の体系は現行システムと同様とする。 現行 N A C C S におけるメールボックス I D 体系（8桁） ✓ シングルサインオン利用者：利用者コード（5桁）＋利用者識別番号（3桁） ※ シングルサインオン利用者のメールボックス I D は利用者 I D と同じ ✓ その他の利用者：事業所コード（6桁）＋01等（2桁） ※ 事業所コード（6桁）：企業略称（3桁）＋通番（3桁）
3. オンライン業務への影響	利用者コードまたは利用者 I D を入出力するオンライン業務の項目の桁数は現行システムと同様とする。
4. 管理資料のファイル名変更	管理資料のファイル名は現行システムと同様とする。

1. 第6次NACCSにおけるセキュリティ対策の変更点

- 第6次NACCSにおいては、現行システムで実施しているセキュリティ対策を踏襲しつつ、セキュリティの一層の強化を図る。
※政府が定めるセキュリティ基準（統一技術基準）に準拠。
- 本資料では、第6次NACCSで実施するセキュリティ対策のうち、ご利用者様に影響する部分についてのみ説明する。
- 以下に、セキュリティ対策について現行システムから次期システムへの変更点を示す。これら以外の点は現行システムと同水準の対策を実施する。

項目	現行システム	次期システム
パスワードの最小文字数	特に制限していない	6文字以上8文字以下とする。
パスワードに含める文字種	特に制限していない	半角英大文字と半角数字を、それぞれ必ず1文字以上含める。
パスワードの履歴管理	特に世代管理を行っていない	3世代管理し、パスワード変更時において3世代前までのパスワードは使用不可とする。
パスワード変更機能	URY業務を使用する	現行システムと同様とする。
パスワードのキャッシュ不可	特に制御していない	WebNACCSにおいてブラウザのパスワードキャッシュ機能を不可とする。
前回ログイン情報の通知	特に通知していない	NACCSパッケージソフト及びWebNACCS使用時において前回ログイン時の情報を表示する。
システム利用に関する規約等の提示	NACCS掲示板にて提示	NACCS掲示板での提示に加え、WebNACCSのログインページから規約等の表示ページに移動できるようにする。
緊急時における特定利用者のシステムの利用制限	NACCSセンターにて制限可能	現行システムと同様とする。

Ⅶ-2. 第6次NACCSにおけるセキュリティ対策

2. netNACCS及びWebNACCSにおいて実施するセキュリティ対策

netNACCS及びWebNACCSにおいては、インターネットを使用してNACCSにアクセスするため、前頁に示した対策に加え、以下のセキュリティ対策を実施する。

1. SSL（Secure Socket Layer）による通信の暗号化（盗聴・改ざん防止）
2. クライアントデジタル証明書による端末の特定（正規端末以外からの利用制限）

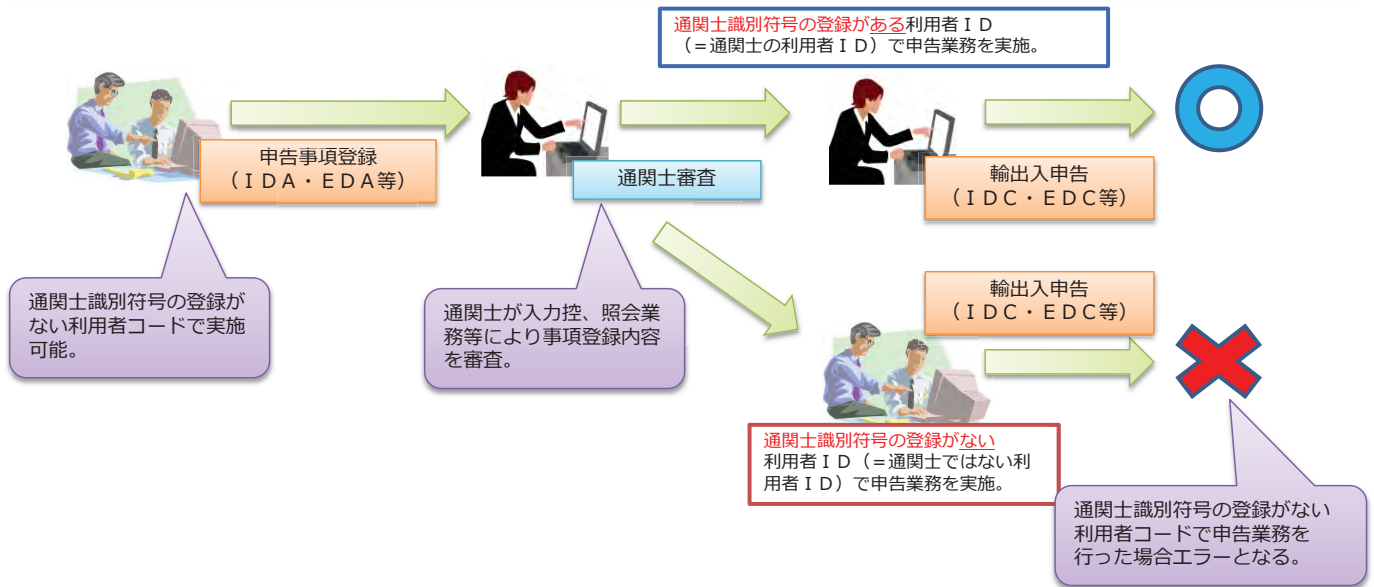
なお、WebNACCSは携帯端末からも利用可能であるが、携帯端末からの利用においても上記と同様の対策を実施する。

※ WebNACCS（APS業務）におけるセキュリティ対策については別途提示する。

1. 輸出入申告の現状及び対応案について

<現状>

輸出入申告は通関士識別符号（＝証券番号）が登録されている利用者コードでなければ実施できない。



<次期>

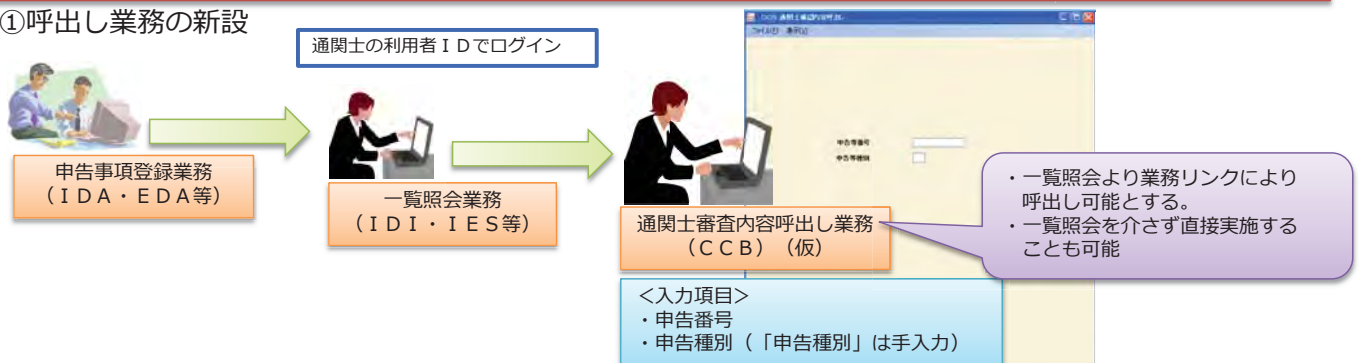
通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

Ⅶ-3. 通関士審査業務の新設<2>

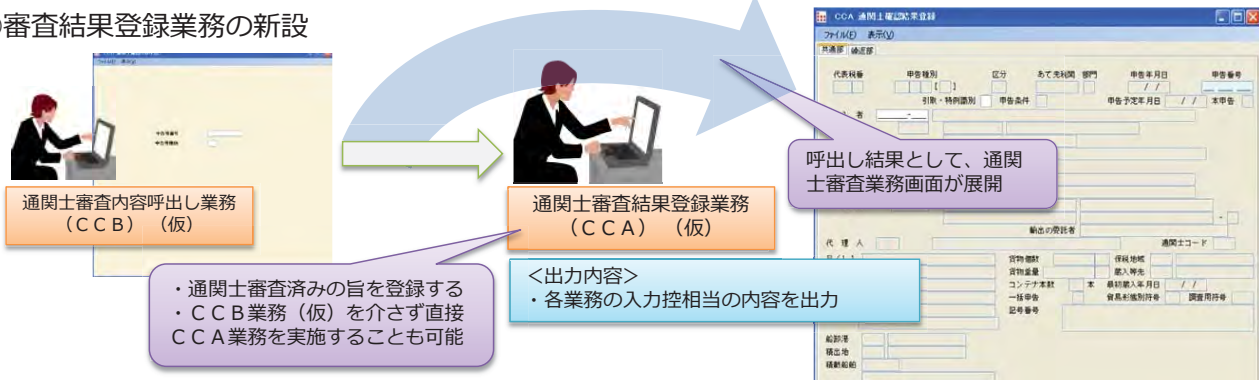
2. 通関士審査業務の新設（申告呼出し業務・審査結果登録業務の新設）

- ① 事項登録された申告情報のうち、通関士審査が必要な申告について呼び出しできる業務を新設
- ② 当該呼出し業務から呼び出された申告について、通関士審査の結果登録業務を新設

①呼出し業務の新設



②審査結果登録業務の新設



※通関士審査業務画面は申請手続き種別に応じた画面を出力する。（対象手続きについては次ページ参照）

現在、検討中の対象業務は以下のとおり。

項番	対象となる申告・申請手続き（案）	申告一覧照会対象	項番	対象となる申告・申請手続き（案）	申告一覧照会対象
1	輸入申告（ＩＤＣ）	○	13	輸出申告（ＥＤＣ）	○
2	シングルウィンドウ輸入申告（ＳＷＣ）	○	14	輸出許可内容変更申請（ＥＡＣ）	○
3	石油製品等移出（総保出）輸入申告（ＭＷＣ）	○	15	<u>別送品輸出申告（ＵＥＣ）</u>	○
4	<u>輸入申告（沖縄特免制度）（ＯＴＣ）</u>	○	16	<u>別送品輸出許可内容変更申請（ＵＡＣ）</u>	○
5	<u>一括特例申告（ＴＫＣ０１）</u>	○	17	<u>輸出申告変更（ＥＤＥ）</u>	○
6	<u>機用品蔵入承認申請（ＣＴＣ）</u>	×	18	<u>別送品輸出申告変更（ＵＥＥ）</u>	○
7	<u>修正申告（ＡＭＣ）</u>	×			
8	<u>関税等更正請求（ＫＫＣ）</u>	×			
9	<u>輸入申告変更（ＩＤＥ）</u>	○			
10	<u>石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（ＭＷＥ）</u>	○			
11	<u>輸入申告変更（沖縄特免制度）（ＯＴＥ）</u>	○			
12	<u>機用品蔵入承認申請変更（ＣＴＥ）</u>	×			

1：太字の下線付き業務は、今回新たに対象として追加した業務。

2：輸入マニフェスト通関申告（M I C）、輸出マニフェスト通関申告（M E C）、輸出マニフェスト通関申告許可
内容変更申請（M A F）は、新規事項登録業務の実施を取り止めたため対象外とした。

The flowchart illustrates the business registration process, categorized into 'New Business' (新規業務) and 'Existing Business' (既存業務) based on the color of the boxes: red for new and green for existing.

Registration Process:

- New Business (Red Boxes):**
 - Starts with '各種一覽照会業務 (注1,2) (IDI・IES等)' (General Inquiry Business).
 - Proceeds to '通関士審査内容呼出し業務 (CCB) (仮)' (Customs Officer Review Content Callout Business).
 - Then to '通関士審査結果登録業務 (CCA) (仮)' (Customs Officer Review Result Registration Business).
 - Finally to '申告業務 (IDC・EDC等)' (Declaration Business).
- Existing Business (Green Boxes):**
 - Starts with '申告登録業務 (IDA・EDA等)' (Declaration Registration Business).
 - Proceeds to '申告業務 (IDC・EDC等)' (Declaration Business).

Review and Registration Flow:

- From '通関士審査内容呼出し業務 (CCB) (仮)', the process branches:
 - Review Result 'N' (訂正要) (Red):** Leads to '各種一覽照会業務 (注1,2) (IDI・IES等) 照会区分「A」' (General Inquiry Business, Inquiry Category 'A').
 - Review Result 'Y' (審査済) (Blue):** Leads to '各種一覽照会業務 (注1,2) (IDI・IES等) 照会区分「K」' (General Inquiry Business, Inquiry Category 'K').
- From '通関士審査結果登録業務 (CCA) (仮)', the process branches:
 - Review Result 'N' (訂正要) (Red):** Leads to '申告事項呼出し (IDB・EDB等)' (Declaration Item Callout).
 - Review Result 'Y' (審査済) (Blue):** Leads to '申告業務 (IDC・EDC等)' (Declaration Business).

Registration and Review Cycle:

- From '申告業務 (IDC・EDC等)', the process branches:
 - New Business (Red):** '※通関士による申告が必要' (Declaration required by customs officer). Leads to '申告変更事項呼出し (IDD・EDD等)' (Declaration Change Item Callout).
 - Existing Business (Green):** '※通関士以外による申告が可能' (Declaration possible by others). Leads to '申告変更事項登録 (IDA01・EDA01等)' (Declaration Change Item Registration).
- From '申告変更事項呼出し (IDD・EDD等)', the process branches:
 - New Business (Red):** '※通関士による申告が必要'. Leads to '申告変更業務 (IDE・EDE等)' (Declaration Change Business).
 - Existing Business (Green):** '※通関士以外による申告が可能'. Leads to '申告変更業務 (IDE・EDE等)' (Declaration Change Business).
- From '申告変更事項登録 (IDA01・EDA01等)', the process branches:
 - New Business (Red):** '※通関士による申告が必要'. Leads to '申告変更業務 (IDE・EDE等)' (Declaration Change Business).
 - Existing Business (Green):** '※通関士以外による申告が可能'. Leads to '申告変更業務 (IDE・EDE等)' (Declaration Change Business).

Review and Registration Cycle (Continued):

- From '申告変更業務 (IDE・EDE等)', the process branches:
 - New Business (Red):** '※通関士による申告が必要'. Leads to '各種一覽照会業務 (注1,3) (IDI・IES等) 照会区分「K」' (General Inquiry Business, Inquiry Category 'K').
 - Existing Business (Green):** '※通関士以外による申告が可能'. Leads to '各種一覽照会業務 (注1,3) (IDI・IES等) 照会区分「A」' (General Inquiry Business, Inquiry Category 'A').
- From '各種一覽照会業務 (注1,3) (IDI・IES等) 照会区分「K」', the process branches:
 - Review Result 'N' (訂正要) (Red):** Leads to '申告事項呼出し (IDB・EDB等)' (Declaration Item Callout).
 - Review Result 'Y' (審査済) (Blue):** Leads to '申告業務 (IDC・EDC等)' (Declaration Business).
- From '各種一覽照会業務 (注1,3) (IDI・IES等) 照会区分「A」', the process branches:
 - Review Result 'N' (訂正要) (Red):** Leads to '申告事項呼出し (IDB・EDB等)' (Declaration Item Callout).
 - Review Result 'Y' (審査済) (Blue):** Leads to '申告業務 (IDC・EDC等)' (Declaration Business).

Notes:

- (注1) 一覽照会業務に、通関士審査が必要な申告番号を把握するための照会種別と出力項目を追加する。(詳細については、5ページを参照)
- (注2) CTC、AMC、KKC業務については、一覽照会業務がないためCCB業務から実施する。
- (注3) CTE業務については、一覽照会業務がないため、CCB業務から実施する。

Legend:

- Red box: 新規業務 (New Business)
- Green box: 既存業務 (Existing Business)

Flowchart Labels:

- 申告 (Declaration)
- 申告変更 (Declaration Change)
- 業務リンク (Business Link)
- 照会区分「K」 (Inquiry Category 'K')
- 照会区分「A」 (Inquiry Category 'A')
- 通関士審査結果「N (訂正要)」 (Customs Officer Review Result 'N' (Correction Required))
- 通関士審査結果「Y (審査済)」 (Customs Officer Review Result 'Y' (Reviewed))

5. 各種一覧照会業務の新設機能

「通関士審査内容呼出し（CCB）」業務に業務リンクする各種申告一覧照会業務（IDI, IES等）に、以下の機能を新設する。

- ① 通関士審査の必要な申告番号を抽出する為、照会種別に「通関士審査対象一覧」を追加する。
- ② 一覧照会情報の出力画面に、通関士審査結果を表示する出力項目を追加する。

（入力画面イメージ）

①照会種別
 A：事項登録一覧
 B：申告・申請一覧
 C：搬入時申告・申請一覧
 D：開庁時申告・申請一覧
 E：未許可申告・未承認申請一覧
 F：予備申告済申告一覧
K：通関士審査対象一覧 ←新設機能①

（一覧照会情報の出力画面イメージ）

新規出力項目②
 通関士審査結果を出力する項目を追加。
 「通関士審査結果」出力表示例

申告の状態	表示
未審査（事項登録済み）	スペース
審査済	Y
訂正要	N
申告済	D

VII-4. システム制限値（データ保存期間）の変更

1. DB保存期間の見直し

データ保存期間については、平成24年9月27日に開催した第3回航空合同WGにおいて提示したシステム制限値の見直しを受けて、以下のとおり拡大する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	システム制限値の見直し	
2. 現行仕様	システムで処理可能な入力欄（処理件数）及びDB保存期間について、現行システムにおける性能の確保、DB容量の制限から、上限値を定めている。	
3. 見直しの経緯（利用者の要望等）	利用者から制限値の拡大のニーズがある。	
4. 次期仕様	利用者のニーズ、システムの費用対効果を考慮し、制限値の拡大が必要である内容について、入力欄（処理件数）及びDB保存期間についてシステム制限値を現行システムより拡大する。 具体的には次頁のとおりとする。	
5. その他		

2. システム制限値（DB保存期間）の見直し

項番	情報名	Air/Sea	データ保存起算の契機	起算日	現行※1	次期(案)※1	対応理由
1	輸出申告※2	Air/Sea	事項登録実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
2	輸入申告※3	Air/Sea	事項登録実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
3	貨物情報	Sea	「積荷目録提出（DMF）」業務実施時	入港年月日	6日	14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
4			①バラ貨物で輸入等許可時 ②コンテナ詰貨物で輸入等許可により搬出時	①輸入等許可日 ②搬出日	6日	14日	1B/L複数コンテナの貨物に対して、輸入許可後、コンテナの引取り毎にDOR業務を複数回行う場合に、途中で貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
5			「輸出貨物情報登録（ECR）」業務実施時	搬入予定日	7日	14日	搬入予定日から貨物の到着が遅れるケースに対応する為。
6	コンテナ	Sea	①DMF業務実施時 ②実入コンテナで「船積情報登録（CLR）」業務の船積処理実施時	①入港年月日 ②CLR業務実施日	6日	14日	台風等で大幅にスケジュールが遅延し、入港日が遅れた場合に貨物情報が消えてしまうケースに対応する為。
7	修正申告	Air/Sea	「修正申告事項登録（AMA）」業務実施時	事項登録実施時	6日	10日	事項データが申告前に消えてしまうケースに対応する為。
8	関税等更正請求	Air/Sea	「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務実施時	事項登録実施時	6日	10日	詳細仕様の検討において追加。
9	輸出自動車	Air/Sea	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時	業務実施時	4日	10日	詳細仕様の検討において追加。

（※1）日曜・祝日を除く日

（※2）別送品輸出申告を含む。また、添付ファイル管理も併せて延長する。

（※3）移出輸入申告、輸入申告（沖縄特免制度）及び機用品蔵入承認を含む。また、共通管理番号輸入申告明細及び添付ファイル管理も併せて延長する。

VII-5. LDR単位の搬入総個数の表記

現状及び次期NACCSにおける仕様（案）

➤ 現状

LDR情報にはLDR単位の搬出総個数が出力されない。



➤ 次期（第6次）NACCSにおける仕様（案）

第6次NACCSにおいては、LDR単位の搬出総個数を出力するように以下のとおり変更する。

- ①「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務等で出力されるLDR情報について、「搬出総個数」の項目を追加し、LDR情報に紐づくULD、AWB及びHAWBの搬出個数の合計を出力する。
- ② ULDの場合は搬出された積み付け個数を、バラ貨物の場合はAWB又はHAWBの搬出個数の合計を出力する。

<変更対象業務>

- ・「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA01）」業務
- ・「搬出確認登録（MAWB単位）（EXM01）」業務
- ・「搬出確認登録（ULD単位）（多数件処理）（1XU）」業務
- ・「搬出確認登録（輸入保税蔵置場）輸出情報登録（EXR02）」業務

<変更対象出力情報>

- ・LDR情報（AAT03）

[illegible]

VII-6. B/L 番号の入力仕様の見直し

1. B/L 番号の入力仕様 (35桁化) の見直し (案)

現 状

B / L 番号は最大桁数 3 5 桁であるが、システムにより入力値を 2 0 桁とする制限を設けている。



次 期

B/L 番号について 20 桁制限を廃止し、最大 35 桁まで入力可能とする。

B/L 番号の3 5桁入力が可能となる業務は以下のとおり。

項番	業務コード	業務名称	項番	業務コード	業務名称
1	CHJ	貨物情報仕分け	13	SCR	簡易貨物情報登録
2	CHU	貨物取扱登録（仕合せ）	14	SOT	保税運送申告（承認）変更
3	SHS	貨物取扱登録（改装・仕分け）	15	AHR	出港前報告（ハウスB／L）
4	CPC	不開港出入許可申請	16	AMR	出港前報告
5	BIX	システム外搬入確認取消	17	CHR	出港前報告訂正（ハウスB／L）
6	BIB	システム外搬入確認（輸入貨物）	18	CMR	出港前報告訂正
7	CYB	システム外CY搬入確認（コンテナ単位）	19	CMF01	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）
8	CYD	システム外CY搬入確認（B／L単位）	20	CMF02	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）
9	CYD01	システム外CY搬入確認（B／L単位）（事前登録）	21	MFR	積荷目録情報登録
10	NVC01	ハウスB／L貨物情報登録（登録、訂正、削除）	22	IDA	輸入申告事項登録
11	NVC02	ハウスB／L貨物情報登録（関連付け）	23	IDA01	輸入申告変更事項登録
12	OLC	保税運送申告	24	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録

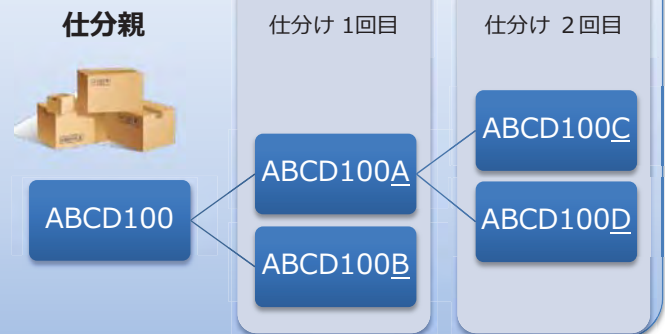
2. 仕分枝番体系の変更①（現行仕様）

B/L 番号の入力仕様の見直しに伴い S H S（貨物取扱登録（改装・仕分け））、C H J（貨物情報仕分け）業務において、仕分けが行われる際の枝番体系について変更する。

現 状

- S H Sは「仕分前貨物管理番号」、C H Jは「仕分前 B/L 番号」を仕分親番号とする。
- 仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。
- 取扱枝番は、A から V、その後 A A から V V の順に払い出される。
- I・O・W・X・Y・Z は取扱枝番には使用しない。

2 回以上仕分けを行うと直前に行われた仕分親がわかりにくい。



S H S（貨物取扱登録（改装・仕分け））業務画面

共通部 繰返部

許可申請番号

仕分数 (改装: 1 仕分け: 2 ~ 20)

取扱場所

取扱開始日時

取扱終了日時

仕分前貨物管理番号

記事

C H J（貨物情報仕分け）業務画面

共通部 繰返部

処理区分 (G: 登録 I: 取消)

情報仕区分 (P: 通常 Q: 先行到着分 R: 分散蔵置)

貨物取扱番号 (取消のみ入力)

仕分数 (通常: 2 ~ 20 先行到着分: 1 分散蔵置: 2)

仕分前 B/L 番号

記事

Ⅶ-6. B/L 番号の入力仕様の見直し

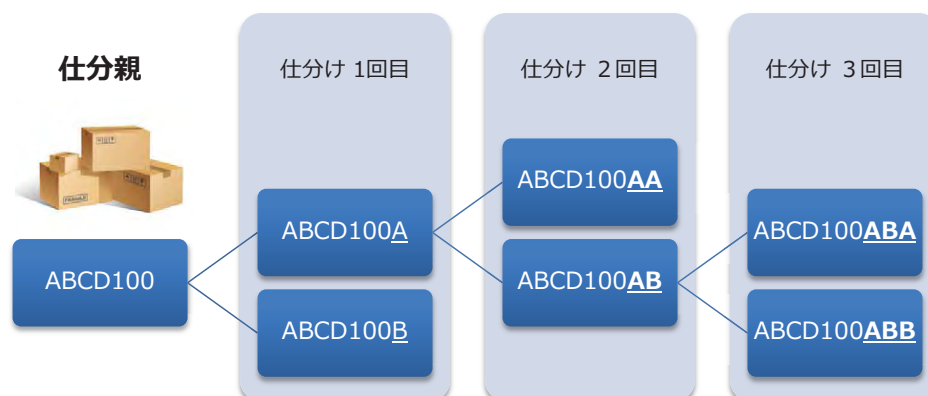
2. 仕分枝番体系の変更②（次期仕様案）

次 期

- S H Sは「仕分前貨物管理番号」、C H Jは「仕分前 B/L 番号」を仕分親番号とする。
- 直前の仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。
- 取扱枝番は、A から V、その後 A A から V V の順に払い出される。
- I・O・W・X・Y・Z は取扱枝番には使用しない。

2 回以上仕分けを行っても親の取扱枝番を引き継いでいく。

※仕様変更部分は太字下線で表示



現行 B/L 番号の入力仕様である 20 桁では仕分（仕合）子数、階層の制限があり、枝番の払い出しに仕分（仕合）親の枝番体系が残らない仕様になっている。次期において B/L 番号を 35 桁化することで親の枝番体系が引き継がれる仕様が可能となる。ただし、仕分け（仕合せ）を実施する度に桁数が増加する。

3. 貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）業務での内取り仕様（案）

次 期

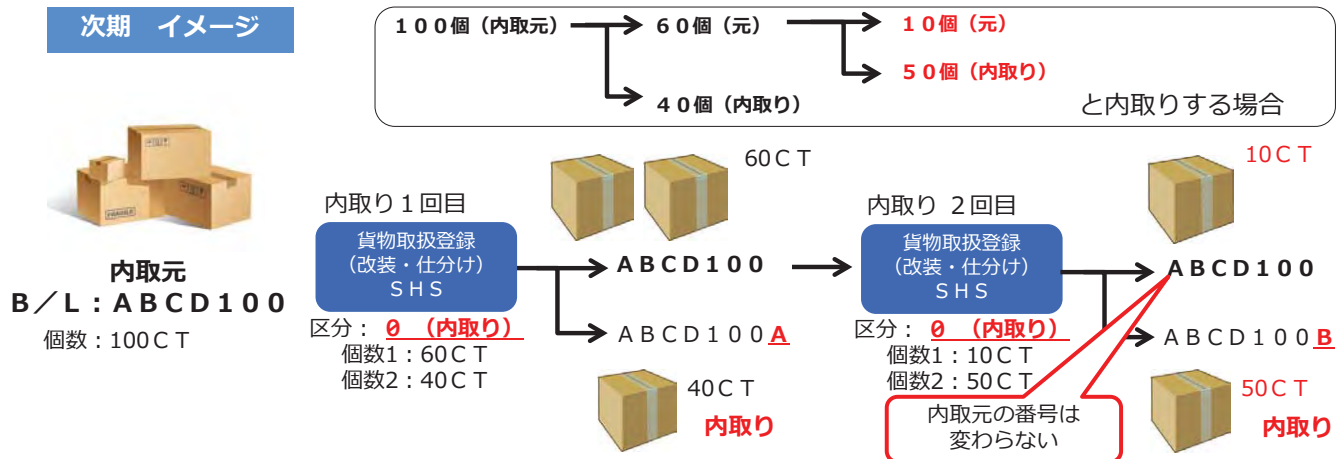
①内取りする場合は仕分数の項目に新たに「内取り：0（ゼロ）」の区分を設ける。
（＊現行の区分は、改装：1、仕分け：2～20）

②繰返し部には内取元と内取りをする分の2つの情報を入力する。
なお、内取元と内取りをする分で同一コンテナの入力は不可とする。

③内取り時は以下のような管理となる。

- 内取元については、B/L 番号を変更しない。
- 内取りをする分の貨物については、枝番を付与して貨物情報を作成する。
- 枝番の付与方法は、内取元にて払い出した枝番を管理し、内取りの度に次の英字を付与する。なお枝番に I・O・W・X・Y・Z は使用しない。

次期 イメージ



Ⅶ-6. B/L 番号の入力仕様の見直し

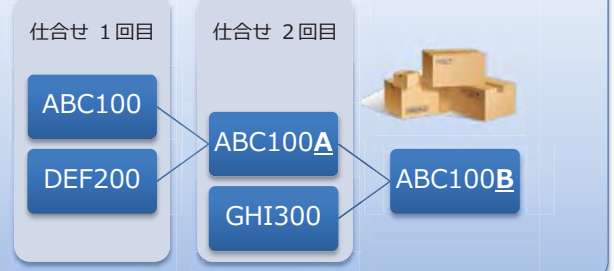
4. 仕合枝番体系の変更①（現行仕様）

枝番体系の見直しに伴いCHU（貨物取扱登録（仕合せ））業務においても、仕合せが行われる際の枝番体系について変更する。

現 状

- 「仕合前輸出管理番号」の1の欄に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。
- 取扱枝番は、AからV、その後AAからVVの順に払い出される。
- I・O・W・X・Y・Zは枝番には使用しない。

2回以上仕合せを行うと仕合親がわかりにくい



CHU（貨物取扱登録（仕合せ））業務画面

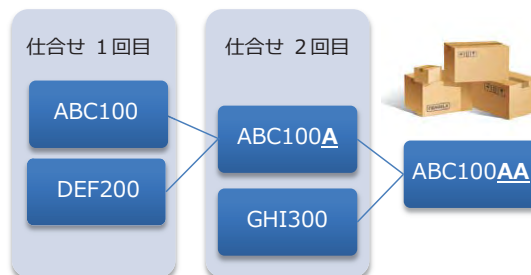
4. 仕合枝番体系の変更②（次期仕様案）

次 期

- 「仕合前輸出管理番号」の1の欄に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。
- 取扱枝番は、**直前に行われた「仕合前輸出管理番号」の1の欄に入力された輸出管理番号に対し**、AからV、その後A AからV Vの順に払い出される。
- I・O・W・X・Y・Zは枝番には使用しない。

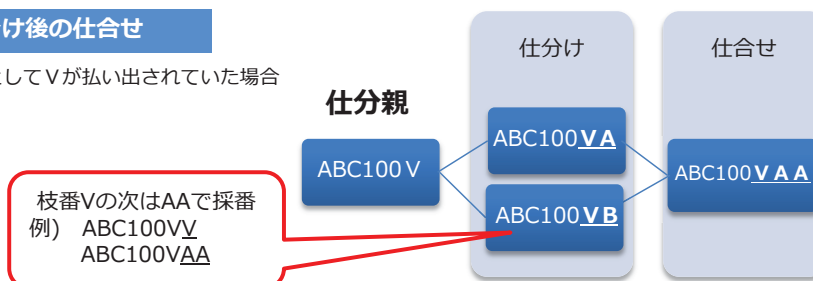
2回以上仕分けを行っても親の枝番を引き継いでいく。

複数の貨物の仕合せ



仕分け後の仕合せ

* 既に枝番としてVが払い出されていた場合



VII-7. 事前調整等の結果実施しないこととした案件

詳細仕様の検討項目のうち、以下の案件（これまでのWGにおいて提案した案件は除く。）については、関係業界との事前調整等の結果、第6次NACCS更改時において仕様変更を実施しないこととした。

航空・海上共通業務

	検討項目	検討概要	検討結果
1	送信先の指定方法の簡易化	オンライン業務において出力情報の出力先の指定は「利用者コード」の入力等により実施可能としている。NACCS業務において利用者コードに代わる、送信先を容易に特定可能なコードを設けて、利用者が送信先を簡易に指定可能な仕組みを検討する。	要望者と意見交換の際に利用者コードを意識しないような仕組みは系統的に困難であることを説明した結果、要望取り下げとなった。
2	FAINS登録状況照会機能の追加	輸入者のFAINS登録状況照会機能の追加についてセキュリティ面も含めて検討する。	関係省庁との検討の結果、輸入者のパスワードについては登録が完了し次第、検疫所から連絡する運用としており登録状況照会機能は不要と考えられ、また、情報セキュリティの観点から対応しないこととした。
3	仕向地の項目追加及び申告時間順の表示変更	「輸出申告等一覧照会（IES）」業務において、仕向地の項目を追加及び申告時間順の表示に変更する。	要望者との意見交換の結果、要望取り下げとなった。
4	審査状況（区分2、3）確認業務の新設	搬入前申告で審査区分が区分2、3となった申告について審査終了か否かを一括で確認できるような見直しを行う。	「輸出申告等一覧照会情報（民間）（IES）」業務の「審査区分識別」欄で確認可能なことから、要望取り下げとなった。
5	輸出入許可書の項目追加	輸出入許可情報について、以下の項目の追加を検討する。 申告税関コード、担保登録番号1、担保登録番号2、包括審査扱い受理番号、関税免税額合計、関税減税額合計、内国消費税免税額合計1-6、B/L No.（輸出）	情報提供機能の見直しにおいて検討する。

航空関連業務

	検討項目	検討概要	検討結果
1	搭載上屋へのULD分割搬入時におけるCLB業務可否	搭載上屋へ一部ULDを搬入し、「積付結果取消呼出し(ULC)」業務で積付け解除した場合においても、「搭載完了登録呼出し(AWB単位)(CLB)」業務を可能とする。	現行でも積付け解除した場合においてもCLB業務が可能であることから、要望としては取り下げることとなった。
2	MAWB単位での搭載可能化	ULC業務を実施せずとも、MAWB単位で搭載を可能とする。	ULC業務を実施しなくても「搭載便割当情報登録(FLIO1)」業務を実施することにより、MAWB単位で搭載可能であるため、要望としては取り下げることとなった。
3	要目訂貨物の汎用申請業務化	輸入詳細不明貨物に関する要目訂申請の汎用申請業務化について検討する。 現行は税関様式の帳票をマニュアル作成し、都度税関に申請している。	汎用申請で対応する方向で検討することとなったため、次期NACCSの要望としては取り下げることとなった。
4	輸入混載貨物の搬入確認業務等の見直し	輸入混載貨物の搬入確認業務等において、1便で到着したHAWBに対して、複数回に分けての登録不可という業務実態とシステム処理でかい離している部分について改善を図る。	航空輸入貨物管理において、基本となっている考え方を変更しないと機能追加への対応が難しく、システムへの影響範囲が大きいこと、及び現状の運用でも支障がないことから対応しないこととした。
5	仕出地及び仕向地の入力コードの関係	「AWB情報登録(輸入)(ACH)」業務における仕出地及び仕向地の入力コードの関係について検討する。 現状、入力コードによってCITYコードと空港コードの両方が登録されていると、どちらか一方でしか登録がされていないものがあり、そのたびに入力し直さなければならない。	必要なコードをNACCSに登録することで、現行においても対応可能なことから、次期NACCSの要望としては取り下げることとなった。
6	イレギュラーケースにおけるHAWB情報削除の可否	MAWB情報が保存期間を超過し、削除された場合におけるHAWB情報削除の可否につき検討する。	現行においても「混載貨物確認情報訂正(CHP)」業務または、「輸入貨物情報変更登録(CAI)」により削除可能であるため、要望としては取り下げることとなった。

VII-7. 事前調整等の結果実施しないこととした案件

海上関連業務

	検討項目	検討概要	検討結果
1	VAN業務等におけるコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加	バンニング情報登録関連業務(VAN業務等)においてコンテナ番号の誤登録に対応した訂正業務の追加を検討する。	「バンニング情報登録(コンテナ単位)(VAN)」業務でキーとなっているコンテナ番号の訂正業務を追加することは、システム処理への負荷が非常に大きい旨を説明した結果、対応しないこととした。 なお、現行でもコンテナ番号を訂正する場合は「バンニング情報取消し(VAC)」業務で情報を削除のうえVAN業務で再登録することにより対応している。
2	海貨業利用者コードの新設	「港湾運送事業法」に基づいた営業免許海貨業者の「業務利用者コード」の新規創設を検討する。	関係団体との意見交換の結果、要望としては取り下げることとなった。なお、NACCSにおける「海貨業」の定義の確認及び当該定義に基づく利用契約の在り方等については、引き続き検討を実施する。(WG報告対象外として整理。)
3	CY搬出業務におけるD/Oレス対応等	NVOCC/FCL貨物取扱いで運用(D/Oレス対応等)について検討する。	
4	DOR業務の2段階化	船会社 → NVOCC向け 及び NVOCC → 海貨業向けのD/OIDの通知という「輸入貨物荷渡し情報登録(DOR)」業務の2段階化について検討する。	要望元に対し、NVOCCが取引に介在しているか否かを系統的に判断できない旨を説明した結果、対応しないこととした。

